

第七章

戦後復興から高度経済成長へ

第1節 暮らしの風景

第一節 暮らしの風景

1110

中駿病院組合管内伝染病発生状況
表(Ⅰ)(Ⅱ)

昭和23年4月1日～45年9月30日

中駿病院組合管内伝染病発生状況表(Ⅰ)

(自昭和三十三年二月三十一日
至昭和三十一年一月三十一日)

二昭和十和年三	年次別	町村別	病類別(発生)
深良村	富岡村	裾野町	細菌性痢
一	五	九	ジフテリア
一	一	二	猩紅熱
三	五	八	日本脳炎
二	二	二	疫痢
四	九	二	腸パラチフス
二	二	二	流行性脳脊髄膜炎
四	九	二	町村別小計
七	七	七	合計

三昭和十和年	二昭和十和年九	二昭和十和年八	二昭和十和年七	二昭和十和年六	二昭和十和年五	二昭和十和年四
深良村	富岡村	裾野町	深良村	富岡村	裾野町	深良村
一	六	二	七	三	一	二
一	二	一	一	一	四	一
一	一	四	六	一	三	六
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	三	一	三
一	一	三	一	二	一	四
一	一	一	一	二	一	一
〇	四	二	八	一	二	二
一	一	一	一	七	三	三
一	五	二	八	一	四	二
一	三	六	三	六	四	四

第7章 戦後復興から高度経済成長へ

昭和二十八年	昭和二十七年	昭和二十六年	昭和二十五年	昭和二十四年	昭和二十三年	年次別 病類別
一四	三	一一	一八	二二	六	細菌性赤痢
一	一	四	四	六	九	ジフテリヤ
八	一	三	六	〇	〇	猩紅熱
〇	〇	一	一	〇	四	日本脳炎
二	〇	三	九	五	〇	疫痢
三	四	一四	五	七	一六	腸パラチフス
〇	三	〇	〇	二	二	流行性脳脊髄膜炎
						急性白髄炎
二八	一二	三六	四三	四三	三七	計

伝染病発生状況調(Ⅱ)(昭和二十三年～昭和四十八年)

計			三昭 十和 年二			三昭 十和 年一			
須山町	深良村	富岡村	裾野町	深良村	富岡村	裾野町	深良村	富岡村	裾野町
〇	三	二	三			六			一
〇	一	六	三						一
〇	〇	六	三						一
〇	二	四	四			一	二		一
〇	三	六	二						
〇	四	一	三			一			一
〇	一	五	二						
〇	四	六	一			二	八		三
									五
二四				二〇			八		

昭和四十八年	昭和四十七年	昭和四十六年	昭和四十五年	昭和四十四年	昭和四十三年	昭和四十二年	昭和四十一年	昭和四十年	昭和三十九年	昭和三十八年	昭和三十七年	昭和三十六年	昭和三十五年	昭和三十四年	昭和三十三年	昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十年	昭和二十九年
二〇	〇	〇	〇	二	二	四	一〇	六	一六	一一	一五	一一	二四	一八	八	六	一	七	一二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	三九	九	四	〇	四	三	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	二	〇	〇	〇	一	一	五	〇	一	一	一〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	一	三	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	一	〇	〇	二	三	〇	〇	一	〇
〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	一	〇	四
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	一
											一								
二〇	〇	一	〇	二	二	四	一一	六	二〇	一一	一六	一五	六四	三一	二二	一〇	八	一五	三〇

（昭二十三年～三十一年までは旧町村の合計数）
三十二年以降は合併後の町の合計
〔裾野市役所所蔵「伝染病発生・転届届綴」〕

1111 村の国民保険について

（一九五二）
昭和27・7・2

御宿区長殿

供回覧

昭和二十七年七月二日 富岡村長 遠藤佐市郎印

村民各位

一 今年四月から国民健康保険を村で運営することになりまして、俸給生活者の様にすでに他の保険に加入してゐる者の外はすべてこの村の国保に加入することになつて居ります。それでおくれましたが、さきに保険証を皆様にお届け致した筈であります。治療所を指定してあります。次の病院になつて居ります。

村の診療所。中駿病院。三島国立病院。三島病院。

沼津国立病院。沼津市立病院（駿東病院）。岩波齒科

医。

右の病院では治療費半額ですむ事になつて居ります。村の診療所の森脇先生は東京にかへりましたが、あとに瀧上（たきがみ）先生がまゐりました。若い立派な而も至つて気さくな先生です。精々村の診療所を御利用下さい。

一 国民健康保険に必要な費用は主として村税の内国民健康保険税として徴収することになつて居ります。

一世帯最低五百円最高二千円を年四回に分納して戴くことになり。その第一回分を七月中に収めて戴くやう令書を配布いたしましたからよろしく御願ひ申し上げます。以上

（御宿区所蔵「御宿区役場関係綴」）

1112 一三〇〇戸に給水 裾野町の水道 昭和29・1・8

通水

千三百戸に給水 裾野町の水道通水

【沼津発】駿東郡裾野町では町政施行後の最大事業として

全町に水道を敷設することになり、昨年九月に着工、工事を進めていたが、漸やく第一期工事を終えたので来る十五日に通水式を挙行、とりあえず全町二千戸のうち千三百戸に対し給水を開始し、引続き第二期工事にうつり、本年一ぱいで全戸に水道をひく、水質は富士山の地下水脈をそのまま水源としているだけに県東部のどこよりも優秀の折紙がつけられている。

(静岡新聞)

1113 須山口登山道復活へ

(一九五四)
昭和29・8・8

須山口登山道復活へ

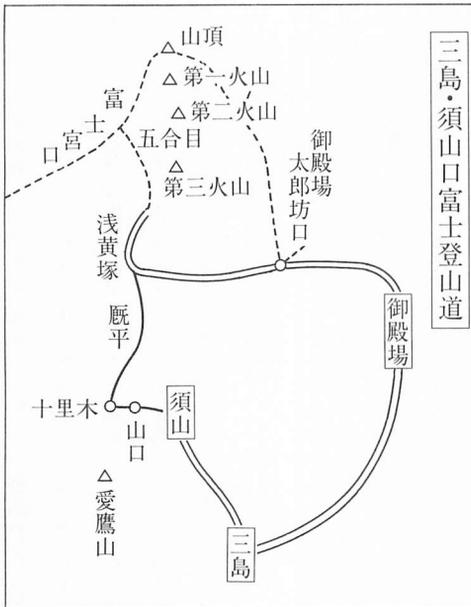
三島市で実地調査始む

三島から駿東郡須山を経て登る富士登山道を復活するため、松田三島市長ら市と議会関係者の一行は六日コースを実地踏査した。須山口登山道はかつては南表口として富士宮口と共に関西方面の登山者を集めてにぎわったが、明治十六年御殿場口登山道が新設されるとともに、陸軍

の演習場が近くに設けられたことなどから廃道になっていたもの。

三島市が他のコースにくらべてとくに推奨する点は、同コースが愛鷹火山に接近して愛鷹溶岩流と富士溶岩流との裾合谷を探ることができ、既ヶ平から五合目付近にかけては高山植物のハマナシが咲き乱れ、さらに沿道側火山が多いので富士山と側火山との関係を知るに適し学術研究上に恵まれているうえにながめも富士唯一のもので、終始駿河湾、相模湾、三保の松原、遠くは南アルプスも望見、傾斜がゆるやかなことと相まって最適という。

道路はいま須山村山口までは行政協定道路の工事が進められ、この十月に完成の予定で、既ヶ平までは馬力の通れる林道があるので補修程度でバスの運行が可能、浅黄塚から第三火山付近までは現在営林署の材木搬出のトラックが通っているので既ヶ平から浅黄塚まで四キロのバス道路を新設すれば第三火山付近までバスが直通、富士登



山道ではもっとも楽なコースとなることを強調している。バスを運行させるまでにはここ二、三年はかかるものとみられるが、市当局では来年の登山期までには曲りなりにも間に合わせたいとはり切っている。【図版は須山のコース】

(朝日新聞)

1114 水道布設の記

水道布設の記

(二九五四)
昭和29・10

渡辺慎一誌

水道布設の記 昭和廿九年十月完成

水窪部落は古来川の便が非常に良いけれど、其の流水たるや全く穢ないものであった。良質の井戸は村中で小生宅の水質検査済みのものが僅かに一カ所だけであった。それ故、古来全部落民は平素川の水を総てのものに使用して来たのである。彼等は穢ない川の水とは知りながら止むなく、洗面、炊飯、飲料、風呂等、あらゆるものを使用せざるを得なかった。殊に大雨の時など河水はゴトゴトに濁り、何物にも使用する事能はず、小生宅へ貫水に来る人が大分あった。一般の人は止むなく雨水をためて顔を洗い、飯を炊く様な事も珍らしくはなかった。河水の使用は衛生上、誠に由々敷い問題であった。其の頃裾野に於ては電波探知機により、石脇天王神社横

に地下水が流れて居る事を発見、全町に水道布設の目的を以てボーリングの結果、水量豊富、良質なる事全国にも稀なりと農林技監の証言を得た。茲に於て直ちにサクセイ工事に着手、完成をまつて水道を布設する事に決定した。当時小生は町議会議員在任中にて水道委員に挙げられて工事完成迄尽力した。

時恰も当水窪区に於てはコブタナ共有林の立木を約五百万円にて売却したる折柄なりしたため、此の金の一部を以て水道布設費に充当して、全区民一斉に水道を布設する事に衆議一決した。元来コブタナ山林は卅名の共有林なるも此の際には所有者以外の区民にも此の金で布設してやる事にしたのである。

当区の水道は昭和廿九年 月工事に着手、同年十月完成した。完成したる水道は水量豊富、圧力強大にして火防にも大に役立つであらう。従来主に主婦達の仕事であった台所用水や風呂水汲み入れも、川から運ぶ必要解消、蛇口一つ捻れば居ながらにして勝手場にも風呂場にも豊

富な水が流れ出で、主婦達の労を省く事を得た事は何よりの仕合せであった。

経費の支出方法。

コブタナ山林売却代金の内、金五一八、四四〇円を水道布設費として支出。即ち本管から勝手場の蛇口迄一本に限り無料とし、其の蛇口から先方へ引く場合は各自の負担とする事となす。而して受益者五十戸は本管から勝手場、蛇口迄の巨離(マツ)の長短に拘はらずプール計算をなし一戸分九、一九七円を要した。別に長教寺の分は特に実費全額をコブタナ代金から支出してやった。其の額四、二八四円を要した。

一般

九一九七円×五〇戸＝四五九、八五〇円

長教寺分

四、二八四円

雑費

五四、三〇六円

総支出

五一八、四四〇円

別に左記四名はコブタナ山林に関係無き寄留者に付、各自実費負担にて同時に布設した。

芹沢六郎 五、六三三円 原川智一 一八、〇五三円
 関野孝一 七、六四七円 野木銀作 五、七〇三円
 連名

渡辺彦久 水口正好 奥村 廣 渡辺喜一
 米山典長 鈴木梅吉 杉本義雄 市川昭三
 長谷川昭三 関野 宏 関野合三 関野永藏
 星野敏郎 飯田喜太郎 星野佑次郎 星野嘉一
 鈴木太郎 森田 明 関野留吉 関野林作
 関野政雄 沢村一郎 関野星平 関野末作
 小栖徳次郎 市川一男 平沢 昇 黒田泰久
 関野友吉 星野仁作 渡辺 貢 渡辺慎一
 関野平吉 渡辺信吾 杉本 高 立林武雄
 渡辺 清 石井行夫 石井一男 石井高次郎
 石井長由 渡辺静儀 杉山吉男 星野安永
 石井喜作 加藤種作 川口秀雄 渡辺かく
 長谷川藤作 渡辺周作 合計五十名

(水窪 渡邊公二氏所蔵「水道布設の記」)

1115 昭和三〇年度簡易水道事業実施に 昭和^(一九五五)30・6・15
 関する補助金交付方陳情の件

須衛第五十一号

昭和三十年六月十五日

駿東郡須山村長 小野田市太郎^印

静岡県知事 齐藤寿夫殿

昭和三十年度簡易水道事業実施に関する

補助金交付方陳情の件

標記の件須山村簡易水道を完備し度くに付き別紙陳情書を相添え事業実施に関する補助金の交付方御取り計らい願ひ度く御懇願申し上げます。

須山村簡易水道施設完備の為継続工事実施に

関する陳情書

静岡県駿東郡須山村の飲用水は駐留軍演習場内に水源を有し、部落までの距離八、一〇〇米の間を竹管、土管等

を以つて、導水・送水し、各戸の給水は之等竹管、土管等による尻取式で設備が不完全な為、汚濁水の流入や病原菌の侵入等極めて非衛生的な状態で御座居ました。

殊に施設が土管竹管等の為、駐留軍の砲爆撃、重車輛による破損、漏水による断水或は汚物の流入激しく、飲料水として極めて不安な状況にありましたので、之れが恒久対策として須山村上水道事業計画を作成し静岡県知事に上水道事業認可申請書を提出しました処、昭和二十八年十月三日付静岡県指令公衛第八三四号により認可せられましたので早速、事業計画に基き、直接駐留軍の演習による被害を防止する為、演習場内水道施設整備について関係当局へ陳情しました結果その実情を篤と御了察下さいまして、昭和二十八年八月十四日付厚生省静岡第四二七号により東富士演習場地区水道施設整備事業として国庫補助金を仰ぎ演習場地域内の水道施設の完備が出来る事、最近破損箇所より木の根、いたどりの根等が侵入し

肝心の配水池配水管等村内の給水施設を整備しなければ従来からの非衛生的な飲料水の解決は出来得ないのであります、特別の御同情により完備出来ました水源施設に伴ない引続き各戸給水施設を完備して安心して飲料水を利用出来る事を村民一同熱望して居るものであります。

県の水道事業認可も演習場内施設整備に更に村内全般の配水施設をなす事を計画として認可されたものであります、本村の急務とする水道事業の主体は送水施設の一部と村内配水施設の完備にあるのであります。

本村は水利極めて悪く水田は皆無であり、畑作のみの貧弱な農業であり、加うるに三百余町歩の耕地を演習場に接収され村民は製炭業或は日雇等に転業して生計を支えている現状であり、又村財政もその五〇%余を平衡交付金に仰いでいる様な窮状でありますので日常生活に直結し最も必要な水道事業に施す術もなかったのであります、最近破損箇所より木の根、いたどりの根等が侵入して破損箇所をより大きくしたり、駐留軍の車輛による破

壞、雨水の流入等殊に降雨時に於ける濁水と云うより泥水の流入するに至っては到底飲用出来ない状態で、御殿場保健所より、しばしば注意を受けているのであります、湧水もなく、井戸もない全く水に恵まれない本村ではこの水道が唯一の飲料水である為、病原菌の浸入、汚物の流入等不備な状態に村民一同日々憂慮して居るのであります。そこで衛生的見地より村民の健康擁護の為不時災害に対する立場等から各戸完全給水が特に要望される訳であります。

昭和二十八年年度事業に継続して昭和二十九年年度事業を実施する予定でありましたが、たまたま昭和二十九年五月小学校全焼と云ふ思はざる災害を蒙り二十九年年度水道事業を中断しなければならぬ事態に立至ったのであります。小学校火災の際も水利悪るくみすみす焼失するのを傍観している様な状態でありました。

右の様な本村の窮状と特殊な事態を篤と御洞察下さいまして当村の恒久的な防疫、防災対策として、水道事業認

可の線に添った事業計画が昭和二十九年年度継続事業と同様の見地に立って昭和三十年年度国庫補助事業として御認め下さいまして一日も早く衛生的な施設が完備し、村民が安んじて水道使用の出来ませ様特別の御高配を賜り度く偏に御願ひ申し上げます

昭和三十年六月 日

静岡県駿東郡須山村長 小野田市太郎 殿

(裾野市役所 須山支所所蔵「須山村簡易水道施設完備の爲継続工事実地に関する陳情書」)

1116 裾野町国民健康保険発足

(一九五五)
昭和30・8・1

昭和三十年八月一日 裾野町国民健康保険発足

裾野町に於ては昭和三十年八月一日より国民健康保険を実施する事となり特別会計に依り計理、運営協議会委員十一名を以て運営する。

発足当初の状況

世帯数一、二五二 被保険者数六、六四六

予算(自昭三十一年八月至三十二年三月)八ヶ月 歳入出共 四、四三二、八

一〇円

運営協議会委員

被保険者代表 四名

服部 清、永田 弘、市川京一、清水喜作

医師代表 三名

原 千陽、杉山愛国、服部堅吉

議会より 四名

芹澤五郎、藤谷佐一、渡辺慎一、市野 昇

(水窪 渡邊公一氏所蔵「主な出来事」)

1117 沼津行バス運転要望書

(一九五五) 昭和30・9

沼津行バス運転要望書

貴社にて現在運行されております、御殿場発、又は小山発バスは、その終着点がいずれも三島市のため、地元住民の沼津市への、利用価値は極度に限定されておる現

状であります。

従来沼津市は、県東部に於ける中心都市であり、特に当地方といたしましては、政治 交通 文化 教育 又は産業上何れをみても、沼津市と相互に重要な関連を有して居ります。

就中交通はその原動力をなし、特に本年三月御殿場市を中心とする行政協定道路の竣功は、沼津、小山間を一貫させ、沼津市への地理的条件は、愈々重要度を加えるに至りました。

かゝる道路網の発展に対処して地元住民の沼津への交通量は日毎にその数を増加し、これがため唯一の交通機関とする貴社への、沼津迄のバス運行は地元民挙げて切望する処となつたのであります。

茲つてこゝに地元住民を代表し、沼津駅迄のバス路線延長運転の実現を計られ度く関係者連署を以て要望します。

昭和三十年九月 日

御殿場市長 勝 又 春 一

小山町長

湯山正平

北郷村長

永原正雄

高根村
須走町連合村長

林玄一

須山村長

小野田市太郎

県議会議員

江藤栄

県議会議員

神成昇造

富士山麓電鉄□株式会社

社長 堀内一雄殿

(裾野市役所 須山支所所蔵「観光関係書類綴」)

昭和30年度富岡村体育祭プログラム

1118

昭和30年10月15日(雨天順延)

昭和三〇年度富岡村体育祭プログラム
 昭和30・10・15
(一九五五)

開会式 (午前8時) 集合 敬礼 君が代 会長挨拶 優勝盃返還 敬礼 退場	開会式 (午後4時) 集合 敬礼 優勝旗授与 会長挨拶 万才三唱 敬礼 解散
---	--

午 前 の 部	午 後 の 部
1 ラジオ体操第一……全 員	31 大行進・富士体操…12・30 中 全
2 100m競走 ……1小3男女	32 ねんぶつ踊 ……老 人
3 100m競走 ……青 年	33 60m ……1小2男女
4 60m競走 ……1小1男女	34 おもちやのマーチ…千福幼稚園
5 60m100m競走…二 小	35 百足競走 ……青 学
6 100m競走 ……中 女	36 いろいろ競走 ……2小2年以上
7 二人三脚 ……1小56女	37 なわとびうた ……中 女
8 佞かつき150m…青年男女	38 綱 引 き…1年生と 先 生
9 障害物競走 ……1小56男	39 ゆかいなボルカ…1小34男女
10 あなたと共に ……青 学	40 各種団体リレー …2・00 各団体
11 数 合 せ 競 走…1小4男女	41 ゆうぎとかけつこ…幼稚園
12 支 度 競 走…母 親 学	42 役員百足競走 ……消 防
13 支 度 競 走…消 防	43 球 入 れ…婦 人 会
14 グランドスケヤ…中 女	44 助け合いリレー …1小56男女
15 親子さんすう ……村 民	45 三代リレー ……村 民
16 支度競走200m…青年男女	46 400m ……青 年
17 交通整理のおまわりさん…10・1小2男女	47 綱 引 き ……村 民
18 組 立 体 操…中 男	48 チュリップマーチ …1小56女
19 なわとびうた ……2小3年以上	49 いろは音頭…3・00 青 婦
20 鉢 巻 と り ……1小56男	50 200m競走 ……中 男
21 5000m ……青 年 男	51 手拭おけさ ……中 女
22 綱 引 き ……1小34男女	52 1500m ……青 年
23 のぞみ音頭…婦 人 会	53 宝 つ り ……村 民
24 宝 つ り ……来賓村議	54 騎 馬 戦 ……中 男
25 ありさんのおはなし…1小1男女	55 団員リレー ……消 防
26 職員リレー…三校職員	56 字別リレー ……婦 人 会
27 赤い花・白い花 ……2小12年	57 地区別リレー ……中 学
28 スピニングワルツ、…青 学	58 400mリレー ……青年男女
29 オクラホマミキサ…	800mリレー
29 役員リレー…村 民	
30 字 別 リ レ ……12・小 学 校	☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

部 落 色 別 桃園、大畑(桃) 千福(赤) 御宿(黄) 上ヶ田(えび
 茶) 金沢(白) 葛山(青) 今里(緑) 下和田(紫)

(御宿 勝又茂美氏所蔵「富岡村体育祭プログラム」)

富岡村今里区生活改善実行会規約

(一九五六)
昭和31・1・11

富岡村今里区生活改善実行会規約

其の一 婚礼

一、相手方調査選択について

イ、本人の意志を尊重し、相性、年廻り、方角面の迷信にとらわれぬこと

ロ、調査を充分にし結婚後の繁栄を図ること

ハ、必ず健康診断書の交換を励行すること

二、婚約について

イ、縁談成立に際しては媒妁人を通じて相手方に本規約実行の承諾を求めること

ロ、縁談成立した場合は速かに部落会の結婚改善実行

委員(班)に連絡すること

三、結納について

イ、結納金は貳万円以下とす 祝儀物(目録代)は五百

円程度とする

四、衣裳調度について

イ、箆笥は一棹、夜具一組、座布団二枚、鏡台、張り物板、裁物台、下駄箱、タライ、編物器一、以上は最高限度とし極力これ以下とする

但しミシンは嫁入先がない場合に限り実行委員の許可を得て持参することも出来る

ロ、衣類の新調は見合せ不到着も最少限度とすること

ハ、衣裳、調度品を一般に披露せざること

五、結婚式について

イ、結婚式は神社又は公共の場所にて、神前又は仏前に於て行い家庭に於ての式は極力避ける事

ロ、挙式はなるべく昼間とし、もし夜間に及ぶといえども午後十時を過ぎざること

ハ、新郎新婦の婚姻届書の署名捺印は式中の行事とする
ること

ニ、新郎新婦の式服は新郎は背広とし新婦は特別に新調せざること

ホ、婿入嫁入の場合媒妁人方に於ては茶菓子を出す程度とし酒食を供せざること

六、披露宴について

イ、当日の招待は両家親族知己隣近所の者に限る、料理は一人分百五十円位とする酒は一人に二合とする
ロ、披露宴当日の親戚知己へ新婦の挨拶廻りは廃止すること

七、祝儀について

イ、祝儀は現金を以てすること、祝儀返しは廃止すること
ロ、里帰りはごく質素に行い、三ツ目振舞は廃止すること

其の二 出産、葬儀、その他

一、出産について

イ、出産前のお見舞は全廃すること
ロ、出産の場合は親元より最高五百円程度の祝儀を出す別に初着は贈らぬこと、近隣の者は長子出産の場合

合に限り祝儀を出す場合は百円以内を贈ること

ハ、饗応御返しは全廃のこと

二、節句について

イ、親元より最高千円程度の祝儀を出し、雛、五月人形は贈らぬこと

ロ、近隣にて祝う場合は長子に限り百円以内の祝儀を出すこと

ハ、饗応お返しは全廃のこと

三、葬儀について

イ、葬儀については部落会と喪主と連絡協議し一切の施行方法を定めむだの経費を省くこと
ロ、香奠返しは一切廃止すること

ハ、会葬者に対する礼状は特別の知己関係者のみに限る、会葬者に饗応はせぬこと

ニ、一般の会葬者には礼状は出さぬこと

昭和三十一年一月十一日

昭和三十一年一月十一日

(今里区所蔵「雑文書」)



5 久保川排水路下流，深良村地区 岩波地内
家屋倒壊 流失被害の箇所

1120
洪水被害

(一九五六)
昭和31・6・23

この洪水は東富士演習場の荒廃が起因するものであった、

夜半降雨による所謂鉄砲水で突如として黄瀬川に流れ込む雨水は怒濤の如く岩波駅西側の高い岸辺を超えたる凄まじさであり、水の恐しさは殊更に沿岸住民を震駭せしめた(文書・表紙裏の記載)

(裾野市役所 深良支所所蔵「洪水地写真B C O H i水系」)

1121 大洪水

(一九五六)
昭和31・6・24

昭和三十一年六月二十四日 大洪水

昭和三十一年六月二十四日午前〇時過、昨夜来の豪雨にて大出水のため警鐘乱打され大騒ぎなる旨石井おたけに起された。早速身仕度して上村に行くべく平沢の前迄行きたるにそれ以北は一面の水にて膝を没する程の濁流にて歩行困難であった。漸く此処を渡りて行く程に小柳杉本義雄、奥村は床上、長谷川昭二と同隠居、関野末作、同星平、同政雄、同永歳等は床下浸水にて流失品も相当有り損害甚大であった。此のため消防団堰原其の他より来援多数なので区としてムスピの炊き出しをなし酒五升

を出した。

愛鷹橋の袂など一面の水、遂にあれだけ高い橋の上を水が乗り越えて手摺に丸太が(流れてきた)ひっかゝった程の大洪水にて橋の中央の橋桁(レールえコンクリを巻いた一尺角位)三本が流出、渡橋危険となった。警察(沼津)からは直ちに調査に來た。自分は一度罹災者を見舞ってから□戸方面の状況を見たるに、洞の田から下窪の田畑一面河原と化し目も当てられない被害であった。夜明けをまって全部写真を撮った。被害は区有の郷林の畑を除いて山神社から川添ひに下窪迄全部小生所有のもので、田の中も畑の中も表土は殆ど流失又は砂が流入堆積して大石小石がゴロ／＼手の施し様もない。其の内に区民大勢来り兎に角出来るだけ整理して作物の生きるものは生かす方法をし様とて男二十人、女十五人程手伝ってくれ(佐野の日吉好明夫婦は早朝から稲苗をリヤカーに満載して来て終日手伝ってくれた)稲苗を貰ひ集めて漸く二度目の田植をした。

今回の洪水は稀なる出水で下窪の柿ノ本の塘の半分迄水が達した。出水の様子は急に増水して急にひけたので此の位で止まったが若しも増水時間が長引いたら一層被害は甚大なものであつたろう。県から再三被害調査に來た結果災害金を貰った。

(水窪 渡邊公一氏所蔵「主な出来事」)

1122 公営住宅二本松団地入居者募集

(一九五九) 昭和34・3・1

御宿区長殿

公営住宅二本松団地入居者募集

昭和三十三年年度建築公営住宅第一種木造平屋十戸の入居者を左記により募集いたします。

記

一、入居申込期限自昭和三十四年三月二十日(午後五時締切)四月十日

二 募集団地種別並に戸数

二本松団地(佐野一四五二番及其の附近)第一種木造平

屋(三四、七平米「一〇、五坪」)十戸

三 入居資格

1 毎月基準収入(申込前六ヶ月の平均月収額)が家賃の六倍から十五倍以上(但し最高三万二千円まで)の者で家賃及び敷金の支払ひ能力を有する者

2 現に同居し、又同居しようとする親族があること

3 現に住宅に困窮していることが明らかな者

4 町に永住を目的とし、独立の生計を営み町内に保

証人を有する者

四 家賃 附帯工事請渡後公示する

五 その他

1 入居申込書用紙は裾野町役場厚生課に於て交付する添付書類として勤務先証明書、所得証明書、保証人の請書等が必要で

2 入居申込については入居者選考委員会に於て調査し有資格者募集戸数超過の際は公開抽籤によって決定する

3 住宅完成予定 昭和三十四年三月三十一日

4 二本松団地は二本松浅間神社南側となります

5 間取り六畳、四、五畳、一坪の板の間、玄関、勝手、風呂場、便所等木造スレート葺一戸建であります

昭和三十四年三月一日公示

裾野町

(御宿区所蔵「昭和三十四年度諸通知(三月分)」)

1123 御殿場線電化並復線施設請願書

(一九五九) 昭和34・8

御殿場線電化並復線施設請願書

生活文化は年と共に向上し、交通の発達に伴う交通機関の諸施設も、日常生活上の必要性は地区発展への重要な役割を担って居りますが、年々増加する輸送量の増大に応じきれず、東海道線のスピードアップで輸送力を増すため、東海道線を広軌への新設計画も進められておりますように、経済力の拡大、地区産業の発展振興上大なるあい路となつて居りますが、御殿場線も同様増加の一途

にあり、富士山を中心に諸施設の増加、工場の誘致、自衛隊の常駐等枚挙に暇ありませんが、新宿―御殿場間小田急運転のスピードアップにより利用者も激増、運転回数も増加されて居りますが、これを沼津迄延長運転の要望も、小田急電鉄当局へお願いいたしている状態であります。

御殿場線も、昭和十年丹那隧道開通により、東海道本線より除かれ、昭和十八年には単線運転に切換られ、輸送力は漸減され、東海道本線の面目を失し「山線」と呼ばれるトンネルは多く、煤煙には見舞れ、夏季利用者の悩みとされておりますが、最近ではジーゼルカーの運転により、列車運転の回数も減じられましたがこれが電化されるならば、煤煙の悩みも解消、スピードアップされるので、利用者の増加も予想されますので、早急な施設は沿線住民異口同音の願望いたしております。

御殿場線も、ジーゼルカーの運転、小田急の乗り入れ等運転回数も増加され、近くは自衛隊の常駐等と伴行して

輸送度は急激な激増も予想されますので、嘗は東海道本線として復線運転路盤も擁しておりますので、これを復線とされ、東海道本線も近き将来輸送力が行詰り、全く動きがとれなくなるというわれ、又天災地変等も考慮され、御殿場線復線は国家経済上重要な輸送路として確保願いたいのであります。

既に東京―平塚間は復々線が実現、関係沿線の利便に供されておりますが、平塚―国府津間も復々線計画で用地も既に見取済みとのことですから、これが早急に復々線施設を願ひ、御殿場線の電化と復線施設が完成されるならば、沼津―東京間(御殿場線)直通運転も可能となりますので、御殿場線沿線市町村を代表して御殿場線電化と、復線施設の早期実現の運びとなりますよう、特段の御配慮を願ひたくお願いいたします。

昭和三十四年八月 日

静岡県御殿場市長

小山町長

第1節 暮らしの風景

裾野町長

長 泉村長

御殿場市議会議長

小山町議会議長

裾野町議会議長

長泉村議会議長

殿

(裾野市役所所蔵「受請願陳情申請書綴」)

1124 東富士・「人間の条件」ロケ開始 昭和35・10・26

東富士人間の条件ロケ開始

仲代達矢ら百人 来月十日ごろまで滞在の予定

松竹の話題作、人間の条件の五、六部(最終編)のロケが北海道の長期ロケを終え、東富士演習場で行なわれている。小林正樹監督、仲代達矢、川津祐介ら一行百人、来月十日ごろまで御殿場市内に滞在する予定。新珠三千代は近くくるといふ。

□□最終編はソ連国境で終戦を迎えた梶が生きるため

殺人までしながら逃避行をつづけたあげくソ連軍に捕まり捕虜收容所に收容される。

○：そしてかつて老虎領で中国人捕虜を使つた逆の立場にたたされ、切実に生きたいと願う。ある夜鉄条網を抜け逃走、雪がしんしんと降りつもつていた。

○：ある民家でコジキ同様にもらつたまんじゅうをただ一つのミヤゲに、愛する妻美千子のいる町を目指して歩いた。だが力つきてくずれるように倒れてしまつた。雪は音もなくその上にふりそそぐ。

○：東富士ではこのストリーのうち逃走をつづける梶が荒野をさまよふところを撮影する。

(岳麓新聞)

1125 私たち市町村の交通事故

(一九六〇) 昭和35

町村名	字	一名件数	死者数	傷者数	物件損の数
深良	一〇〇	三	三六	六八	

1126

富士演習場の映画ロケ 米軍再び
昭和37・6・24

脚本検閲

富士演習場の映画ロケ

米軍再び脚本検閲

こんどは防衛庁も加わりもめる

東富士演習場でロケする映画に対する米軍の脚本検閲

		町		野		裾				
計		御宿	遠藤原	下和田	二本松	堰原	平松	水窪	伊豆島田	佐野
二二七		二	一	一	一	六	六	一三	二一	五八
九									一	五
九五		一			一	四	五	六	八	三四
一三五		一	一	一		二	一	一六	一六	二九

(裾野市役所 深良支所蔵「沼津の交通白書」)

「反米映画は困る」

映画会社 「自由主義に反する」と反論

問題がまたふり返した。こんどは検閲に防衛庁が加わっているので話はややこしい。映画会社では撮影の予定がたたないで身体の忙がしい俳優のやりくりも大変、この問題について二十三日富士調達事務所で小久保同事務所長と映画六社協会の榎会長らが話しあつた。

この問題については一昨年ももめた。米軍としては演習場を貸すのに反米的映画を作られては困る、というので英訳の脚本提出を求め検討したうえ許可する方針をとつた。これに対し映画六社協会では英訳することに時日を要し、製作の予定がたたない。それに日本には映倫の検閲があつて自主的に運営しているので米軍の検閲は自由主義に反するという主張をし、結局反米映画はつくらないということ米軍には日本語の脚本を提出、現地調整で許可されることになつた。

このときは地元の旅館業者らが根上市助役と府中の米

軍司令部に陳情をしたこともあつた。ロケで年間一億円はうるおうのにロケができないということになると傷手だというもののだつた。

こんどの場合、米軍司令部に本国から、米軍施設を反米映画に提供するなど指令がきたことから火がついたらしい。横須賀の海軍基地司令部から英文の脚本を出すよう再び要求がきたが、結局友好的な日米両国の間で検閲というのも好ましくないという理由から、府中の米軍司令部のヘース大佐が防衛庁広報課に脚本に目を通すように依頼した。防衛庁でよいというものなら大丈夫だろう、ということかららしい。

映画会社は調達庁を通じて横須賀の米海軍司令部に日本文の脚本を出すとこれが府中の米軍司令部に廻り、さらに防衛庁に渡る。こんな手数を踏むのでロケの許可がくれ先月出した脚本は一本もオーケーがでていないという。防衛庁の検閲？ が遅れているため役所仕事でやられてはかなわんと映画関係者はいつて

いる。

とばつちり受けた秦・始皇帝

ロケ予定たたぬ

現在これでもつとも被害を受けているのが大映の話題作「秦・始皇帝」という。三万人のエキストラを使った台湾ロケを終り東富士ロケをする段どりが整っているがロケの許可がさつぱりなので困りぬいている。脚本八尋不二、監督田中重雄で俳優は勝新太郎、長谷川一夫、市川雷蔵、山本富士子、若尾文子、山田五十鈴といったベストメンバーがズラリ、まごまごしていると他の映画のスケジュールにも差し支えてしまふ。なんとか解決の方法はないものかと思案投げ首というわけである。

なおこの「秦・始皇帝」の東富士ロケは、敵に追われた騎馬部隊の敗走とか難民がえんえんと続くところ、孤立した秦王政と楚の野蛮な兵が白兵戦を展開するなどスケールが大きいシーンでエキストラには二千人を予定している。

小久保富士調達事務所長の話し上の方でやつているようだがみんなが良心的にやろうとしているのだから今までどおりのやり方でよいではないかと思う。

(岳麓新聞)

1127 交通信号機設置に関する陳情書

(一九六四)
昭和39・7

交通信号機設置に関する陳情書

設置希望箇所

二本松十字路

二本松役場入口十字路

佐野東屋前三叉路

近時自動車の増加は上昇の一途を辿り、従って交通量は増大し、之に安全施設が伴わず、あたたら人命を奪っていることは、御承知の通りです。特に道路の横断には子どもは申すに及ばず大人さえ全神経を集中しなければならぬのが、当町を縦断する国道二号線の現状であります。佐野青年団から寄贈された横断用黄旗も公德心の

ない者のために持ち去られ折角の厚意も無になってしまいました。又子ども達の登校時には西小PTA会員が、毎朝二箇所へ各三名づつ出て補導を実施しておりますが、交通量の増加により、全神経を集中し、おかささん方の中には心労のあまり寝込んでしまった事例もあります。補導そのものがあらゆる面から安全確保の限界にきております。登校時はまだしも下校時は何等手の打ちようもなく、これ等を解決するには信号機を設置するより外に手が無いとの声が高まり、西地区の各区長、各町議、各種団体長の協議により、一刻も早く設置されるよう関係方面にお願いたす事に決議いたしました。

事情御賢察の上早急に之が実現につき御努力いただきたい
く別紙の署名を添えて陳情致します。

昭和三十九年七月 日

町長、議長殿

(緑町区所蔵「諸通知綴」)

1128

し尿処理場設置候補地に関する陳情(伊豆島田)
昭和42・5・24

し尿処理場設置候補地に関する陳情

風聞するところによれば長泉町並びに裾野町当局はし尿処理場設置候補地として伊豆島田内の水田を挙げているようでありますが当地は住宅地に接地しなお近隣の水田は今後住宅地、工場敷地等に造成することが不可能となり地価は半減し住民は西風を真正面に受け悪臭のため日夜の区別なく悩まされることは明らかであります。

現在伊豆島田内にはごみ捨場もあり害虫の発生悪臭等により悩まされながらも両町の発展のため協力いたしてまいりました

以前し尿処理場も区内にありこれまた悩まされ続け現在に到りまたまたこともあろうに両町共同し尿処理場設置云々については言語道断であり隠忍に隠忍を重ねてきた伊豆島田区民一同も怒り頂点に達し殺気立ち如何なる事

態に立ち到るも計り知れぬ状態であります

当地区に対しし尿処理場設置に関しては区民一同絶対反対でありますので当局の再考をお願いいたしたく陳情いたします。

昭和四十二年五月二十四日

伊豆島田区民一同

裾野町長様

(裾野市役所所蔵「清掃施設組合関係書類」)

1129 三町し尿処理場設置促進経過報告 昭和42・7・8

告

四十二・七・八 町議会報告(助役)

三町し尿処理場設置促進経過報告

このし尿処理場施設設置計画は、「裾野町、長泉町、清水町清掃施設組合」を結成認可を受けて、地方自治体においては最も至難でしかも重要な事業の実施に踏みきり、建設候補地として長泉町下長窪藤生地区、下土狩荻素地

区、本宿下原地区へと移行し、終始三町組合議員、地元長泉町長並に議会議員の努力も甲斐なく次のような経過を辿つて今日に至りましたが残念乍ら実現出来ず、又々候補地を他に求めざるを得ない状況になつたものであります。以下にこの経過を抜すいして経過報告とします。

経過

一、昭三六・八・二二

三島市婦人青年会館に於て静岡県清掃対策協議会が開催されたが、その際係官より裾野町長泉町清水村の二町一村が共同でし尿処理場を建設してはどうかとの指導を受けた。

一、昭三六・八・三〇

三町村長会談において合同で衛生プラント建設について研究することとなつた。

一、昭三七・一・一八

裾野町長泉町清水村にそれぞれ清掃対策協議会が発足し合同処理場建設についての調査研究をおこなつてき

た。

一、昭三七・二・二七

三町清掃対策協議会を開催し、三町よりそれぞれ二ヶ所宛の候補地を選出して実地調査に入つた。

一、昭三七・四・一六

三町清掃対策協議会を開催、候補地選定に参考とするため各候補地について各委員より夫々次の条件に基いて意見の発表がなされた。

1、地理的環境について

2、地質について

3、水利関係について

4、放流水の利害関係について

5、広域都市計画との関連性について

6、附帯工事の経費等の関係について

7、附近住民の協力性について

一、昭三七・五・七

三町清掃対策協議会に県公衆衛生課担当技師を招き候

補地の現地調査とその意見を聞いた。

一、昭三七・六・七

三町清掃対策協議会に於て五・七(五月七日―註)県技師の現地調査は長泉町より選出の候補地二ヶ所が最も適しているとの報告に基き慎重審議の結果候補地を長泉町の一ヶ所にしぼることを決め、六月七日付で各町長に答申した。

一、昭三七・一二・一

三町清掃対策協議会において候補地を決定。一般の人達の目にふれにくい下長窪地先の藤尾に決定直ちに地区住民の説得と用地買収について交渉を開始連日連夜続行した。

一、昭三八・一・八

三町清掃対策協議会を開催、下長窪藤尾地区住民の理解を得られなかつた為これに代るべき土地を早急に求めて補助金申請に間にあわずべく候補地を再検討の結果、黄瀬川の下流地区で下土狩萩素地区が土地の買収

に最も容易であることを察知してこの土地の買収に意見の一致をみた。

一、昭三八・一・三〇

県知事より指令第九号「裾野町、長泉町、清水村清掃施設組合」の設立認可があり一部事務組合として正式に発足をした。

一、昭三八・三・七

長泉町下土狩萩素地区の地主と土地売買契約整い同時に代金の支払いを完了した。

一、昭三九・八・二五

下土狩萩素地区を用地として、株式会社新潟鉄工所と六三kl/日の消化能力設備として、請負金額九三〇〇万円にて仮契約を締結した。

一、昭四〇・一・二八

長泉町議会が開催され、さきを買収した萩素地区への施設建設に対し地区住民及び黄瀬川対岸下長窪住民の猛反対にあい、会議も開催できず県警察に依頼するこ

とも再三あり、この状態では倒底建設不可能であると
して長泉町長は三町組合管理者として議会に諮り「荻
素地区に施設を建設することを白紙の状態に戻すこ
と」に議決され、これを三町議会に提案し「荻素地区
に施設を建設することは白紙に戻すが候補地として
置く事」に議決された。

一、昭四〇・二・二七

長泉町に於ては昭四〇・二・一をもつて高橋町長が任
期満了により辞職し新に室伏町長が就任したので三町
清掃施設組合の管理町長となり、長泉町内に「衛生プ
ラント建設促進委員会」を作り町長の諮問機関として
長泉町住民より七五名を選任して委員会を構成した。

一、昭四〇・五・八

長泉町衛生プラント建設促進委員会は度重なる協議に
より新に長泉町内より数ヶ所の候補地を決定して実状
調査検討の結果、促進委員会より長泉町長宛次のよう
な答申がなされた。

「長泉町本宿下原地区が最も低位置にあり将来終末処
理場等を考慮した場合、黄瀬川沿いの点からも最適地
である。」

この答申に基き長泉町当局及び議会は本宿区民と関係
地主の連絡をとり乍ら交渉を開始した。

一、昭四〇・八・二六

室伏長泉町長病気のため町長を辞職。

一、昭四〇・九・一二

長泉町議会議員改選

一、昭四〇・一〇・一〇

上杉長泉町長就任

室伏前町長の意志を継承して本宿区住民特に関係地主
との話し合いを進め、長泉町議会第二委員会(厚生委
員会)の委員ともども個々の説得に努めた。

一、昭四〇・一二・一

長泉町議会全員協議会が開催され長泉町長は清掃施設
費補助金並び起債に対する事業期間の期限が切迫して

いるので議会全員にて本宿区に対する説得と建設促進に努力するよう了解を求めた。

一、昭四一・二・一四

三町清掃施設組合定例議会を開催

昭四一・一・一一付清水町長並に議会議長名をもつて管理町長宛に三町清掃施設組合を脱退したい旨の文書が出されているので脱退することを承認、今後裾野長泉両町協力して建設することを決定した。

一、昭四一・三・一一

長泉町議会全員協議会が開催され「長泉町衛生プラン特別委員会」を設け議員一三名をもつて構成し町長を始め特別委員を主として議員全員が本宿区民並に關係地主と接渉をおこなつてきた。

一、昭四一・四・一一

三町特別委員会を開催、昭四一・三・八付をもつて特種製紙KKより長泉町長宛「三町合同衛生プラント建設反対陳情書」が出され、この対処策として新潟鉄工並

に特種製紙に夫々化学的根拠に基いた話しあいの場をつくることとした。

候補地本宿区並に關係地区の了解を得る見通しが四〇年度内につかなかつた為昭四一・三・一四付をもつて三町清掃施設組合管理町長より厚生大臣宛「昭和三九年度清掃施設整備費国庫補助金の事業廃止並に交付決定の取消申請」を作成提出したが、土地の買収については本宿に対して引続き接渉することを確認した。

一、昭四一・四・二八

長泉町会議室に反対陳情者である特種製紙KKから四人新潟鉄工より四人を招き県公衆衛生課宮崎係長、公害課梅原係長が立ち合い、三町議員が臨席し、特種製紙KK新潟鉄工KK夫々の説明を求め、両社は化学的データにもとづいて説明したが結論は得られなかつた。

一、昭四二・二・一五

三町清掃施設組合建設委員会を開催
昭四〇・五・八以来接渉を続けてきた本宿地先は一部

地主並に本宿区民の反対を説得することが出来ず、その後ジンプロ方式採用をもつて交渉したが特種製紙にこの反対も加わつたので長泉町当局は最後通知として本宿区長宛文書により建設に対する諾否を求めた結果承諾出来ないとの回答に接したので残念乍ら他に候補地を求めざるを得ないとの報告がなされ、新たな候補地として長泉町元長窪地先(沿津市)裾野町伊豆島田地先が管理町長より提案されただけに現地調査をおこなつた。

一、昭四二・三・二二

三町清掃施設組合建設委員会を開催

候補地本宿地先は白紙に戻し新たな候補地として二月一五日に現地調査をおこなつた状況について検討した結果新たな候補地として裾野町伊豆島田地先が適地であるとの意見が一致した。

一、昭四二・五・一七

三町清掃施設組合建設委員会を開催、今後推進する候

補地について検討の結果裾野町伊豆島田地先を候補地と決定し、併せてジンプロ方式を採用することを決めた。

一、昭四二・六・二四

三町清掃施設組合建設委員会を開催、候補地伊豆島田地先に対する反対陳情等について検討をおこない、裾野、長泉町の全世帯に対し、衛生プラント建設の必要性と協力を依頼する広報紙を作成し配布することを決めた。

(裾野市役所所蔵「清掃施設組合関係書類」)

様

香典返しの廃止についてお願い

駿東御殿場婦人連盟の申し合せに
 裾野町区長会
 より香典返しはいたしません
 のでご諒承ください。

駿東御殿場婦人連盟
 裾野町区長会

白布地

上記の標示布を区長さん宅に保管してありますのでご不幸の際はご利用ください。

香典というものは、故人の冥福(死後の幸福)を祈つて香を神仏にささげる代わりに供えられるものですから、「お返し」をするというのは本意ではないようです。

提 裾野町区長会
 唱 裾野町連合婦人会
 裾野町
 裾野町教育委員会

1131

裾野・長泉両町共同衛生プラン

(一九六八)
昭和43・2・14

ト用地買収に成功

裾野・長泉両町共同衛生プラント

用地買収に成功

上土狩に適地 総工費2億円のジンプロ方式

裾野町はし尿処理場とゴミ焼却場の建設をいそいでいるが、さきのゴミ焼却場用地買収に続いてし尿処理場用地の買収にも成功した。しかし、ともに建設用地の地元の一部に反対の動きがあり、着工までにはまだ時間がかかるものとみられており、町当局の説得工作が注目されている。

し尿処理場については、さる三十八年から長泉町と共同で建設を計画していたが、東邦ベスロンKK横の裾野町伊豆島田地先に候補地を見つけたが、地主の(入名)氏が「地元の了承なしには売れない」という態度に行き詰まった。しかし、その後、すぐ近くの長泉町上土狩の

適地を交渉した結果、一月九日、東邦ベスロンKKの東側に四、二九〇平方メートルの用地を三千五百万円で買収することに成功した。両町ではここに総工費二億円、ジンプロ方式による衛生プラントを建設することになっている。昨年五月ころ盛んだった反対運動もだんだん下火になり、現在では長泉町上土狩と三島市の一部で反対している程度。

いつぼうゴミ焼却場は裾野町深良南堀に昨年用地を取得、着工を待つばかりになっているが、同町では来年度の演習場周辺整備事業の一環に練り込んでおり、日□焼却量二十トンのパツチ燃式一基を六千三百万円の工費で設けようとしている。同地も用地買収をめぐる賛成派、反対派が対立しておりいまだに新区長も決まらない。さる一月二十四日夜には、遠藤町長が出向いて南堀集會場で区民との座談会を開いた。席上、町長は「地元一人でも反対者がいるうちは着工しない」と言明したといわれるが、地元民を説得してからの着工までにはま

だ時間がかかりそうだ。

(富士タイムズ)

1132 サヨナラ蒸気機関車

(一九六八)
昭和43・6・9

サヨナラ蒸気機関車

深良小 岩波駅でお別れ会

裾野町立深良小学校(富岡典雄校長)は、来月から見えなくなる蒸気機関車に別れを惜しむ会を一四日に開く。

当日は全校生徒三四五人が旗を持つて、鼓笛隊を先頭に午前九時三十五分校門を出発、岩波駅近くの線路ぎわで、岩波駅長の話を聞いたあと、九時五十五分ころ通過する列車に旗を振つて別れを惜しむことにしている。続いて、全員で歌を唱つて帰校する。

(富士タイムズ)

1133 異常妊婦が多い

(一九六八)
昭和43・6・21

異常妊婦が多い

裾野で農家の健康懇談会

裾野町はこのほど役場で町栄養士、保健婦、農協指導員、沼津市の生活改善普及員らによる町内農家の健康対策懇談会を開いた。衣食住を中心に話し合ったが①農家の婦人は異状妊娠度が高い②農繁期は六、七十%までが疲労を訴えている③農作業服の改善が必要であるなどの意見が多かった。

このため同町は特定部落を選びアンケートを取り、原因究明と今後の対策資料とするほか、農協婦人部を対象に数多く座談会を開き生活改善と併せて健康対策をはかることにした。

作業服についてはゴム製はよくない、異状妊娠にも関係するようだという。農繁期における農家の栄養は一人、三千から三千二百カロリーを必要とするが、それまで摂取されているか疑がわしく、疲労度も栄養に関係あるという。

(岳簾新聞)

1134 裾野町の人口、県下一の増加率

(一九六九)
昭和44・2・20

県下一の増加率

裾野町の人口 小山は昨年より減る

裾野町の昭和四十三年の年間人口増は二、一五八人で、県下第三位、町では第一位だった。県下の第一位は静岡市三、二八〇人、浜松市二、二四四人だから、人口比率からいけば第一位。

県下町村の半数以上が人口減少傾向を示しているが、駿東郡の裾野、長泉、清水各町は連続六年間人口増を示している。裾野町の場合、四四年元旦の人口は二九〇六六人(男一四、六五七、女一四、四〇九)で男性の方が多く、工場地帯の特色を示している。

小山町は過去五年間増勢傾向にあつたが、昨年は二二九人の減少になつている。

御殿場市は四四年元旦の人口は五四、五二四人(男二八、七六八 女二五、七五六)で、年間増加は一、三八

三人。男性が多いのは自衛隊基地があるため。

(富士タイムズ)

1135 団地夫人の融和にバレー

(一九六九)
昭和44・5・9

団地夫人の融和にバレー

地元民との交流にも一役 関係者も乗り気

裾野町でまず組織づくり

裾野町内には誘致企業の団地がぞくぞく誕生しているが、同町教委はスポーツを通じて団地夫人間の融和を図るとともに、町内婦人会との接触も行なわれるようにしようとし、とりあえず関東自動車の団地を対象にバレー講習会を行ない組織作りに励んでいる。この試みが成功すれば企業団地と地元との一体化も実現することになり、同町教委では、関自に続き、三菱アルミ、矢崎にも実施したい意向を示している。

まず組織作りに着手した関自には一棟四十世帯の社員住宅が十二棟あるが、家庭夫人は毎日小さいコンクリー

トの室で生活していて息苦しくなるといふ。さらに都会人の習性として、隣近所と親しく付き合うこともせず、友人もいないので孤独になりがち。

そこで町教委では、バレーボールを通じて仲間作りをしようとして、さる二日に第一回の会合を行ない各棟ごとに一チーム、計十二チームを作り、早速練習を行なった。

三十代の夫人が中心だったが、学生時代に経験があるだけに練習不足を感じさせないくらいうまい。そして、今夏開かれる第三回町内婦人バレーボール大会にも出場することになったが、優勝もねらえるくらいの強さだといふ。これから大会にかけて毎夕練習に励むということだから、相当、上達するものとみられ、地元チームもうかうかとしていられないようだ。

今春には町立御宿台保育園が関内内に設置されたが、同父兄会のほかに、バレーボールを通じて相互間の親睦が行なわれれば、とかく問題になりがちの、団地生活の孤独や、地元民との没交渉も解消するものと期待されて

いる。

町教委では、バレーボールを通じて少しでも地元の習慣になじみ同化してくれば互いにプラスだと、組織作りに入れている。

(富士タイムズ)

1136 交通事故死者発生率県下第一位

(一九六九)
昭和44・9・19

○……交通事故が相変らず多発しているが、現在の道路網に対して車輛数が飽和点に達しており、もはや各ドライバの自覚によるほかないというのが、取締り当局の偽わらざる感想だ。さきごろ県下一斉に公開取締を行なったが発生件数がいつこうに減少しなかつたことがその証拠のようだ。

○……県警が八月二十八日現在でまとめた統計によると、今年に入つてからの死者は御殿場市十一人、小山市五人、裾野町十二人で特に裾野町は相良町と並んで、町では死者発生率県下第一位の不名誉な記録を出している。

原因は追越禁止区域での無理な追い越しによるものが大半。追い越し禁止の黄線が、夜間には白線に見えるのも問題になつている。

○……十月六日から十五日までまた「秋の交通安全運動」が始まる。年中行事の交通取締りでは、ドライバーもマンネリに陥つてしまうことだろう。取締り当局でも追禁の事故が多いなら、中央に突起物を並べ追い越しをさせないようにしようとか、黄色回転灯を並べて注意させようとかの対策を考えているようだ。予算面の制約もあるだろうが、人命には変えられない。良い対策があつたら早急に実施してほしいものだ。

(富士タイムズ)

1137 交通安全町民総決起大会

(一九六九)
昭和44・10・7

交通安全町民総決起大会

とき 昭和四十四年一〇月七日

ところ 裾野町民会館

一 開会のことば(午前九時三〇分)

一 挨拶

交通安全対策委員長

沼津警察署長

一 交通安全に関する意見発表

1 議会 湯山議長

2 区長会 星野区長会長

3 婦人会 芹沢連合会長

4 事業所代表 三菱レイノルズアルミニウムKK

5 作文 西小児童

一 決議(宣言)

一 閉会のことば

一 パレード (西小鼓笛隊)

一 解散

宣誓

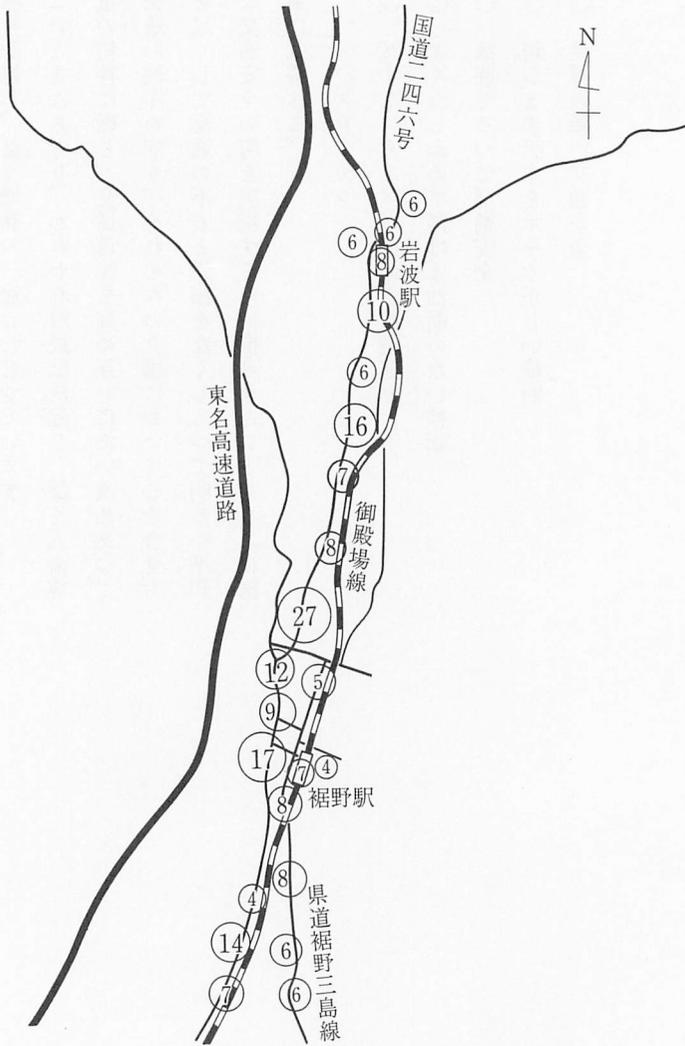
最近における交通事情はますます悪化し、深刻の度を加え交通事故による損傷はおびただしい数にのぼつてい

る。本年は昨年一年間の死者三名に対し八月末現在一〇名を記録し、益々増勢の一途をたどつています。

このときにあたり、われわれ町民は決起し、深く人命尊重の精神に徹し、交通道徳を高め互いにあい戒めあつて交通の秩序を守り、それぞれの立場において心を合せ力を尽くして交通の不安と恐怖をなくしもつて明るい平和な交通安全の町を実現するため挺身せんことをここに厳粛に宣誓する。

スローガン

- だすなスピード、やめる飲酒運転
- よくたしかめて無理と油断のない横断
- 家族そろつて交通安全
- 親がまず手本を示そう正しい横断
- 世界の願い交通安全

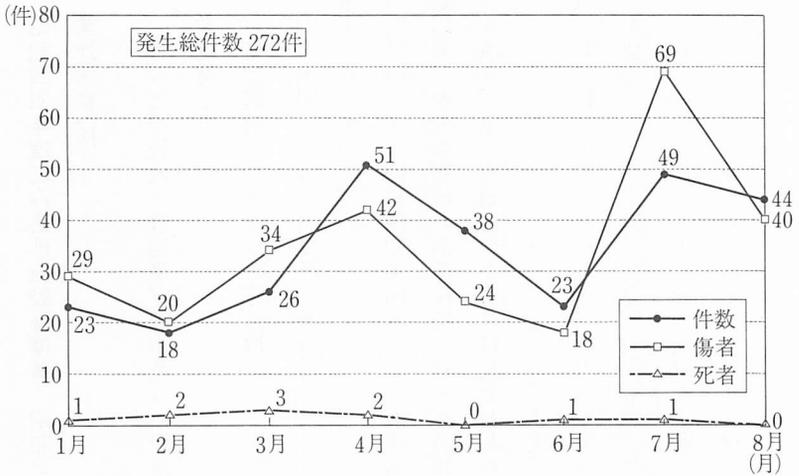


S 44. 1~S 44. 8

主な裾野町内交通事故発生件数

第1節 暮らしの風景

昭和44年8月現在 裾野町内交通事故発生状況



(グラフの件数・傷者)内訳

一月 二二件 二九人	五月 三八件 二四人
二月 一八件 二〇人	六月 二三件 一八人
三月 二六件 三四人	七月 四九件 六九人
四月 五一件 四二人	八月 四四件 四〇人

(元町区所蔵「庶務・雑書関係綴 第一号」)

※昭和四十四年六月現在

国道 一 号 線	国道 二 号 線	国道 四 号 線	国道 六 号 線	年度		数					
				昭和四十三年度	昭和四十四年度	人身	物損	計			
昭和四十三年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十四年度	三五一	二八六	一九六	二〇九	一七一	一六四	三六〇	三八〇
二四七	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七
五九八	五三三	三六〇	三八〇								

参考：国道における事故概況

1138

昭和四四年度ごみ処理施設整備事

昭和44(一九六九)

業計画書(抄)

ごみ処理施設の敷地選定理由並びに面積について

1、敷地選定の経緯

ごみ処理施設の敷地選定とその取得については、衛生プラント建設とともに地方公共団体がおこなう最大難問題事業となつている。

当町においても昭和四〇年四月、ごみ焼却場の建設を

企画以来、敷地候補地の部落住民に対して当該施設の必要性を説き、協力を要請については日夜をわかつた部落合、あるいは個人交渉を重ねてきたが、住民感情として施設の必要性は了解しながらも、自部落の地域内にその施設を建設することについては「汚い物、悪臭を放つ物」という先入観念のもとに強い反対を表明し、この土地取得については難行を重ね、二年に亘る歳月を要したのである。

2、敷地選定の要件

この施設の敷地選定については次の諸点を考慮しなければならぬ。

1、水利に便なところ

この施設に要する水は、公害を防ぐための洗煙装置、取灰装置のシャワー用、場内洗浄、洗車等で施設能力の七〇％にあたる水が必要となる。したがつて一日二〇tの焼却施設では一四tの水を必要とする。

2、町全域からみた位置

ごみの収集処理上之の運搬等から考えた場合は町のほぼ中央に近い処が望ましい。

3、道路建設費面からの位置

概設道路に比較的近い位置(新設道路の延長は建設費に大きな影響を与える)

4、環境と住民感情からみた位置

住居地より見えない、しかも出来得る限り遠い位置

5、汚水関係からの位置

3、敷地の決定と地主の承諾

汚水の流入河川が灌漑用水として影響の少ないところ。以上の諸点にもとづいて候補地を選定したが、これらの要件を全部具備することは至難であり、その候補地はかぎられた地域にしぼられてくる。

まず水利の点で、黄瀬川は町のほぼ中央を縦に流れているが、都市計画の土地利用や水利権に関連があり、この沿岸地域は不可能である。また富士山麓と愛鷹山系寄りには乾川で常時川に水はなく、地下水を得るには一五〇m以上の深度を要するため、これらの地域も不可能となる。したがって箱根山系寄りでしかも選定要件を比較的多く具備した地域ということになり、検討の結果、深良南堀区地先を最適候補地として選定、この地域内でA、B、C、D、Eの五団地を候補地を選び、部落並に地主に対して協力方と敷地としての承諾について要請を続けてきたが、いづれも根強い反対のため一頓座をきたしていたが、一部の人達の理解と協力により漸く

4、当該敷地の現況

敷地としての承諾を得たのがF団地である。

このF団地は裾野町深良字谷戸二八三八番地外一筆、東、南、北側を山で囲まれ、西側は水田をへだて、南堀の部落に対する位置にあり、面積四九六〇㎡、北側の境界は川をへだて、林道に接している団地で地主は六名である。この内訳は水田七筆三七三五㎡(一一三二坪)、畑三筆七一九㎡(二一八坪)、原野二筆五〇六㎡(一五三坪)となつてゐる。この土地は地主大庭良夫、芹沢亢一、小見山浄(初代)、南堀区長広瀬久信(広瀬邦太郎)等が協力し提案したものである。

5、敷地の面積について

町は上記協力者の提案を基に現地調査をおこない、二、八三三番地外五筆約三〇〇〇(九〇〇坪)を敷地として承諾方を要請したが、上記協力地主は次の理由により、四九六〇㎡全部を敷地とすることを条件としてゐる。

(1) 二、八二八番地、二、八三〇番地、二、八三一番地はいづれも水田であり、これを敷地から除外すると、敷地造成のため灌漑水路がつぶされるので水田として耕作することが不可能となる。

(2) 二、八三四番地、二、八二九番地の原野を加えて上記土地は、二、八三七番地外の水田より六m以上の下段にあるため農地以外に転用してもその利用目的に効果を得不れない。

(3) これらの地積を除外した場合は、その地勢上整地に伴い幾多の障害と補償条件が出現する。

(4) 施設に対する住民感情を緩和するためにも敷地を出来得る限り広くし、公園化し、環境を良くすべきである。

以上のような協力地主の要請と意見を尊重するとともに町は都市計画地域内の土地利用計画に関連する諸点について検討を加えた結果次の理由にもとずいて敷地面積を割り出してみた。

6、都市計画法の適用と敷地の関係について

当町は昭和四〇年一月二四日建設大臣より都市計画法第一条の規定による指定及び法第二条第二項の規定による区域の指定を受けた。前述のごみ処理施設はこの都市計画区域内になるため、建築基準法第五四条により、都市計画審議会の議決を必要とするが、当該敷地は都市計画上支障はなくあらゆる面においても適当位置と思量されるので諸問題はないと思われる。

7、都市計画法の適用と制限について

都市計画区域内では防災、保健衛生上の観点から建物の建ぺい率についても、用途地域、空地地区により夫々の制限が定められているが、ごみ処理施設等は都市計画地域外に建設することが望ましいとされている。しかしやむを得ない場合は第一種空地地区として建設することが望ましいとされています。

したがってその建ぺい率は二〇%以下におさえることになる。これは環境衛生面から空地を充分とることを

しめしているものである。

この関係については都市計画審議会においても当然論議されることが予想される。

8、決論

以上1〜7にいたる諸事項にもとづき町は下団地全部をごみ処理施設敷地として決定するとともに地主全部の承諾を得たものである。したがって四、九六〇㎡の敷地は広大すぎると思われない。

当該団地面積四、九六〇㎡

建物延坪 五二・五五㎡

撤入路敷坪四六・〇㎡

計一〇四六・五五㎡

建ぺい率〇・三二

(裾野市役所所蔵「昭和四十三年ごみ処理施設整備事業計画書など関係書類」)

1139 長泉へやつと起工―裾野との共同

昭和45・2・25 (一九七〇)

し尿処理場

長泉へやつと起工

裾野との共同し尿処理場

裾野町と長泉町の共同し尿処理場建設起工式は二十四日午前十時三十分から長泉町中土狩の現地で行なわれた。地元長泉町からは上杉町長、し尿処理特別委員五人、関係地主八十五人、裾野町からは林助役、し尿処理特別委員五人、福祉課長ら両町から約二百四十人が出席、くわ入れた。

二町の清掃施設組合では中土狩地先に建設用地を買収済みだったが、住民の間で公害があるなどで反対運動が続けられ、着工ができずにいた。しかし、体育館建設や道路整備、遊園地建設など条件付でやっと話し合いがまとまり、起工式にこぎつけた。

同施設は人口六万人を対象に日量を六十トの処理場を

二カ年で建設。総工費二億二千五百八十万円で国庫の補助金三千万円。

(岳麓新聞)

1140 便利な公衆電話

(一九七〇)
昭和45・2・26

便利な公衆電話

25日から裾野にもお目見え

二十五日から裾野町内にダイヤル即時通話が出来る公衆電話がお目見えした。

この日は、町内七カ所の青電話のうち、裾野駅前二カ所と岩波駅前の青電話を大型にかえて、これで今まで一〇〇番を通さないとかけられなかつた市外電話もダイヤル一つで通じることになったもので、十円玉が十個まで一度に入れられる。

また二十六日には、町内五十四箇所の赤電話のうち、特に市外通話の利用の多い十五軒がダイヤル即時通話用に切り替える。

(富士タイムズ)

1141 協調的になった社宅主婦

(一九七〇)
昭和45・3・20

協調的になった社宅主婦

健康づくり学級の成果

一年の勉強終え十里木などへ

裾野町健康づくり婦人学級(五十人)の終了式は二十日午前八時四十五分から同町御宿台保育園で行なわれる。

式終了後一行は同町須山の十里木牧場や十里木高原から箱根峠などを見学して学級活動をしめくくる。

同学級は地域住民の健康と仲間づくりに重点を置き住みよい環境にして行くねらいで県の委託事業として同町教委が昨年一年間、同町御宿関東自動車社宅の婦人を対象に実施してきた。

同婦人たちが選ばれた理由は団地生活で孤立、町民と協調的でない傾向があるためで、いまでは近所付き合い合いもよくなり仲間づくりに成功したと喜んでいる。同町教委では四十五年度から町独自で実施していきたいという。

(岳麓新聞)

1142 工場悪臭に悩む町民

(一九七〇)
昭和45・9・19

これでよいのか新生市 市制ひかえた裾野町

工場悪臭に悩む町民 さっぱりこない衛生車

来元日日から市としてはなばなくスタートする裾野町。しかし、まだまだその中味には、新生市としてふさわしくない問題もいくつかあるようだ。その一つに、し尿くみ取り事業が業者一社だけのためスムーズにいかない。また同町振興の基ともいえる企業進出のかけで、工場から出されるとみられる悪臭に悩まされている住民もある。

同町のし尿くみ取り業者は人口三万人に対して一社だけ。車も三台で従業員が五人、そのうち常時稼働しているのは二台で、町内をフル回転している。隣の御殿場市では人口五万五千人に対し三社で常時六台が動き、そのうち二台が小山や、時には裾野町須山へも出張してい

るという。

裾野町の場合、二台だけではとても「需要」には追いつけない。主婦A子さんは、「タバコをやらなければ来てくれない。これで住民サービスが良いといえるでしょうか」という。また主婦B子さんも、一カ月前から頼んでも来てくれない、しかたがないので自分でくみ取ったが捨て場もなく困った。衛生上にもよくないと思う。これでは富士山ろくの発展のためにも良くないと不満をぶちまける。

一方、業者側は連絡を受ければすぐにかけている、サービスは行き届いていると思うと言っている。町では、仕事にたざさわる人が少ないため回りきれない所もあるかもしれないがこういうことがないよう指導するともに、従業員の募集にもタッチするようにしているという。公害騒ぎの出ているのは同町石脇のK工場。同工場から出る悪臭により近くの住民や、車で通りかかった人などが異様なにおいに悩まされている。

最近住民が町内の病院でのどの痛みを訴え、診療をしてもらったが、医師の話ではこの工場から出る悪臭が原因ではないかというまだ原因ははっきりしたわけではないが、痛みを訴えているのは子供に多く、このため関係住民は町に対しこの工場が悪臭を出さないような対策を講じてほしいとの陳情書を出す準備をしている。

(岳麓新聞)

1143 美容師の請願

(一九七〇)
昭和45・10・12

請願書

紹介議員十七名

請願書

私どもは、裾野町におきまして美容師として生計をたててゐる者でございます。

御承知と存じますが、去る四月一日付町報をもちまして突然町当局は私どもの税金である、町予算の中から二〇〇万円を婦人会に交付し、美容の事業を手始めにやると

の事でした。

その大要は廃校となりました、町中心部所在の旧西小学校の土地建物を無償貸与した上改築して婦人会美容教室と銘打つて六月末に沼津保健所を通じ、婦人会長を開設名儀人とし管理美容師を^(八名)として認可申請をすると同時に管理美容師を町吏員に任用する辞令を交付したのであります。

此の事を知りまして、私どもは、まつたくの寝耳に水の事として、その真意をはかりかね、町当局に説明を要請致しました。結果、六月二十三日に至り町長及び婦人会長から町民館において一応の説明がありました。

その内要^(要)はあくまで美容教室であると断言されて居りましたが、私ども裾野町在住の美容院経営者二十四軒は重大な生活権侵害の危機と感じ直ちに全員に依る協議を重ね七月八日二十四業者連署をもつて町長に陳情しました。私ども女性美容師は、法律などのことに縁遠くほとんど無知に等しいので、常識道理で物事を判断致す訳ですが、

町民特に婦人層が美しくなると言ふ事につきましては、

男性はもとより、私ども美容師たりとも双手を挙げて大賛成であります。

だが環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に基づく適正化規程の設定、認可を受けておりません。私ども組合と致しましては、厚生大臣の勧告を要請致すことも出来ません。

故、町当局の強大な補助支援に依りまして低料金で一般婦人に美容教室の名のもとに美容事業が行なわれることは、一大脅威であり、その対抗策とてない現状であります。

第1節 暮らしの風景

ちなみに、当裾野町の成年女子の人口をみますと、九、九六四名でこの全員が年三回美容院に通つて戴いたと致しまして二十四軒の既存業者一軒一日当り、僅かに三ないし四人のお客様という有様で減価償却、税金、諸経費、使用人手当等を支出しなければならぬ。私ども業者は到底公営的背景をもつ婦人会美容教室に大刀打出

ません。

何卒私どもの窮状を御賢察の上公正なる御決裁と行政指導を賜りますよう切に御願ひ申し上げたく同業者の連署をもつて請願致します。

裾野町在住 美容院経営者一同
昭和四十五年十月十二日

紹介議員 渡辺久幸印

〃 広瀬 保印

〃 高村和夫印

〃 小沢秀雄印

〃 三宅武志印

〃 清水親憲印

〃 加藤 晃印

〃 市川豊栄印

〃 赤松久夫印

〃 杉本正男印

〃 真田貞一印

紹介議員 横山茂雄[㊦]

植松春雄[㊦]

江原重雄[㊦]

松井清雄[㊦]

渡部勝蔵[㊦]

重田武次[㊦]

宇津木けい子[㊦]

榎本とせ子[㊦]

滝久枝[㊦]

小池貞子[㊦]

渡辺茂子[㊦]

勝又明美[㊦]

石田ちよ子[㊦]

斉藤和子[㊦]

鈴木しのぶ[㊦]

小松みちよ[㊦]

杉山美穂子[㊦]

裾野町佐野 ナミィ美容室 土屋浪江[㊦]

裾野町平松三〇ノ二 富士見美容室 土屋みよ[㊦]

(裾野市役所蔵「請願書整理簿」)

1144 美容教室はやめる (一九七〇) 昭和45・11・20

美容教室はやめる

裾野町長 かわりに花嫁センター構想

十八日開かれた裾野町議会臨時会で遠藤町長は、宙に浮いている美容教室問題にふれ、町は美容教室問題から手をひく。新たに婦人会に美容教室のかわりに花嫁センターを経営させる。費用の不足分は町長が個人的に援助することを明らかにした。

婦人会館(旧西小)の一角に同町婦人会が美容教室を開設する動きがさる六月下旬持ち上がり町と婦人会の話合いで町職員として美容師を雇い設備、看板もかけられて開業する運びだった。これに対し同町の美容師側が生活権をおびやかされると県衛生部や遠藤町長に請願書

を提出して反対運動が続けてきた。そのため最近、県から町営では法的に問題があるとしてストップもかけられ、認可も下りなかった。やむを得ず町長は、美容教室をやめて新しく花嫁センターを設けることになったという。

美容教室は同センターに織り込まれ結婚式場にも利用できるものにしたとして、内容はまだ具体化されていない。

美容教室に投入された町費はどうなるのか、花嫁センターという公共施設の運営費用を町長が個人的に援助していくといっているがこうしたことが果して妥当か、同問題はまだまだ尾をひきそう。

(岳麓新聞)

1145

一学童の訴えで開けゆく裾野がN
HKテレビに
昭和45・12・19^(一九七〇)

一学童の訴えで 開けゆく裾野がNHKテレビに
裾野町の発展の様子が一学童の手紙がきっかけでNHKの教育テレビ(3チャンネル)番組「ひらけゆく町」で放映される。

同番組は小学三年向けの社会科のセクションでこれまで千葉縣市原市を舞台に放映されてきた。ところがこのほど同町立東小学校星組の一児童が同テレビ局あてに「同町は工場進出で人口も増え、来年一月一日からは町から市にかわり、発展もめざましい」と手紙で同町を紹介、テレビ番組を作ってほしいと訴え、この放映となった。

放映時間は二十二日午後一時二十分—同四十分まで同町立東小学校の全般と星組が中心に紹介され、御宿台団地、関東自動車、矢崎トヨタの各工場の外観、三菱アル

ミの工場内の見学など町の発展を織りこんだ場所が多数紹介される。

(岳簾新聞)

1146 裾野ゴミ処理場完成

(一九七二) 昭和46・2・23

裾野 ゴミ処理場完成

防衛施設周辺整備事業の一つとして裾野市大畑地先に建設中だったゴミ焼却場が予定通りこのほど完成、二十五日から三日間防衛施設庁が竣工検査する。同市では三月いっぱい試験操業四月一日から本格操業する。

ゴミ焼却場は一日、八時間稼働で二十トの処理能力がある。隣接地に計画を進めている老人福祉センターの浴場の湯も同施設の熱を利用、引き湯される。

(岳簾新聞)

1147 早くも炉の増設必要―裾野のゴミ

(一九七二) 昭和46・6・12

焼却場

早くも炉の増設必要

裾野のゴミ焼却場

操業二カ月でフル運転

さる四月に操業をはじめたばかりの裾野市のごみ焼却場が、連日フル操業で、早くも増設しなければならないのではないかとみられている。

この焼却場は日量二十トの処理能力があり、三万人までは大丈夫といわれていた。現在、同市では四台の収集車で、約三千二百世帯を対象に週二回収集している。

ところがゴミはふえるいつぼうで、焼却場はフル運転の状態。そこへもってきてまだ収集業務を行っていない地区からも収集してほしいという希望がでており、同市環境衛生課では、収集車を増車してこの要望に応えようとしている。

しかし、現在でもフル運転のところへ、さらに収集量をふやしては処理できなくなってしまう。そこででて来たのが炉の増設。さいわい煙突は三十斗用なので、増設は可能なわけ。

このようにゴミの量が多いのは手入れた植木の枝や取った草までだすほか、最近の商品の包装材料もがさばるものがふえてきているため。さらにゴミ収集の申込みをしておらずにゴミを出している市民もいるようで、収集対象家庭の実数は相当ふえるものとみられる。

ところで、不燃物をわけずに出す家庭もまだ相当ある。カンヅメやビンを出すのは当り前のような現状だが、これら燃えないものをわけて、あらためて不燃物捨て場へ捨てに行くという二重の手間がかかるわけで、作業能力の低下を招いている。このため、環境衛生課では機会あるごとに不燃物を仕分けしてほしいと協力を呼びかけている。

(富士タイムズ)

1148 良心風呂屋さんついに廃業

(一九七二)
昭和46・8・5

裾野で一軒だけだったのに

市民に淡い郷愁 利用者少なく八月末で

裾野市唯一の公衆浴場が八月いつぱいで姿を消すことになり、市民をさびしがらせている。

この浴場は同市平松四七〇、裾野温泉(経営者〓木村富美代さん)で、さる昭和二十六年に営業をはじめ、木村さんで三代目。

東名高速道路建設工事中は大変利用者も多かつたが、最近では一日三十人くらいに減つてしまい、雨の日などは利用者もほとんどなくなつた。

入浴料はおとな三十六円、こども二十円、乳児十円だが、これでは一日の売り上げもしたのもの。同温泉では、公害を出さないようにと上質の油を燃料に使用しているため経費もかさむといい、思い切つて八月末日で廃業することになつた。

管理人の望月たかのさんは「廃業するといつても、かえつてお客さんのほうが同情してくれるくらいで、迷惑はかけないと思う。浴場は廃業しても、旅館をやつているので、どうしても困る人には相談に乗りたい」と言つており、利用者も少なかつただけに、困る市民もほとんどいないようだ。

しかし、時代の流れとはいえ、裾野市内ただ一軒のお風呂屋さんが消えていくことに、はかない郷愁を感じる市民もいるようだ。

(富士タイムズ)

1149 ゴミ収集の無料化

(一九七二)
昭和46・9・22

27日から裾野九月市議会

ゴミ収集の無料化

全域収集、やっど踏切る 汲取料値上げ

裾野市は十月一日から、ゴミ収集の無料化と市内全域でゴミ収集を実施することになり、二十七日から開会す

る市議会九月定例会に市清掃条例の一部改正を上程する。同条例改正の中には、し尿くみ取り料金の引き上げも含まれており、現行の十八円当り三十五円が十月から五十円になる。

同市のゴミ収集料金は、現在家族五人まで五十円、六人から十人まで七十円、十一人以上三人増すごとに二十円追加という三段階で徴収している。収集地域も特別清掃地域と、それに準ずる地域に限られている。しかし御殿場市、小山町など近隣市町のゴミ収集はすべて無料、地域も全域にわたっているため、同市も料金撤廃と全域収集に踏み切ることにした。

このため、現在あるゴミ収集車三台をさらに二台増やすことにし、補正予算に購入費を計上した。また収集作業員も増員の予定という。

し尿くみ取り料金については、業者側は六十円以上を市へ要求していたが、御殿場市が五十三円に決定したことから、これよりやや低い五十円に落ち着いた。御殿場

市の料金は県下の最低料金だったが、これをさらに下回ることになる。

なお定例議会には四十五年度各種決算報告、本年度一般会計補正予算(八千万円)、条例改正など約二十件が上程される。

(岳麓新聞)

1150 「富士自然動物公園の強行工事の

中止を求める裾野市議会の決議」
昭和54・3・3

を求める請願

「富士自然動物公園の強行工事の中止を求める裾野市議会の決議」を求める請願

請願書 代表

裾野市深良三三〇七

小林兼治^印

他一三五名

紹介議員

加藤 晃^印

小沢良一^印

一九七九年三月 日

裾野市議会議長

広瀬 保殿

「富士自然動物公園の強行工事の中止を求める裾野市議会の決議」を求める請願書

小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)は「住民団体との合意が得られるまでは着工しない」との約束を破り、急ピッチで工事をすすめています。須山街道・国道二四六・三島街道はその可能容量を越えた交通量を記録しており、企業のいう「開園時間の短縮」では解決されません。また一九三〇年の北伊豆地震で計画地は震度6を記録し、予想される東海大地震においても震度6が予想されています。神縄断層の影響は当然考えなければなりません。また須山で昔、牛馬を飼っていた時代はその糞尿

は全て農作物や牧草に肥料として還元された時代です。池を掘って地下に浸透させるなど地下水の涵養地として許すべきではありません。

以上のような住民の不安がとり除かれるまで動物園の工事を中止するよう議会の決議をされ、須山の振興のためには、動物園よりも大学や高等学校を誘致されるよう御検討をお願い致します。

一九七九年 月 日

裾野市ライオンサファリを考える会

(裾野市役所所蔵「請願・陳情等整理簿」)

第二節 工場誘致と企業の進出

Topics VI

1151 矢崎電線工場誘致に関する契約書 昭和35・1 (一九六〇)

工場誘致に関する契約書

裾野町(以下甲と称する)は矢崎電線工業株式会社・矢崎計器株式会社(以下乙と称する)の新設工場を誘致することに付き次の事項を契約する。本文中用いるA地区とは小鍋沢上地区を、B地区とは朴ノ木平地区を示すものとする。

一、A地区を縦走する小鍋沢水路を開拓道路に添つて黄瀬川に放水する水路工事を甲が施行する。

工事の計画概要胴混凝土石張堰堤により水路を堰止め道路側溝を兼ねる内経一米程度の正方形開渠溝とする。

但し着工は関係官庁の許可有り次第とりかかるものとするも竣(マ)行期間は三月末日迄とする。

二、岩波駅前二級国道を起点とし御宿朴ノ木平軍用道路までの開拓道路幅員の拡張工事(現在幅員四米を有効幅員七米とする)を甲が施行する(道路の側壁補強は割石積とする)。

但しB地区に於て本道路(マ)の変更する時は廢道敷を乙に無償提供し新設道路敷は乙が買収した用地より無償提供するものとする。

工事については関係官庁の許可有り次第着工し昭和十五年十二月末日迄に竣工させるものとする。

三、開拓道路が黄瀬川を渡る橋梁工事は甲が鋭意これを行い、其の竣(マ)行見込は六月末日とする。

四、永続橋東、西の道路(二級国道よりA地区迄)の幅員拡張工事は甲が施行し、永続橋の架替へについては特別損失補償工事として施行する手続を甲が関係官庁に行い実現を計る。

五、A地区の樹木の伐採並に農作物の除去は敷地予定地

売買仮契約締結后速かに行うことを甲は取計うものとする。

B地区の樹木並に農作物の除去に付いてはA地区に準ずるも工事工程に支障なき程度の延期は妨げない。

六、敷地予定地の地型測量、分筆、合筆、売買登記等は甲が行うも実費を乙が負担するものとする。

七、地目変換手続きに付いては甲、乙共同責任に於て行い、これに用する実費は乙の負担とする。

八、両地区の縦横断高低測量は甲が技術者に委託し、その費用は乙の負担とする。

九、A地区南端住家の移転に付いて甲が責任を以つてこれをを行い、これに用する費用は乙の負担とする。

右契約の証として本書二通を作製取交すものとする。

昭和三十五年一月 日

甲 静岡県駿東郡裾野町長 小林 秀也

乙 東京都港区芝田村町五丁目二番地

矢崎電線工業株式会社

取締役社長 矢崎 貞美

東京都港区芝田村町五丁目二番地

矢崎計器株式会社

取締役社長 矢崎 貞美

(裾野市役所 深良支所所蔵「矢崎電線工場誘致関係」)

1152 裾野町工場設置奨励条例

(一九六〇) 昭和35・3・18

条例第五号

(後筆) 「昭和三五・三・一八議決 昭和三九・三・一一

昭和三五・三・一八公布 全文廃止」

裾野町工場設置奨励条例

(目的)

第一条 この条例は工場又は事業場(以下「工場」とい

う)の設置を勧奨して奨励措置をなし、もつて産業の

振興を図り町の発展を促進することを目的とする。

(奨励措置)

第二条 町は前条の目的を達成するため次の各号に該当し町長が適当と認めた工場に対し当該工場の操業開始の日の属する事業年度から三ヶ年当該工場分の固定資産税の全部若しくは一部を免除又は施設の便宜を供与することができる。

一、投下固定資産額 参千万円以上

二、常時使用する従業員数 百人以上

2 前項要件に充たざる工場に対しても町長が必要あると認めたときは議会に諮りこれを準用することができる。

(奨励措置の取消)

第三条 前条の規定により奨励措置を受けたものがその後、於て要件を欠くに至つたときは町長は奨励措置を取消することができる。

(申請及び指定)

第四条 奨励措置を受けようとする者は左に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

一、当該固定資産の所在、工場及び代表者名

二、新設又は増設の固定資産総額

三、常時使用する従業員数

四、当該固定資産の規模及び概要

五、建設着手及び竣工年月日

六、その他必要事項

(委任規定)

第五条 この条例施行について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は昭和三十五年四月一日から施行する。

(裾野市役所所蔵「改正済条例綴」)

1153 三菱金属鉱業工場建設契約調印 昭和36・6・22

裾野町喜びもひとしお

三菱金属待望の調印終る

40億円を投入、8月着工か

三菱金属鉱業(東京都千代田区大手町、山県四郎社長)

の工場を裾野町平松地区二十八万平方メートルに建設することの地元との正式契約が二十一日同町役場で行なわれた。会社側から三宅総務部長、黒川庶務課長ら、それに地主代表、町当局が出席して契約書に調印、難航していた同建設問題もようやく決定となつた。

町ではこの日の調印に間に合わせるため、最後まで土地提供を承知しないごく少数の地主に対し二十日夜から翌日未明までかかつて説得をつづけ、やつと承諾を得た。

全地主(百四十余人)の了解を得るのには二カ月間が費やされた。それだけに関係者の喜びもひとしおで、調印式の朝はいままでの疲れも消しとんだような明るい表情が見えた。

土地価格は三・三平方メートル二千元。敷地内の既設工場、水口、興和両製作所(計二万三千平方メートル)は敷地周辺の国道沿いに移転される。整地工事は八月、本工事は秋になる見込みで、投下資本三、四十億円とみら

れる。

同工場は特殊合金化工場で、県下に三菱と名のつく工場が建つのは裾野町が初めてといい、有力会社進出決定の報に一般町民もホツとしている。

(岳麓新聞)

1154 三菱アルミ工場誘致契約の議決

(一九六二)
昭和37・9・17

工場誘致に伴う契約について

三菱レイノルズアルミニウム株式会社と別紙の契約を締結するものとする。

昭和三十七年九月一七日 提出

裾野町長 小林 秀也

昭和三十七年九月一七日 議決

裾野町議会副議長 中川 豊明

契約書

裾野町(以下甲という)と三菱レイノルズアルミニウム株式会社(以下乙という)とは、乙が甲の地内に工場を建設

し経営することについて、静岡県知事(以下知事という)の協力を得て次の通り契約し、双方誠意をもつてこれを履行することを確約する。

(総 則)

第一条 甲は乙の工場建設並びに工場経営に対し各種の便宜を供与し、その事業発展に協力するものとする。

第二条 甲はこの契約を締結するため、この契約により定められた乙が取得する用地関係についてはその全所有権者を、その他の事項についてはその関係全町民を夫々代理する。

(用地関係)

第三条 乙が甲の地内において有償取得する土地(以下用地という)は次の通りとする。

工場用地 第一次 別紙図示の地点

六〇、四一八・〇四坪(実測面積)

第二次 一〇、〇〇〇坪〜一五、〇〇〇坪

専用線用地 約四、〇〇〇坪

二 前項の用地の具体的位置、面積、及び乙の買収価額は乙の申出で(マセ)により別途協議の上定める。

第四条 用地については甲は乙と別途売買契約を締結し乙が指定する期限(以下指定期限という)迄に乙が完全

な所有権を行使できるよう無瑕疵の状態乙に引渡す。第五条 民有地の所有権のうち代替地を希望する者があ

る場合は甲がその責任において替地を購入する。二 前項により代替地を購入する場合、その代価が用地

の売渡代価を超えるときは、乙は甲の通知に基(マセ)ずきその内容を承認したものに限りその差額を負担する。

第六条 乙は民有地の取得に当り甲に対して次の通り補償を行う。

(1) 用地内の耕作物に対しては原則として補償を行わな

い。
(2) 用地内の立木、果樹、苗木等に対しては静岡県の定める補償基準に基づいて補償する。なおこれらを用地外に移植しようとする者は指定期限迄にその負担

において移植完了する場合に限りこれを行うことができる。

第七条 甲は乙に対し用地内農地の転用申請及び所有権移転登記手続等についてできる限りの協力をする。

第八条 用地の測量、並びに分筆、合筆、所有権移転登記に要する費用は乙が負担する。

(墓地関係)

第九条 用地内の墓地は指定期限迄に甲の責任において用地外へ移転するものとし、移転工事に要する費用は乙が負担する。

(熊野神社関係)

第一〇条 甲は用地内の熊野神社敷を乙へ譲渡するものとし、用地内の建造物等は甲の責任において乙の希望する時期迄に用地外へ移転する。

二 前項の譲渡価額は実測一坪に付金二、五〇〇円とする。

三 第一項の移転費は乙の負担とする。

(公道水路関係)

第一条 工場用地内の町道及び水路については、甲は知事の協力を得、甲の責任と負担とにおいて乙が希望するように付替える。

二 前項の付替に当つては甲乙協議の上乙は付替えに要する敷地を無償提供し、甲は用地内に現存する町道及び水路敷地を必要な手続を行つて乙に無償払下げる。

三 専用線用地内の町道及び水路の措置については前二項に定める趣旨に従い別途甲乙協議の上定める。

第二条 工場用地内の県道については、甲は知事の協力を得て下記各号に従い付替工事が行われるよう責任をもつて取計う。

(1) 付替新道の路線、構造は乙の希望を尊重すること。

(2) 付替工事に要する費用については一切乙に負担を課さないこと。

(3) 付替新道の測溝(はかり)は乙の工場排水(用地内雨水排水を含む)を処理し得るものであること。

二 前項の付替えに当つては乙は付替えに要する敷地を無償提供し甲は現存県道の敷地を乙が無償にて払下げを受けられるよう取計う。

(電力関係)

第一三条 甲は乙の工場所要電力の確保、用地内送電線の移設及び新規送電線の架設についてできる限り援助協力する。

(鉄道引込線)

第一四条 甲は乙の専用線の敷設について援助協力する。

(厚生施設関係)

第一五条 甲は乙の社宅その他厚生施設の建設についてできる限り援助協力するものとする。

(公害関係)

第一六条 乙はその工場排水並びに排ガスについて農漁業上有害なものを防出^(マダ)しないよう努力する。

二 万一乙の工場排水並びに排ガスにより乙と第三者との間に紛争を生じた場合は、甲は知事の協力を得て乙

と協議の上その解決に当るものとする。

第一七条 前条第二項の場合の外、将来乙と地方公共団体その他との間に乙の工場建設又は操業に関し紛争を生じた場合は、甲は知事の協力を得て乙と協議の上その解決に当るものとする。

(産業振興関係)

第一八条 甲は乙の事業が重要産業であることを考慮し、その事業を育成振興する立場から乙に対し次の措置を行ふ。

(1) 乙に課せられる法人事業税については知事の協力を得て静岡県工場誘致条例の定めるところにより、同税の全額が免除されるよう取計う。

(2) 乙に課せられる固定資産税については、当該資産が固定資産税を課せられることとなつた年度から向う三年間、同税の全額を免除する。

(3) この契約締結後地方税法または県若しくは町条例の改正等があつた場合、前二号の措置については甲は

その趣旨を尊重して乙と協議決定する。

第一九条 乙は工場の建設並びに運営に当り、甲地内の農、工、商業の振興について、できる限り甲に協力する。

(その他)

第二〇条 甲は乙の工場建設及び操業について行政官庁の許可、認可等を必要とする場合は知事の協力を得てその促進に協力する。

第二一条 甲はこの契約書に甲の議会がこの契約を承認したことを証する書類を添付するものとする。

第二二条 この契約の履行について疑義を生じたときは甲及び乙は誠意をもつて協議の上速やかに解決するものとする。

第二三条 この契約に定めのない事項については甲、乙互に誠意をもつて協議するものとする。

上記契約を証するため本書三通を作成し、甲乙及び立合人は署名捺印の上各その一通を保持する。

昭和三七年九月 日

静岡県駿東郡裾野町

甲 裾野町長 小林 秀也

東京都千代田区大手町一丁目六番地

乙 三菱レイノルズアルミニウム株式会社

取締役社長 鈴木 厚

立合人 静岡県商工部長 小川 元保

(裾野市役所所蔵「第3回裾野町議会定例会議案」)

1155 トヨタ工場誘致についての覚書 昭和37・10・15

覚書

トヨタ自動車工業株式会社の用地買収ならびに新工場建設について静岡県(以下、甲といふ)とトヨタ自動車工業株式会社(以下、乙といふ)は共栄の理念にのっとり、相互に理解と誠意をもつてこれが早期完成につとめることを確約し、次のとおり覚書を取りかわすものとする。

一、乙は、静岡県御殿場市および裾野町地域内に新工場

の建設用地として約九〇万坪(別図による)を別途協議
決定した金額により買収するものとする。

二、甲は、前項の用地買収ならびにこれに付随する関係

事項全般についていつさいの責任をもつものとする。

三、乙の新工場建設用地にかかる農地法上の許可申請に

ついては、甲はできる限りの協力を行なうものとする。

四、甲は、乙の新工場設置にとまなう整地および関係付

帯施設の建設については積極的に援助するものとする。

五、乙と関連市町(御殿場市、裾野町)ならびに公共団体、

法人住民等との間において問題点その他係争事項が生

じた場合は甲はその責任において解決に当たるものと

する。

六、前各項に定めるもののほか、乙の工場建設にとまな

ういつさいの事項については、会社経営の状況ならび

に工場誘致の諸前例等を勘案し、甲乙協議のうえ措置

するものとする。

本覚書二通を作成し、当事者は各一通を保有するものと

する。

昭和三七年一〇月一五日

(甲) 静岡県知事

齋藤 寿 夫 印

愛知県豊田市トヨタ町一番地

(乙) トヨタ自動車工業株式会社

代表取締役 中川 不器男 印

(裾野市役所所蔵「トヨタ自動車工場関係資料」)

1156 トヨタ誘致に関し富岡地区要望書 昭和38・8・30

要 望 書

トヨタ工場誘致問題については兼々県並町当局の絶大な
御配慮に預り町発展は基より地元富岡地区将来百年の
大計樹立の為日夜御尽力を得て居りますことは誠に感謝
に堪えないのであります。私共地元区長といたしまして
は如何なる難関を突破しても必ずや本誘致の成功を期し
あらゆる努力を傾注し今日に及んで居るのであります。

然しながら最近に於ける県町当局より提示された価格等
 について再度地主代表或いは関係地主にも承諾を得べく
 折衝を重ね最善の促進に当つて参つたのでありますが、
 遺憾乍ら僅かな地主以外殆んどが遅々として進むことな
 く正に暗礁に乗り上げた様な感を覚えるのであります。
 私共は将来の発展を確信するだけにいかなる犠牲にも耐
 え之が進展の方策として素直に遅延の要点を申述べ善処
 下さる様心より切望して止みません。
 何卒事情御賢察の上関係当局者の特別の御高配、御措置
 を賜りまして一日も早く本誘致の実現がなされます様私
 共地元区長一同謹んで要望申し上げます。

記

一、価格について適正なる価格を再検討ねがいたい。
 二、売渡しを承諾された場合最少限度五割以上即時支払
 ねがいたい。

三、工場用地として全耕地の七割以上買収を受ける農家
 に対しては県、町当局に於て替地を責任をもつて斡旋

ねがいたい。

昭和三十八年八月三十日

裾野町富岡地区

千福区長	西島行雄	印
御宿区長	西川秋雄	印
上田区長	八木正名	印
葛山区長	中野兵作	印
金澤区長	永田寿久	印
今里区長	勝又丑三	印
下和田区長	杉山良我	印
裾野町長	小林秀也	殿
誘致委員長	湯山芳太郎	殿

(御宿区所蔵〔雑書類〕)

1157 トヨタ誘致期成協議会規約

(一九六三)
昭和38

トヨタ誘致期成協議会発案

トヨタ誘致期成協議会規約

(協議会の名称)

第一条 この協議会の名称をトヨタ誘致期成協議会という。

(協議会を設立した目的)

第二条 この協議会は裾野町が御殿場市と緊密な連絡のもと、東富士演習場西南地区に誘致しようとしているトヨタ自動車工場株式会社の進出を決定し用地造成を完成するまでの事業^(マ)完^(マ)逐^(マ)の為積極的協力するを目的とする。

(事務所の所在)

第三条 協議会の事務所は裾野町佐野七八四の五番地、裾野町役場企画課内に置く。

(組織)

第四条 協議会は町当局、誘致委員会、関係地元婦人会、男女青年団を以つて組織する。

会長 一名及び委員 人とする。

会長は町当局、誘致委員、各種団長が協議して選任し、

委員は町当局、誘致委員会、各種団体より、それぞれ推挙することとする。

事務局は当該課の職員これに当る。

(役員任期)

第五条 役員任期は協議会所期の目的を達するまでとするが、この役員に就任した理由となつた別の役職の解任までとする。

(会議)

第六条 協議会の会議は次のとおりとする。

総会 会員による全体会議として必要により会長が招集する。

地区会 地区別に必要により会長又は地区委員、一定の地区内の会員を招集する。

委員会 委員会は会の基本的な事業に関する事項を協議する為会長これを招集する。

(事業)

第七条 協議会の主たる事業を次のように行なう。

一、トヨタ工場誘致^(マ)の成就するための地主に対するP
Rに関する事項

二、トヨタ工場並にトヨタ市の現況の研究に務め地域
開発計画の上の必要性を協議し、これに側応^(マ)さす協
力事項

三、地主がトヨタ用地を提供することに伴う諸条件解
決の為の側面協力に関する事項

(御宿区所蔵「諸綴」)

1158 土地売渡し権限委任につき誓約書 昭和39・1・18
(一九六四)

今回私達の所有する土地を裾野町長の推奨によりトヨタ
自動車工業(株)の工場用地に売渡すことを、町長を以つて
代理人に定める売渡し委任状に調印し、一切の権限を委
任致しました。

然しながら私達は農業経営を主体とした先祖伝来の土地
への愛着と又生活の基幹となる土地を離れることは窮状
この上もないことであります。その土地を離れることに

ついては、裾野町長を初め町、県等関係者はトヨタ自動
車工業を誘致することについては町民の利益と進歩発展
を約しひいては町民の繁栄であり、決してその生活をお
びやかすどころか、この機会は又とない町民の子々永遠
に栄える礎石であると申されて居る。

私達も再三考慮したが町長初め関係者の紳士的態度を信
頼し組内関係地主が今里区内に於ては率先協力を申し出
で他区内にも好影響を与えられると考へこゝに売渡委任
状に調印することに致しましたが、下記条件を裾野町に
於て責任を以つて誓約されることにより本契約が履行さ
れたものと定めます。

記

単価の件

イ、今後単価の変更はしないという条件であるが、若

し今後仮りに単価の修正(値上又はそれに準ずる実
質的値上(代替地差金等)^(マ))が行れた場合には当然調印

した当方もそれに相当する値上り分をみることに。

最初の調印者と最後の調印者が同一条件であること。

就職の件

イ、就職希望者はトヨタ工場へ最優先的に責任をもつて斡旋する。

又その家族についても同様に考慮する。

税金の件

イ、町及県当局に於て所得税を全面負担する様極力努力する。但しどうしてもそれが不可能な場合はもともと地価の安いのに協力したのであるから実質的に税金の軽減方努力されたい。

その他の件

イ、万一トヨタ自工が不調になつた場合でも町当局は協力調印者に不利にならぬ様配慮すること。
以上の条件が誓約されぬ場合又は誓約違反された場合は、土地売買委任はその申出に依り無効解消出来るものとす
る。

昭和三十九年一月十七日

裾野町今里大久保地主代表

勝 又 耕 作

裾野町長 小林 秀 也 殿

上記の条件責任を以つて誓約致します。

昭和三十九年一月十八日

静岡県駿東郡裾野町長

小林 秀 也 印

(裾野市役所所蔵「今里地区関係書類綴」)

1159 トヨタ自工に対する要望書

(一九六五) 昭和40

要 望 書

今般トヨタ自動車工業株式会社工場用地の売渡しに対し裾野町金澤部落は経営農耕地の七割に昇る七万坪を売渡計画に示され、買収が始るや金澤区民一同結束しあくまでも生活権の擁護、土地代金の増額等、他部落より強力に反対態度を示し、昭和三十八年十一月末現在当該地主の内漸く九名の調印を得るに止り、爾来未調印者が結束

し団体交渉の気構えを見せ再三の個人折衝に応ぜず、未
 調印地主の代表と交渉の結果、別添の区要望書を認めれ
 ば我々も未調印者を説得揃つて早期調印に応ずると回答
 したので、協議の結果、とくに金澤地区地主の八〇％が
 苗木植栽業で全員代替地の最大要求一〇〇％を要求され
 たが、代替地の確保困難で最少限度約九〇〇〇坪で了解
 できれば協力慰謝料として要望を了承する旨返答、特く
 に要望事項中第十二項目の区集会場の建設費一五〇万円
 の負担を強く要望、誘致委員連名にて別添のとおり念書
 を入れ協力を約した結果、関係部落中一番目に全地主の
 調印が完了し工事に何んら支障なく処理が出来たので、
 何分の御理解を賜り度くお願い申し上げます。

昭和四十年 月 日

裾野町長 小林 秀也 印

裾野町工誘委員長

湯山 芳太郎 印

トヨタ自動車工業株式会社殿

(裾野市役所所蔵「金沢区有地関係」)

1160 岳麓新聞にみるトヨタ誘致の経過

昭和35(一九六五)40

重大ニュース……その三 裾野へ大企業攻勢

耕地の半分は工場用地に買収

裾野町には現在、建設中または建設の決まつた工場が
 四社ある。そのうちことしになつて進出希望のあつた
 のが三社。まさに昭和三十五年の裾野町は中北駿のみ
 ならず県下工業界の話題を一気にさらつた感がある。

しかし反面、工場進出により多くの耕地がなくなると
 ころから同町の農業構造は一変するものとみられ、新
 たな問題が生まれることは明らかだ。一方、富士紡の
 町小山には製紙会社ができる。大きい会社とはいえな
 いが、富士紡オンリーだつた同町の工場誘致政策の第
 一号として注目に値する。

矢崎電線二十八・七ヘクター、三菱金属鋳業二十四ヘ
 クター、丸江伸銅三・三ヘクター、さらにトヨタ自

自動車六百六十ヘクタール、しめて七百十六ヘクタール。これが裾野町に建設されようとしている工場の総面積。同町全体二十分の一ほどに当たる。一、二年前には工場らしい工場も見られなかつた同町が、まだ実現を見ないにしても驚くべき変貌ぶりを示したわけ。

いままで全くの農業町だつた裾野町が、矢崎電線を口火として続々このようにねらわれてきた理由には①地盤がかたい②内陸部のため乾燥している③高速道路建設で東京との距離が近くなる④地下水が豊富⑤平坦な地が多い⑥処女地のため地価が比較的安い、などがあげられる。

トヨタの工場用員は一万人

ここでトヨタ自動車と三菱金属の二大工場を中心に話を進めてみる。まずトヨタの場合、六百六十ヘクタールの規模は県下最大。三島地区に進出を計画しているアラビア石油の構想の大きさに驚かされたが、その二倍にも当たる。トヨタの主力がここに移され高速道路用と輸出用

の車が製造される。従業員は一万人以上が見込まれ、本社のある豊田市が挙母市から名前を変えたように、裾野町も名称を変えようという話が出ないとも限らない。地主との折衝は地価の折り合いがつけば契約できるという状態にある。

三菱金属はトランジスターなどの電子金属や顔料などを生産する。工場建設には最低二十億円がつぎこまれ、来年四月着工十月操業を目標にしている。土地交渉は遅くも来春早々にはまとまる見込み。三・三平方畝当たり千七百円見当らしい。

この二つの工場建設により農家には二十億円の金がいれるものとみられる。ところがこのようなばく大な金がころがりこんでも、先祖伝来の土地を手離さなければならぬという将来への不安が残る。現在の全耕地のうち約半分が工場のためにつぶれるというのだから……。しかもトヨタは下請け会社の百三十余社も裾野へ集中させる計画でいる。これに要する土地が五百二十ヘクタールと

いうのだから、親会社より一まわり小さくしただけの面積だ。これでは耕地はますます減少する一方。では土地を手離した人たちはどうなるのだろうか。

工場への土地提供による完全離農者はごく少ないという。大部分の人は原野などへ替え地を望んでいる。各会社では従業員には提供者の子弟を優先採用する□□□とるだろうが、まさか家族ぐるみとはいかない。結局は現在の専業農家のほとんどは兼業農家として進む以外にはない。それも老人と女性が主な農業従事者となる。

工業立県を主眼とする斎藤県政は、裾野町にかぎつては早くも理想以上の形で実現されそうだ。しかしそこには工業化に押し流されようとする深刻な農業問題が横たわっている。いま裾野町農民の間には根本からの農業対策を真剣に考えてほしいという声次第に大きくなりつつある。町当局も工場誘致の影響による農業従事層の変化を考え、これからは労力のかからない粗放農業（ウメ、

クリ、ブドウの栽培や麦の省力栽培など）へ方向を変えようと、その検討にとりかかっている。とにかく裾野町が農村都市から一躍工業都市に生まれ変わるだろうことは間違いない。そこには「明」だけがあるとは言いい切れない。その裏に隠された「暗」をどうしたらなくすことができるか。それが今後の同町の課題といえよう。

（後略）

（昭和35・12・30付）

価格が安すぎる

ブローカーがつけ込むトヨタ用地

裾野町、対策に苦しむ

トヨタ誘致の土地買収に先だち裾野町はさる十三日から部落懇談会を開き、十九日までに五百四十七人の地主から意向をきくと同時に協力を要請した。この結果、用地三万三千平方尺（二万坪）が土地ブローカーの手にわたっていることがわかり、困っている。

町の話ではブローカーのうまい口車に乗せられたもので、

一部地主はトヨタにはどうせ買ってもらえない、と目先の利だけに動いている点があるという。これらの土地を

ブローカーが甘言で転売しており、東京商工会議所の某理事から町当局へ「最近ブローカーから三十アールを買ったが、ブローカーのいうことはうそであることがわかつたので土地を返したい」と相談にきたこともあつたという。

町としてはトヨタの買収価額は三・三平方アール当り六百元と線は出ているがなんとかプラスアルファを出すよう考慮中なので町の発展のために、こんご口車に乗せられないよう協力してもらいたいと訴えている。

なお懇談会での地主の要望は①価格が安い②代替地をほしい③用地計画を縮少してほしい④耕地を失い生活の苦しくなる者の対策を考えてほしい、などが主であつた。

地主五百四十七人は裾野町関係者で、このうち約百人は農耕地の八十％を失なうことになるので代替地を要求するほか就職の技術指導など生活につながる強い要望を出

している。これに対し町当局は全面的に善処するといひ、関係者のより一層の協力を要請している。

最高神山の千五百余円 最低下和田八百円

(昭和38・2・22付)

トヨタの買収価格示さる

裾野町今里、下和田地区と御殿場市神山の一部、約二百八十ヘクタールに建設を目論んでいるトヨタ自動車会社の用地買収価額が二十八日、裾野町民会館で開かれた同工場誘致委員会に内示され同委員会から関係地主に伝えられた。地価の総額は八億六千九百八十四万六千六百三十三円で最高坪単価が千五百七十五円七十銭、最低は八百三十三円七十三銭となつており平均すると千三十円十四銭となる。

この内示額は県が同社や土地評価委員会などと協議の結果、内定し各地主に伝えたもので正式な価額内示は最初である。県および評価委員会では内示と同時に地主に対し①同意します②同意しかねる(理由)③その他

の意見を求めるアンケートを出し四月二日までに回答するよう要請した。

この土地評価については神山、深良、今里、下和田などを七地区に区分し、それぞれについて検討し決められており神山地区(尾尻)が千五百七十五円七十銭で最高、下和田地先が最低となつている。

同工場の建設構想は御殿場地先に福利更生施設(住宅など)今里地先が工場とテストコース、下和田が完成車発送工場となつている。誘致委員会では地主から提出されたアンケートをまとめ各ケースごとに解決していく方針であり結果が注目される。

なお同時に地上物件などの補償規程も示された。

(昭和38・3・30付)

深良婦が乗り出す? 難航のトヨタ工場誘致

裾野町深良地区婦人会(大庭茂治会長)は二十九日午後二時から深良農協で役員会を開く。難航しているトヨタ自動車工場の御殿場市と裾野町への誘致について同町鈴木

企画課長らから現況説明を聞き、場合によつては同婦人会で「トヨタ工場誘致促進委員会」をつくり地主など関係者の説得に乗り出すという。

トヨタ工場誘致は御殿場裾野両市町や県の努力にもかかわらず地価その他の問題で苦境に立つているが、現在県としても統制がつかず交渉の余地も少なくこのままでは他に有力候補地が四カ所もある会社側は相手にしなくなるとみられている。婦人会は今年のような麦作の不況からみても地主の座にあるだけでは発展も地区開発もできないとし市や町の計画と誘致運動の経過をよくきいた上で婦人運動を起そうというもの。

(昭和38・6・25付)

トヨタ誘致、絶対のピンチ

会社がサジを投げる? 土地買収難航にたまりかねトヨタ自動車工業会社工場の誘致は土地買収がはかどらないため、会社側がサジを投げそうな雲行きでまつたくのピンチ状態におち入つた。現在の土地契約成績

は六十%、残りの地主四十%の協力がいかんが誘致の成否をにぎつてゐるわけだが一部に見切りをつける空気も生まれ、暗影を投げかけている。

地元も最後の腹 未調印地主の意向早急に調査

この状態にたまりかねた県と裾野町、御殿場市や裾野町の協力委員らは、二日同町町民会館で「トヨタ土地買収最終取りまとめに関する打ち合わせ会」を開いて最後の態度を協議した。これには県平野商工部長、トヨタ高橋監財課長、小林裾野町長をはじめ同町町議トヨタ工場誘致委員、同協力員、地元区長や地主らが出席した。

席上、会社側から「土地買収契約高が六十%では計画を急ぐ会社としては最後の腹を固めざるを得ない段階となつた」という地元のキモを冷やすような発言があつた。また平野商工部長も「地元は誘致するののか、しないのか、この席で返事をほしい」といつた意味の発言をした。この結果地元としては最終的対策として未調印者の協力態度を早急に調べその結果を県と会社

側に報告することになつた。

トヨタ誘致の話が本格化したのは、会社側が三・三平方拵当り平均千円と買収値を内示した昨年五月、さらにはが非でも誘致したいとした県は異例の措置として県費三・三平方拵当り三百八十円出すことを決めた。これにより町は土地買収契約を進めてきたが地価が安いと背を向ける地主も出、遠藤三郎代議士の実兄遠藤佐市郎氏らが先頭にたつて農民擁護連盟という組織も発足した。「工場誘致には賛成だが町のやり方が気に入らぬ。町はもつと農民が得をするよう、地価の値上げなどを働らきかけるべきだ」というのが連盟の骨子。

思わぬ伏勢の出現で土地買収はもたつき、先月十五日、ついに会社から「事業計画を確立するため三月中に成果をあげてほしい」という、いわば最後通告のような要求がきた。事態を重視した斉藤知事は、もう少し地代を値上げしてほしいと会社側と折衝、その結果、全員契約調印したあかつき三・三平方拵当り百二十円の

アルファと譲渡所得税(国税)を出すという条件が入れられた。これに力を得た県と町は、三月中に調印達成を目途に努力したが意に反し、成果はあがらなかつた。たまりかねたトヨタ側では“これ以上待てぬ”との態度を示してきたわけで、現状では最後のどたん場へ追いこまれた感があり、未調印地主の協力をのぞむ声強い。

(昭和39・4・5付)

なるかトヨタの進出 齊藤知事23日に会社と折衝

御殿場市は99割 裾野は85割調印

トヨタ用地交渉一応締切る

二十日をメドに進められていたトヨタ用地交渉は御殿場市が九十九%完了、裾野町は八十五%という成績だった。二十一日裾野町で両市町関係者が集計、午後一時から特別委員会を開いて成果やこんごの見通しなどを検討、二十三日に県へ報告する。この資料をもつて齊藤知事が二十三日にトヨタ自動車会社を訪ずれ、トヨタの態度決定を促す段どりである。地元ではこの数

字は満足すべきものではないと悲観的だが知事の政治折衝と地元の熱意によりトヨタ側を動かすことができると希望的観測をしている。

御殿場市分は市内居住の地主が百四十四戸、市外居住者が二十戸(うち十五人が土地会社)面積は六十六万平方尺だった。二十日までに買収完了を合いことばに徹夜交渉をした結果、市内居住地主は一人(三ヘクター)を残してぜんぶ契約書に調印した。市外の地主(約三ヘクター)に対しては、まだ交渉していないが面積も少なく、九分九厘まとまるものと見通しを持つており、同市の場合の材料は非常に明るいという。

問題は二百八十万平方尺関係地主四百余人という裾野町。小林町長陣頭指揮で全課長、企画課員、県商工部係官ら三十人が夜食を携行してのびぎ詰め談判を続け、戸数で八十五%、土地で八十%の調印に成功したものの、下和田、御宿の一部など五十五戸が残った。

しかしこの人たちの大部分は、工場がくることには反対

しないが土地を矢崎電線などにも出しているので、こ
でなければ土地を売つてしまうとこんごの生活ができ
なくなる。代替地をほしい、という要求を出してきてお
り、町では替地を捜せばこの人たちの調印は問題ないと
みている。問題は十人の強硬派の人たち。絶対売らぬと
がんばつており、この扱いは頭を抱えている実情。画
期的な事業なのであくまでも達成させたいとし、さらに
交渉を続ける方針でいる。

現実問題として、この程度の調印成績で果してトヨタ
が進出を納得してくれるかどうか、疑問符の打たれる
ところだがこのような大がかりの土地の場合、九十％
できれば成功とされているといわれるのでこんご住民
の世論を背景にさらに努力を続け、なんとしてでも進
出を獲ちとりたいと意気込んでいる。斉藤知事の折衝
が期待されるところ。

(昭和39・4・22付)

トヨタ待望の着工

関連工場など目白押し裾野

45年に市制めざし準備

トヨタ自動車工業株式会社の東富士工場建設起工式は、
六日午前十一時から裾野町金沢の現地で、関係者約千二
百人が参加して行なわれる。同社の石田会長らがクワを
入れ、いよいよ第一期工事が始められる。これによつて
“工業都市裾野”の実現も確実となり、五年後の人口五
万三千人を目標とする“裾野市”の誕生に向い、発展へ
のスタートが切られるわけ。

裾野町は昭和二十七年、当時の小泉村と泉村が合併し
て生まれた。三十一年九月に深良村、三十二年九月には
富岡、須山両村が相次いで合併し、現在では四千八百五
十九戸、二万四千八百八十六人となつた。昭和三十六年
当時は二万二千人と一進一退だつた同町の人口も、三十
五年からの工場誘致による工場進出で、急激な増加が目
立ちはじめてきた。

まず昭和三十六年、県下に六工場を置く矢崎電線会社

の研究総指揮をとる矢崎総業会社が同町岩波に三十三万平方呎の土地を買収して進出した。翌三十七年には三菱レイノルズ・アルミニウム会社が平松の三十三万三千平方呎に、日邦工業会社は茶畑の三万三千平方呎に、丸江伸銅会社は富沢の三万五千平方呎にそれぞれ工場を建設、すでに操業を開始している。また昨年は太平洋工業会社がトヨタ工場用地の隣接地二十五万平方呎、三菱マロリ会社が千福に三万三千平方呎を買収し工場設置の準備を進めており、トヨタを加えると、七社の誘致に成功した。

さらにトヨタの進出にともない、いずれもトヨタ自動車、車の塗装、メツキ、タイヤ、チューブ、ヘッドライト電気、配線などの関係工場十数社が進出を希望しているという。これらの企業は数年後に開通する東名自動車高速道路で東京—大阪間の距離が近くなること、豊富な地下水の工業用水の取り入れなど有利な条件を見込んでの進出といわれ、各企業が出せようと、同町はおよそ六万の工業都市になることが予想される。

一方、操業を開始している三菱レイノルズアルミニウム会社の従業員をみると約六百人のうち四割を地元から採用、トヨタ工場でも最初の従業員六千人は地元から二千人、近隣市町から二千人、家族ぐるみの社宅従業員二千人の割で予定しており、工場誘致で土地を失なつた農家の就職は優先採用するという。

こうした現況から同町はこのほど議会内に都市計画事業審議委員会を設置し、①道水路②教育③厚生施設④上下水道⑤産業開発の各関係五部会に分け事業の促進に当る。四十年では(一)都市計画の区域の指定(二)同計画事業の実施計画の策定(三)組織の編成と運営(四)予算などを主目標としている。地域指定は六月隣接市町との協議、七月県計画課と協議、八月は建設省と協議、申請、九月県の諮問と答申区域の決定。事業の実施計画策定は六月から九月まで現地調査、基礎資料の収集や調査、資料の検討、十一月は計画の立案、県との協議、十二月に申請(決議)県計画審議会の諮問と答申、決定。組織について

は近く町総合開発委員会を設置する。毎月課長、支所長会議を開き基本的事項の立案と指導を行なう。こうして町の発展のために総力を結集し、理想郷土の建設が着々と進められる。

(昭和40・6・6付)

(岳麓新聞)

1161 企業の進出と地元商店街

(一九六八)
昭和43・2・16

地元業者にもっと恩恵を：

裾野に商店街団結を望む声

期待外れ企業進出 大手は社内に「デパート」
裾野町は工業立町を宣言して以来、三菱アルミ、矢崎総業、関東自動車等の誘致に成功しているが、社員たちの購買力が地元商店街に期待していたほどの恩恵を与えるかについては疑問視されている。

このため地元業者の間からは、今までのような個人単位のような弱少業者では大企業には立ちうちできないので、

地元業者が団結して協同企業体を設け、誘致大企業の消費面を担当すべきだとし、町や商工会の強力な指導力を望む声が高まってきた。

まず矢崎総業では、さる十二月十四日、同町岩波の矢崎団地内に鉄筋コンクリート三階建て一四二三平方呎のシヨツピングセンターを完成、同日からストアが開店、一般食料品 菓子 雑貨 衣料品 履物 化粧品 タバコ 野菜 肉魚などデパート並みなんでも用が足せるようになっており、近いうちに酒も販売することになっている。さらに一月五日には美容、理容、二月一日からは食堂、喫茶も開店した。近くクリーニング、診療所も開設されることになっている。これらの業種のうち、地元業者が参加しているのは、生鮮食料品の野菜、魚、肉だけ。それも沼津の業者と交代で販売している。それ以外の業種は沼津と東京の業者が請け負っている。値段は市価の二割安平均で、同社の利益は平均5%を見込んでいる。

同社では、シヨツピングセンター開設の理由について、①社会の値上げに対抗し②町での買物に使う時間の無駄をはぶき③同所での利益を社内教育部門に還元するという効用をあげている。また三月二十一日を目標に消費生活協同組合の結成を目指しており、さらに市価より安くしようとしている。

同社の社員人口は現在の四百人が三月中旬には千百人、将来は二千人を見込んでいるという。同社では「人口が増大した場合、やはり大企業の方が価格が安いので、将来は生鮮食料品も高速道路を利用して、東京から直送することも考えられる。しかし今のところは地元業者の人たちは良くサービスしてくれます」といつている。

三菱アルミの場合は、社内食堂の経営権をめぐり、地元業者と沼津軒の間で争そわれたが、結局、価格とサービスとで、弱少業者はかなわない——ということになり沼津軒が一手で引き受けている。

また関東自動車KKは今夏には大工場が完成し人口も

一挙に三千人に増加する。同社には関東商事KKという子会社があり、社員の消費面を引き受けているが、トヨタ誘致の時、地元業者優先という約束もあり、現在は社内売店は関東商事が、また生鮮食料品、牛乳は地元業者が御用聞きをして廻っている。しかし、三千人にふえた場合、同社でもシヨツピングセンターを設けることは明らか。それに備えて矢崎がシヨツピングセンターを開設すると同時に同社重役が視察をしている。

このような各社の動きに対して町企画課では「民間企業のことには口出しはできないが、なるべく地元業者を使つてくれるよう」申し込むことを検討している。また林光商工会長は「助役になつてしまつたので、後任の会長に任せ、町当局も協力して地元業者の利益を図りたい」といつている。

(富士タイムズ)

企業進出に伴う地代、家賃値上げ

(二九六八)
昭和43・6・21

地代、家賃に値上げの波

裾野 企業進出・地価高騰のアオリ

借主らは反対闘争

駅前付近 500円から900円のケースも

トヨタ、関東自動車などの大企業の進出で、裾野町の中心部では地価が騰起^(マツ)しているが、これを反映して、地主や大家が地代などの値上げをしようとしており、

借地人との間に争いが起るといふ現象が起こつている。

同町二本松地区の借地人二十八人は二本松借地人組合

(^{入名}A)代表を結成し、さる四十一年一月以来、地代の

一括供託を続けている。ところが、このほど地主の(^{入名}B)

氏から、地代の値上げ通告が内容証明で各個人宛に

あつたため、組合員全員が集まり協議した結果、「一挙

の値上げは認められないが、段階的なアップになら応じ

る”むね回答することになつた。

通告によると、駅前近くは坪当り月四百円、駅前通りは二百円〜二百五十円、裏通りは百円にするというもので(^{入名}A)さん宅の例をとると、月五百八十円から九千円になるといふ。

(^{入名}A)さんは「長い人で五十年、短い人でも三十年も借地している。まだ開けない時から住んでいる人と、最近借地する人を一緒にレベルに一度にしようとするのはムリだ。値上げには反対しないが段階的にするべきである」といつている。

これに対し地主の(^{入名}B)さんは、専門家に委任してあるが、最近の地価から借地料を換算、各人あてに通知したものだ。立地条件が借地人によつて違うので、一律にきめるわけにはいかない。各人との話し合いできめようと思つている。必らずしも内容証明通りに実行しようとは思つていない。個別に話し合つてきめるつもりだ—といつている。

また借家関係のイザコザも多い。同町平松新道上でも

借地人八戸が団結、昨秋から家賃の供託を続けており、そのうち一戸が裁判所の調停に入っている。供託の原因は家賃の平均三五%の値上げ、借地人の話では、さる三十二年に古倉庫を移築したのだが、当時の家賃は月六千円。それが一万二千円になったが、それを再びアツプして、一万六千五百円にすると通告してきたものだという。八戸の中で最高の家賃は中華料理店の一万八千円だが、ここも三五%アツプすると二万四千円くらいになり、この割で値上げされたらたまらないと訴えている。また、借家人は「借りた時はコンクリートの土間だけで床張りや畳も自分で作った。その上、水道も引いた。道路の舗装費や街灯設置費まで負担して街を良くすると家賃が上るのでは考えてしまう」といつている。

いつぼう、大家の^(人名)Cさんは「地価に応じて上げるのは当たり前、家主の権利を守るために長くかかっても値上げする」方針であるといわれ、裁判所の調停に一軒ずつかけるので、問題解決までにはまだ相当時間がか

かるようだ。

(富士タイムズ)

1163 三菱アルミに公害防止を指示

(一九六九)
昭和44・5・3

公害防止を指示

低すぎる煙突、増設工事にも条件

県が三菱レイノルズ(裾野)へ

裾野町、三菱アルミレイノルズKKの公害が問題になっているが県公害課はこのほど同社の増設計画について、各種乾燥炉、溶解炉、保持炉等については、ばいじん、有害ガスの発生を伴うものは、排煙の集合化、ガス処理の集中化を検討し、効果的なガス、ばいじん処理をできるようにすることを指示した。

また従来の公害苦情については、①含油排水の処理を適切にし、PH五・八〜八・六、油類五PPMの水質基準以下にする。②煙等に関する苦情問題が出ているので、これら苦情の実態を把握して原因究明に努め、施設改善

の必要がある時は、すみやかに実施すること、ボイラーの煙突の高さが九呎で、燃料消費量に比べて低いので、排煙の拡散上好ましくないので改善すべきだ。参考までに煙突の高さは、一般に近くの民家の二・五倍以上にするのが普通。

(富士タイムズ)

1164 裾野町に公営住宅を建設

(一九七〇)
昭和45・3・26

裾野へ県営住宅

企業進出で とりあえず一七〇戸

裾野町に県営住宅が建設されることになった。また誘致工場の職員組合が、裾野町に住宅のあつせんを依頼、町も力を入れることになった。

これは清水親憲議員の質問に対し、遠藤町長が明らかにしたもので、同町では四十四年度に町営住宅六五戸を建設、引き続き四十五年度には六〇戸を内定している。さらに雇用促進住宅八〇戸も完成する。

ところで県は、四十五年度の県営住宅建設地に裾野、熱海、静岡三市町を決め、裾野には一七〇戸を建設、さらに四カ年計画で五〇〇戸の県住を建設する。県は候補地に同町峯下を希望しているが、まだ交渉に入っていない。

いつぼう、関自、トヨタ、三菱アルミの三職員組合からは、一戸建て住宅四〇〇世帯分を建てたいので協力してほしいという申し入れがきており、町としても土地買収にかかろうと物色中。

さらに関自へ二〇〇世帯が来るが、このうち一〇〇は会社側でなんとかなるが、あと一〇〇が不足しているので、町住へ入居して空く四〇世帯分を廻してほしいという申し入れがある。そして残りの六〇世帯分については、四月一日付けの広報で、貸間を町民から募集することにしている。

(富士タイムズ)

1165

麦塚「公害」調査

(一九七二)
昭和47・12・13

やっぱりあった麦塚公害

保健所と市が調査結果まとめる

四、八組は四〇％が異常 他地区をかなり上回る

市長、積極的防止を言明

「麦塚公害はやっぱりあった」——沼津保健所と裾野市は先月、裾野市の三菱アルミニウム会社富士製作所、子会社の大手金属会社富士工場周辺の同市麦塚地区を中心とした六地区二千五百四十一人と空気のきれいな地区六地区千九百三十三人を対象に、呼吸器などからだの異常の有無を調査していたが十一日結果がまとまり、同夜七時から同市役所で沼津医師会裾野市内医師団との同調査結果検討会を開いた。その結果、三菱、大手両工場に極く近い麦塚区四組と八組では住民の四割がからだの異常を訴え、他の一組、七組でも二割近くあり、麦塚区全体では二二％が異常があることがわ

かった。医師会としても、この全体報告に、他地区より麦塚が高いことを重視、こんごさらに検討を重ねて、調査、医療問題など研究していくことになった。岩崎市長も、公害に近い状態であることを認め、県公害防止センターの調査を待つて住民の不安を取り除くよう努力すると語った。

調査は①せきの有無②たんの有無③呼吸時のゼーゼー音④鼻づまり⑤くしゃみ⑥のどのはれと痛み⑦声のかれ⑧頭痛⑨息切れ⑩天候と呼吸器症状の関係⑪三年間に休んだことの内容⑫医療の有無など二十四項目。保健所員らが各戸を訪問してききとり調査した。

麦塚の場合、これら症状が常時あると答えた者がかなりあり、四百九十七人のうち、頭が重いが一四・一％、鼻づまり一三・一％、鼻汁一二・七％、のどのはれ一〇・七％、のどの痛み九・七％、昼夜せきが出る七・二％、たんが毎日出る六・二％、息をするとゼーゼー音が出る四・二％、息が苦しく発作が出る四・四％という回



【調査の保健所員に異常を訴える主婦＝麦塚で】

答が出た。

この症状がときどきあるとした者はさらに率が高くなり、くしゃみが二九・二％で最高、のどが痛む二七・二％、頭が重い二六・〇％、鼻づまり二三・七％、のどが

はれる二二・五％、昼間や夜よくせきがでる二〇・七％、以下声がかれやすい、朝起きていつもたんが出る、などの順となっており、常時と、ときどきと回答した合計では頭が重い四〇・一％と最高で次いでくしゃみ、のどの痛み、鼻づまりなどの順だった。この二平均が二二％。これが四組と八組になるとぐんと高くなる。四組は大手金属南側にあり、十四戸で住民四十二人、八組は三菱金属北東で十六戸、五十四人。症状別、有自覚症状者率の組別順位ではこの四組と八組が全項目のうち四〇％以上を占め、幼児がかなり多い。

国道二四六号線沿いにあり、三菱の南側にある堰原と伊豆島田の住民の場合、常時頭が重い八・三％、たんが出る八・三％、のどの痛み五・一％、はれが四・三％、天候と呼吸器の関係が五・四％、またこうした症状がときどき出るが、二七・二％から七％あった。

これに対して、空気のきれいな今里と深良の部落ではぐんと減り、常時異常の最高が八・七％から二・二％、

ときどきの最高が二五％から一・一％と、麦塚、それをもっとも工場に近い四組と八組とでは大きな差があることがはつきりしている。

この調査について医師会内部でも評価が分れているが、過半数の医師が「重視しなければならぬ結果だ」といっていた。

岩崎裾野市長の話Ⅱ公害に近い状態なので市としても放置しておけない。医師は判断しかねている人もいるようだが、市は県公害防止センターの協力で他の公害問題の未然防止に力をいれていく。

大橋小児科医師の話Ⅱ具体的な方針は決まらなかったが、麦塚地区の結果が他地区より高く、医師団も積極的な姿勢を示しているので近く医師会にかけ態度を決める。村手沼津保健所長の話Ⅱ他地区より麦塚の方が高い結果が出た。県公害防止センターの調査で状況がもっとはつきりする。

田口裾野市企画調整部長の話Ⅱこれは公害ではない。

住民に説明する気持ちはいまのところない。

直接調査に当たった沼津保健所八田保健婦室長の話Ⅱどこの家でも木が枯れ、呼吸器系の異常を訴える人が多くひどかった。

(岳簾新聞)

第三節 地域經濟の展開と社会

1166 昭和二十七年年度凶作について陳情書 (一九五二) 昭和27・11・13

陳情書

中駿地方に於ける昭和二十七年産主要農作物の生産高は予想外の減収である。

殊に本地方農家經營の大半を占むる水稻及甘藷の減収はこゝ數年来例を見ざる數字を示し農業者の苦惱は目にあまる程である。水稻の作柄は概して良好と見られてゐたが、收穫期に到り各所の検見坪刈等を実施した結果、其の成績は非常に悪く全般に亘る実収高について憂慮されて居たが、果せるかな各町村共其の減収は覆ふべくもな
く昭和二十六年産米に比し二割減収、本年度の生産目標數量に対しては三・五割に及ぶ減収となり今後の農業經

営面に及ぼす影響は甚だ大である。斯る減収は如何なる原因に依るか。先づ天候不順が主たる原因として挙げられる。本田植付後の長雨に依り稲苗は甚だしく徒長したが、其の後天候の回復に依り作柄は持直したかに見へたが、然し之は外見であつて、分蘖少く殊に出穂期から開花期に於ける天候悪く稲熱葉枯病等並に二化めい虫ウシカを誘発する結果となり、防除班を動員して全町歩に亘る一斉防除に依り其の猖獗は喰止め得たが收穫の結果は前記の通りで、天候不順に依る原因は比較的颱風も少かつた年でありながら、本地方に於て倒伏稲の多かつた事を見てもうなづかれる。甘藷に就ても古来よりの諺に言はれる通り「米のとれない年は甘藷が出ない」。本年産甘藷は此の言を如実に物語つて居る。かてゝ加へて價格は昨年マの四割安の状況にある。其の他の作物に於ても價格は安く肥料代農薬費等は高騰マし農業所得は人件費を加へれば赤字となる仕末である。

以上の如き農業經態マを考慮せられ農業者をして今後の食

糧増産に遺憾のなきよう格段の御懇請をお願いしたく、
こゝに別紙の通り調書を附し申請します。

昭和二十七年十一月十三日

静岡県駿東郡裾野町長 藤原重治 印

静岡県駿東郡裾野町東農業委員長

芹沢宗一 印

静岡県駿東郡裾野町西農業委員長

中西嘉一 印

静岡県駿東郡深良村長 小林秀也 印

(別紙「昭和二十七年中駿東地方農業所得調査」省略)

(裾野市役所 深良支所所蔵「陳情請願書綴」)

1167 須山一一三戸共有誓約書

(一九五三)
昭和28・1・16

誓約書

静岡県駿東郡須山村字大澤入ノ内堂ケ尾五本地澤入式千

参百拾壹番ノ壹ノ壹

一山林式拾壹町四畝式拾壹歩 外 四拾七筆

前揚表示ノ土地ハ当須山村百拾参戸ノ共有土地ニシテ此
ノ土地ノ存否ハ当須山村ノ興廃ニ関スル主要ノ問題タリ。
依テ将来是カ保護スル為メ茲ニ是レガ存続保持ノ事ヲ評
決シテ誓約スル要項左の如シ。

第一項

此ノ共有土地ノ所有權ヲ他ノ町村ノ者ニ売買譲渡スルカ
如キ事アリテハ、共有保護ノ上村全体経済ニ及ホス悪影
響カアリマスノテ、万一止得サル実状有リテ他ニ所有權
ノ売買譲渡スルコト有ル時ハ本誓約書第貳項ノ誓約ニ則
リ之レヲ実行スヘキモノトス。

第二項

若シ共有テ個人ノ權利ヲ取得スル場合ハ共有役員並ニ全
所有者ノ過半数ノ同意ヲ得テ價格ヲ決定シ売買契約ヲナ
スモノトスル。

第三項

往昔ヨリ須山村住民存続ノ為我々祖先ノ苦心ニ依而共有
存続シ其ノ恩恵ニ浴スル所甚大ナリ。祖先ノ功績ヲ深ク

感謝シ其ノ精神ヲ永遠ニ生カシ共有保存ノ為ニ茲ニ誓約ヲ新ニスルモノトス。

第四項

本誓約書ノ共有権ハ本来当須山村ニ住スル者ノ共有トナスモノトス。

第五項

本誓約ヲ履行スル為各自署名捺印ス。本誓約書ハ当須山村百拾參名共有總代ニ於テ永久保存スルモノトス。

昭和二十八年一月十六日

渡邊 織 策

(ほか九六名省略)

(裾野市役所 須山支所所藏「第二号 誓約書綴」)

1168 中駿農民總決起大会

(一九五三) 昭和28・11・6

ムシロ旗を先頭に 中駿一町二村 兎作農民、切実な叫び

【沼津発】供米割当を目前に控えて凶作農民の動きが注目されている折柄、冷害や病虫害で転落農家の続出を憂慮

する駿東郡裾野、富岡、深良一町二村の農民約八百名は

五日午前八時から裾野町農業高校で中駿農民総決起大会を開き、実情を考慮に入れぬ供出割当が行われた場合、

被害農家は苦境のどん底にたたき込まれると切実な叫び

をあげ、午後一時大会終了と同時に渡辺輝宝氏(裾野町、

部農会長)以下代表五百余名(うち女子五十名)が「米が

ない」「税金払えぬ」などと大書したムシロ旗数本を押

し立て、御殿場線列車で沼津経済分室、同食糧事務所、

同作報事務所の三カ所へ押しかけ、

▽保有米確保の処置を講ぜよ

▽長期の生産低利資金の貸付け

▽農業所得税の減免

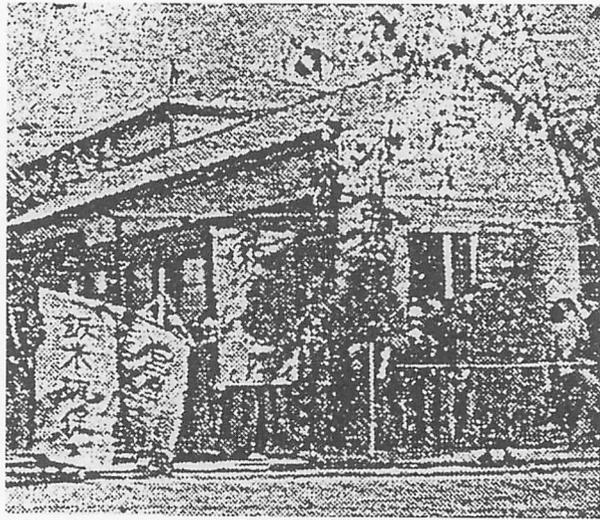
▽農業共済金の即時支給

の四項目につき県当局の善処を要望、狭い各事務所は

代表で身動きならず場外へはみ出した農民が事務所を取

巻きゴツタ返した。

各事務所代表とも直ちに県当局へ実情を報告する旨約束、



農民たちは再び御殿場線列車で引上げた。なお陳情団代表は三町村合わせ二千数百戸ある農家の八割が転落の運命にあるとうつたえている。【写真はムシロ旗を押立てて経済分室を取巻く農民たち】

(静岡新聞)

1169 三年連続供出完遂トップの富岡村 昭和28・12・1

(一九五三)

打樹てた金字塔

三年連続、供出米完遂のトップ

岳麓富岡村農民の苦心

駿東郡富岡村は去る十九日供米を完遂し連続三カ年県下の供米トップ争いに優勝するという偉業を打ち樹てた。廿八日同村役場に遠藤村長をはじめ農協組長、部農会長、農業委員、供出農家代表六名などが参集し県農政課桜井供出係主任、駿東郡八木供出係長などとの間に供米についての座談会が行われた。まず遠藤村長から「本村の稲作付面積は水稲九十九町三反、收穫千八百五十九石、陸稻八十九町、收穫量七百四十三石、計百八十八町六反、收穫量二千六百二石で保有量二千四百五十七石を差引いた百四十石が供出量ときまり、十九日供出農家二百十九戸によつて百四十二石が供出完遂された。この供出量は

他町村に比べれば決して大きいものではないが、高冷地

であるこの村では、十三号台風被害のほか特に晩稲における冷害(青立ち)が未曾有ともいふべき有様で、供出には惨憺たる苦心をした。この供出が完遂出来たのは、同胞愛に燃える供出農家の努力に負うものであるが、前二年とも県下のトップを切つたこの村に今年もその栄をもたらせてやりたいという隣村の協力や、夜を徹して行つてくれた事務当局の手續きの敏速さなども決して忘れることは出来ない。」

また供出農家はつぎつぎとその苦心を語つた。

◇吉川治郎氏の話 「私は今年晩生の京見ばかり作つたのでまだ調整が済んでいなかった。しかし人並みの供出の出来ないのは農家として残念至極なことである。よしと近所を回つて借りうけましたが、もう二俵というところではなかなかまとまりません。そこで一里ばかりある親戚にかけつけました。あいにく開墾に行つて留守でしたが、なおも山まで行きようやく借り受けて人並の供出が

出来たわけです。これでホッとしました。」

◇西川昇氏の話 「十九日早朝回覧板が回つてきました。すぐ各自の作業所まで集合する様にとの事でした。部長に会長に割当を聞くと七俵七升ということでした。私はこれではとても供出出来ないと異議を申立てました。くわしいことをきくため役場に行つて供出係の勝又さんに「どういうわけでこんなに大きい数字になるのか」と質問しました。事実私は八反五畝を耕作しており収穫量は卅五俵でした。家族は十二人おるので保有量は卅四俵になるのです。勝又さんは「あなたの収穫量は卅九俵になるわけです。それだけ取れていないから気の毒なことです」というだけでした。隣に遠藤村長さんがおられたので「卅五俵の実収高で計算して下さい」とお願いしました。村長さんは「西川君それは一般だ。十三号台風と冷害が甚しかつたんだ。我慢して貰いたい」と村の食糧事情をつぶさに話して下さいました。もし飯米がなくなつたら配給して貰うことをお願いして供出をいたしました。

朗々とした気持です。こうしてこの村は割当決定後一両日で完納したが、この意欲に刺激されて駿東郡また順調に進み全供出量七割の余を終つて同じくトップを切つているということである。

(静岡新聞)

1170 深良村農協昭和二八年度事業報告

(一九五四) 昭和29・4・15

昭和二十八年年度事業報告書

本年度当組合の運営方針として農業生産物の増産意欲の向上並共同購買、共同販売に依る組合員の経済状態を改善し、日常生活の冗費節減に依り貯蓄の増強を図り、農村恐慌の乗切りに組合員の多大なる御協力を仰ぎ、予想だも致して居らざる台風十三号と冷害に依り水稻收穫は激減し、麦收穫の風雨に依る被害を受けたとは言へ貯金総額は逐次増加を辿り、二十七年度末と比較し三百八拾余万円の増加となつて居り、之れ組合員各位の御協力と御支援の賜と組合役職員心より感謝して居る次第で御座

います。

尚二十八年十月二十七日より三十日迄四日間、静岡県経済部より係官の来村を得て組合運営の検査を受け、固定資産額□□する出資金の火急的増額要望の外、業務運営並事ム整理関係に付いては好評を得た様な次第です。次に各部(課)の事業の概況を次の通り申述べます。

一、信用事業

信用事業は農協運営上最も重要な部(課)にして第一に貯金の増強に意を、月掛貯金、ゴールド定期貯金等の割増金附貯金の募集には各部落の貯蓄奨励委員並に婦人部の絶大なる御支援と組合員の御協力を得て目標を達成し、順次成果を挙げて貯金総額二、三二八万余円は中駿四組合中上位の地位を保ち得ました。貸出金に於ては台風十三号に依る長期貸付金の外、極力農業再生産資金、有畜農業資金へ短期融通を計り経済的資金は僅少であります。出来得る限り組合員の御利用を希つて居ります。

二、購買事業

農業生産の元である肥料に於ては窒素肥料七〇疔 過燐酸肥料六〇疔、加里肥料二〇疔の外、有機質肥料を主として単肥幹施を致して参りましたが、組合員の要望に依り農業改良普及員の指導に依り肥料配合を行い、肥効度に於て喜ばれて居る。尚化成肥料に於ても秋落水田及開懇地(マツ)に推奨し二〇疔を施用願ひ、作物の成育及收穫に良好の実績を挙げて居ります。

飼料は有畜農業化の普及に依り乳牛一〇頭、牛馬二〇〇頭始め豚、山羊、緬羊、鶏と飼育の増加に伴い飼料消費量も向上し、粃二五〇俵、麦糠七五〇帶(マツ)、米糠二〇〇俵、大豆粕五〇叭を使用し、需要は順次増加を辿つて居り、二十九年度は配合飼料を計画して居ります。

農村保健衛生に付いては疾病の未然防止に重点を置き、婦人部の協力を得て組合家庭菜の全戸配置を目標に三三〇箱配置しました。行事としては十月に小中学校生徒に蛔虫の一劑驅逐(マツ)に厚生連を依頼し驅虫薬を服用し検便を

行い、服用前と較べ約半減の二五%程度の保虫者の数字を示しました。

又一月三十日には川口栄養研究所より講師を招き婦人部へビタミンと栄養に付いて有意義な講演を催しました。生活必需品の共同購入並組合マーク全戸愛用運動には婦人部が特段の御支援を得て多大な成績を収めました。

三、販売事業

本年度農作物は麦の收穫時期の風雨、水稻に於ては台風十三号並冷害、甘藷の生育期の日照時の不足と、各作物を総じて最悪状況の年でありましたが、組合員各位の御努力と全面的な協力に依り左記の様な取扱を致し得ました。

麦類	二、二四五俵	五、五九九	千円
米穀 <small>(マツ)</small>	七〇二俵	三、〇五九	
諸類	一五、八八〇俵	九、四六四	
其他(タモ、蔬菜、外)		七一	

四、利用及農業工業事業

利用部関係 精米、精麦、製粉、製麵に付いては、組合員の多大なる御支援を得て組合利用箱の設置に依り各部落を三輪車に依る巡回集配を行い、出来得る限り安意に然も迅速に御届けすべく努力して参り、組合員の御理解に依り加工手数料は糶摺りを含め八三六千円を挙げ得ました。

製茶関係に付いては、茶園の増加と茶の木生育に依る増収と併せて隣接町村より深良製茶工場の名声に依る委託加工の増加と相待つて、作業日数は一番茶二十日、二、三番茶各五日と工場運転は三十日となりました。委託加工に於て生葉二千三百余貫、加工料三〇〇千円余を挙げ、買入生葉一千百余貫にて製茶二百余貫を作成し、各方面に好評を博しつゝ販売致し在庫量は僅少となつて居ります。

干麵関係に於ては、常に技術改善を行い正味量と品質の向上を図り各方面より愛用される状態となり将来は有望視されて居る。

利用部農村工業共組合員の良識に依り尚一層の御利用と御協力を御願ひ致す次第で御座います。

五、特殊事業

簡易郵便局取扱も各位の御利用に依り逐次増加を辿り取扱高も三五七千円となつて居ります。

輸送関係三輪車は組合業務の増加に伴い四月に一台を追加購入し、業務推進の原動力となり、余力を組合員の物品輸送の依頼に依り出来得る限り利用を受けてゐる。

耕耘キは農業生産機械化の先端を行く点に留意願ひ、村当局の要望と御援助に依り六月に竹下式、十一月に久保田式と二台購入し、完全運転使用は未だしの感はあつたが、深良農協の耕耘キは麦畑作業には田方郡下に二〇日間も作業を行い、深良村の名声を高仰すると共に田方農民の機械化意欲を増す事に貢献した。本年度は計画運転の線に依り組合員の御利用を全うすべく一層努力致します。

六、指導事業

指導事業に付きましては、以上各部門(ア、イ、ウ、エ)に付き申述べました通り深良村が駿東郡下五ヶ町村中の生産村として位して居る次第にて、農業生産の増強こそ本村經濟の推移に關する事に思を致し、農業改良普及員の指導と助言を得て増産計画を行い、部農会長始め青壮年部、婦人部の御熱心なる力に依り、施肥の検討、肥培管理の研究と調整とを総合して農作物の増産に励んで参りました。麦類に付いては雨害に依り品位は低下しましたが、検査規格の点の折マ渉コと尚併せてビール会社に対する当初契約栽培数量の一割増購入を願ひ、ビール麦としての数量は一、一七俵となつた。

水稻に於ては多雨と低温に依りイモチ病の發生を生じたるが、村当局の援助と普及員の指導に依り、組合員協力して六斗式ボルドー液とセレスン石灰の散布により蔓延を止め得た事は不幸中の幸であつた。

尚未(ア)層有の台風十三号と冷害に遭遇し白穂及青立の大発生に依り減収を來たした。青壮年部の有志の方が県庁及

沼津県税ム所へと供米減額陳情運動を展開し、又中駿地区に於ては裾野高等学校に参集し供米減額の氣運を挙げた。尚当組合役職員としては鋭意組合員各位とより一層密接なる連携を保つ為、部落懇談会には積極的に出席し眞に組合運動を理解して願(ア)ふ(イ)べく推進して参りました。指導事業として主な業事(ア、イ、ウ、エ)は左の通り。

- 五月 郡部農会長大会 於裾野高校
- 〃 耕耘キ競進会視察 富士郡
- 六月 ビール麦会社より作況視察
- 七月 食糧事ム所麦類検査懇談会(裾野)
- 〃 農村慰安映画会開催 小学校講堂
- 〃 中元用扇配布
- 九月 県下婦人幹部講習会出席 静岡市
- 〃 夏期開放講座開催 裾野高校
- 十月 郡下部農会長講習講話会 裾のキング劇場
- 〃 農協青壮年部結成 於深良農協
- 十一月 供米減額対策陳情 静岡

一月 市場視察及甘藷販売協議 大阪

十一月 供米減額対策陳情 裾野、沼津

一月 栄養学講話会開催 小学校講堂

三月 郡下農協婦人大会開催 沼津

(裾野市役所 深良支所所蔵「議案書綴」)

1171 深良財産区一般入会地入山方法及び制限に関する条例 (一九五七) 昭和32・4・1

裾野町深良財産区一般入会地入山方法及び制限に関する条例

裾野町深良財産区一般入会地入山方法及び制限に関する条例

第一条 本財産区の土地及び林野で、本財産区財産管理

条例及び施行規則により一般入会地と定めた土地及び

林野については、当該条例及び同規則によるものの外

この条例の定めるところにより処理する。

第二条 一般入会地に入山し林野産物を採取し得るもの

は、大正六年二月二十七日現在大字深良地区の住民で

一戸一人に限るものとする。

2、転入者及び新たに他より大字深良へ転籍した者並

びに一家創立者(世帯を分つ者)で前条に掲げる入山

し林野産物を採取しようとする者は、区長を経て地

方自治法第二百二十一条により定めたる左記各号の

加入金を納入して、入山採取権の資格を得なければ

ならない。

一、転籍者 一戸につき 金壹万円

二、転入者 一戸につき 金参千円

三、転入后転籍者 一戸につき 金七千円

四、一家創立者 一戸につき 金五千円

第三条 前条の入山採取権のある者、大字深良地区内よ

り他に転出した場合には、その権利を失うものとする。

但し、再び大字深良地区の住民として転入した場合に

は、その権利を復活せしめる。

第四条 採取者には、入山採取許可証を交付する。

2、採取者は、許可証に掲げたる事項を遵守するは勿

論他人に譲渡することは出来ない。

第五条 第二条による入山採取権のある者といえども採取許可証のない者は、入山し林野産物を採取してはならない。

2、入山して林野産物を採取しようとする者は、区長を経て本財産区管理者に出願して、左の料金を納入し、許可証の交付を受けなければならない。

一、薪炭材一期間(毎年十二月十五日より翌年三月末日まで)一人金七百元

二、萱 “ “ “一人金五百円

三、竹(新竹を除く)(毎年十一月二十日より翌年二月十九日まで)一人金五百円

3、入山し、前記の林野産物を採取しようとする者は必ず前記の許可証を携帯しなければならない。

第六条 入会地の草、落葉を採取する者は、許可証を要しない。

第七条 旧来の慣習により草採取については、毎年五月一日より同月二十三日まで、及び七月九日より土用明け三日後までの二期間は、他部落の地籍に入ることが出来ない。

2、薪及び竹採取については、他部落の地籍に入りては伐り置きをすることができない。

第八条 採取権者が左記各号の一に該当する場合は、一万円以下の過料に処し、若しくは、三年以内に於いて林野産物の採取を差し止めることができる。

一、本条例に違反したとき

二、財産区財産管理条例第九条の規定に違反したとき

三、その他都合の行為があつたとき

第九条 この条例の施行に關し、必要な事項は財産区管理者若しくは区議会の議決を経てこれを定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

(裾野市役所 深良支所蔵「議事関係綴」)

1172 水窪の新幹線送電線工事反対請願 (一九六三)
昭和38・6・6

区案を作り町へ請願

国鉄送電線工事に反対の水窪

裾野町水窪区の国鉄送電線対策委員会沢村一郎委員長ら
区民約四十人は四日午前九時から同所作業場に集まり、
送電線路線計画変更について協議した結果、区の被害を
少なくするため、同区独自の路線施設案を作成、町当局
に請願することにした。

国鉄の新幹線建設に伴なう送電線計画が水窪区を包囲
する形で示されたため同区は対策委員会を設け路線の
変更など反対の請願運動を続けてきた。一方国鉄から
は去る五月二十七日路線測量を実施したい旨町に連絡
してきている。町は水窪区との了承線が出ていないこ
とを理由に国鉄の測量を延期し、去る一日町の国鉄送
電線特別専門委員と水窪区の対策委員で話し合ったが、
水窪対策委では町特別専門委の示す計画には賛成でき

ないと物別れに終った。

水窪対策委は「国の計画に反対しないが我々の意見も尊
重してほしい」とし、希望する路線を町当局に請願する
もの。

(岳麓新聞)

1173 梅平観音競馬場代替地に関する陳 (一九六四)
昭和39・2・3

情書

陳情書

静岡県駿東郡長泉町南一色区代表 富田初男
全 納米里区代表 山田柗夫
全 上土狩区代表 秋山治海
全 裾野町水窪区代表 渡辺慎一
梅平観音競馬場代替地に関する陳情書

東名高速自動車幹線国道も日本道路公団御当局の並々
ならぬ御努力により路線の決定を見、試験盛土の作業も
急速に進められておりますことは、まことに御同慶に堪

えない所でありますと共に幹線国道の一日も速かに完成
されますよう心からお祈り申し上げます。

就きましては盛土の試験地域に指定されました手地
先は南一色、水窪、納米里並びに上土狩の四ヶ字の共有
となつてゐる梅平観音競馬場の馬場中央部を縦貫し、馬
場としての使用は全く不可能の状態になりましたことは
公団御当局の重々御諒察のことと存じます。

梅平観音競馬場は明治二十二年市制町村制施行以前よ
り愛鷹山林入会権を有する南一色村、水窪村、納米里村
並びに上土狩村の四ヶ村共同して開墾台地に観世音を奉
祀し、農事振興、五穀豊饒の祈願をこめる傍ら神靈慰藉

の祭典として競馬を開催奉納して参つたものであります。
蓋し古来より農村行事の重要事たる祭典は農業神への
祈願と併せて農民リクレーションの場として永年に亘り
親しまれて参りましたことは御承知の通りで御座います。
しかるに時流の然らしめる処とは云え高速自動車道路
新設により馬場を失い行事廃止のやむなきに至りますこ

とは入会四ヶ字農民の甚だ心残りとするところでありま
す。冀くは競馬場の替地を得たいと念願する所切なるも
のがありますが、せめて観音境内地並びに農民慰安の場
として一町歩の地積(別紙)を得て娯樂施設を建設いたし
たいと存じます。地積一町歩の半域五反歩は四ヶ字にて
何とか確保する様努力致しますが、残り五反歩を公団の
御力によつて取得できます様お骨折り頂きたくお願い申
上げます。何卒農民の頑迷愚信を御さげすみなく衷情
御洞察の上半域の替地を御恵与賜わりたく、茲に懇願陳
情いたす次第であります。

昭和三十九年二月 日

日本道路公団高速道路静岡建設局長 松尾博茂 殿

静岡県駿東郡長泉町南一色区代表

全 納米里区代表

全 上土狩区代表

全 裾野町水窪区代表

(昭和三十九年二月三日調印する)

二、農業の一般的動向

(1) 農家戸数は過去一〇年間に八九・七％に減少している。農業就業者の新規補充状況については、地域全体で一八名で、補充率〇・二三％で県全体補充率が〇・三五％であるので平均以下で新規補充は極めて少ない。

イ、農家の専業別構成に二兼が全体の四八・七％で最も多く、次に一兼が三九・四％で、専業農家は一一・九（三）となつているが、県全体の構成と比較すると、専業、二兼とも少なく、一兼は逆に多くなつている。

ロ、耕地規模別構成は一〇〇a以上の農家が全体の四三・二％で、県全体の二〇・三％の二倍以上になり規模の大きい農家が多いことになる。

ハ、就業形態別にみると、世帯主農業従業は少なく、県全体よりもかなり少なく、兼業従事が多い。

ニ、農産物販売額五万円未満が全体の五四・四％で、県平均六五・七％より少なく、一〇万円以上の農家は四五・六％で、県の三四・三％より多く、商品生産農家

が多い。

ホ、経済性格別分類についてみると、農家らしい農家は全体の三四・九％で県全体の三一・八％より多いが、兼業収入に頼っている農家が多い。

へ、作目別販売金額別に分類すると、一〇〇〜三〇万円及び三〇万円以上いずれも単一作目で販売額の六五％を占める農家は少なく、その他の複合形（三）が七五％以上を占めている。このことは当地域の農業経営は雑多経営が多いことを物語っている。

以上みてきたように当地域は沼津三島を中心とした商業都市に隣接して、就業機会に恵まれているので、工業都市に隣接して、就業機会に恵まれているので、農家の階層分化は急激に進んでいるものと考えられる。

(3) 土地利用についてみると当地全体の経営耕地面積は二、四七九haで畑が六〇・四％、水田三七・〇％、樹園地二・六％となつている。過去一〇年間に殆んど耕地面積には変化はない。農家一戸当り耕地面積は七二aで比較的大きい。

農地転用状況についてみると、三十三〜三十七年まで

に一三三・四ha転用され、畑が六一・〇%、田が三九・

〇%となっている。転用先は、工場、住宅が殆んどである。

なお三十七〜四十五年の転用見込みは三二七・〇haで年平均三六・三haである。

三、農業労働力事情

当地域における農業労働必要量は九四六千日で、一方稼働可能日数(就業者一人当り三〇〇日)は二、一九七千日であるので、その四三・一%で足りることになり、就業者一人当り負担量は一二九日となっている。従ってかなりの過剰就業になる。また六月ピーク時に於ける必要労働量は一二二千日で稼働可能日数(就業者一人当り二五日)の六六・四%で足りることになり六一千日過剰になるが、地域的に差があり、裾野町、長泉町は過剰になるが、清水町は千日以上不足している。すでにみたように産業構造の高度化により他産業への農業労働の流出により、実状は労働不足が現われているものと考えられる。

四、農業生産と所得水準

当地域の農業総生産額は三十五年で一、三六〇百万円、所得は七二四百万円となっているが、三十七年度には一、六七一百万円と一二二・九%、所得で九六五百万円と一三三・三%の伸びを示している。なお就業者一人当り所得は三十五年九〇、五三四円であったが三十七年には一三四、九〇〇円に倍増は出来たが、県平均より低い。地域差がかなりあり、裾野町を除いてはいずれも地域平均より低い。作目別にみると米麦が全体の三〇%以上を占め、そさい、畜産の順になっているが、すでにみたように主体的な作目がなく雑多経営が多い。従って今后は作目の単純化を図ると同時に、機械化、栽培様式の省力化により生産性を高め、所得増大を図らなければならない。今四十五年における所得目標を他産業並みの一人当り二〇〇、〇〇〇円として試算すると次のようになる。

第3節 地域経済の展開と社会

	就業人口	農業総生産額	農業所得	一人当り所得	生産拡大要請額	所得率
三十五年	七、〇二八	一、二四一百万円	六五三百万円	九〇、五四円	百万円	五・五%
四十五年	四、五四七	二、一四五	一、二七	二五〇、〇〇〇	九〇四	五・〇
45/35	六三・一	一七二・八	一七四・四	二七六・一		

なおこれは所得率を五三・〇%と見た場合であって、

年々増加しているのは注目に値する。

今后畜産、そさい等の資本集約性の高い作目が多くなる
と所得率はなお低下するので生産拡大要請額はさらに増
えるものと思われる。就業人口は年々減少し、新規補充
が極微の状態に於ける農業生産の増大、近代化は容易で
はない。一層の行政的援助と農民の自覚が必要であろう。

また農産物の流通についてみると、三十七年の総生産
の五六・五%が販売され、農家個別が五四・六%、農協
三〇・六%、任意共同一四・八%との順になっている。
農協利用の高いものは米、麦、まゆ、雑穀等で低いもの
は畜産物、そさい等となっている。当地域は沼津、三島
の都市近郊として性格上、そさいについて共販体制が確
立されていないのはやむを得ないとしても、畜産物の農
協利用の低いのは問題であり、今后改善すべきであろう。

五、農業生産資材の調達と農産物の流通

農家の生産資材の調達方法のうち農協利用の高いもの
は肥料、農薬が七〇%以上で高いが、飼料、諸材料、農
機具は五〇%以下で低い。なお農協の購買事業について
みると、扱いの多い肥料、生活物資、飼料等で、三十五、
三十六、三十七年とも同様の傾向にあるが、生活物資が

また農協の販売事業についても、米麦が大部分を占
めている。以上のことは各町共に同様である。
六、農家の自己資金と借入金

当地域内農家一戸当りの預貯金総額は七五八、〇〇〇円と推計され、県平均が三三二、〇〇〇円であるので二倍以上にもなり、農家の資金力は極めて高いと見られる。また農家の農協への預貯金は全体の五六・四%でほとんど県平均と同じである。

一方借入金についてみると、地域内農家一戸当りの借入金総額は三二九、〇〇〇円で内二二二、〇〇〇円を農協を通じていて、その利用率は六七・四%で預貯金の五六・四%より高い。農協の貸付金の概況をみると農協の自己資金によるもの九二・八%で大部分を占め、制度融資等の転貸によるものはわずかに七・二%である。今後は農家への資金供給源としての農協の体制の確立が強く要望される。

なお制度融資についてみると、過去七ヶ年借入金のうち農林漁業資金、農業近代化資金、農業経営近代化資金等が多い。制度融資の利用状況については三十一年の四六四%に伸びている。

七、農業技術の指導体制と組織状況

当地域における農協の技術員は全体でわずかに七名で極めて劣弱であり、今后産業構造の高度化に見合った農協の指導体制の再編成が必要である。また農家の組織状況も^{つら}おおくっており、農協中心に一層の農業組織化が望まれる。

(後略)

(裾野市役所蔵「農業委員会会議録」)

1175 東名高速道路地主対策協議会規約 (一九六五) 昭和40・10・20

東名高速自動車道路地主対策協議会規約

第一条(名称)

この協議会は裾野町富岡、西地区東名高速自動車道路地主対策協議会(以下協議会と称す)と称し、事務所を裾野町御宿六九〇番地富岡農業協同組合、西地区連絡所を裾野町佐野一〇八七番地西農業協同組合に置く。

第二条(目的)

この協議会は東名高速自動車道路指定地の買収該地主(以下地主といふ)をもって日本道路公団と東名高速道路の土地買収に対して団体交渉をすることを目的とし併せて本事業の円滑なる促進と地区住民の福祉を図ることを目的とする。

第三条(会員の資格)

この協議会の会員の資格は買収に関係ある地主で構成し地主以外の者の加入は出来ない。但し本協議会の必要と認められた者についてはこの限りでない。

第四条(事業)

本協議会は第二条の目的を達成するために会員が協力して次の事業を行ふ。

- (1) 会員が必要と認めた場合の要請事項の処理
- (2) 買収地が及ぼす地主の損害及び生活の補償対策に関する事項

- (3) 土地買収に関する価格其他の団体交渉

- (4) 第四条一項より同条三項迄の運営事務に関すること

(5) 其他目的達成に必要な事項

第五条(役員)

本協議会に次の役員を置く。

- 会長一名、副会長二名、会計一名、書記一名、代表委員各地区一名より三名、委員各地区若干名(委員は代表委員、正副会長を除いたもの)、顧問、相談役、監事、学識経験者若干名

第六条(役員を選出)

会長、副会長は協議委員の中より互選する。事務取扱者は農協内より会長が委嘱する。

第七条(委員の責任)

地区代表委員及他の委員は担当地区の事業の進行に係する諸問題は責任もって処理する。

第八条 会長は協議会を統轄し、副会長は会長を補佐し会長事故ある時は代行する。

第九条(会議)

本協議会の会議は会員の二分の一以上の出席をもって

成立し出席者三分の二以上の賛成を経て決定する。

第一〇条（会員の義務並に賠償責任）

(1) 本協議会は高速道路土地買収に関係する地主で構成し第二条の目的促進の原則に則り本協議会の団 thể行動を乱してはならない。

(2) 個人行動によって他の会員に不利を来たした会員は相当の責任を負うものとする。

第一一条（会費）

本協議会は前事業に必要な経費を分担し、分担の方法及び金額は協議会の賛成を経て決定する。

第一二条 次に掲げる事項及び特に重要と認められる事項については協議会の承認を経なければならない。

(1) 団体交渉に必要且つ重要な問題の処理

(2) 団体行動に支障を来す個人行動の生じたとき

(3) 本協議会の運営に支障を来す重要と認められる問題の発生した場合の処理

(4) 本協議会の運営、事業促進を円滑ならしめるための

重要事項

(5) 其の他重要と認められる事項

附記 この規約は昭和四十年十月二十日から施行する。

前条各条項の目的を達成するため会員は本規約を忠実に堅固に守り個人行動により本協議会及び会員相互に於て絶対に迷惑をかけることなきよう署名捺印をもってここに誓約する。

以上

（元町区所蔵「東名高速道路取入道路関係」）

農業経営改善に関する意向調査

(一九六五)
昭和40

農業振興特別指導事業に伴なう経営改善に関する

意向調査集計表

裾野町農業委員会

一、調査回答者の内容

回答率七〇%

農家戸数	回答戸数	世帯主の専兼別		世帯主の男女別		世帯主の年齢別					
一、九〇八	一、三九	専業	農主	兼主	男	女	20 〜 30	31 〜 40	41 〜 50	51 〜 60	61 〜
		一四六	三六	六五	一、三三	七	三	二四	三五	三三	三三

二、アンケートテーマ別の回答

問一 工場が農業地帯に進出して くることについてどう思 いますか	①賛成	②やむをえない	反対	計		
	六〇九	六五七				
問二 あなたのおとつぎについて どう思いますか	やっている	やらせたい	兼業で やらせたい	農業を やめたい	若年で わからない	計
	一四四	七一	六二六	一二二	四二六	一、三八九

第7章 戦後復興から高度経済成長へ

問八 経営改善をすゝめるため町や県や国にどのような要望意見があるか	三三	低利長期融資	農道の整備	農産物 価格安定	土地改良	農業技術指導 体制強化	その他
	二五	二五	一五	一四	一二	六八	
問七 経営を拡大するために制度資金の借入希望と見込所要額	二五一	不要	借りたい	計	回答なし	計	
	二五	一七	二六八	一、一二二	一、三八九		
問六 経営の拡大について内容と希望は	五一	耕地を 拡大したい	土地改良	施設の 新築	家畜導入	計	合計
	五五	九九	三七	五二	一九五	一、一九四	一、三八九
問五 あなたの経営で今后重点としていこうとしている主な作目は	一五七	花卉	蔬菜	果樹	畜産	計	合計
	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
問四 あなたの家ではこれからの農業経営をどのようにしようと考えていますか	一〇二	拡大したい	現状維持	縮小する	止める	計	
	一〇二	一〇二	二二七	五九	一、三八九		
問三 農業構造改善事業についてうかがいます	三三四	やりたい	やりたくない	知らない	計		
	一七七	八七八	一、三八九				

三、まとめ

上記アンケート集計を分析すると回答者の大半が兼業農家戸主で占められて居り、且つ年令別で見ても判る様に四一才以上の高齢回答が一〇六〇人と回答戸数の八〇%で、テーマ別の回答が詳細に分析出来ず残念であった。現時点に於いて専業農家の減少により兼業化への移行及び農家基幹労働力が老弱化し、質的低下の現象はこの集計表からも割出されて居る。

従って問一に付いては町の工業立町施策下に於いて尚農家自体も労働力の質的低下等の環境を良く見極めて賛成及び止む得ないの数が一二六六と九一%と高くなつたものであろう。又之と相反し専業農家は耕地の拡大及経営規模を考へ反対の態度を表はして居るものである。而も之等専業農家はあとつきも現在やってをり、更に分析すると判ると思うが、問二以下のテーマに付いても拡大したい、拡大の内容、資金面等に付き実直な考へ方が数字的にも表はれている。

この様な当町農業の環境下に於いて自立経営農家の育成、兼業農家対策は如何にすべきか。それは近代的農業経営、農業構造改善事業を通しての環境整備が急務中の急務であろう。問八にはこのアンケートより主な希望意見を掲示したが、農業環境整備の項目が農道整備、土地改良等、事業面に向けられて居る事を考へても然りと云えよう。

(裾野市役所所蔵「農業委員会会議録」)

1177 十里木の山村僻地対策事業

(二九六八)
昭和43・4・24

十里木の山村へき地対策事業で

今後の経営方針を検討

裾野町は山村へき地対策事業として、さる四十年以来三カ年計画で同町須山、十里木地区に事業費八百六十万二千円を投じて花き花木育成施設を建設、昨暮に完成したが、同事業の成否は今後の運営方法にあるとして、二十六日午前十時から温室運営打合会を開き今後の経営

計画をたてることになった。

山村へき地対策事業は事業費の七〇%を県、一〇%を町、事業主体が二〇%を負担して行なうもので、さる三十九年に同町須山地区が、計画地域の指定を県から受け

た。
四十年には須山農協が事業主体になり、百九十九万円でトラクター一台を、また十里花木組合は三十万円でシヤクナゲ外国産四〇七本、内地産一〇〇〇本の母木を導入、立地条件を活かした花卉栽培に踏み切った。さらに四十一年には同花卉組合では三百二十九万一千円で花木育成ガラス室四棟、同繁殖室一棟など延べ五四六平方呎を建設した。次いで四十二年には高冷地園芸指導センターとして育成ガラス温室三棟延べ三九七平方呎のほか、貯水槽一基を設備した。

これら施設の利用方法は、トラクターは農協合併後、年間実動百五十時間、耕作面積十五畝で土層改良にも効果をあげている。

また三年前に導入されたシヤクナゲ母木は、二年後には出荷も可能になりそうだが、それまでの間温室、ガラス室はシヤクナゲのほか、シクラメン、プリムラ、エリカ等の高冷地利用鉢物の栽培をすることになっている。これらの経営方針を多角的に検討するため二十六日の

打合会を開くもので、県園芸課沢井係長、高冷地分場長、農業改良普及所、農協など関係機関が出席、方針を決定するもの。

(富士タイムズ)

1178 十里木、部落ぐるみの観光開発
昭和45・2・5

部落ぐるみで観光事業 十里木が「でっかい構想」
共有地50畝フルに使って

住民が社長や重役? 自然生かして年内着工へ

開発ブームに乗って部落ぐるみで観光事業を―裾野町十里木の住民がでっかい夢をかけて立ちあがった。五日、まずどんな事業をどのような形でやったらよいかをテ

マに横山忠行区長宅で「十里木開発事業研究会」を開く。もちろん町の商工観光課長らをまじえての研究會。

十七戸、人口百人というちっぽけな部落だが、土地はあり余るほどある。横山区長の構想は五十畝の共有地を思い切り使う。金も部落の予算とできたら町の補助をもらってあて、自然を生かした観光施設というのだ。そして将来は株式会社にして住民が社長や取締役になったり、株主にも、と夢は大きい。

十四、五年前まで電気もバスも水道もない十里木だった。住民の大半は炭焼きか日雇い。地区から手提げカバンを持って須山本村まで通勤していたのは須山農協幹部だった横山区長の父利枝さん(六八)ぐらいのもの。須山本村まで十里木から七キロ、曲りくねった山道だ。利枝さんは一時間かかったと軽くいうが、軟弱な最近の人たちでは二時間でも骨が折れる。だからたまに十里木の人たちが、里へ出ると、口の悪い人は「クモの巣を払いながらきたらずら」からかった。

まるで銀座 シーズンどっと一日五千台

それがこの四、五年の変りようは大変。富士急の日本ランド建設をきっかけにビルの谷間の人種が未開の十里木高原を気に入り、観光客やハイカーがどっと押し寄せようになった。横山区長が昨年、日曜日の一日の交通量を調べたところ春先で三千台、もっとも賑う五、六月で五千台という途方もない数字が出た。富士と愛鷹の山裾の不便の代名詞に使われた十里木が、まるで銀座だ。

春から秋のシーズン中は一日千人平均、冬でも百五十人は訪れるという。土地の人でも予想しなかった変りようである。部落には別荘もできれば旅館、そばやが各二軒一軒残らず自動車を買ひ込んだ。すぐ近くの日本ランド別荘地には何百軒という別荘が林立、ゴルフ場もつくられていゝ。同地区の名所の一つ「氷穴」にもレストランや駐車場、舗装路もできた。

十余年前までは二、三男はみんな都会へ出ていき住みつく人はなかったが、いまは手近で就職できるというの

で、どんどん新戸ができています。人口は最近倍近くにふくれた。

この七月一日には富士山周遊道と結ぶ日本ランド有料道路が開通する。周遊道をドライブしてきた人たちが、寄らずにいられない十里木を―土地の人たちの夢だが、この夢が、こんどの観光事業へと発展していった。

部落から横山区長ら六人の同事業研究員を選び、もっとばらこの人たちがお膳立てをしている。「自然の美を生かした施設にしたい。できたら富士山ろく、愛鷹山の自然動植物園を、運動場もテニスコートも馬場も水も町の応援でもっと確保したい。」アイデアはつきることなく出てくる。これからねりにねって最終案をつくり、できれば年内着工、来年完成としたい方針だ。

いまバスが御殿場四往復、富士市、三島市各二往復あるが、いやでもバス本数を増さなければいけないように持っていくという。

横山区長は、十里木の土地は三百畝、このうち共有地

五十畝を使う。たいがいの観光地は一度いくとあきらめるが十里木はその逆。家族ぐるみで最適だ。とにかく一、二年後をみていて下さい”と胸をはる。炭焼きさんが会社重役になる日ももう間近い。

(岳麓新聞)

1179 商工課による買物調査

(一九七二)
昭和46・6・24

裾野市商工課が買物調査

大型店進出を歓迎

衣類や贈答品購入は市外へ

裾野市商工課は先に市内の婦人会員八百人を対象に「買物調査」を行なったが、このほどその結果がまとまった。それによると一年間に四回から六回、沼津三島方面の商店街で衣料品や贈答品、雑貨など買っている人たちが多く、市内では食料品、文化用品などを買っていることがわかった。須山地区では御殿場市に出て買物をしていくことも目立つ。

市外へ買い物に出る理由として、裾野市では衣料品店などの商店数や商品数が少ないこと、流行の品がない、商店が閉鎖的などの点が指摘された。

最近同市に大型店進出の計画が進められ、関係業者（食料品、雑貨など）の間で問題になっているが、こんどの調査では、消費者は大型店やスーパー型式の店の進出を望んでいるという結果が出ている。

アンケートの内容は次のとおり。

①市内商店街で買い物する場合どんな不便を感じるか
Ⅱ品物の数が少ない三二・七％、次いで品物が高い二四・二％、駐車場がない二〇・四％②市商工会のサービ
スシールを利用しているかⅡ利用している五四・七％③
市内の商店に一番望むことⅡ自由に選べるショッピング
三六・三％、商品の品揃え二七・九％、総合共同店舗の
必要一九・九％そのほかに大型店、スーパー型式の店が
ほしい④沼津三島方面の商店街へ一年に何回行くかⅡ四
―六回が最も多く二六・四％⑤市外へ行く理由Ⅱ商品が

豊富三六・四％、価格が安い二八％⑥市外へ行くにはど
んな交通機関を利用するかⅡバス三五・五％、自家用車
三三・七％、電車三〇・四％。

(岳麓新聞)

1180 箱根女竹の移出

(一九七二)
昭和46・8・12

原材料を他産地へ移出 竹ゴウリなどの箱根女竹
業者減る一方で 裾野市、廃材利用も検討

北中駿の特産だった竹ゴウリ、パイスケ、キセ^{マツ}ロラオ
などの生産家は減少するいつぼうだが、裾野市では余つ
てきたハコネメダケなどの原料を他の産地へ売却するこ
とを検討している。

同地方に企業が進出するまでは農家の副業といえ、
竹細工くらいしかなかった。箱根に自生しているハコネ
メダケをきり、乾燥させたあとすいて、コウリなどを作
つていたものだが、副業の種類が豊富になるとともに、
従事者は減るいつぼう。

このため一時は貨車で東北から買っていた原料も、箱根に豊富に残るようになってしまった。そこで出てきたのが、他へこの原料を売ることに。とりあえず同市では、筆の生産地広島県熊野町に売り込むことになり、このほど照介^{マユ}状を出した。

ハコネメダケを染め、筆に使える長さに切り送るものだが、問題はまつすぐでなく筆材料に使えない部分の活用法にあるという業者もいる。岡山県でも筆の材料を生産しているが、同県の場合廢材は舟物連やダンゴ竹、それに花卉の支え棒など多岐にわたる用途を見出している。裾野市の場合も、廢材の用途をあらかじめ考えておく必要がありそうだ。

(富士タイムズ)

1181 裾野ショッピングセンター開店

(一九七二)
昭和46・11・7

どっと一万人、売上げ一五〇〇万円也

裾野ショッピングセンター初日

近く八百半も進出

地下一階、地上三階のデパート

裾野市平松に五日開店した裾野ショッピングセンターの人氣は大変、同市は一日中ショッピングセンター異変が巻き起った。近くの日用雜貨、食料品店への客足はバツタリとまり店主は一樣に青菜に塩。商売をやめたくなったとこぼす人もいた。規模は沼津あたりからみたらやっと中型店並みだが、この程度でこのショック。八百半デパート(本店熱海市)が近々、裾野駅前に進出してくることは決定的で、発展につれてさらに大中店の進出も予想される。同市一般商店がこれまでどおりの商法を続けていると自ら自分の首を締めることになるのではないかと、同市関係者らはしきりに心配している。

付近商店主はがっくり 望まれる体質改善

ショッピングセンター側の話によると、五日午後六時の閉店までに同センターに殺到した客は一万人を越え、売りあげはマキヤ、キミサワヤや他のマーケットなど合

わせて一千五百万円にのぼったという。

開店三十分前ごろから主婦らで黒山の人だかり。午後五時過ぎると通勤客などでどっとふくれ、準備してあった四トンのバナナが飛ぶように売れた。各店の販売責任者の話しでは、生活に身近な品が多いので全般的に好評だった。だいたい予想通りの人出で売りあげもまずまずとごきげん。

一方、同センター近くの商店街の日用雑貨、食料品店の店主は開口一番「お話にならない。開店日で、しょうがないが、子供の小さい程度(マダ)の売上げで、ふだんの売りあげの八、九割減」とこぼし、最近借金して店を改造しこれからという食料品店の主人は「転職でもしようか」としょんぼり。しかし、同市内ではまずまずのマーケットの若主人は「二、三日お祭りさわざと、ものめずらしさで騒がれ、私どもへの客も少なくなるが、あちらの景気がよいのでこちらでも活気づいた。気分がさめればふだんと変らなくなるだろう」と対抗意識を一段と燃や

していた。

買い物客らの見方は「価格は地元店とも変わらないが、品数の多いのが一番の魅力」というところ。

開店当初のお祭り騒ぎが静まればというのが大方の見方だが同商工会も九日対策会議を開いてこんごの対策を話し合う。

同市へ進出する八百半デパートの計画によると、裾野店は建坪八百二十五平方メートル、地下一階地上三階、延べ総面積三千三百平方メートルという。これが進出すると、五日程度では納まらないとみる人が多い。

業者自らが時代に目覚め共同店舗、あるいは協業化をはかるなどの自衛策をたてることが一日も早く必要ではないかと心ある人たちは口を揃えている。

ともあれ、これから年末年始の大セールをひかえた商店街には冴えない年の暮となりそうだ。

(岳簾新聞)

富士サファリパークの計画

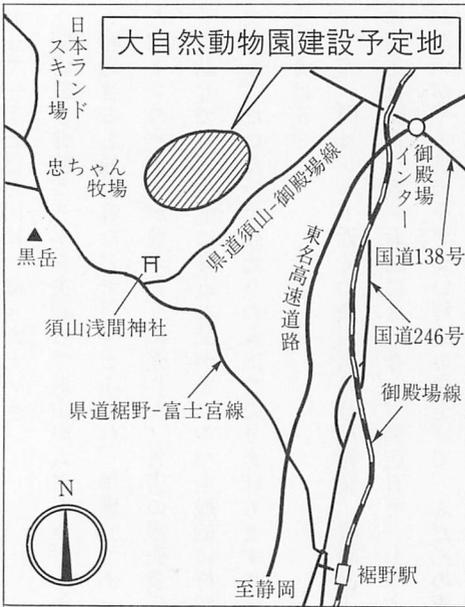
(一九七三)
昭和48・1・22

「大自然動物園」建設へ

富士山ろくにライオンやゾウ：千三百頭放し飼

裾野 来月初めに用地契約

【裾野】富士山ろくに大規模な自然動物園をつくる計画



が裾野市内で進められている。用地は地元と賃貸契約を結ぶことになっており、二月初旬に第一次五十万平方分の調印が行なわれる予定。この計画については県の土地利用委員会の事前審査も通っているので、企業側は契約しだい着手、昭和五十一年に完成させたい意向である。また、地元では組合組織で動物園に飼料を供給することを検討中で、誘致に伴って地場産業を振興する考えである。

自然動物園の建設を計画したのは、小泉アフリカ・ライオンサファリヤ(本社・東京都台東区池之端、小泉一兵衛社長、資本金三億円)。

須山地区八十二万五千平方呎に十五億円を投じ、ライオン、ヒョウ、カモシカ、ラクダ、ゾウなど世界の動物千三百頭を放し飼いにし、世界的な自然動物園にしようというもの。

構想では各国のクマを集めたクマ公園やへび館、円型野外劇場もつくられる。標高六百呎の富士山ろくの大自然

然の中を車で走りながら、野生の動物を観賞できる仕組みで、全園周遊の所要時間は二時間はかかるという。

自然保護など細かなチェックをしながら事業の進行を見守ることにしている。

(静岡新聞)

この計画に地元側は、危険性がなく、自然が保護され、しかもりっぱな施設ができるなら、と同社の進出に応じ、計画面積の六割の賃貸契約を結ぶまでに話が煮詰まった。肉食、草食各動物への飼料供給量はばく大な量になる(ライオン一日分の肉四キ)。会社側は、地元にもその意思があるなら、飼料供給はまかせてもよいという条件を出している。ので、地元須山では組合立の会社組織にして供給を一手に引き受けることを検討中だ。

同社は、レジャー産業、スーパーマーケット、不動産など各分野に経営を拡大している小泉グループの中の一社で、系列会社は同じ須山に三百六十万平方メートルの用地を確保、ゴルフ場、別荘地を造成する計画も持っているが、県土地利用委員会は、まず動物園建設を先行させる方向をとり、本計画だけ審査対象とした。

なお、裾野市土地対策委は動物園計画について公害、

第四節 戦後教育の屈折と変容

(1) 社会の変容と学校教育

初等科教員免許状所有者と同等の資格を有する者と認め、教育職員免許法第十八条の規定に基き教育職員検定により、相当の免許状が授与される旨通知がありましたので、貴校の該当者に御示達願います。

(裾野市立東中学校所蔵「例規」)

1183

元朝鮮師範学校講習科修了者の教員資格について
昭和27・10・17

1184 中国引揚児童生徒の転入学について
昭和28・4・27

て

田駿教庶第六二号

田駿教庶第三〇二号

昭和二十七年十月十七日 田方駿東教育事務所長

昭和二十八年四月二十七日

田方駿東教育事務所長

各中・小学校長殿

元朝鮮師範学校講習科(短期)修了者の教員資格に

市町村教育委員会教育長殿
各 小 中 学 校 長

ついて

中共引揚児童生徒の転入学について

昭和二十七年十月十六日 教総第三九四号(昭和二十七年九月五日付国大第一六九号による)で首題に関して、元朝鮮師範学校講習科(短期)修了者については国民学校

標記のことについてはその後いろいろ御手配のことと存じますが第一期の引揚に際して文部省より舞鶴引揚援護局に出張勤務して帰った係員の報告によれば、国語の修

得程度などについては当初の予想とは多少開きのあることがわかりました。

なお、その他受入れについて参考になるかと思われることなど左記に摘記したので、この他新聞に出た関係記事など御参照の上受入れについては遺憾のないよう御配慮願います

記

一、人数は興安丸の場合全員二、〇〇〇人中、一八歳以下は五二一名であった。

二、日本語は学校で用いている漢字は読み書きできる。

しかし新字体などはわからないようである。

三、教科の修得については、英語は初級中学で授業している学校としていない学校とある、ロシア語は初級中学以上で必修になっている。理科では実験はほとんどなく、黒板と白墨による一斉授業が専らである。図画は鉛筆画からすぐ水彩画に入る。これらを総合して教科に関する学力は、日本で就学している生徒よりも一般

に低いように察せられる。歴史と地理は独立の教科として実施している。

四、政治的教育が徹底している、どの教科にもそれがとり入れられている、態度は非常にはつきりして日本で育った児童生徒は彼等の目には非常にぐずぐずしているように見えるらしい。その一面、情操的陶冶が不足しているように感じられ、ゆとりに乏しい感がする。中国での日本人小学校の校長をしていたある日本人の話では「何をやらせても徹底してやる」とのことであった。

五、すべて教育は画一的な方針で行われているという印象が強い。

六、学校給食は無料である、中学生は全寮制になっている。

七、教師は七割までは中国人の婦人で婦人校長も多い。

八、親および教師に対する態度は従順とはいえない、多分に批判的である。

九、在学証明書や成績表は、ほとんどの者が持って帰っ

ている。

十、年令相当の学年に在学していない例が相当ある、そのうちには、成績優秀の理由で年令相当より上の学年に在学していた者もある（これの転学措置としては、年令相当の学年より上に転学することは認められないものと御承知ありたい）。

（裾野市立東中学校所蔵「例規」）

1185

最近の経済不況に伴う教育問題に

昭和29・10・28

対する措置について

田駿教庶第九六八号

昭和二十九年十月二十八日

田方駿東教育事務所長

市町村教育委員会

各 小 中 学 校 長 殿

最近の経済不況に伴う教育問題に対する措置につ

いて

最近の経済情勢の変化に伴い、生活困窮のため子女の義務教育就学^ニに困難をきたしている家庭が漸次増加しており、長期欠席^トまたわ、欠食する児童が漸増する傾向にあることは、義務教育の実施上憂慮すべき問題であります。これらの児童等に対する保護についてはそれ〴〵地方の実情に応じ、すでに適切な処置を講じておられることと思いますが、なお左記の点に御留意の上その徹底を期せられるよう御願いします。なお保護の実施機関と連絡を密にして扶助に遺漏のないようにせられたい。

記

一、生活保護法（以下「法」という。）による教育扶助の適用を受けていない児童等で、しかも長期欠席あるいは、学校給食費の支払困難等の者については、この際すみやかにその実情を調査し、その結果を保護の実施機関に連絡するとともに、その対策について協力を求

めさらに児童等の保護者には進んで保護の申請をさせるように各学校の長から連絡させるようにすること。

二、児童等の世帯の収支を調査した結果、一応、法による非該当者と認定された場合であっても、児童等の保護者が児童等を就学させることができない場合、あるいは学校給食費を支払うことができない場合などには、当該児童等の保護者の就学義務の履行については適切な措置をとるとともに、世帯単位の原則によらず児童等の個人単位において、法第十条但書の規定による教育扶助の制度を活用すること。

三、法による教育扶助の適用を受ける児童等に対する保護金品は、できるだけ実情に応じて当該児童等の通学する学校の長に対し交付する方法を活用すること。

四、児童等の世帯が法による該当者と認定されながらも地方財政上の都合等により、これらの要保護者に対する保護が行われないようなことのないように、特に関係機関に連絡すること。

五、現に学校給食を実施していない学校については、早急に学校給食を開設するよう奨励すること。

この場合には、学校給食法第七条の規定により、本年度の学校給食施設ならびに設備の整備に対する補助金の交付をうける道もあるから、実情に応じすみやかに交付申請の手続きを進めるように指導すること。

備考 以上の件については別途知事より福祉事務所長へ連絡に付き御含み置きを願います。

(裾野市立須山中学校所蔵「例記文綴(第一号)」)

1186 農休についての御連絡

(二九五六)
昭和31

農休についての御連絡 深良小学校

いよいよ農繁期に入り、さぞお忙しい御家庭の多いことと思えます。

そこで先日回覧で御覧になられたことと存じますが、P・T・Aの役員の方とも種々御相談をお願いした結果来る十二日より十八日までの一週間を休業といたしましたし

た。この休業については、直接農業に関係のない御家庭では兎角の御批判もあることは存じますが、学習の中止を意味するものではなく学校の教育の場から家庭の教育の場に移り、家庭の生活状態、勤労の尊さ等を十分学習するには非常によい機会と考えられます。そこで学校としては十分慎重に注意はいたしますが、父兄の皆様方も左記の点をよく御了承下さって、御指導に当たっていただきますと思います。

一、学習方面(学級よりお渡ししますプリント等も十分御覧おき下さい)

- 1 受持よりの課題については忠実にやり遂げさせる。
- 2 余暇を利用して、遅れがちな教科の学習を奨励する。
- 3 あまり過重でない程度のもを時間をきめてやらせる。

二、事故防止

- 1 家庭人の許可なくあまり遠くへ行かないように

2 危険な遊びに気を配る

・川遊び・線路附近の遊び等

3 健康に留意

・食べ物・きまり正しい生活 等

4 友人関係は特に注意し、関心をもって放任しない。

三、その他

1 できるだけ手伝をさせる。

2 いそがしい近所の児童を遊びにさそわない。

3 仕事をあたえる、きまった仕事を分担し、必ずやりとげる習慣をこの機会に是非つけて行きたい。

附記 農繁期のため今月の父兄参観(授業参観)日は中止

いたします。

(裾野市立深良小学校所蔵「職員会議録」)

1187 裾野聖母幼稚園園児募集

(一九五七)
昭和32・3・5

裾野聖母幼稚園園児募集

裾野町旧役場跡へ建設されている裾野聖母幼稚園Ⅱ園長

ペトロ・ボーデユ神父は、三月いつばいで竣工するが、これに伴い、四月一日まで園児四十人を募集している。年令は四才以上。

園児募集 四〇名
四月八日開園

裾野聖母幼稚園

場所 裾野町旧役場跡

園長
ペトロ・ボーデユ神父

連絡所
富岡村桃園一九八
富岡ちえ子
裾野町佐野一〇七七

1188

修身教育の復活

修身教育の復活

(一九五七)
昭和32・9・6

(岳麓新聞)

県独自で来年から内容を変え

【既報】県立裾野高校講堂で六日開かれた第一九回移動県庁の席上、修身教育について地元からの質問に対し、小
林県教育委員は県独自の立場で徳育教育を行うつもりだ。
来年から実施されようと県の方針を明らかにした。この
発言は修身教育の是非が論じられていたときだけに満場
の注目を集めた。

この質問は青少年の心理的成長に大きな影響力を持つ映
画について県教委の指導方針はどうかという質問に関連
して行われたもので、小林氏は国の方針は全教科を通じ
て徳育教育の徹底をはかることになっているがこれだけ
ではどうしても現代社会の要求する人間の完成は出来な
い。県は独自の立場で特定の時間を設けて修身教育を実
施すべく目下研究中である。来年度から行う予定だが、
なるべく過去のいまわしいにの強い修身という字句
は避けたいと考えていると語っていた。

これについて同町教育委当局も道徳教育のようなもの

はやらなければならぬ。現在の道徳のすたれ方をみても是非とも必要といっている。

一方教組駿東支部勝野達治氏は、文部大臣も道徳教育振興ということをしている。年寄った人たちと今の子どもたちとは物事の考え方にずれがある。昔の修身でたまたまこまれた人たちと、今のように自主的に判断してその上にたつて行動するという教育をされている子どもたちとは違うのも無理はない。しかし道徳ということは必要だ。むしろやるべきだとは思いますが、昔のようなものでなく内容など新しい行き方で進むべきだとその必要性を認め、県教委がどういいう教育方針を出すかに注目している。

(岳簾新聞)

1189 勤評に関する校務日誌記事

(一九五八)
昭和33・6・24

昭和 年度6月24日 火曜日 気象曇

記事

- 一、映画教室 於 公民館一時(水曜日と振替授業)
- 二、勤評実施要綱説明会 於三島南小 九時 校長
- 三、分会長・教頭合同協議会 於東富士会館二時 勝又 金

- 四、本日本体操中止(放送機故障のため)
- 五、ミルク給食(映画修了後)

備考

P T A会長来訪

公民館二B清掃

昭和 年度9月13日 土曜日 気象晴
記事

一、作品展準備(体育会終了後)

二、学校通信(P T A、授業参観)

三、校内体育大会(残り種目を行う)

四、三校体育主任会 於当公民館 一時 増田

五、町教育委員会へ 三時 大谷

備考

来る十五日の勤評反対統一行動に付いては、当日は授業は放棄しない事を全職員にて確認する。

明十四日(日)は教頭に出勤するよう校長より命じた。

(裾野市立富岡中学校所蔵「校務日誌」)

1190 富岡農繁休校 深良・西中やらぬ 昭和34・6・7

富岡農繁休校 深良、西中やらぬ

裾野町立富岡第二小学校は八日から十三日まで農繁期休学を行う。また富岡中学校は十五日から三日間の予定。

この農繁期休学についてはさきごろ開かれた校長会で
は「なるべく行わないこと、行う場合は期間を短く」
を申合せたため西中、深良小、中学校では行わないこ
とを決めている。

また東中学校では父兄の意向を取りまとめ中である。

(岳簾新聞)

1191 来月から完全給食

(二九五九)
昭和34・9・24

来月から完全給食

須山小 給食室の整備急ぐ

裾野町立須山小中学校は来月から完全給食を実施する。

このため現在給食室を工費十二万円で改造中だが、設備も皮ムキ機、ミキサー、食器などを予算約二十六万円でととのえる。

今月中に完成を目ざしているが、これができあがれば小学校二百八十人、中学校百人の辺地の生徒たちも全員がパンとミルクで楽しく昼食をとれるわけ。

(岳簾新聞)

1192 裾野の五中学が修学旅行 昭和35・4・10

裾野の五中学が修学旅行 今年から関西

裾野町内五中学校と清水中学校の三年生は十三日から十五日までの二泊三日、連合により京都、奈良、大阪の関

西方面へ修学旅行を実施する。従来の修学旅行は日光方面だったが、ことしから関西方面と変わった。なお参加生徒は約五百五十人。

(岳麓新聞)

1193 学校給食婦 身分保障に関する件 昭和36・3・31

(二九六)

学校給食が、学童の体位向上に益し、国民の食生活を改善し、次代を荷負青少年の体質を改善して、着々その効果の実現を見たことは衆知の事実であります。

然るに、この学校給食の発足に当っては、戦後食糧事情も乏しく、学童の体位の低下を憂いて、親心の一心から一日も捨ておかれぬ緊急問題として時の町当局者に願ひ、吾等P、T、Aが主体となって発足いたしました、

そのため経費の大半、運営面の総てをP、T、Aで行っています。この故に給食婦の給料も吾等P、T、A費より大半を支出し一部を町費中より補助して頂いているのが現状です。

而して給食の効果が認められた時、全国的に給食婦の身分保証と責任が問題とされて来ましたが、そこにおいて現内閣も施策大綱において義務教育費の施設費の問題と共に昨秋国民の税外負担何々という法律を制定いたしこの弊を是正しようとして居ります。地財法、第二十七条の三項に市町村が住民に、その負担を転嫁してはならない経費として給食調理員も含み、尚同施行令第十六条の三項にこれ等の給料、諸手当報酬に要する経費と明示されています。尚、文部省でも文体給第二七七号にて学校給食従事者の身分確保と安定を図る指令も来て居ります、本県にても教体第四九号にて市町村に予算措置を要望し、そのための補助金は地方交付税中に積算されていると申しています。

各位が裾野町発展のため、日夜心労をつくされ年々発展の一路を涉っていることは御同慶に堪えません。特に教育に関しては、多大な御理解を寄せられていることを深々感謝して居ります、吾等昭和三十五年度各校

P、T、A会長を去るに際し学校教育の伸展を祈念して止まず、又一年を会長として過し、P、T、A活動の発展のため、この問題を一日も早く解決いたしたく町財政の苦しい現状は承知いたして居りますが懇願いたします。

昭和三十六年三月三十一日

裾野町PTA連合会別会長

裾野町立東中学校P、T、A会長

清水重雄印

裾野町立東小学校P、T、A会長

清水親憲印

裾野町立西小学校P、T、A会長

横山唯平印

裾野町立深良小学校P、T、A会長

藤森進印

裾野町立富岡第一小学校P、T、A会長

西島行雄印

裾野町立富岡第二小学校P、T、A会長

裾野町立須山小学校P、T、A会長

真田 護印

渡辺徳逸印

裾野町議会議長

市野 昇殿

(裾野市役所所蔵「受請願陳情書綴」)

1194 駿東教育協の郷土読本

(一九六二) 昭和37・5・23

三十九年に発行

駿東教育協の郷土読本

駿東教育協会はさきの総会で郷土読本をつくることを決めた。この本は小中学生を対象にした、社会科の副読本のなもの。

同協会が発行した東駿地誌はおとな向きに編集してあるため、子ども向きのものをという会長の土屋御殿場南小学校長の提案で発行することになった。内容は旧駿東地区の産業経済、地理、歴史などを中心に、沼津、

三島、山梨県側の簡単な紹介もいれる。

大きさは教科書程度で、各学校から選ばれた先生方が編集委員となり、三十一年の初めに発行したいという。

(岳麓新聞)

1195 富岡中が優勝 ソフトボール大会 昭和37・8・22

(二九六二)

富岡中が優勝 須山中も活躍

県下中学ソフトボール大会で

裾野町富岡、須山両中学校は二十日掛川市の東中学校で行なわれた県中学校ソフトボール大会に東部代表として出場、富岡中学校は優勝、須山中学校は準々決勝まで進出するという好成績を収めた。

なお富岡地区全体の人達は各戸百円の寄付をして選手達のためにバスを貸し切り会場までの送り迎えをした。

(岳麓新聞)

1196 請願書

(二九六二)
昭和37・11・17

精薄の子をもつ親が心と手をつなぎ合つて、本年五月「裾野町手をつなぐ親の会」を発足させました。色々悩みは多いけれども中でも義務教育の問題で一番多く悩まされました。当裾野町に特殊学級が無いために、一般児童と一所に勉学させることとなり無理は、先生にも児童にも有つて、このために親は学校え足繁く通い、先生は水の中に落とされた一滴の油のようにとけこめぬ一人の児童を学級内にもつ事によつて、大変な苦悩を背負つて満足な教育が出来ないと言うのが現実で御座います。現在当裾野町から精薄の児童四人が御殿場学園にお世話になつて居りますが、特に御殿場市手をつなぐ親の会、御殿場市教育委員会、並に当裾野町、裾野町教育委員会の格別の御理解と御協力によつて委託児童として嬉々とし毎日通学して居ります。

最初この児童をもつ四人の家庭と他に一家庭の母五人で

会の出発をいたしました。

現在もわずか十一人で御座いますが精薄児をもつ家庭の
実数は相当御座います。

この親も個々には特殊学級が有つたらと、心底願つて居
るのですが、一人ひとりでは中々口に出せません。

親としてこの子供に光をあたえてやつて下さいと願う心
は切なるものが有りますが、他面この子供を適切に教育
することにより他の学童にも好結果となる事は事実で有
ろうと存せられます。

他市の委託児童としてお世話にならないですむように
「あれも人の子」と大きな愛の手でゆがみまがつて居る
この子供の心も手足も、まっすぐにならぬまでも、やが
て社会人として立つ日のために、一人立ち出来ぬまでも
社会性のもてる人格に育てるために、適切な教育施設を、
即ち特殊学級を来年新学期までに当裾野町に設置してい
ただきたく謹んで請願致します。

昭和三十七年十一月十七日

手をつなぐ親の会

(注・会長以下13名署名省略)

裾野町議会議長 湯山芳太郎殿

(裾野市役所所蔵「受請願陳情書綴」)

1197 新幹線の列車へ試乗

(一九六三)
昭和38・6・1

新幹線の列車へ試乗

裾野東、西小のよい子七人

裾野町東、西両小学校の児童代表七人と引率者の先生二
人は沼津鉄道公安室の計らいで、十六日鴨ノ宮駅から二
十_口間の国鉄新幹線に試乗できることになった。

このほど沼津鉄道公安室から両校に電話で、沼津市を中
心に付近の学校から三十人の代表に試乗してもらいた
い、と連絡があつたもの。学校側では「新幹線とはこう
いうものだ」と知ってもらいたいために計画されたものら
しい」といつており、各クラスから代表を選び試乗後感
想文を書いてもらい試乗のようすを全児童に知つてもら

うという。

(岳簾新聞)

1198 オリンピックもいよいよ最終日
昭和39・10・24

昭和39年10月24日 土曜日 曇時々晴間

記事

オリンピックも愈々最終日本日午後5時から閉会式を挙
行することとなった15日間をふり返って各方面に今迄に
ない大会であったという批評がなされている、外国に与
える好感を思う時よくこれだけの事が出来たと感ずる子
供達にも好影響があった 反省してよい教訓の教えがあ
った 今後教育の面でも一段の進歩と改良がされること
であろう。

全校児童会に於いて習字(県展)賞状を伝達した。

(裾野市立富岡第一小学校所蔵「校務日誌」)

1199 全教室に親子テレビ
昭和40・8・27

(二九六五)

全教室に親子テレビ

東小、PTAなどの協力で

裾野町東小学校(城所勝郎校長)にこのほどPTA婦人
会などの協力で、全校二十二教室と放送室に十九インチ
の親子テレビが入った。

教育資料を先生らが入手できないような理科実験など
の勉強をこのテレビを通じ学校教育に役立てようとする
ものである。町内校では昨年九月須山小中学校九教室に
普通テレビが入っているが、大量二十二教室に入つたの
は同校だけという

(岳簾新聞)

1200 西小の移転本決まり
昭和41・12・11

(二九六六)

西小の移転本決まり

佐野の二万平方尺地主もOK

裾野議会 地代九十余万円可決

裾野町臨時議会は十日開会、一般会計補正予算(第四回専決)六十六万円、同一億九百八十一万円、(第五回)など三議案を審議、原案通り可決した。これにより同町の四十一年一般会計予算は四億一千百十万六千円となった。

第五回補正予算の主な歳出は同町西小学校校地取得費約九千七百六十万円である。同校は現在校地が狭いためPTAや地元関係者で拡張運動を進めた。しかし拡張が不可能なため他に候補地を探した結果、同町佐野字大荒句地内の同町佐野林光次郎さんほか二十一人所有の約二万八千八百三十三平方畝を適地に選んだ。最近町も乗り出し地主と土地接衝をしたところ地主側の承諾もほぼ得られる見通しとなつたので、地代の予算化となつた。校舎の移転はこんごの問題で予算化する。

(岳麓新聞)

1201

裾野町の小中学校増改築ブーム

(一九六八)
昭和43・5・24

裾野町の小中学校 大幅な人口増加拍車かける

当分続く増改築ブーム

西小跡地には幼児センター計画

東中移転も数年後に実現か

裾野町は当分の間、町内小中学校の建設に追われるようだ。

同町では、四十四年度に西、東両小学校校舎を完成させるが、次いで四十四、五年度には富岡二小の増改築、四十五、六年度に西中を約二億円の予算で増改築することになっている。さらに富岡一小も矢崎、関東自動車の拡充とともに児童の増加が予想されており、当然増改築が必要になる。

また同町では東中の現在地は不適當だとして、将来、他へ移転することになっている。

同校はグラウンドが狭く、百畝の直線コースもとれな

いほか、昨年からは危険だとして野球も禁止している、このため毎年夏の中体連中学野球試合にも参加できないでいる。さらに東地区の急激な人口増加も加わり、東中移転説になつたものだが、町財政からみて実現は数年後になる模様。

また、この機会に中学を適正な数に統合しては——という意見もあるが、遠藤町長は“統合して大きくするばかりが良いとは思わない”と言つており、学校の規模、学区の検討など、まだ今後の問題のようだ。

また西小跡地には、小学校進学前の児童を收容する幼児センターが計画されている。

遠藤町長は学校教育は思い切つてやりたいと意欲を燃やしており起債してもやるといつているので同町には当然の間、教育施設の拡充に専念するものとみられている。

(富士タイムズ)

1202 裾野東小、来年度一六教室が完成 (一九六八) 昭和43・6・7

裾野東小、人口急激な伸び

来年度16教室が完成

それでも8教室は足りぬ

裾野町東小学校新校舎建築工事は昨年十月から総工費七千五百万円、三年継続事業(四十二、三、四年)で行なわれているが八月中には予算の半額分に当る八教室が完成する。四十四年度分については七日、渡辺建設と工事再契約が予定されている。

新校舎は鉄筋三階建十六教室で、全工事は来年五月を予定している。現在の木造二階建旧校舎は大正十二年ごろの建築で危険校舎となつていた。さらに急増する同地区の人口動態を考慮して同校舎建設となつたものだが、現計画の十六教室では人口の急激な伸びからみて将来八教室程度必要になるといふ。

さる三十八年と四十三年五月の同地区の人口をみると、

三十八年が千二百八十六戸、六千六十九人、四十三年は千九百八十一戸(六百九十五戸増)八千八百十四人(二百七十四人増)と急増これに平行して学童数も増えている。

(岳簾新聞)

(2) 社会教育の振興と青年団活動

1203 富岡村立富岡青年学級々々則

(一九五〇) 昭和25

富岡村立富岡青年学級々々則

一、目的

第一条 本学級は本村青年男女が働き乍ら健全な思想と豊富な教養を身につけ、良識ある文化人として逞しい実践力をもって社会の福祉に貢献し得る人間養成培うを以って目的とする。

二、教育方針

第二条 教育の機会均等の立場から本村青年男女のために働き乍ら身近な処で教養を得させる教育機関で

ある。

第三条 教育内容は生活の要望するもので価値あるもの、即ち富岡村という地域社会の実態に立ち農村再建を通して日本再建を目指す職業教育と公民教育の立場からは、民主主義の真義に徹し自主自立公民的識見と実践力を養い豊かな教養を身につけ、明朗平和な郷土建設に資するものを選択する。

第四条 毎年四月に開講し翌三月をもって年間終了とし、農閑期概ね四、五、八、十二、一、二、三月の七ヶ月間の夜間研修を主体とする。

第五条 地域的に三教場を設け千福、御宿、葛山、上ヶ田、金沢各区関係生徒は第一教場で、今里区は第二教場、下和田区は第三教場で授業を受けるものとする。

三、運営組織

第六条 学級長は富岡村長この任に当り管理と監督をなす。

第七条 講師は小中学校教員並に村内有識者、技術者等から村長之を委嘱する。

第八条 運営に当っては左の役員会の活動をまち、会議は毎月一回定期に開き必要に応じては臨時に開催する。

1、理事会は村長、助役、村議、教育委員、小中学校長、青年団長をもって組織し、運営について決議する。

2、委員会は関係講師、青年団本団幹部、分団長、女子副分団長をもって組織し正副委員長は村長之を委嘱し運営について協議し執行する。

第九条 本学級に事務局を設け左の部門を置く。

1、庶務部 学級庶務一般について遂行し主任一名、部員若干名をもって組織する。

2、経理部 経理事務一切を行い主任一名部員一名をもって組織する。

3、教務部 各教場に主任一名部員若干名をもつ

て組織し教授一切についての計画と運営に当り、各主任は随時連絡会をもって相互の連絡により教授の改善と振展を図る。

第十条 生徒自治組織は各教室単位に設け左の各係を置く。

1、総代 学級全般の指揮に当る。

2、風紀 学級内の規律、清掃の責任をもつ。

3、出席 学級の出欠席の点検と督励に当る。

四、規律

第十一条 本学級生徒は左の事項を厳守しなければならない。

1、生徒はすべて品位を重んじなければならない。

2、生徒は止むを得ない場合の外欠席をしてはならない。

3、始業時間を厳守しなければならない。

4、受講中みだりに発言し講義を妨げてはならない。

5、受講中並屋内歩行中喫煙してはならない。

6、講師に対して失礼な言動を厳に慎しむこと。

7、互に敬称を用いなければならない。

8、教室内外の清潔を保ち、清掃につとめなければならない。

五、附則

第十二条 特別講演、実習等は昼間も行い全生徒一会場に集合すること。

第十三条 欠席届は事前に学級長に提出する。

第十四条 参考図書、実習費等は各自の負担とする。

第十五条 学級方針並に規律に違背するときは役員会に於いて之を審議し退学を命ずることがある。

第十六条 入学に当っては左の形式によって入学願を学級長に提出して許可を得るものとする。

(後略)

(御宿 勝又茂美氏所蔵「農村における青年学級の組織とその運営―富岡青年高等学院―」)

1204 文部省及び静岡県教育委員会指定

(一九五三)
昭和28・2・19

青年学級の運営について

謹啓 春寒料峭の季、皆様益々御清栄のことと拝察致します。

扱て当村青年学級の運営につきましては、かねがね、多大の御援助と御高配を頂き、大きな発展をみるに至り誠に喜ばしく存じておりますが、農林省モデル農村の指定をうけた本村において、青年学級もまた認められる所となり、今般文部省及び静岡県教育委員会指定青年学級となり、本村発展の一翼をになうことになりました。ついで将来の村民である後進青年の指導について、本村内外の指導的立場にあられる方々のお集りを頂き左記の要領にて種々御指導、又御意見や要望等を賜りたく御繁忙のこととは存じますが、何卒御出席下さいますようお願い致します。

昭和廿八年二月十九日

富岡村青年学級

殿

記

一、期日 昭和廿八年二月二十一日午後一時より

二、会場 富岡中学校

三、参会者 村長、助役、収入役、村議会正副議長、村

議会教育委員、村教育委員会、村中小学校

長、PTA会長副会長、農業委員正副委員

長、農協専務、消防団長、婦人会正副会長、

青年団正副会長、区長、森林組合長、青年

学級指導主任、青年学級生徒代表

四、協議事項

1、青年及び青年学級に対する要望意見等について

2、文部省及県教委指定研究発表会について各種関係

団体よりの指導や協力方法について

尚、当日御参会下さる方々が多数になりますので各位の御意見なり要望なりを全部うかがうことが出来ないと残念ですから、青年学級指導主任より印刷物をおあ

げしまして、それに御記入願う予定にもなっておりま
すのであらかじめお含みおき願います。

(御宿区所蔵「諸綴」)

1205

富岡青年学級の編成組織図と学習

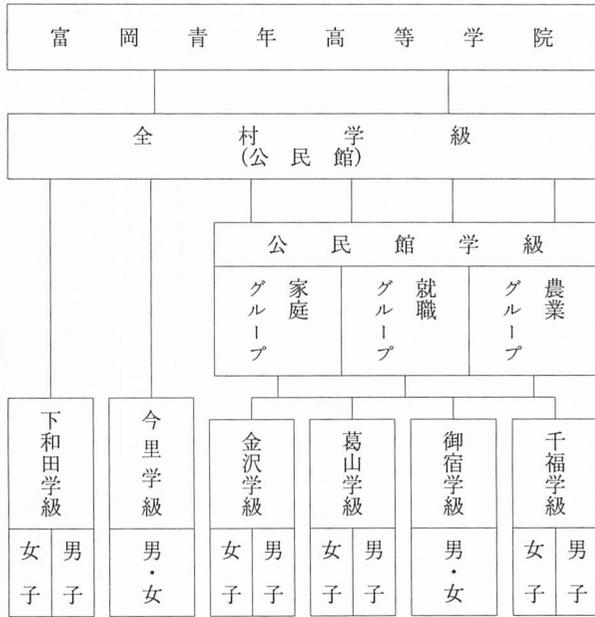
昭和30(一九五五)

プログラム

(前略)

第4節 戦後教育の屈折と変容

(中略)



富岡青学編成組織図

第7章 戦後復興から高度経済成長へ

富岡青学学習プログラム表(昭和二十九年度)

前				期			学期	
10	9	8	7	6	5	4	月	
24	24	20	16	2	10	2	時数	
職業			一般				課程	
土壌検定			農村問題 スポーッル 弁論技術 映画鑑賞 体力検定 指導者養成 村民体育				全村学級	
水稲の病害防 除と施肥 土壌検定 農業簿記			農業経済問題 憲法及び政治 問題 農村青年と読 書				公民館	
職業指導			日常の数学 国文学史 日常英語 憲法及び政治 問題 科学知識				就職グループ	
衣生活改善 基礎洋裁			農村女性問題 時事問題				家庭グループ	
ペン習字			当用漢字 一般社会 時事問題				今里学級	
(男子) エンジンの構 造 交通法規 (女子) 衣生活改善 基礎洋裁			一般社会 体育・R				下和田学級	

第4節 戦後教育の屈折と変容

後			期	
3	2	1	12	11
8	16	14	20	4
業		一般		
職業	農業 衣生活改善 栄養料理	農業振興 甘藷の育苗	映画鑑賞 団体レク 青年学級論 青年演劇 ヒロボン	農業青年組織 日常外来語
		職業指導	科学知識 調査活動(社 会・数学) 日常外来語	
	正月料理 衣生活改善 育児衛生		時事問題 家庭倫理	
		ペン習字	時事問題 一般社会	
	食生活改善 (女子)	(男子) 土壌・農業 三輪車運転	一般社会 国語	

(中略)

(1) 全村学級 村の青年団との共催が多く、一斉学習が多い。公民館学級や部落学級にないよさもある。一時的な事業的活動である場合が多く、活動の中心は公民館である。文部省依頼による体力能力検査を行う。映画鑑賞会を持つ。「二十四の瞳」「本日休診」。その他変化に富んだ全村的学習活動を為す。

(2) 公民館学級 はじめ中央学級と呼んでいたが、後期

になって公民館学級と改称する。主として学級生は葛山、御宿、千福、上田、金沢の五部落から参加している。この部落学級生全員が必ずしも公民館学級生ではない。そのグループの活動は次の通りである。

(A) 農業グループ 農業簿記は昨年から続いて学習し前期で一応修了、土壤検定、農業測量基礎等の研究を共

同学習にて進む。このグループの構成員は殆んど村の農家の長男層である。今年一月富岡村農業振興会結成されるや、グループ員相誘って、その傘下の農業研究会に加入、青年農夫の研究に対する情熱をこゝに注がんと、今やそのうごきも全村化している。

よく各地の農村にありがちなことであるが、狭い地域に青年団産業部あり、4Hクラブあり、農協青年部あり、青学農業グループありでは農村青年の研究組織が分散、村の農業青年の組織とその活動の弱体化のおそれを生じて来がちであるが、この村においては青年高等学院の農業グループが中心となつて、青年団生産部と提携、農業研究会入りを集団にて決意したことは今後注目すべきことであるといえよう。

(B) 就職グループ 前期非常に熱意を以て学習を進めるも、後期後半に至り、同志職務の都合上漸減、他グループに比し最近低調であるが、残留者大いに張切るうとしているのは頼母しい。

このグループの殆んどまでが、次、三男層で就職しようとするか就職しているもののグループであった。グループの個々の青年の職業或は就職希望職業は各人が異っているので、職業技術の学習は実施され難く、グループの学級生の要望に従つて中途半端な技術教育よりも、基礎教養科目をみっちりということが始めたものであり、指導学習の形態が継続された。

未だ未加入の村の半失業者的次三男層を含めた地域の強力な施策が村の繁栄のため将来必要となつて来るのではなからうか。

(C) 家庭グループ 初期の共同学習の形態としては最も優秀であつたといえるであろう。

年度当初、家庭グループの目標設定に当つて、青年団生産部活動と協調、それは「衣生活の改善」等を主とするものであつた。

グループ員の大半はミシン位大体ふめるのであつたが、洋裁技術にくわしくなかつた。

裁縫の基礎技術程度は修得していなければ、衣生活改善についての抽象的研究は可能かもしれないが、実物製作を通じての具体的な改善研究へは充分に進み得るということは困難であった。そこでまず手始めとして、グループ員の洋裁が出来るものが協力してグループの他の人たちへの指導を為しつつ、洋裁基礎の学習が始められたのであった。この学習は前期で終ったが、総合的な衣生活の改善研究は後まで続けられ、その研究結果を葛山のグループが青年団から郡大会に出て優勝、県東部大会にて第三位と初出場(富岡村)として研究発表会に他へ出たのは始めて)としては好成績を示したものといえる。後期に至り家庭グループ学習活動の顕著なものとして、読書活動と結びついた共同学習活動の方法の展開である。彼女らをして一層の奮発をその学習活動に掛らしめたものは、ジャーナリズムによって発表されたものを、どの程度まで信じ、どういう風に自己のものとするべきかに対する疑問ではなかったろうか。

話は二月上旬、某誌筆者から届けられた「○○○科学」誌を読んでからである。特集「女性は何にたのしみを求めるか」の「田舎の女のたのしみ」は彼女らのグループの数人によって話されたものであった。その記録される筋書は相当誇張された嫌味もないわけではないが、掘下げてみれば、確に村の女性の持っている心の中に隠された本質の一部を表すものであった。だが彼女らは言った「私たちはオラァなんて言わなかったわ」と、その雑誌には「オラァ……」と書いてあった。しかも自分の言ったことが自分の言ったものとして、書いてないといっている。その筆者はしかも彼女らが尊敬を寄せた大学の先生であった。事実はそれだけである。それだけ彼女らの失望は大きかった。

この事はすぐさま家庭グループの一般教養の学習活動に乗せられた。

ジャーナリズムについて、マス・コミュニケーションについて……等から始めて、読書のあり方、青年図書

館の利用法等までに進んで行った。やがて、彼女らの共同学習における新しい活動が始まった。何回か検討の末とりあげられた問題は「よいこじゅうとのあり方」「青年期の心とからだ」「よい育児の方法」等のいくつかがあった。それぞれの課題を持つグループに分れ、それぞれのグループは自からのグループの研究の成果を自分たちで印刷配布し、それによって家庭グループ全体で研究しあうというのである。

この問題解決に際し図書館の蔵書が利用されたことはいうまでもない。この場合、図書は偉大にして有能なる教師となりうる。しかもそれは自からの必要とする教師を一度に何人でも求められるわけである。

(3) 部落学級 歴史の古い下和田学級及び今里学級と歴史の新しい葛山、御宿、千福、金沢の四学級の二つに分類することができるであらう。今それぞれの学習活動の特徴について述べてみよう。

(A) 下和田学級 村においては僻地ともいふべき部落

に所在するこの学級の学習活動は、今年度一大発展を遂げたものといえる。

部落学級中、最良の施設と設備を有し、常任の講師三名を持つこの学級の学級生たちは絶えることのない努力を続け、今日の自主的な学習形態の基礎を確立し得たものである。

男子学級生の現在の夢は農村機械化であり、エンジン・モーターの研究、三輪車の運転等がその学習活動のあらわれである。

女子学級生の共同学習は「衣生活改善」と関連して、自分たちの青年活動の参加の時に使用する約束服を研究し自分たちで製作し着用している。このことは部落の人たちに相当の好感を持って遇せられた。今は食生活改善にその学習を進めている。

かつて講師の不足を訴え出た学級の講師も学級生も顔が明るいように見えるのは、まだ安心が早過ぎるというものか。生えた芽もやがては伸びて行くだろう。

(B)今里学級 公民館学級と下和田学級の中間に在って、困難な条件に負けないで、がんばっているのがこの学級であろう。男子学級生の殆んど大部分が、次三男であるこの学級の学習は一般社会、時事問題、当用漢字等の範囲に属する基礎教養課目である。純粋な農村部落にあって家族労働者としての彼らの課題は、その教育計画と共に熟考を要すべき問題を大いに含んでいる。

女子も混じるこの学級、部落にたくさんの方の教育指導者を持ちながら、講師不足に悩んでいた。今は中学校長、一小校長、二小校長代理がその常任として講師の任に当たっている。

公民館分館を建てるといふのがこの部落、喜びに堪えない。

(C)新開設の部落学級 千福学級は甘藷の育苗(男子) 編物手芸として子供の帽子(女子)をやっている。

葛山学級は昭和二十三年度部落学級が開設された歴史があるところ。会議の運び方(男子)、生花(女子)をやっ

ている。「作業衣の改善」に関する優良な研究発表者たちがこの学級から出ている。

金沢学級は新設の部落学級としては活動が盛ん。珠算(男女)電気コンロ、エンジン(男子)、洋裁、生花(女子)をやっている。

御宿学級も開設して間もないが、大いに張切ろうとしている。上田学級の開設の日の一日も早からんことを祈る。

以上がこの村の青年高等学院機構内の全学級及びグループの学習活動の概略である。

(後略)

(御宿 勝又茂美氏所蔵「むらの青年学級」)

1206 深良村青年団機関紙「若人」より 昭和28(一九五三)

創刊号 昭和二十八年四月

大人になって

和田 はこねやま

精神的にも肉体的にも社会的にも大人になったと認められた？ しかし少年の息が体に残り精神的に大人への欲求が盛んである現在甘の青春は複雑である。

若さと純潔として大なる理想を持った我々に処する社会はあまりにも我々を理解しえない。いたずらに自主性を叫び、我々の人間としての品性を得させる物心両面にわたっての施設が欠除している。民主化、文化生活、生活改善、とが種々共同の世論はふつとをしているが大人の社会にはこれらをリードしていく人材が少い。

一般に大人はリーダーシップに欠けてをる。故に次代を背う青年を養成しようとする有志は少い現代の社会を見るに徐々に逆コースへの道を迷め様としている。我々青年は如何にして民主的な明るい楽しい豊かな農村を建設するか？……これが大人になった我々の人生の道にある大きな岩である。これを取り除ぞかねば前進はできない。目の前にあるんだ！我々は考えなければならぬ。現在の大人なら避けて古い道を通るのであろう。我々青年で

なければ出来ない事業なのだ。

“進め火の玉若人よ”

第一号 昭和三十年六月

村政によせて

新田 勝又

深良村において今回の様な選挙が行われた事は、村史始まって以来初の出来事といわれただけに其の実は複雑・深刻化し、半面熱狂的であつたが故に選挙後の攪乱が心配される気運も有りましたが、T村の様な騒動も起らず平穩に終つた事は先ずもつて、村民の誇りとする所でしょう。

村長はじめ新議員諸氏は、すでに立候補の際に其の充実された施政方針を有しておられたでしょうが、私も一村民として真心より主張するものであります。

先ず、民主政治の確立、経済の安定、産業の発展促進とかいう月並のお題目でなくして実質的に具体性を帯び

た賢実な方策を政治的感念の上に立脚させその貫徹に邁進願いたい。其候補が放送設比の設定をさかんに叫んでしたが、この人は惜しくも落選したがこの様な立案が実現されたら村の連絡機関に有益な役割を果す事でしょう。又我が村の産業の主体は農業で有るのでこれを低迷させる様な場合、村全体を混迷さすであろうから、農業振興のため研究会の設定など良いでしょう。

又行政面において最高決議機関である村議会の公開はもとより、重要案件に至つては広く一般の公聴会を行い、予算決算などもプリントして配布すれば自然其の内容も認識され村政への感心も充実されたものになり、明朗な民主政治が生れるものと思ひます。尚これは明確には存じませんが村有林の規約が入合別に異つてゐるという様な年も耳にした事がありますが若しこれが事実であるとしたならば是非これは統一願ひたい。

又最近町村合併の声が聞かれますが、この問題は慎重を期してやつていたゞきたい。

過去、第何代目かの村長さんは村有山の三合目までの官林設定に断乎反対し現在の頂上まで押し上げてしまつたということとす。又陸軍病院を須釜地先に設定を反対し神山にまで押し上げるといふ豪胆な村長を出している深良村です。あの国家主権時代、内容の是非は別として、これだけ自主性を持つた事は今後によい資料となるでしょう。この後に来る合併問題にしてもこれらを参考に、生活上に、文化の栄達に全視力を傾注すべきだと思ひます。

最後に青年団の一員として過去八年間の長きにわたつて在籍する者ですが、何か青年団というものが軽視され、社会の片隅に置き忘れられていた感が非常に深かつた様に思ひます。戦後の混乱した社会情勢下においては正しく其の思想もすさび果て行動たりとも決してかぐわしきものはなかつたと思ひますが、歴史は絶え間なく進展しています。時代は蘇り若き世代の息吹は新しきものを求めて結合されているのですから、民村も、この村を脊負

うのは私たち青年である事を良く認識願ひ青年団への温い理解と思想の向上の面においても良き指導を村政によせて願望する所です。

第三号 昭和三十五年二月

女性の地位向上について

青年団のスローガンに女性の地位を向上しようとうたつても案外向上をさまたげているのは、女性自身の心の中に巢食っている様な気がするものでならないのです。とは、ごもつともな御意見である事を、女性の一人として認めます。

戦後(という言葉は、もう古いそうですが)男女平等、男女同権と何かと云われて来た言葉もすでに、耳新しい程ではなくなったように、いたずらに使われて来ました。ところが実際には、女性自身その事について深く考えている人は案外少ないのではないだろうか。

自分の不利な事のみ使うだけで、女性の向上を深く考

え極力協力しているのはごく一部の人にすぎないので。しかし青年団のスローガンにまでして女性の向上に協力してくれる男性がどの位居るかと言えば、やはりそれも女性自身のうちに少ないように、男性の中にも少ないのではないでしょうか。

先日、私の話しを聞いていたある男性

「強いナァ、戦後強くなったものは、女とクツ下と云うけど本当だナ」

とつく／＼と云うのです。すかさず私

「何云ってるの、戦後強くなったものだなんて云って戦前と比べてたりしてるけど、それでも戦前の女性を知っているの?まだ小学校へも上っていません——」
「ます／＼おっかないナ、将来はカカア天下の候補者だ」、なんて太鼓判を押されてしまった。

云う事を云い、将来もその調子で話し合いで事を運ぼうと云う夢を描いていた矢先、冗談にも、カカア天下の太鼓判を押されてしまい、もてない女性になってしまつて

は、それこそ大変である、と思うのは私だけだろうか、おそらく一般の女性の心底であろう。

あらゆる会合で女性の発言が少ない事は今に知った事ではない。同席の男性は、「この辺で女性の意見を聞かせて欲し」と盛んに云う。しかし、そこで女性が内容の良し悪しを問わず、ずばりと云いたい事を云ったら、そんな態度を果して男性はどういう目で見られるだろうか。それを女性は知っているのです。

こう云う事から私は、すべて一般の男性の望みとしての「女性の地位向上」は怒鳴っても叫んでも成さぬものであるような気がする。つまり男性は、向上した女性を受け入れる、それだけの力がないのではありませんか、(失礼乍ら)、

「適当に馬鹿な女性」従順な女性を望んでいます、こう云う女性はリードしやすいし、あやつりやすいのです。もしすべての男性が全身をもって心から女性の向上を願っていれば、女性達がそれを察しないはずはありません。

そして勉強し努力をしないはずはないのです。

(後略)

(裾野市役所 深良支所所蔵「機関紙『若人』綴」)

1207 深良村立深良保育所設置の件

(一九五二) 昭和27・7・21

議第十九号

昭和二十七年七月二十一日提出

深良村長 小林秀也

深良村立深良保育所設置の件

深良村立深良保育所を左記により設置するものとす

記

一、木造平屋建保育所建坪約九拾坪

(收容人員約八十名予定による保育所建築基準による)

一、建築費金貳百参拾万円也以内

一、建築着手予定昭和二十七年九月

昭和二十七年七月二十一日決議

深良村議会議長 大庭武夫

(裾野市役所 深良支所所蔵「議案書綴」)

1208 富岡村公民館条例

(一九五五)
昭和30・3・28

議第四一号

富岡村公民館条例設定の件

富岡村公民館条例(条例第四〇号)を別紙のとおり制定する

昭和三十年三月二十八日提出

駿東郡富岡村村長 遠藤佐市郎

昭和三十年三月二十八日議決

駿東郡富岡村議会議長 塩崎正雄

条例第四〇号

富岡村公民館条例

第一条 本村公民館は教育委員会によって、あまねく村民の社会教育及び文化の向上を期すると共に全村民の公民館として直接村政の道場たらしめ富岡村政の民主

化に貢献せしむることを以て目的とする。

第二条 前条の目的を達成するために左の事業を行う。

一 青年学級 母親学級 日曜幼稚園の運営

一 講習 講演 講座の開設

一 体育及レクリエーション等に関する事

一 図書館運営 視聴覚教育 展覧 展示 弘報活動に

関すること

一 生活改善 産業振興に関する事

一 各種団体 機関等の連絡を図ること

一 村民一般の集会その他本館の目的を達成するための

事業一切

第三条 本公民館は村長これを管理しその経費は村費、

補助金、寄附金、その他の収入をもつてこれにあてる。

第四条 本公民館に左の職員を置く。

館長 一名 主事 一名 雇傭員 一名

館長は名誉職とし主事及び雇傭員は有給とする

第五条 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業

の企画実施につき調査審議するために、公民館運営審議会を置く。

2 審議会委員の定数は三十名以内とし任期は二ヶ年とする

第六条 この条例の施行に関し、法令並びにこの条例に定めるもの、外公民館の運営に関する細則は別に之を定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

三〇 三二八

(裾野市役所 富岡支所所蔵「富岡村条例綴」)

1209 裾野町連合青年団規約

(一九五七) 昭和32・2

第1章 総則

第1条 本団は裾野町連合青年団と称し、町内各青年団の加盟に依って結成し、事務所を町役場内におく。

第2章 目的及事業

第2条 本団は加盟団相互の連絡提携を計り、その正しい発展に努めると共に、明るく、平和な住み良い社会を作る事を目的とする。

会を作る事を目的とする。

第3条 本団は前条の目的を達成する為下記事業を行う。

- 1、単位団および分団の育成援助
- 2、指導者の育成
- 3、連絡協議

- 4、情報交換 研究調査

- 5、その他 本団の目的を達成する為に必要な事業

第3章 機構

第4条 本団は議決機関と執行機関と監査機関を設ける。

- 1、議決機関として評議員会を設け、評議員会は本団の事業、予算決算、役員の改選、規約の改廃、その他重要事項の議決を行う。

評議員会は各加盟団の団長、副団長、各専門部長、および分団代表5名をもって構成し、会議は構成

評議員会は各加盟団の団長、副団長、各専門部長、および分団代表5名をもって構成し、会議は構成

員の過半数をもって成立し、議事は出席評議員の3分の2の賛成を得て決定する。

評議員会は2ヶ月に1度の例会を設け、団長が必要と認めた場合、随時召集する事ができる。

2、執行機関には役員会とこれを補助する専門部会とを設ける。役員会は次条に示す本団の役員をもって構成し、本団の運営に当る。

専門部会は役員会の補助機関として本団の専門部正副部長、および各加盟団専門部役員を以て構成し、運動方針の起案、および事業に参画する。

専門部会は総務部会、文化部会、体育部会、産業部会、家政部会の4部会を設ける。各専門部会は部長が必要と認めた場合開催する。

3、監査機関は本団の事業および会計を監査する。

第4章 役員

第5条 本団に下記役員を置き、役員を選出は評議会に依って行う。

なほ、役員は30才未満とする。

団長	1名	副団長	1名
事務局長	1名	事務局長	若干
総務部長	1名	総務副部長	1名
文化部長	1名	文化副部長	1名
体育部長	1名	体育副部長	1名
産業部長	1名	産業副部長	1名
家政部長	1名	家政副部長	1名
監事	2名		

第6条 本団の役員の仕事は下記の通りとする。

1、団長は本団を代表し、会議の召集、全業務の執行の責務を負う。

2、副団長は団長を補佐し、団長事故ある時はこれを代理する。

3、事務局長および局長は本団の書記および会計をつかさどる。

4、各部正副部長は第4条の規定に基き、担当業務

第4節 戦後教育の屈折と変容

執行の任に当り、団長を助ける。

5、監事は随時、団務内容を調査し、会計を監査する。

第7条 本団の役員任期は1ケ年とし、再選を妨げない。

役員に欠員を生じた場合は補充する事が出来る。補充に依って就任した役員は前任者の残任期間とする。

第5章 経費

第8条 本団の経費は加盟団の據出金およびその他の収入を以て当る。

本団の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附則

第9条 本団は必要に応じて特別委員会を設ける事ができる。

第10条 本規約を補う細則を制定する事ができる。

第11条 本規約は昭和32年4月1日より施行する。

(裾野市役所 深良支所所蔵「主要文書」)

1210 裾野町青少年問題対策協議会規約

(一九五八) 昭和33・8

裾野町青少年問題対策協議会規約

(設置)

第一条 裾野町をその地域として、裾野町青少年問題協議会を設置し事務局を裾野町役場に置く。

(目的)

第二条 この会は地域青少年の健全なる育成を図るための不良化防止活動を自主的に展開し、補導育成及び環境の浄化改善に関し、関係機関相互の連絡協議と実践活動を行うことを目的とする。

(事業)

第三条 この協議会は前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

一、地域内青少年の不良化に関する情報の交換とこれが防止対策の研究及実践。

二、青少年を取り巻く社会的環境の浄化運動。

三、問題青少年についての指導方法に関する連絡及び

研究。

四、青少年補導育成に対する啓蒙宣伝。

五、その他この協議会の目的を達するため必要な事項。

(組織)

第四条 この協議会の委員は青少年の保護育成、及び補

導に關係のある各機関団体のうちから会長がこれを委

嘱する。

2、前項に定められるもののほか学識経験があり協議会

に於て特に必要を認める者に会長がこれを委嘱する。

(役員)

第五条 この協議会に次の役員を置く。

一、会長 一名

二、副会長 四名

三、常任委員 若干名

2、会長及び副会長は総会において選任する。

3、会長は会務を掌握し協議会の議長となる。

4、副会長は会長を補佐し会長が事故あるときは会長の

指定した順位に従い会長の職務を代理する。

5、常任委員は役場関係者、教育委員会、学校警察関係

者、社会福祉協議会、保護司、児童民生委員協議会及

び関係機関団体のうちから会長が委嘱する。

6、常任委員会は会長の命を受け本会の企画運営に当る。

7、役員任期は一年とし再選を妨げない。但し補充に

より選出せられたる者は前任者の残任期間とする。

(会議)

第六条 この協議会の会議は総会及び常任委員会とし総

べて非公開とする。

2、この協議会における対象青少年の人權については手

段をつくし尊重しなければならない。ケースについて

は秘密を厳守し補導の効果を損うことのないよう留意

しなければならない。

(会議の開催)

第七条 総会は毎年一回、常任委員会は隔月に開催する

ものとする。但し会長が必要と認めるとき又は委員、

常任委員が議題を提示して会議の開催を請求したとき

は臨時にこれを招集することができる。

(記録)

第八条 この協議会には記録簿を備へ、議題出席者及会

議の内容を記録するものとする。

2、会議録は会長の検印を受けなければならない。

3、会議録は嚴重にこれを保管し関係者以外これを公開

してはならない。

(経費)

第九条 この協議会の運営に要する経費は、裾野町社会

福祉協議会及びその他の収入を以てこれに充てる。

附則

この規約は昭和 年 月 日から施行する。

(中略)

裾野町青少年問題協議会委員構成

左記職務関係者全員委員を委嘱致します(記載順序不同)

◎ 議会厚生委員 ◎ 教育委員 ◎ 教育長 ◎ 各中学校長

◎ 児童委員 ◎ 各校PTA役員 ◎ 婦人会(連合会長、

各正副会長)

◎ 青年団(連合団長、各正副団長) ◎ 保護司 ◎ 警察

◎ 各区長 ◎ 子供会世話人 ◎ ボーイスカウト団委員

◎ 裾野町助役 ◎ 各支所長 ◎ 厚生課長

◎ 一般学識経験者

(裾野市役所 深良支所所蔵「裾野町青少年問題協議会関

係)

1211 家庭の日のしおり

(一九六六) 昭和41

家庭の日

しおり

裾野町

教育委員会

青少年問題協議会

「家庭の日」

日	月
19日	6月
17日	7月
21日	8月
18日	9月
16日	10月
20日	11月
18日	12月
	1月

「家庭の日」がもうけられた原因や動機について説明。

戦後さまざまな理由によって、家庭生活が混乱し、その意義を見失なったまま、こんにちに至っていると思います。加えて最近では母親の就労増加や、団地の出現などの新しい生活の変化も各地で起っています。そして、こどもの放任や過剰保護、親の自信喪失や権威の失墜、老人の孤独と淋しさなど、数々の悲劇が家庭を舞台にして起るようになりました。家庭は愛情の体系であり、経済共同体の基本的なものであります。同時に、こどもが育つ基本的教育の場でもあるわけです。いわばすべての人が幸せを味わい、人間として生きる喜びを確認できる場が家庭だと思えます。このような根本的なことがらを、もう一度考えなおす必要が生じてきたといえましょう。

急速に発達する物質文明や、多忙の度を加える生活に振りまわされないで、人間として、誇り高い家庭生活を「家庭の日」を契機にして先づ築こうというのが動機であり、原因なのです。

しかし、ここで特に留意したいことは、個人をおしつぶしてしまふような古い家族制度の復活を意図してはなりません。個人の自由と責任、個人の尊厳に対する自覚などを高め育てる共同体としての家庭、つまり新しい次の時代にのびゆく家庭をつくることを願って、この日をきめたものです。

目標

- 1、明るい健康な家庭をつくろう。
- 2、信頼しあい協力しあう家庭をつくろう。
- 3、暖かく正しい愛情にみちた家庭をつくろう。
- 4、楽しく話しあえる家庭をつくろう。
- 5、感謝とはげましの泉となる家庭をつくろう。
- 6、清らかないこの場となる家庭をつくろう。

具体的には

各家庭の実情に応じて無理のない計画を。

家族全員で一日をすごす。

家族を単位に生活を最優先に考える。

計画の例

1、楽しみあう日

(家族そろっての食事、遊び、レクリエーション等)

2、健全な身体をつくる日

(家族そろってのスポーツ、ハイキング等)

3、静かないこいの日

(遠くにいる家族への便り、静かな休息等)だんらん

(上町区所蔵「書類綴」)

1212

図書館の開設にあたり「ご蔵書を」
(一九六七) 昭和42・12・1

寄贈ください

図書館の開設にあたり

ご蔵書をご寄贈ください

このたび元、福祉会館が鈴木育英会館とかわり従つて鈴木育英会奨学金事務所も同時に移ることになりました。

又今後同会館に図書館を開設して地域住民の教育文化の向上のために奉仕いたすこととなります。が、その開設に当り、ご所有の図書等をご寄贈ねがうことができるならば幸甚に存じます。

ご寄付くださる場合は左記申込書へご記入の上育英会館又は教育委員会へご提出くださるべくお願い申しあげます。

昭和四十二年十二月一日

裾野町教育委員会

各位

(後略)

(元町区所蔵「庶務・雑書関係綴 第一号」)

1213

安心して働けます—乳幼児保育所

(一九七〇)
昭和45・4・8

開園—

安心して働けます

裾野 初の乳幼児保育所開園

駿東で初めての乳幼児の保育所裾野町立中央保育園が七日、開園した。仕事を持つ主婦のために、一〜三歳児を預かるもので、西小旧校舎の一部三四〇平方メートルを工費五百七十六万二千元で改造し、保育室三のほか調理室などを設けてある。ベッドやイスも各六〇準備されており、子どもたちは初対面同士にもかかわらず、早くも顔なじみになり、遊んでいた。

定員は六十人だが、今年入園したのは一歳十八、二歳十九、三歳十六の計五十三人で、十一人の職員が世話をする。

開園式は午前九時半から行なわれ、林助役、日吉民生委総務、三宅町議らが祝辞を述べた。

初代園長の柏木恒子さんは、人間の人格は三歳までに形成されるというが、その時期の子どもを預かり、責任重大です。保護者とよく連絡して、しつげに気をつけたいと思います—と語っていた。

(富士タイムズ)

1214

裾野町立総合グラウンド建設を必要

(一九七〇)
昭和45・6・30

とする理由

裾野町立総合グラウンド建設を必要とする理由

裾野町は県東部駿東郡の西北端から中央に位し総面積一三七・八二㎢で昭和三五年以来、町を挙げての工場立町の効果がようやく急ピッチとなってきました。

特に市街地形成の住宅連担地域と、トヨタ自工関東自動車、矢崎総業の工場等進出のため人口は激増し、幼児、児童、青少年、婦人団体等の町民いこいの場として総合グラウンドを建設し美しい自然環境の中でスポーツをおして豊かな人間を育てるため発意したものです。現在町

内には一同に合してスポーツをする場所なく、もちろん総合グラウンド的な同種施設もありません。日曜、祭日等町内各学校校庭を社会的な運動場として利用許可されているも希望どおり日程がとれない。如上のとおりスポーツ振興の基盤を強化し体育施設を設置、スポーツ活動を高めるよう環境を整備するものであります。

昭和四五年六月三〇日

裾野町長 遠藤佐市郎

(裾野市役所所蔵「体育施設整備補助金事業」)

1215 裾野青年団を青年会に改編

(一九七二)
昭和46・4・28

青年会に改編 裾野青年団

会長に柏木君再選

裾野青年団は二十六日、深良支所で総会を開き、組織の改編を行ない、名称を「裾野市青年会」ときめると共に会長に柏木儀徳君(上ヶ田)を再選した。副会長は小沢光徳君(東)と小林孝江さん(深)。また学習部門委員長に

は三尋木俊六(富岡)、レクリエーション同に高橋一巳(深良)、地域活動部門同に水田行信(富岡)の各氏が選ばれた。

同会の事業として三本の柱をきめたが、まず明るく住みよい郷土社会を作るための地域活動、次いで会員の学習活動、三番目に親睦と余暇の活用を図るレクリエーション活動がある。

従来は各地区ごとに単位団を設け、その連合体を構成していたわけだが、今回は各地区に支部を設け連絡にあたることにしている。

この日は関自、矢崎の独身寮代表も出席しており、今回の改編を機に両社の青年も加入することになる見込みで、従来の青年団の殻を破るものと注目されている。

(富士タイムズ)

1216 駿豆学園近く着工へ

(一九七二)
昭和46・5・30

駿豆学園近く着工へ

裾野市と駿東など三郡共同で

裾野市と小山町など駿東、田方、富士郡下の十三カ町村が、田方郡土肥町に共同で建設することになった。駿東学園の建設工事が近く行なわれる。

同施設は、これまで収容施設がなく取り残されていた関係市町村の在宅重度心身障害児のために―と建設されることになったもので建設費は総額一億一千万円、このうち県から二千七百万円が助成されるが、残りは各市町村で負担することになっており、すでに裾野市でも本年度予算に二百六十五万六千円、小山町も二百四十四万八千円を計上している。

また、敷地は土肥町役場に勤める金刺平作総務課長(50)が、私有地七、二六〇平方メートルを提供してくれることになり、このほど測量も行なわれたもので、建物は鉄筋コンクリート二階建て延べ一、二〇〇平方メートルの収容棟と一八〇平方メートルの職員宿舎が建設される。

来年四月までには開園の予定で工事をはじめるが完成

すれば五十人の心身障害児が収容できるようになる。

(富士タイムズ)

第五節 地域政治・行政と町村合併

(1) 町村合併の展開

1217

裾野町長の町村合併問題について (一九五五)
昭和30・11・3
の意見

(前略)

三、我が裾野町は本法に魁して昭和二十七年四月一日誕生したりと雖も合併条件として造林林道を果たし更に(1)水道(2)土地改良補助灌漑に(3)―(6)行政道路沼津、三島、須山、新県道の四線に(7)公営住宅に(8)藤倉社宅に(9)第二保育所に(10)老朽西小学校に(11)巡查部長堰原派出所に(12)土木工営所に(13)郵便局舎敷地買収に(14)沼農裾野分校を独立として裾野高校敷地の買収に建築費等其の

負担金に(15)役場庁舎の建築等の諸施設整備充実に要する諸経費之に附随する諸雑費は莫大なるものであります、勿論合併後数年を経て新しい機構が軌道に乗りました上は合併に依る行政費の節減の効果が徐々に現われて来ることゝ存じます、合併当初は初度調弁的経費の為却つて歳出が増嵩を来すことは避け難い事実である、之に引き替へ政府は促進法布いて満二ヶ年に八割五分を達成経費約百五十億円節減が出来ると云つて居る、今や自治庁は合併から建設への新法案の準備中だと聞いて居ります

四、我が裾野町は本年一月頃より四隣町村の深良、富岡、須山の議長間に一、二回町村合併懇談会を開催されました、町長も其の動きを汲んで本年五月六日町議会を招集して町村合併に関する協議会を開きました、然るも具体した線は出なかつたのであります

偶々本年九月二十二日田方郡、三島市松田市長同議会佐野議長議員等数氏来町公文書を提示し公式に合併の

申込がありました、裾野町も之に応へて同月二十六日議会開会の序、町村合併調査委員を選定町長之を委嘱し十月十二日初めて委員会を開きました、協議の結果裾野町は(1)独立町として置くべき哉(2)市街と合併すべき哉(3)農村と合併すべき哉を調査研究の要ありとして三島、深良、富岡、須山等に就いて財源及賦課税等の調査資料に依り其の結果別紙の通りであります

調査の現れを先日委員諸彦に配布しました、表は概ねではありますが行財政は年毎に交り行くので經常の場合には入部によりて出部を制するのであるが事業を行う場合は出部によりて入部を求むるものだから其の出部を堀下げて調べて始めて税の軽重を論ずべきである、其れも予算書によりまして或る市は土木費産業経済費が少なくて議会費公債費極めて多い又ある村では税の負担が若干軽いが土木費、消防費等は殆んど部落負担の様相である

五、町村合併は現在のみの町村民税の軽重に依りて是非

を決定する如き浅敢果なものに非らざる事の実例を挙げて見たいと存するものであります

合併促進法は町村合併促進法にして市町村合併促進法ではないのであります、市の如き大なるものを更に大成せとの法意にあらざるのみならず要路頭官(河井弥八、高瀬莊太郎の両氏)現実に法意の講演して居ります、去りながら市と云う名目に憧れ御殿場町は直に四隣村を合併して人口三万人を越ゆれば市名を得らると云うて慌て、本年二月十一日全国最低位の御殿場市が生れたのであります、^(と)裸合併御殿場市は市の体面上経費を要し財源に乏しく各区の財産区より収得税を課せんとしても一律ならず又皆無富士岡ありて税の不均一課税すれば分村すべしと騒がれている、その他元よりの市が何の為に法命になき合併を欲するや大を欲し吸収を欲し流行性に便乗し合併を図り徒に大ならしむるものであります

政府の意とする所は人口八千人以上は規模適正と云う

文字通りの意思であると存するもので故に少なくとも其の以下の弱少町村は勧告して迄も合併を図り町村民は為政者との間に親しみあり尚温みのある而も強固なる郷土を造ることが自治本来の精神であり姿でもあるのであります

大都市に至りては其の中央は官庁地帯、商買地帯、学校地帯、遊興地帯、工業地帯、農産地帯と区分され中間に区役所を置くが余り大き過ぎて公吏公僕が市民に親しむ温みが薄くなり勝ちで為政者は法にのみ立て籠り勢いの趣く所官僚化し農村は中央に吸収されるのみであつて農村民とは人情がびつたりしないので故に裾野町は規模適正にして自治本来の姿で立派に独立が出来るものであり藉令合併するなら風俗人情を異にする約倍の暮くらしする市でなくして農産村と合併すべきだと思わせらるるものであります

裾野町が三島に無条件対等合併しても実質は吸収合併で中央を三島市に移し裾野町は枝葉となりて寂漠たる

ものとなるのであります

何れも繁昌する所は大でも小でも中心地である其の要素は周辺に農村部落の生産村を持ち「又農村部落は農産物の間近かの消化地帯を持ち両々相俟つて向上発展するものであります」

我が裾野町は駿東郡の真中で北には防衛であり觀光国際都市である御殿場市あり西南に水陸交通至便の大沼津市あり東南には觀光伊豆の玄関に三島市あり西にはアルプス愛鷹山に北には世界に冠たる富士山あり東には国立公園箱根の連山を有し駿東郡の中央心臓腑の位置にあるので新庁舎落成以来周辺は勿論南より北より相集り種々なる公私の会合に明け暮れして居るのであります、其の消費は御茶、菓子、弁当、煙草等外来の人此の地に消費する其れ丈け商売を賑わす中真なる大自然は倍々発展伸び行く自然を備へて居るのであります、一朝にして天佑を失墜する秋は中駿最高教育の機関たる裾野高校将来各科拡張の計画も水泡に帰し最高

教育機関は中央に移行すること常となつて本校消長にも関す問題であると思うものであります

三島市は裾野町の約百八十%の暮しをして居る三島市昔日の中心地でありし市ヶ原は姿を変へたりと雖も総体的には駸々として発展して居りますが約二十年前合したる徳倉小学校の施設を見ても同じく沼津市に於ける片浜小学校校辺の施設を見ても恵みが余り過ぎて居ると思われないのである、合併僅か三年後の裾野町の教育施設に於て一番校舎の悪かつた西中学校が既に教室教授モデルの指定校となつて居ります本町としては合併僅の歳月にして冒頭に掲げた十五件の諸事業が議会一致の協力を得てスムーズに出来たことは本県下合併町村の模範となつて居る様に聞いて居ります

鶏口に入るとも牛尾となる勿れの諺がある、持てる国、富める国、強大なる米國に合併せんと欲するならば日本は独立國を返上して親愛なる米國に日米合邦してパトンを渡し強大なる米國の配下に属することが将来は別

として現在では一番氣楽で原子爆弾も無くても居られる、常盤御前は平清盛の妾となり御殿女中を侍らし洋弓を弦いて遊んで暗嘆として居つたのである、世界の民族は苦勞しても出来得れば自主独立の生活經濟を樹立し生甲斐のある生涯を送りたいのが人間の人情である

町民税負担の輕重は消極と積極とに依りて数字が出て来るのである、徳孤ならず必らず隣にありて近眼者流は眼前の数字のみに囚われて間接的遠大なる利益を失損するのであります

政治は人が為すのである其の数字は自由なものである

裾野駅の東口道路の計画も石脇土地改良事業も東地区上水道幹線布設も西地区の公営住宅事業も既設の公営住宅及藤倉電線の社宅等整備充実も不存置財産処分も他の市会を頼まずして即決出来る

故に裾野町は独立も可なり未だに大き過ぎる訳でもないが合併も可なりである、然る時は従来行政組織支脈

たる(1)芦湖水利組合とか(2)中駿病院組合とか(3)裾野高校後援会組合とか(4)中駿地区農業改良協議会とか(5)法務局裾野出張所組合とか(6)裾野警部派出所管下とか(7)土木工営所組合とか(8)中駿商工会組合とか(9)道路組合とか自治制の組合方式又は町民の生活様式或交通文化風俗人情相美しい町村とは小我を捨て、大局に目を注ぎ意心伝心相一致する時始めて大同団結してより良き強固なる郷土を造り私を捨て地方自治の発展に資せんとするものであります

昭和三十年十一月三日

裾野町長 藤原重治

(水窪 渡邊公一氏所蔵「市町村合併問題についての書類」)

1218 合併基本方針及び合併試案「夢のか 年月日不詳

けはし」深良村・富岡村・須山村

合併基本方針及び合併試案

現時デフレ経済下にあつて農村の収入は年と共に減少の一途をたどつてに反し、文化の向上に伴い年々の支出はますます増大するのみで、貧弱農村の前途は頗る憂慮に堪へないところである。このまゝにしては農村は萎縮するのみである。之を打解していくには一方経費の節約を断行すること、他方微力を結集し国家の特典によつて積極的に更生の途を講ずるより外にない。町村の合併には特典がある。交付税の優先的配布、起債の優先認可、林野の払下げ、新校舎の建築補助等々それであるのみならず市町村の経費の節約五年間に合併町村平均年約二百万円と算定されている。合併は貧弱町村の更生の唯一の道となつているのである。須山、富岡、深良三ヶ村にとつても同様である。町村合併には如上の長所もあ

るが、又一面種々の弱点も亦避けられないところである。近頃の合併町村の現状を見るに多くの場合、上層部が強引に合併をはかる場合多く、ために上下の意志十分疏通せず、又横の連繫も不十分で合併後種々の磨擦を惹起して却つて住民の親和を害することと少くない。かゝる不自然を敢へて犯し合併が個々の町村民に与へたものは、たゞ「役場が遠くなつて不便をする」だけに過ぎない場合も少くない。尚、急激な変動より来る一時的の混乱はもとより、合併内容を一時に充実せしめようとするため急激に財政上の膨張をもたらし却つて、財政上の不安増大を招来している町村のあることも見のがせないのである。町村合併にあつてはこの点に深く意をとゞめ前車^{まへぐるま}の轍を踏んではならないのである。

須山、富岡、深良三村は大体に於て等しく農山村であり、人情、風俗に於て、生活の様式に於て、産業形態に於て類似近親の關係にありと云えるが、尚夫々には伝統があり個性があるばかりでなく、貧富の程度、文化施設

等必ずしも一樣とは云えない、ことに地理的に数里にわたるへだたりを以て^{もつ}ている。これを他の町村合併に見る如き無条件に合同融合せしめると云うことは極めて不合理である。

三ヶ村の合併はあくまで個々の村々の特性を生かし、最大限に個々の現状をそのまま持続できる態勢謂所組合村的性格を内容とし互に損得なしの合併でなければならぬ、而も行政の急激な変動をさけ、又犠牲を求めない様式に従い、合併内容の完成には少くとも五ヶ年の歳月を課することを目途として出発しなければならぬ。要するに合併は三ヶ村に課せられた運命的な課題であるが之を実行するにあつては一部上層の先覚者によつて決定される様な事をさけ、沿く村民の総意の結集に基き、一方町村合併促進法による国家の督励に応へその特典は百分に享受すると共に、而も地理的環境に鑑み三ヶ村の個性を尊重し独特の合併様式をとつて、町村合併がもたらす従来の弊害を犯すことなく、あくまで合併の長所を

完全に發揮し三ヶ村が将来飛躍更生出来得る合併を期さなければならぬ。

合併様式

一、財産区設置

従来の三ヶ村を夫々新村の財産区とする。

知事の認可を得て財産区議會を設置する、議員の定数は条例によつて定める。(財産区に割当の村議會議員を以て之を構成するのも一案)財産區議員は名誉職とする。

二、支所

従来の各村の役場は之を新村役場の支所として従来のまゝに存置し新村の役場の事務のうち、直接住民に関する事務は主としてこゝに於て行う様にし、所屬村民にできるだけ不便を与へぬようにする。

三、新村の役場

イ、職員は従来の三ヶ村の職員を以て職員とする。そして各支所に分散して勤務するを原則とする。現在の職員を整理することなく、又新規採用を見合せ退

職による自然淘汰によつて従来の1/3を減員することを目途とする。

ロ、村長は合併発足と共に三村長退職し自治法によつて一人の村長が選ばれる。

ハ、助役は三人とし各地区より一名づゝ、財産区所属の議員の推薦したるものを村長、議會の承認を求めて決定する。(自治法による)

助役は夫々の出身財産区の支所長を兼ね、村長を補佐すると共に支所管内の事務を総覧する。(市町村条例を以て二人以上の助役を置くことができる)

ニ、収入役一人を置き、副収入役三人を置く(定数は条例で定める)

収入役は村の會計事務を総合的に掌り、副収入役は収入役を補佐し支所にあつて専ら支所地区に関する會計事務を分掌する。

ホ、新村の役場は合議の上適當の場所に建築することを目標とする。官林払下げによつて資金を獲得して

後の事とする。それまでは三地区の内の支所の内に併置するものとする。村役場の特別職及び主脳職員は常に機動的に各支所との連絡にあたる。

へ、総合的な役場に於ては、総務、出納の総合的事務、
 税務、厚生、予算等の事務を主として扱い、又議会
 各種委員会を置く。

四、議会及び委員会

議会議員の数及び割当は、暫定的に現在の議員総数を以て新村議員として発足するものとする。将来改選の期に於ては夫々の財産区より割当数を選出することを内規として規定する。各財産区より選出された議員は同時に各区の議員を兼ねるものとする。

農業委員会、教育委員会、改良普及会委員はそのまゝとして発足し、改選にあつては定数を現在の三分の一を目途とし、各区を総合したる村一本の委員会とすること。
 五、予算の編成

課税は一律とする。従来は必ずしも同一ではなかつた

かも知れないが、之を改めて同一標準にて課税する。而して三十年度に於ける課税を上廻り高くなつた区があつたとすれば、その差額は部落育成費の名目によつて之を還元することにする。各区とも従来の収入支出を基準として予算を編成することを原則とし、漸時教育費、土木費、役場費等々出来るだけ、漸時接近均等化することにとめる。収入多き区はそれだけ直接にその区に関する支出に振りあてる趣旨を以て編成し、負担の償還利子の支払等も亦各区の予算内にてまかなうようにすること。
 六、合併に関する経費はつとめて補助金の範囲に於て賄い、合併に対する経費によつて一般財政を圧迫せしめてはならぬ。

新村建設の大綱

同一の条件にある三ヶ村の合併によりて生れ、永久に山農村の名に甘んじなければならぬ新村としては、将来に係る建設の眼目は必然的に農業振興を第一にかゝげなければならぬ。之と並びて地域が中駿枢要の地位を

占め、東に箱根、北に富士、西に愛鷹山を控へ南方温泉地帯にも遠くない、この恵まれた環境に則し、観光境地の開発、施設の拡充を図つて名実共に駿東のセンターとしなければならぬ。

一、農業政策

三ヶ村の農業の態勢は、三ヶ村によつて多少異なるものがあつても、概して小規模であり、主として普通作物の栽培に主力を注ぎ、その研究刷新には見るべきものと雖も、耕地には制限あり、技術にも限度があつて普通作物の栽培は殆んど極点に達しているのではや之のみに依存することは許されなくなつてゐる。之を打解する唯一の血路はたゞ多角的経営と農産加工の方向である。而も従來の行き方は生産に終始し、農産物の処理は全然問題にしていない。そして個々の農家が又、この三ヶ村が全く独自の立場でばらばらの農業を営んで来たことは、この地方農業の最大の弱点と云はなければならぬ。この弱点をのり越えて旧慣に固定している農村に再生の活を

入れるには、多角的経営を導入することに微力を結集して、統制ある経営のもとに農産処理の面に於て一大飛躍を敢てしなければならぬことである。既に富岡村は畜産指定村となつていたが、山林原野に恵まれてゐる新村としてはこれを百%活用し、畜産の方面に發展を期し、畜産村の建設も一つの方向と云はなければならぬ。乳牛の導入を始め、養豚、山羊緬羊の飼育を盛んにすると共に、多量の生産のみに終始するのではなく、牛乳の処理を簡易にし、集乳の機構を完備し、之に簡易の加工を施して之をまとめて市場に出荷する所まで推進する要あり、豚については多数を生産するのみならず集荷制度を設け、一定の市場に出荷するのみならず進んでは電気屠殺場を設置して肉として販売する所まで行かなければならぬ。果樹は富岡村に於て試験済であり、この地方の特産として奨励栽培を企て、統制ある栽培出荷によつて販路を確保しなければならぬ。その他甘藷、煙草、タモ等の特殊作物の栽培、養蚕業の奨励をはかり、これら統制ある

作付、栽培、飼育によって而も微力を結集して強力に市場を開拓して行かなければ所詮今後の農村は立つて行けない運命に追い込まれているのであつて、三村の合併した所以もこゝにあるのであるから此の方面を強力に開拓しなければならぬ。

二、道路及び観光

最も緊急を要するものは下和田より深良村岩波に出る開拓道路の開設である(三十年代着工の予定)。これによつて須山下和田今里即ち北部を岩波に直結することである。この開通と共に岩波駅に荷物ホームの新設を促し、北部よりの出荷を自由にさせることである。この道路を更に拡張整備してバスを運転せしめなければならぬ。又同時に裾野須山間の県道を行政道路として一部は竣工しているが、これを三十一年度に於て着工せしめ新村の西部動脈を通せなければならぬ。進んでは三島、裾野町と協力して之を観光道路として富士、三島をつなぎ、之を無二の富士登山道とし、往年の富士登山表口をこゝに

取りかえさなければならぬ、之が須山のための生命線であるばかりでなく新村発展の唯一の窓口でなければならぬのである。たゞ富士登山の目標のみならず須山村と富士山との中間須山地域はグラランドとして無二の場所である。これを国体及び各大学に提供してこゝに総合的な而も世界的な諸種のグラランドを建設せしめる。この開発は須山村の発展ばかりでなく国家的事業である。

富士山と三島、グラランドより長岡へこれが道路交通主眼である。それと並んで岩波より箱根に通ずる今の林道を開発して観光バス道路として、岩波をして富士箱根連絡の中心点としなければならぬ。

なお内にあつては富岡深良をつなぎ柳端線を強化して胴脈たうみを結びつけると共に、裾野より五龍館を経て景ヶ島に通じこれより岩波に通ずる道路を整備して観光地として開発すると共に、このコースを最上の一日のハイキングコースにして、三島、沼津の人々はもとより東京人をよろこばせることを忘れてはならないのである。

財政計画については、貧弱農村の集合であるから少くとも合併によつて個々の村及び村民の負担が従来よりもたとひ一時的にしろ加重されることは避けなければならぬ。

土木及び建築に係る経費は、補助金及び起債にまたなければならぬ。が今里、下和田所在の官林のうちせめてその一ヶ所(時価五、六千万円程度のもの)を払下げ(三ヶ年据置き十五ヶ年償還)之を唯一の財源として新規事業諸施設の基本財源とし、伐採跡には直ちに植林し四、五十年後に於ける公共建築資材となす。

(参考資料は略)

(裾野市役所 富岡支所所蔵「昭和三〇年以降町村合併関係書類綴」)

1219 町村合併に対する所見・富岡村長 昭和31・8・21

遠藤佐市郎

町村合併に対する所見

富岡村長 遠藤佐市郎

一、現今に於ける町村合併の特質

夫々の町村と云うものは元來地理的条件の上に自然の法則に基いて、自ら発展成長して来たもので、そこには地理的の制約と歴史の伝統により交通産業経済文化人情風俗等のあらゆる面に於て夫々の特性を持つているものである。然るに現今行われている町村合併の意図は、町村の融和、微力の集結、行政の簡素化経費の節約等の美名のもとに、町村の個性を無視し不自然を敢えて犯して幾多の町村を総合せんとするもので、実に机上に於て産み出された行政上の便宜主義から来た暴挙であり、却つて町村の発展成長を阻害する多くの危険を含み、且つデモクラシイの時代精神にも相反する企てである。論より

証拠、幾多の合併町村が合併によつて従来平和であつた町村が一朝にして混乱、対立、鬭争の町村と化し、それらの一般住民は何を得たか、たゞそれ日常生活上の不便さと経費の膨張から来る負担の増大とが与えられたに過ぎないのが現在の生きた実例であろう。

二、富岡村の実態

富岡村は貧民の集りである。それだけに村自らお金を出すことが最もつらいことである。だから税金は出来るだけ少くし、そして必要なお金は出来るだけ余所から取り入れなければならぬ。その上常に貧困に堪えて行かなければならないのだから、所詮他の町村に伍しても人並の事の出事(イマ)ない村である。これが富岡村の特性であり実態である。少くともこの十年間の歩みはそれであつた。税金は他の町村並にはとらない方針、出来るだけ低減の方針で一貫して来た。中学校の建設、公民館の建設小学校の増改築、幼稚園の設置等の場合でも一銭でもそのための増税はやつて居ない。また一般からの寄附金も集め

ていない。そして補助金や交付金は少しでも多くをのぞみ、予算の七％はこれによつた年もあつた。三十一年度は大体交付金だけでも約六百三十万円と踏んでいる。そして村の経費は他町村並みには出来ないで各部門とも節約に節約で貧乏暮しにこらえて貫つてゐる。ことに三十二年度は十四教室の小学校の増改築と四教室の幼稚園の設置で、一般会計から三百万円をこの方にまわしている。これは富岡村としては節約の最高度であり、財政伸縮の限度を示すものと解すべきである。然しながら貧乏暮しはしながらも村としては常に財政に余裕をもち豊かに平年を送つて来た。だから村内各区に於ける区費や年内の募金で一戸当り約千円はかゝる。全体にて百万円はかゝる。これを区の助成金の名目で各区に分配して区民の負担を助けることが出来た。(三十一年度は学校建築のためこれを一年停止)。こうしたものの外は蓄積されてそれが中学校建設起債の償還二百万円となり、公民館の建設六百万円となり、小学校幼稚園の増築七百万円となつ

て来たのである。小学校建築のため八百万円の起債は残るが、その償還は従来の財政上からして心配すべきものではない。さしあたり、三十二年度には先ず各区への助成金は復活し、幼稚園の施設の拡充もやることになつて居り、その上月額二百円づゝの授業料をとつているが、これを小学校に準じ無月謝にしたり、中学校の改築もやるそんな夢を描いている状態である。

以上富岡村は貧しい村で貧しい歩みをつゞけているが、たゞ出づるを制して少しづつでも身上はのびていると云うのが今日迄の富岡村の実態である。

三、合併に対する態度

もとより合併については根本的には反対の立前である。町村は合併しないで貧弱ながらも夫々独立して行くべきである。それは恰も不経済ながらも各の家が軒を並べながらなほ合併しないで夫々が一戸を張つているのと同様でなければならぬ。だが私はやがて村民と共に合併と云う時流に押し流される時の当来すべきことも予想される

のである。然しその場合と雖も決して盲目的ではあり得ない。何れの町村と合併せんとする場合でも最小限度次の諸条件を要請し、その実現如何によつて去就を決すべきものと覚悟をきめている。

1、合併の形態

対住民の關係に於て、合併最大の弱点であり、而も合併すれば必然的である住民の日々の不便さを最小限に喰い止め得る様式の合併でなければならぬ。即ち二個村合併しても二つの役場はそのまゝとして別に新しい役場の建築は当分しないこと。そして議会、委員会、団体会議等は両所に於て移動式に交互に行う様にする。そして対住民の直接の用事は従来の役場にて夫々とり行い、二つの役場の事務は上級職員が之を統合するようにし、合併のために役職員が不便さを負担し住民は従来通と大差なからしめて置かなければならぬ。

2、住民の負担増大せぬ行き方

役場の建設をはじめ合併のための諸施設を急がぬこ

と、特殊財源(例えば官林払下げの如き)の見つかる迄は一切の施設は差控え、両村従来の財政に著しい変化を与えぬこと、課税手当の支給等に関しては従来通りに据置くを原則とし、もし均等をはかる場合は高きに就かず低きに倣う様にすること、合併による事務費雜費等は両村三十一年度予算内に於て賄い、両村は責任を以て三十一年度予算は赤字にして引渡すことなきことを確保すること。

3、両者損得なしの合併

町村の財政に強弱貧富の差はあつても止むを得ない。然しそのため損得を生ずる合併はさげなければならぬ。そのみでなく損得の心配を持たせることもよくない。それには予め固く協定して、合併後の予算の編成に於て、共同なる議会費、委員会費、村長費等は両村より持出す形にし、その他は各村の収入に応じ旧来に準じたる予算を別々に編成しそれを事務的に総合したるものを以て新村の予算と云うことにする。この方式で行

けば一方に多くの収入あればそれはある方の福祉になるし、他方収入もなく起債でも多ければその方はそのなりに支出を定める。かくすれば何等損得をしようと云うことにならない。

以上はのぞましい合併に対する基本的な条件であるが、なお希望として特に留意を促して置かなければならぬことがある。

合併は両町村が仲よくおだやかに、平和に融合したいと云う精神から出発すべきもので、それを貫いて始めて合併の意義が達せられるのである。だから如何にしたらその精神を以て貫き実現出来るかに考慮が払わなければならぬ。多年仲よくして来た両町村が合併と云う更に融和と精神を一段と高めべき事実(マコト)にぶつかりながら、その融和の精神とは大凡逆(サカ)にへたをするると合併が対立闘争の開始となつてしまつてはとりかえしはつかぬ。代表となり合併に腐心する方々に対し特に留意を願ひあくまで融和の精神を貫き平和とよろこびの中にこの歴史的な大事業

が成就出来る様各段の御配慮を煩わすものである。

以上

〔加筆〕
昭和三十一年八月二十一日

（裾野市役所 深良支所所蔵「合併関係資料」）

1220 裾野町合併に伴う協定書

（一九五〇）
昭和31・9・27

深良村を廃しその区域を裾野町に編入し昭和三十一年九月三〇日から施行するに当り、裾野町及び深良村は次の各項について協定するものとする。

記

- 一、深良村大字深良財産区については、その存在を確認し、その管理運営について
- 1、財産区の保全について万全を期すこと。
- 2、財産区の運営について財産区議会の設置をするこ
と。
- 3、財産区の管理及び処分の事務は支所において取扱
い、町長の権限を支所長に委任する。
- 4、支所長は委任された事務の執行については財産区
の意見を尊重して適正なる運営に当ること。
- 5、財産区自ら又は町との了解の上で行う場合の他は
財産区及びこれより生ずる一切の財産収入を町の財
源として要求しないこと。
- 6、町は財産区より受け入れた財産収入を町の財源に
充当する場合は原則として財産区域内の事業に当て
ること。
- 7、財産区の運営等に於て他との紛争が生じた時は財
産区の主旨を尊重しその解決に善処すること。
- 8、将来財産区に於て他の法人組織に変更する意志が
議決された場合は法の許す範囲内に於て全幅の協力
を行うこととしてその処理に当ること。
- 9、財産区はその事務の管理執行の経費として支所長

の給与額の五分の一相当額を指定寄附をする。

10、財産区の財産に係る入会権及び旧慣のあるもの

についてはこれを尊重する。

二、裾野町旧泉村地区登記未済山林原野の所有権譲渡再

確認について

昭和二六年旧泉村に於て泉村大字茶畑、平松、麦塚、

公文名、稲荷、久根の各部落の旧来よりの縁故者に議

会の議決により譲渡された土地は登記未済については

譲渡議決と処理の決定を確認了承する。

本協定は関係町村長、関係町村議会及び裾野町町村合

併協議会に於て将来不変の趣旨のもとに相互に信頼と

理解とを以てその実行に当ることを協定するため連署

により夫々議決又は協議をなし正副2通を作成し関係

町村各1通を保管するものとする。

昭和三十一年九月二七日

裾野町町村合併促進協議会長 裾野町長 渡辺義夫
深良村

昭和三十一年九月二八日

裾野町議会議長 鈴木 格

深良村議会議長 大庭 武夫

裾野町長 渡辺 義夫

深良村長 小林 秀也

(遠道原区所蔵「裾野町合併に伴う協定書」)

1221 湯山芳太郎・町村合併問題に関する
村民大会開催について 昭和31・10

(一九五六)

る村民大会開催について

町村合併問題に関する村民大会開催に就て

昭和三十一年十月

元富岡村々々長 湯山芳太郎

富岡村民各位

町村合併の問題に関し我が富岡村々々民の生死浮沈に関す

る重大なる時期に際会して、愛村の熱情止み難く、茲に

親愛なる村民各位に対して私の所信の一端を訴え度いと

思います。

町村合併促進法が国会に於て全員一致可決され爾来こ

れが末端行政迄強力で推進されてから、約三年この間幾多の迂余曲折はありましたが結局民主政治の基幹をなす地方自治を強化させるためには町村規模の拡大をなすは当然の行き方として、九月末日迄政府計画の九十六パーセントがその目的を達したのであります。我が富岡村に於ても国や県の強力な基本方針に対応して、おそまき乍ら合併促進研究会が去る八月結成されたのはけだし理の当然であると云わねばなりません。

扱て県のこの問題に対する態度は、経済的、地理的（環境）より裾野町を中心として、富岡、深良村を合併させ、須山村は御殿場市と合併さすべく決定した事は、諸君、新聞、ラジオ等の発表により御承知の通りであります。私も元村長の資格に於て、研究会の委員を任命せられ村民各位の御期待に添うべき時は、正にこの時なりと欣然承諾の上、爾来鋭意この重大問題に取組んで参つたのであります。

然る処第一回の研究会の際、遠藤村長より深良、須山村

との合併案を提出して参りましたが、私はその際三ヶ村合併もとり賛成であるが、更にこの上に裾野町を加えるに非ざれば町村合併の本質的な意義がない事を強く主張致しましたが、現在の処裾野町の合併は時期尚早との意見多く、私も多数の意見に賛成してこれに従つたのであります。以後村を挙げての深良村に対する強力な運動が展開されたのであります。遂に九月下旬深良村は裾野町に単独で吸収合併を行つたのであります。誠に我が富岡村に取つては、痛恨、措く能わざる次第でありましたが、如何とも致し方はありませんでした。そこで私は、事態が斯くの如き重大変化を来した以上は、今迄の感情や行き懸りを解消して、即刻裾野町に合併する以外はないと信じ、合併を行うならば九月中にこれを断行しなければ、町村合併促進法の特典が廃止されて村としては非常な損失であると思ひ直ちに単独で役場へ赴き村長に面会してこの際村の将来を考え裾野町へ合併の態度を決定して所要の手續を取る様勧告しました処不幸にして容れ

られませんでしたが、一方村議会側も深良村の裾野町合併と云う重大転換期に際して事態を取捨すべく塩崎議長の発議の下に全議員の集合を求め真剣に協議した結果、これ亦、村を救う道は裾野町と即刻合併する以外になしとの結論を得て、代表者をして村長にこの旨申入れたのであります。これが一言の下に拒否されたのであります。

その後遂に九月末日を以て町村合併促進法はその効力に終止符を打ち新たに制定されたる新市町村建設促進法に切り換えられたのであります。一方、村長は深良村の合併に失敗するや、直ちに須山村との合併を強力に推進し、多大な合併費用を村議会に要求これを可決せしめ日夜運動を展開して汚損のであります。私も須山村との合併には大賛成であります。然し乍ら富岡、須山二ヶ村のみの合併では、汚損将来として、何等益する処がないと思うのであります。富岡、須山両村が此の際

裾野町に同時合併をしてこそ、その本来の使命や目的が達成されるのであります。何を苦んで第一段階として、

須山、富岡の合併を行い、更に第二段階として裾野町との合併をする等と云うつまらぬ手数のかゝる事をする必要があるのでしようか、私は、此の点、村長の真意を諒解するに苦しむものであります。私はこの意味よりして、此の際、広く村民各位全体に合併問題の現状を訴え、更に村民各位の良識に依て、今後の方針を決定する重大な段階に到達したと信ずるものであります。

その為にも至急研究会を開催する必要があると思ひ塩崎議長を通じて村長に即刻開催方を要望したのであります。が、今日に至る迄何等満足なる回答にも接して居らないのであります。

村民各位！ 私は、遠藤村長の立場を尊重し、この重大なる富岡村の歴史の最終段階に当り、年齢こそ、村長より若輩ではありますが、嘗て経験した捨有余年の村長生活の体験に徴して、今こそ、その有終の美を果して頂く絶好の時期だと思ひ、公私共に協力をしてきた積りであり、然るにも関わらず、私や塩崎議長等の忠言に對

して、何ら一顧も与えず、又村民全体の意向や希望も取り入れる機会を作らず村民を、ツンボさじきに置く様なやり方に対しては、誠に遺憾乍ら反対の意を表明せざるを得ません。町村合併には、最后迄一人の異端者もなく、

全村一致して行く事が最終の理想である事は、充分承知しておりますが、現在、村長の固執する富岡、須山二ヶ村合併は、何等合併の意義も効果もあるとは思われません。矢張り、どうせ合併をするならば此の際国や県の方針に従つて、裾野町を中心としての中駿綜合計画の樹立に非ざればその効果は、何等期待出来ないものであります。現在深良を包含した裾野町は国の方針により新市町村建設促進法の恩典に浴し、各種長期建設計画を作成し着々その実行に移さんとしております。今からでも決しておそくない。裾野町は、今や、大幅な受入れ状態を作つて、我が富岡村の更に須山村の合併申入れを待つております。殊に、富岡全村民の希望した深良村の村民諸君も現在は、裾野町民として、かつての隣村富岡の人達の入る事を心

より希望し期待しております。斯くする事に依てこれ等の人達と、一日も早く、手を合せ、我等の生れた此の郷土、中駿の理想郷建設の日も一層近付いてくる事でありましょう。

この意味に於て、不肖乍ら私は、此の際断乎立ち上り、^(希望)体の希望の上に樹立された今後の合併方法を協議し、決定する為めに全村民の自由にして、然かも真剣なる与論を結集致し度く、左記の如く村民大会を開催したいと思ひます。

尚、当日は、塩崎議長より合併問題に関して詳細な、然も重大な発表報告がある事になつております。更に、裾野町、元深良村及須山村の各町村よりも有志が出席し、この問題に関して有意義なる意見発表が行われます村を愛し、村を憂うる村民各位！

奮つて此の大会に御参集あらんことを希望致します。

左記

日時 昭和三十一年十月十三日午後一時

場所 富岡村公民館

(裾野市役所 深良支所所蔵「合併関係資料」)

1222

裾野町との合併要望書・須山

(一九五〇)
昭和31・11・5

村、富岡村

一、須山、富岡両村は裾野町との所謂対等合併を要望する。

二、将来は可及的早急に三島市と合併することを第一の条件とする。

三、両村は裾野町より遠隔の地域にあり普通の様式では実情に則さない。従つて両村は特別地域として合併後は行政事務に於て両村民に不便を与えぬために従来役場は支所又は出張所等適当な名称のもとにそのままとし事務の取扱は従前通りにこゝに於て処理するやうにすること。役場職員の身分を保証し本人の希望なくして離職せしめざること。従来薄給のあつたため均衡上昇給せしむべきこと。

四、財政の急激な変化をさけるため、少なくとも数ヶ年

は両村に夫々特殊な予算を編成せしめること、即ち昭和三十年年度決算と昭和三十一年度予算に於ける歳入出を基礎として議会費、委員会費等共通の費目を除きその他は両村夫々の歳出入に則したる予算を立てること
歳入の面に於ける課税も三十年度賦課の標準に従うこと。

五、村有財産は当該地区の個人所有とする。法則上その手続間に合わず合併したる場合は合併後譲渡の手続をとるべきことを契約する。

六、両村内に散在する官林の払下げを急速に実行すること、その払下代金は当該地区が支弁し払下物件は其のまゝ当該村に無償にて譲渡すべきこと。

七、両村地域内にある観光地を早急に開発すること差当りて第一の着手として予算五百万円を計上する。

八、須山村負債は合併と同時に移管し水道関係分は条例にて独立採算制で須山の関係の間にて処理する、尚水

源地は従前の通り須山村有として存置する。

九、須山村の演習地解除地及旧皇宮附属地は旧所有者え
払下げること。

一〇、奥地林道藤原線の林道を急速に建設実施すること。

一一、林道大沢入線三千米は継続実施及その他両村林道の
開発をすること。

一二、第一着手として(約一億)裾野、須山、十里木間の県
道を改良道路に建設費すること。

一三、合併後最初の議員選挙は、小選挙区制を採用し定員
を人口に按分して両村夫々の議員数を選挙出来る様予
め処置を講じて置くこと。

以上は合併に対する原則であつて更に細部に亘つては協
議決定するものとする。

昭和三十一年十一月五日

(裾野市役所 富岡支所所蔵「町村合併研究会関係綴」)

1223

須山村愛村同志会・村民の皆さん
と御誓いいたしましょう

(一九五七)
昭和32・3・3

村民の皆さんと御誓いいたしましょう

一、須山村百年の大計をたてるの時村民の皆さん、ほん
とに御殿場の走狗とならない様にいたしましょう。

二、須山村の幸福は御殿場色の空ら宣伝に躍らされたり更
に実のない旗じるしのデモ行進や示威運動に迷わない
様にいたしましょう。

三、須山村の興廃はこの一挙にあり、他所の饗応や歓迎の
甘い言葉に惑わされない様にいたしましょう。

四、須山村の開拓は「臥薪炭嘗」薪の中にねても炭を喰つ
ても血の気ざかりの我が腕、自分の手で切り開きま
しょう。

五、須山民族は正義の鏡として須山村の幸福を後世に伝へ
ることを御誓いいたしましょう。

十日間に四つの明暗

一、二月二十日に日米協議会で進駐軍の撤退は間近かだと米側が話されたと聞きました、記者の問いにはノーコメント。

二、二月二十二日石橋総理大臣は辞めました、町村合併勧告は岸総理大臣です。

三、二月二十七日町村合併調停委員丸尾県議等古沢区を訪づれ小山町古沢区の分町御殿場市合併は困難だ区有財産移転も不可能と説明したと聞きました。

四、二月二十八日裾野須山線県道路改修工事費八千万円也の宿願が認められたと聞きました。

昭和三十二年三月三日

須山村愛村同志会

(裾野市役所 富岡支所蔵「町村合併研究会関係綴」)

1224 富岡村長から県知事あての町村合併に対する請願
併に対する請願
（九五七）
昭和32・3・12

町村合併に対する請願

昭和三十二年三月十二日

駿東郡富岡村

富岡村町村合併研究会委員長

富岡村長 遠藤佐市郎印

静岡県知事 斎藤寿夫殿

静岡県新市町村建設促進審議会委員各位

裾野町富岡村須山村三町村の合併については格別の御配慮を賜つて居る次第で感謝に堪へないところであります。

この三町村の合併についてはかねて三町村よりその由来するところからその要望について度々陳情申上げた通りであります、愈々最後の大詰にまゐりましたので改めて三町村の合併と之に対する本村の立場を申上げて御高配を賜りたく茲に村民を代表して懇願し奉る次第であります。

ます。

隣接須山村と本村とは明治初年は同一の村であつたものが分離して現在になつてゐる次第で両村は全く自然の面から云つても産業経済人情風俗から見ても全く同一村の狀態にあり、現に婚姻關係から見ても両村は近親の關係にあると申さねばなりません。昨年八月頃より町村合併がやかましく唱へられるや両村は自ら両村の合併を目標として進んで来たのであります。そして両村合併はたゞ外面的に近親關係にあると云ふのではなく實に合併の根本精神に於て一致してゐるのであります。即ち県道須山線を開發し三島駅に結び之を東海の富士登山道として産業經濟の動脈とすること。須山村を三島市の工業地域に直結すること、この二点が合併の重要目標であり、之については両村は全く同一の立場にあるのであります。これが両村の百年の大計であり、これなくしては両村の合併の意義は殆ど失はれてしまふのであります。か様な根本方針によつて居りますので、かの須山村内一部の者が

となへる如き一時的の感情の対立や私情などに出発してゐるのではないのであります。

須山村が永久に現在のまゝで居ることが出来るものならば富岡村も敢へて須山村との合併を計るにも及ばず、兩村の理想も實現し得るのであります。が仮りに須山村が、御殿場市に合併するとしたら、それは須山村が永久に希望を失ふばかりでなく、富岡村にとつては正しく致命的であります。そのことは裾野町にとつても大きなマイナスになるのであります。裾野町としても須山村が、現在のまゝか、乃至は富岡村と合併して須山村が南方ブロックにありさへすれば敢へて三町村の合併を急速に望む必要はないのであります。

当初は右の様な基本方針に基き富岡村須山村両村単独合併の氣運支配的であり、昨年十月頃には両村の合併は正しく成立するところまで進んだのであります。たゞ須山村村長はなほ御殿場市合併をのぞむ一部の村民があつたため、須山村は富岡村と合併するより一步を進めて裾野

町へと富岡と共に合併したらと提案したのであります。これに対し村議会も合併研究会も之に賛同されたのであります。そして富岡村にその旨交渉があつたのであります。富岡村としては初期の要望とは異つてゐるが、大極の見地からすれば敢て異議ある筈もなく、多少の犠牲はあるけれど須山村の要望に応へて須山村と協議の上合同にて十一月五日に両村は裾野町に正式に合併を申込みたる次第であります。これは富岡村はあくまで須山村が御殿場市と合併されては困る。要は須山村が南方ブロックに仲間入して下されば両村の理想は実現出来ると云ふ富岡村の基本方針を妨げるものではないからであります。富岡村の村民の一部には須山村の如何に拘らず裾野町へ合併しただけでもよいと考へるもの約二〇％はあります。が、爾余の八〇％は須山村との単独合併を念願とする者であり、それらは須山村との合併を第一の要望とし、須山村と一緒に裾野町へ合併するのも結構であるとしてゐるのであります、もし須山村が御殿場市に合併する

としたら、富岡村単独で何れにも合併すべき意義はないどこへも動くことなくこのまゝで行かうと云ふ強い信念を堅持してゐるのであります。

一、如上の理由で須山村が御殿場市へ合併するといふことない様に富岡村と共に裾野町へ合併する様に県御当局から勧告して戴くことが、富岡村にとつては絶対的なものでありますことをよく御領解願ひ三町村は合併すべきことを勧告して戴く事こそ私の念願であります。この勧告を下して戴いたら今須山村が紛糾してゐるのも直ちに平和になり、将来に生きることが出来ますのみならず、富岡村も同時に救はれ須山村と共に将来の明るい希望を以て合併を終ることが出来るのであります。

二、万一須山村が御殿場市に合併すべきであると云ふことになつたとすれば、須山村が永遠に希望を失ふばかりでなく、今迄合併問題に自重してゐた須山村の南方派の正道派の人々が承服しないばかりでなく大騒動が

起さるべきことは火を見るより明かなところであり、富岡村も亦大混乱に陥ること必定であることを憂うるものであります。

三、もし須山村を現在の合併問題から除外しそのままに暫く残置するといふ方針を立てられる場合がありとするならば、富岡村をも須山村同様に扱ひ、現在のまゝとして合併の圏外に置いてもらはなければなりません。これは強く要望するところであります。

四、須山村は現在のまゝに残置し富岡村のみ裾野町へ合併すべしとすることは裾野町としてもこれを固辞してゐるところであり、富岡村としても絶対に承服出来ないものであることを予めお断りして置く次第であります。

五、現在に於ては須山富岡両村を裾野町へ合併せしめることが三町村の要望であり、特に須山富岡両村を最も平穩に合併問題を解決させる唯一の途であり、最も合理的な処理であると信ぜられるのであります。もし、

何れかの形で之が実現出来ないものとすれば、少くとも須山富岡両村ははかり知れぬ紛争混乱に陥ること明かであることをよく認識して戴かなければなりません。県御当局に置かれましてはこの実情御賢察の上、「富岡須山両村の合併」、「須山富岡裾野の一町二村の合併」又は「須山富岡両村を現在のまゝ残置する」。この三つの場合の何れかを御採用下され、須山富岡両村を御救済下さる様御配慮賜はる様懇願する次第であります。おはり。

(裾野市役所 富岡支所所蔵「町村合併研究会関係綴」)

1225 須山村御殿場市合併推進本部の声 (一九五七) 昭和32・7・27

明書

昭和三十一年九月五日須山村合併研究委員会が始つてからこの方中駿合併希望者の旨滅法な進め方は皆さんのよく知つている通りで全くお話になりません。村議会に於ても全く同様で、六月十四日漸く出来た和解書も翌日か

ら踏みこむ始末で、村長も辞職し村長事務代理書記が任命されました而して議会は村長の自然解職を待つて事務代理によつて、二十日夜、村民の知らぬ間にコソ／＼と決議したのでした、正に日本中で他に例のない馬鹿氣なことでしょう裾野が、又富岡が未だに議決しないと云ふ珍現象は村内一部ボス共にあやつられて議会の面子にこだわり過ぎて本末顛倒な、三ツ子にも分る自分達の立場がわからないための不祥事であつて村民の愚弄も甚だしいこんなことで合併は決して出来るものではない吾等
 は之が対策を世間普通に解決するために研究中でしたが結局残念ながら非民主的なボス横暴行政の日本一のモデルケースとして衆参両議会の地方行政委員会に提訴して国会の再調査の要請と行政訴訟によつて非劣極る行政行為の裁断を待つことになりました

斯くして徹底的な皆さんのための村造りの土台を築く意味で、合併を実現する様お互ひに努力致しませふ

昭和三十三年七月二十七日

須山村御殿場市合併推進本部

(裾野市役所 富岡支所所蔵「町村合併研究会関係綴」)

(2) 高度経済成長期の裾野の政治

1226 裾野町勤労同志会による昭和二九 (一九五四) 昭和二九・七・23

年度住民税軽減についての請願

請願書

裾野町民有志一同を代表致しまして裾野町昭和二十九年
 度住民税の軽減に就きまして請願致します。

終戦時より物価は一応安定し、経済状態も又変動が少く
 なつて来ましたが、たま／＼朝鮮動乱を機と致しまして、
 又々物価は三割も騰貴致し、停戦に依りいくらか望みを
 もつて居たにもかゝらず、これに見合うべき収入賃金
 は実現されて居らず、町民の生活は困窮化して居ります。
 然るに裾野町税中住民税に就きましては、当初予算に於
 て三百六十万円計上致して居りますが、町条例に基き微

収致しますと、年度末に於て百四十万円が余計に入る事と相成る由であると思ひます。

又其他の税金中、増税も見込まれる事となります。

更に隣接した三島市、沼津市、清水村、原町の住民税と比較検討致してみるに、我が裾野町は、前記市町村より高額となつて居ります。

元よりこれが比較は単に一律的に、機械的に行うべきではありませんが、前記市町村の財政財源、事業計画等と照合いたします時に、裾野町の高額は納得するに困難であります。

現在では伝説と化して居りますが、仁徳天皇の最大の仁政として民が貧しい為に三年間に亘り、免税した事が伝えられて居ります。勿論現代社会に於て、将又裾野町に於きましても、地方行政機構の一環として、その活動を有機的に行う以上、町民税を免税する事は論外でありません。

然し乍ら町財政に余裕があり、又明らかに余裕を生ずる

ならば町民血と汗と油の結晶たる税金を、たとえ一銭でも軽減する事は、町民に対して町政への信頼を持たせ、生活の苦痛を軽減せしむる絶好の方策であります。これなくしては如何に福利厚生を唱えようとも、如何に口に町財政の明朗化を唱えようとも、又ガラス張り町政を標榜しようとも一切が虚偽であり、欺瞞であります。更に徴税の公平化は何時も論争の的となつて居りますが、集められた税金の費途は盲点となつて居ります。即ち納税者の受益面に於ける公平化を考慮願ひ度いと存じますのであります。

納税額は勤労者が圧倒的であるのに、その利益に就ては全く考えられて居ないと云つてよく、議員各位の御協力に依り、十五万円の交付金があるだけで、他の団体への予算配付と同様、公平なる勤労者階層への予算の増額を組む、利益の平等を図る事が真の町政であろうかと思ひます。

此の為考えられます方法は第一に、団体への助成金、諸

行事への補助金。第二に費目流用に依る割戻金の公平化等であり、第一の方法にあっては、原町に於ては勤労者融和会に対して四十万円が計上され、長泉村も同様であります。第二の方法に就いてはその予算の増額、公平化、此の第二の方法は原町、長泉村、函南村、吉原市等此の様な方策が全県下的にとられつゝあるのであります。

以上を要約致しまして、良識ある町当局、町議会議員諸公に請願申し上げます。

右御審議の上是非共実現せられ、裾野町発展の基礎を築き、明るく平和な郷土を作られ度く、全町民の衷心を代表致し重ねて請願申し上げる次第であります。

昭和二十九年七月二十三日

代表 裾野町勤労同志会印

裾野町 長 藤原重治殿

裾野町議会副議長 渡辺慎一殿

(水窪 渡邊公一氏所蔵「請願書」)

1227 昭和三一年度貯蓄増強運動方針

(一九五六)
昭和31・4

昭和三十一年度貯蓄増強運動方針

昭和三十一年四月

貯蓄増強中央委員会

一 運動の趣旨

昨年度に於ける我国経済は、海外景気の好調と農作物の豊作に恵まれ、輸出と生産はともに増加し、しかも物価は安定して、いわゆる「数量景気」に推移することが出きた。かくて我国経済の健全化は所期以上の急速な歩調を示したが、これについては、各分野にわたっての消費の節約・貯蓄の増強というまことに質実な国民の努力が土台となったことを銘記しなければならない。

さらに又、未曾有の活況と伝えられている欧米諸国にあっても既に一部の国々は景気の行過ぎを警戒し、かえって引締政策に転じ、それら各国ともに消費の節

約、物価の引下、輸出の増進、輸入の節減に適切な施策を進めており、海外依存度の高い我国として、その推移には大いに注目を払う必要がある。

ことに我国としては、本年度は経済自立五ヶ年計画の最初の年度であり、本計画に基き経済規模の拡大を図り、繁栄の道を固める為に、産業の合理化、生産性の向上等により輸出の増強に努めると共に、国内資源の開発と活用ならびに近代産業の育成強化が必要であり特に漸次具体化しつつある多額の賠償の支払を考えるとき、これらを成就させる為の国民貯蓄の増強、資本蓄積の促進こそ、画期的な要請を荷うものといえよう。

本委員会は如上の観点から、経済正常化を着実に伸ばすよう、政府に対しては、通貨価値安定政策の堅持を強く要望し、国民各層に対しては、我国内外の経済事情を説き、昨年度に引続きゆるむことない心構えによって、貯蓄の増強に努めるよう訴え、貯蓄額が実質

的に戦前の水準に復帰することを目指して、効果的な国民運動を実施する。

二 運動の方針

1 我国が、増大する人口を抱えて経済自立を達成する為には、輸出の伸張を図って輸入をまかなうことが絶対の条件であるが、これは又、我国経済を強化する拡大均衡にも同じ国民就労の機会と場所の拡充を約束する道でもあり、その為には貯蓄の増強、資本の蓄積が原動力として欠くことが出来ないわけを周知徹底させる。

2 経済繁栄の道は国民一人一人の勤労、奉仕、節約にあることを強調し、この「貯蓄するところ」こそ新生活運動の精神であり、貯蓄増強が真に生活の中核をなすものであることを周知徹底させる。

3 国民各層に対しては、経済正常化の進行、通貨価値の安定に伴い、長期の生活設計にもとづく計画貯蓄の実践を勧める。

特に農家に対しては我国農業の実情に鑑み、この上とも増産に努力し農家経済の確立を図るよう勧める。

4 企業に対しては、経営の合理化、労使の協調などにより生産性を高め、生産原価の引下、品質の改善を図と共に自己資本の充実に努め、今後必至と見られる国際経済競争の激化に備えるよう勧める。

5 金融機関に対しては、金融の正常化促進の為経営の健全化、合理化に努め、又大衆預貯金の吸収に当っては国民貯蓄組合の普及拡大のため一段と積極的に協力するよう要請する。

三 運動実施の重点

1 新生活推進の諸団体に対し、貯蓄推進活動を新生活運動の中核として取上げるように要請するほか、婦人団体、男女青少年団体その他各種の団体に対しても一段と積極的に働きかけて、それぞれの団体、目的の一環として貯蓄推進活動の採択と強度化を図る。

2 営農、生活改善、備荒など使途のはっきりした貯蓄、特に住宅建設、育英などの長期設計のための目的貯蓄を勧める。

3 職域貯蓄組合、婦人会貯蓄組合その他各種の国民貯蓄組合の育成助長により貯蓄実践組織の拡充を図る。

4 予算生活の手段としての家計簿の普及に努め、家庭に於ける消費生活の健全化を訴える。

5 農漁家など主たる収入が季節的、臨時的に偏りがちな向きに対し、収支の年間計画の確立、特に従来きわめて混同しがちであった事業経理と家計との区分を明確にすることを勧める。

6 貯蓄思想の大衆への浸透を図るに当っては、新聞、放送、テレビ、雑誌などとの緊密な提携の下に、生活合理化、貯蓄実践の実例などを効果的に利用する。

7 引続き「収入の一割天引貯蓄」を提唱する。

1228

裾野町・新農村建設総合対策事業

（一九五七）
昭和32・7・1

地域指定希望調書

はしがき

市町村の合併促進法が施行されるにさきがけて、昭和二七年四月一日、旧泉村と小泉村が合併して裾野町が誕生し新町の建設がこゝに始まつた。

昭和三十一年九月三〇日、旧深良村を新に吸収合併し半歳余、尚富岡村、須山村を合併して大裾野町の建設を目前に控えており、これが実現の暁こそ中駿地帯を一丸とした農業の振興方策を樹つべきときとしてその機の至るを待つたのであるが、合併は遅々として進まず、このまゝ空しく日時を費せば、本地域農業の振興に将来取り返しのつかない悔を残すかもしれず、又周辺各地域の農業地帯より非常に立後れた情勢となり、振興の一大障害条件と成らざるを得ない。

茲に及び筆を洗い想を練り、本町農業の振興方策につき

既往をまとめ将来を画して振興構想の具体策を集録した。全身汗して土に鍬をふるう農民、将又全智全能を挙げてその指導にあたる者、農業行政を担当する人々斯く一体となり農業生産の基礎条件をすみやかに整備して農業生産力を高め、農業経営の安定と農民生活の改善を図り、併せて国民経済の発展に寄与せんとするものである。

新農村建設総合対策事業地域指定希望調査

農林漁業地域名		裾野富岡地域		農林漁業地域の範囲	
裾野町		新市町村名	裾野町	旧市町村名	富岡村
深良村		須山村			

1 「村造り運動」推進状況

A 「村造り運動」推進方針

1 一般部落 農業委員会に於て推進母体を作る協議をして準備委員の人選を行い準備委員会を推進協議会に切替えてこれを母体とし、各部落は部農

ついて研究しておるので青年層とは一応切りはなして推進してゆく。一般部落、青年、婦人の各層は推進母体である推進協議会を中心に密接な横の連けいを取り乍ら計画樹立を推進してゆく。

会長を中心に農地研究会等で研究検討の上計画原案を作成することとし、裾野町農事研究会連絡協議会は各部落研究会と密接な連けいをとつて計画を樹立する。

2 青年、婦人 青年層は産業部と4Hクラブを通じての研修会を開催し推進してゆく。

婦人層は裾野町婦人会が非常に熱心に生活改善に

第5節 地域政治・行政と町村合併

B 「村造り運動」実施状況

部の般一				区分
年月日	会議名	出席者	会議の内容	
三一・七・一六	農業委員会	委員一六名	一) 主題 新農村建設総合対策の推進について説明 二) 結果 推進母体となる推進協議会を作ること、その順序として準備委員会を作り推進委員会を設置する 目標 八月中	
三一・八・二八	農業委員会	農政部委員 一〇名	一) 主題 準備委員の人選について 二) 結果 町長、議長外二八名を選出、準備委員会を推進協議会に切替えてゆく事に方針を定めた	
三一・九・五	準備委員会	準備委員 二四名 欠席 六名	一) 主題 準備委員会を開催 二) 結果 新農村建設総合対策の主旨説明	
三一・一〇・一五	準備委員会	準備委員 二四名 欠席 四名	一) 主題 町村合併に伴い、推進委員会の再編 二) 結果 裾野町、深良村の合併により推進協議会の再人選	
三一・一〇・二〇	準備委員会	準備委員 二七名 欠席 三名	一) 主題 推進委員会の発足について 二) 結果 (イ) 主旨説明 準備委員会を推進協議会として発足することを決定した (ロ) 推進方法について次期協議会までに各委員研	

三二・一二・一一		三二・一〇・二五
佐野部落	部農会長会議	推進協議会
部落民	部農会長 二八名 欠席 六名	委員二八名 欠席 二名
一) 主題 部落に於ける計画の樹て方	<p>一) 主題 イ) 「村造り運動」の主旨説明 ロ) 部落計画の樹立方法</p> <p>二) 結果 イ) 各部落研究会には必要に応じ研究会を催しその部落の実情に即した計画を樹立せしめることとした ロ) 各部落研究会には必要に応じ推進協議会により出向して説明指導を行うこととした</p>	<p>一) 主題 村造り運動の推進方法について</p> <p>二) 結果 イ) 部落計画の推進については部農会を中心に推進する。主旨の徹底については部農会長会議を招集して部農会長が部落計画に支障を来さぬ様に講習する。又必要に応じて部落座談会を催して推進してゆく。 ロ) 農事研究団体(研究会、四日クラブ等)は連絡協議会を通じて計画を推進する。 イ) 青年層、婦人層の意欲の高揚を図るため必要に応じて研修会を開催する。</p>
	その後の会合 三二・二五 三二・二二 三三・二〇 回 計画の討議	三二・三三 三二・二二 三三・一五 回 計画樹立の検討会を催した

第5節 地域政治・行政と町村合併

		部 の 落 部	
三一・一二・二四	泉農事研究会	三一・一二・二〇 深良地区 座談会	三一・一二・一五 富沢部落 座談会
欠席 五名	会員三〇名	部落民 八六名	部落民 四一名
二) 結果	二) 主題 計画の樹立について 泉農事研究会は会員が泉地区の各部落の熱心	二) 主題 部落計画の樹立方法について 深良地区は、旧裾野地区より北部となるので 先ず立地条件から検討、従来営農の進路を見 極めて深良地区の実状に即した計画を樹てる こととし殊に深良四日クラブ員の研究を強く 打出すこととした	二) 主題 部落計画の樹立方法について 富沢部落の農業形態が畑は開墾が多く為に労 力の負担が甚大であるから、こうした悪条件 を克服するには如何にすべきか研究して部落 計画を樹立することにし部落計画の原案は富 沢親和会、富沢農学研究会が中心となり作成 することとした
開催している	月例研究会を	深良四日クラ ブは計画と実 験を併用して いる	富沢親和会と 研究会は毎月 一回月例研究 会を開催し研 究討議して居 る

青年婦人の部		
三一・一・一一		三二・一・七
婦人会		青年団産業部
役員一六名		部員三八名
<p>二) 主題</p> <p>二) 結果</p> <p>婦人の推進方法について</p> <p>婦人は生活改善について即実施出来るものから計画を樹て、ゆくことにした</p>	<p>一) 主題</p> <p>一) 結果</p> <p>青年層としての推進方法の討議</p> <p>青年層としては実際に実施出来ることで即役立つ計画を樹立したい</p> <p>これには四日クラブ等と合同研修会を開催して計画原案を立てたい</p>	<p>な青壮年で作られておるので各部落の指導的立場にあり従って研究会で研究された事項に基き各部落の計画案に盛り込んでゆくことにした</p>

第5節 地域政治・行政と町村合併

C 部落計画樹立状況

イ

地域内総部落数	七三部落	左の内	計画樹立関係部落数	二七部落
---------	------	-----	-----------	------

ロ 計画樹立状況

計画樹立目標を三二年八月末として研究討議し原案の作成を行つている関係上計画を完了した部落は少ないが、計画樹立目標期限迄には原案作成は全部完了する見込み。

D 推進協議会

イ 協議会結成の有無 昭和三十一年一〇月二〇日

裾野町新農村建設総合対策推進協議会を結成した。
 ロ 協議会の構成(旧富岡村、須山村分は省略した)

役職名	氏名	所属団体及び役職名
会長	渡辺義夫	裾野町長
副会長	永田弘枝	裾野町農業委員長
同	小林秀也	裾野町深良森林組合長

役職名	氏名	所属団体及び役職名
同	市野昇	裾野町泉農業協同組合長
同	中西一郎	裾野町西農業協同組合長
同	松井謙一	裾野町深良農業協同組合長
委員	鈴木格	裾野町議会議長
同	中西嘉一	裾野町森林組合長
同	市川玄吾	部落代表者 農業委員
同	服部勉	同
同	土屋一雄	同
同	広瀬良作	同
同	湯山利治	同
同	大庭準一	同
同	勝又義明	農業委員
同	高梨富雄	同
同	芹沢武	農業委員
同	庄司忠雄	同
同	渡辺勉	同
同	長田政義	農業委員
同	勝又淳	青年代表者

役職名	氏名	所属団体及び役職名
同	伊東明俊	同
同	増田 実	青年代表者
同	清水たみ	婦人代表者 裾野町婦人会長
同	服部はつ	同 裾野町婦人会副会長
同	市ノ瀬いそ	同 裾野町婦人会副会長
同	芹沢宗一	学識経験者
同	杉山 寛	同 裾野町農業共済組合長
同	大庭武夫	同
同	高梨要作	同

ハ 協議会の開催回数及び協議事項の概要

開催回数 四回

協議事項の概要

1 計画樹立推進方法についての研究

2 新農村建設総合対策事業についての主旨の

徹底

3 推進啓もうについての部農会長講習会開催

部落座談会の開催

4 農事研究団体の連けい協調した計画の推進

啓蒙事項

5 青年層、婦人層の意欲高揚を図るための研

究会開催事項

6 全体としての計画樹立の検討事項

2 振興計画案について

(中略)

C 振興の構想と検討されている事業

1 振興の基本構想

以上のごとき地域の概況及び特質に基いて農業

振興計画は次の構想によつて実施する方針である。

主要食糧である米の生産を基盤とし輸送園芸を

対象とした作物の作付、牧野造成に限り有畜農家

を創設し多角経営を完成すると共に特産作物の振

興を期する。

重点事項

(A) 穀種改善、技術改良による水稲作の安定強化

(B) 輸送園芸を目標とする多角経営方式の確定

(C) 畜産振興と耕地の地力維持増強

(D) 農家経済力増強のための換金作物と副業の振

興

(E) 技術研修及び生活改善

(A) 水稲作の安定強化

現在当町に於ける米の生産は頭打状態にある。水稲作の安定強化策としては恵まれたる灌漑用水の利用による開田と畦畔の改良、機械化導入により耕種改善と技術の改良を行う。

(B) 輸送園芸を目標とする多角経営方式の確定

従来の中小消費地を目標とした農業経営は少しの過剰生産によつても直ぐ行き詰りを生ずる。従つて輸送園芸を目標としての栽培計画を樹て栽培から出荷迄統制した共同体制を取り中央市場への進出を図り新興産地の名声を築きあげる。

(C) 畜産振興と耕地の地力維持増強

農業経営の危機的傾向に対処しての経済力の強化を図るには農業支出の四〇%内外を占める肥料費の節減による農産物生産費の低減化を図らなければならぬ。特に戦後有機質不足に依る減耗は化学肥料の偏重施用に依つて逐次増加しつゝあり、亦窒素質肥料に対する磷酸加里肥料の不均衡は病虫害発生の原因となり農業生産を不安定ならしめる。之ら施肥の改善は元より堆厩肥の増産施用によつて土壤の微生物学的、理化学的改善を図らなければならない。

以上の観点に立脚して有畜営農を基本とする高度の生産性を有する営農単位を□□し、無家畜農家の解消と共に牧野造成と相俟つて飼肥料作物の計画的栽培を行い経営の合理化を図る。

(D) 農家経済力増強のための換金作物と副業の振興

イ 自然的、気象的条件から適地適産として有望視される茶の増植、改植を行いお茶の生産増強を図

る。

ロ 急傾斜地帯に適する作物としてこんにやくの導入を行い将来当町の特産とする。

ハ 年々名声の高まりつゝある裾野苺の増反を計り

ビニールに依る促成栽培と露地栽培とを行う。

ニ 果樹類の導入を計ると共に中駿特産四ツ溝柿の

□□施設を完備する。

ホ 林産物殊に椎茸の人工栽培を奨励し椎茸産地裾野の名を確立する。

(E) 技術研修及び生活改善

イ 農業に関する経営及び技術並びに生活改善等に

ついて指導連絡及普及を行う目的にて農事放送施設を完備する。

ロ 農民の生活水準の向上を図るための生活改善を行う。

(今里区所蔵「東富士演習場関係文書」)

1229 部落別予算の分取等をやめ、冗費 (二九五八) 昭和33・10・17

節約、福祉増進につき請願

茶区第八号

要請書

大望の大裾野町が誕生し合併の際公約された議員の改選がなされ町民の信認厚き新議員の許に第一回の意義深い町議会が本日茲に開催された事は誠に同慶に耐へない区民に代り祝意を表明いたします

今回新議員に要請いたし度い事は即ち従来しばしば行われたる地元代表又は部門別予算の分取り或は功名的の考へは無いものと信ずが万一行われるとしたならば町民の和を欠くのみならず予算の増大の困をなすもので此の様な事は冗費の節約と共に是非排除して予算の増大は極力避け特に和を欠く事なきよう念願いたします

次に近時しばしば芳しからぬ巷の声は名譽ある議員の信用を失するものであり爾後新議員に於て万一再度引起

した場合は速に究明し議員団の名譽を損ずる事なき様町民に披瀝し不信の念を抱かしめぬ様大同団結して町百年の計を建て速に実現せしめて町民の福祉増進を計り誇りある裾野町発展を期する事を切に要請いたします

以上

昭和三十三年十月十七日

茶畑区長 清水高治郎 ㊟
同坂上〃 渡辺義秋 ㊟
同坂下〃 山本 猛 ㊟

町会議員団殿

(裾野市役所所蔵「受請願陳情書綴」)

1230 裾野町自治教室開設計画

(一九六六) 昭和41

裾野町自治教室開設計画

一、自治教室とは

急速に進展する社会と行政の多様化にともない、住民と行政担当者との間の疎通を欠き易いので住民生活

と行政自治とを正しく理解し結びつけて住民意識の中に自治の観念をかん養し民主的な明るい町政の進展をはかるうとするものである。

二、裾野町自治教室のねらい

当町が工業整備特別地域に包含され、県の工業振興地域の圏内におかれている上に、東名高速道路、国道二四六号線及びバイパス線の通過、国鉄御殿場線の電化更に複線化、新幹線三島駅の新設等将来の産業振興に密接不離の条件が着々と実現されつつあります。

この上にたち「工業立町」を町是として昭和三四年三菱レイノルズアルミニウム富士工場、丸江伸銅、日邦工業、矢崎総業、三菱マローリー冶金工業等の事業場が建設され、さらにトヨタ自動車、及び関連工場、大平洋工業等大企業が進出してきて、従来の第一次産業より、急速に二次、三次の産業にと変ぼうしつつある。このときに当り昭和四〇年一月都市計画指定地域として公示され、いよいよ発展する町の将来に対して

真正面から対処することになり、総合開発計画を策定して土地利用の計画的推進、住民福祉の向上にと町百年の大計を決定することとなりました。

このことは住民の自治意識のより上りなくしては、とうてい円満完全なる推進建設はできない。そこで町づくりの中核となり、町民の指導的な人達の理解を得ることが先ずやらなければならない事でありませう。

但し昭和四〇年度に引続き本年度も各区長に依頼して区内より自治教室研究員としての適任者の推薦を受け委嘱して将来活動の素地をつくる。

三、開設主管

裾野町教育委員会

四、主たる会場

裾野町民館

五、運営組織

イ、推進協議会

自治教室を設置する基本的態度運営の大綱を決定す

る

次の役職者が参会し協議決定する

町長 議長 教育長 総務課長 農協代表一名

商工会長

ロ、運営委員会

自治教室を実施してゆく具体的事項を協議推進する。
次の役職者を委嘱する

助役 区長会正副会長 社教委員代表 農協職員

代表 商工会指導員 研究員代表委員長 教育長

とする

ハ、研究員

自治区より各二名区長の推薦により町長が委嘱する

六、学習の形態

イ、一般講義は全体学習として研究員全員が参加聴講

ロ、学習後又は問題をとらえたときグループ学習を行う。

ハ、年齢職業等により一〇名内外を一ヶ班としてグル

第5節 地域政治・行政と町村合併

1. プを編成する。

2. グループの研究は適宜に全体集会において発表、

研究員の指針とする

ホ、研究総まとめにおいてグループ単位に研究報告書

を提出する。

七、学習予定表

別紙一による

八、研究員名簿

別紙二による

自治教室学習予定表(案)

月日	時間	学習内容	方法	講師(助言)
六	一時	推進協議会	委員会	推進委員
七	一	開講式	講義	町長、議長、区 長会長、助役
七	二	町政の概況について	講義	運営委員
七	一	運営委員会	講義	運営委員
八	三	県東部総合開発計画の 中において裾野町に期 待されるもの	講義	県企画調整部 (副知事)

八	三	地方自治のしくみ (地方自治法公職選挙法) グループ協議	講義	総務課長
九	一	裾野町の都市計画について	講義	長田主幹
九	三	問題別グループ研究	討議	(問題提起)
十一	一日	町内施設工場見学	討議	バス二台一日
十一	各会場	各地域における問題	地域	町長、助役、 地区議員、区
十二	三時間	研究 (須山、富岡、深良、東西) 地区にわけて	毎集会	長、関係課長
一	三時	町内工場関係者との座 談会		三菱アルミ、マ ロリー、矢崎、 丸江水口金子鐘 紡等商工会役場
一	三	行政自治のありかた	講演	中央講師
二	三	研究の総まとめ全体会 議(教室の反省)	会議	町長、議長、 助役、各課長
三	一日	町外研究視察		バス二台

(元町区所蔵「庶務・雑書関係綴 第一号」)

1231 決議・区内に居住し義務を履行せ
昭和三十九・五・六

ざる者は権利の主張ありえない

葛山区第六回役員会

日時 昭和四十三年五月六日午後八時より

場所 葛山下條倶楽部内にて

招集人員 顧問副区長新前協議員

最寄総代元区長三十五名

一、葛山区内に居住し義務を履行せざる者は権利の主張ありえない

二、施行期日昭和四十三年五月六日

決議す

右確認の上署名捺印願ひます

五月十日

葛山区長 三尋木俊平印

(葛山共有財産管理委員会所蔵「役員会重要決議書綴」)

1232 部落憲章

昭和三十九・五

部落憲章

第一章

部落は団体生活を営んでいる。がその本質は自由任意のもので、参加も脱退も自由であり、何物も之を束縛することはできない。

その存在の目的は住民相互の和親をはかることにある。

お互いに仲よく助け合い、苦楽を共にすることにある。

すなわち真に民主的な生活を営むことを理想とする。

だから指導代表者たるものは部落生活の本質に則する指導をしなければならぬ。

また区民は区民として生きていると同時に、町民として

生きていることを忘れてはならぬ、両面をもっている

のである。

区民としての他面には町民としてのいろいろの義務を負わされている。

即ち町税を納め、町民であるために役場から種々の雑用も課せられるのである。それと共に町民として町に對していかなる要求^{マツ}おもつことができるのである。

第二章

部落の指導者は部落の役員であつて町の役人ではない。だから部落の役員は部落存在の目的に徹して、区民相互間の親睦を計ることを任務としなければならぬ。その使命を忘れて縦の関係、町に對する關係の方面に働くをもつて任務とするが如き傾向は改めなければならぬ。

町道を補修し消防団員を育成しその施設を拡充するなどは明らかに町政であつて、町で行うべきことである。

その町政に部落の役員が自分たちの眞の使命を忘れて之に懸命になるなどは正しいあり方とはいえない。部落の役員はその使命である部落の親和に専念すべきである。

第三章

町と部落はその職分を明確にしなければならぬ。

部落の役員が部落以外の町政に關与するのは行き過ぎ

である。又、町政が部落の末端にまで手がとどかずむしろ部落に關する町政に無関心であることも大きな町政の欠陥である。

第四章

各部落が部落存在の意義を忘れ、部落を小自治体(町)の如きものと思ひ込む錯覺に陥り、町に倣つて町税に似たる区費を一般から徴収してこれを財源として町政に倣つて区の政治を行っていることは大きな誤りである。

そのような行っている区政の大部分は町自身が行うべき末端の政治であつて、それを区に委ねているような状態であるため、区がやむなく区費を徴収してやっていることは、町当局の怠慢であると同時に区は二重の誤りを犯しているのである。是正すべきである。

理想の形式は末端の政治まで直接町が行うべきであり、区は本然の和親の団体に帰ることである。少くとも末端の政治に關する経費のすべては町が負担し、区費を住民から徴収しないようにすることとしなければならぬので

ある。

第五 章

町政は多面にわたる。外交もその一つである、全体のための開発事業も必要である、全町民のために総合的に学校教育も経営しなければならぬ、郷土を愛し郷土を守護することも忘れてはならぬ、防災治安の道も講じなければならぬ、住民のため新たに住宅も用意しなければならぬ、住民相互間の調整、円満な成長を期さねばならぬ等々多面の政策を必要とする。しかしその諸政策も帰するところは住民のためであり、住民の福祉の増進にあるのである。

区は住民の集合体である。だから各区の政治をよくすることが直接町の政治をよくすることにつながるのである。区政は町政の基盤であり核心である。町政にとって区民を大切にし区民の政治をよくすること以上に大切なものはないのである。

区長は百戸二百戸の区民の代表である。区長は事実

於て町政に大きな役割を演じているわけである。町の政治にとって重要かくべからざるものである。町長と全区長とが手をにぎり協力し合うことよって始めて円満な完全な町と政治が行われるものである。区長は単に区長として自由団体の長として終始するばかりでなく町の政治に於ける重要な政治責任者として町政に進出しなければならぬ。

区長会は区長の連合会にすぎないので、区長は改めて町政協力会を結成し準職員身分にて町長に協力することが望ましい。学校の建設や区内の土木工事など町長に協力して区民の要望に答えるべきである。町長は町内の土木工事の配分については協力会の意向を最も尊重すべきである。

協力会に対しては、町はその任務に鑑みておおいにこれを優遇しなければならぬ。

(四三、五 町長)

(緑町区所蔵「緑町区記録簿」)

1233

杉本武満 「裾野町議選とは青年に

（一九七〇）
昭和45・9・27

とって何か」

「裾野町議選とは青年にとって何か」

杉本武満

「〇〇候補ですよろしくお願ひします」この声しか聞けなかった裾野町議選も終ろうとしている。さあ!! 今日には投票日。私のように自家営業の者でさえ演説をほとんど聞けなかったところをみると、まして町外に勤務する有権者にとっては皆無ではなかったろうか。裾野町議選とは青年にとってはたして何なのか。

急速に都市化していくなかで完全に青年の存在は浮き上がった型にある。現在裾野町の青年の型を大別すると、ガッチリ町に保護されている型、そしてまるっきり存在価値を知らない型、さらには少数ではあるが町政を自分ものにしようとしている型と、この三つに別けられるわけであるが、しかしながら、その多くが我々の生きて

いる裾野町の存在をどう考えているかわからない青年達だ。いわゆる「眠れる青年達」であって、どんどん変化している町の形態にあれよ〜と指をくわえて見ているような者が多いのではないか。万博の展示の中に、「世界を支える無名の人々」というのがあった。裾野町の青年は世界にとっては無名であるうが、町議選にとってはそれを大きく支える無名ではない有名な人々になるのではないか。そんな時にこの町議選を軽はずみに見るのは裾野町の将来にとって非常に危険ではなからうか。青年が政治に触れる一番の近道はこの町議選であろう。そしてこの身近かな選挙を踏まえて、県の政治、そして国政へ、世界へとエスカレーションしてゆくべきである。今年の三月上旬、日青協の主催で開かれた全国青年問題研究集会の中の農政シンポジウムで農村青年の現実に直面する、いわゆる、米作問題が小さな村の青年団から持ち上り、町へ、郡へ、県へそして日青協の統一した問題としてその解決に取り組んでいることは、青年の政治学

習の正しいあり方を示すものである。しかし、そこには問題がなかったわけではない。一部進歩的な青年達による、国論から一段階ずつ下げながら勉強するやり方を強要する事は日青協の指導方針から多少はずれるが、一理もなくはない。しかし、それは単なる一部の青年にしかとれない手段であって、本当に多くの青年が政治に触れ参加するために中味を濃くするには、我々の部落問題からの出発がなくては本当の意味での政治参加はありえない。

過去何回か町議会を傍聴して来た中で一番感じた事は「我々の知らない町政」というより、知らされない町政といった方が良いかも知れないが、あまりにも大きな存在として私の頭の中にある。青年達と町政を話すとき、その知識の多くは町議会によるところが大きい。これは議会報告をしない議員の責任にもあるし、青年達が町政に対して前向きでないところにも原因がある。町会議員とは大へんな仕事であると思わせるように次代をになう

青年達がさせなければならぬ。二十二議席に二十九人が立候補している事は、市会議員への魅力にも増して、この楽な名誉職のイメージが大きいのではあるまいか。議会で発言しない議員はもろもろ多い。それだから少しでも発言し、少しでもくさがる議員がいる時の議会は、傍聴を終わった時点で何かが残っていて、気持がよい。テキパキした議会運営は気持のよいものであるし又ビシ／＼発言し、とことん食いだる議員がいることは傍聴していて楽しい議会であるし、仕事を二〜三時間つぶして傍聴した甲斐があるというもの。今までの傍聴の中でそれが少なかった事を思う時、余程楽な名誉職ではなからうか。今日の投票で、幸い当選した候補者にはぜひ、仕事をつぶして傍聴した甲斐のある議会をやってほしい。工場誘致を終り、そして表富士周遊道、富士山ハイウエーが裾野町の観光地化に一層拍車をかけ東急の進出、それに国連大学の誘致も聞かれる中で青年は落ち着きをなくし、あるいは存在価値を知らない青年達が目的を持ち

得なくなっている一番危険な時期に、町議選は展開され終ろうとしている。青年達が町政に目ざめるのは「今日」しかない、眠れる青年は起きてくれ、そして政治家のテクニツクかも知れないが、町政を町民一人ひとりのものにするために、知らない事のない町政にするためにはっきりと目を見開き、投票所の前でもう一度考えて見よ。一週間の選挙運動期間中の事、そしてそれ以前の事、候補者を取りまく人々、そして環境を見つめてみよう、そして青年が目ざめた時、知らない所で何かが行なわれることのない町政が誕生するであろう。本当に今日からでもよいから、青年ははっきりした目的を持つこと、そしてそれをガッチリ受けとめてくれる町政のために眠りからさめてほしい。裾野町議選とは青年にとって何か。それは全然関係ないかも知れない。しかし選挙の中でこれ程身近な選挙もない。要は青年の姿勢であって、明日の町政を自分のものにする唯一の機会である。

あしたからの青年は君の支持者を監視し、町会議員と

いう職を大へんなものにするところにある。そしてキリキリするような生命感あふれる青年の町、若い町を創ろうではないか。

さあ胸を張って投票所へ行け青年よ!! (裾野町佐野)

(富士タイムズ)

第六節 基地問題のゆくえ―村と戦争

Topics VII

1234

接収中に蒙った各種損害に対する

昭和27(一九五二)

補償対策

一、損害補償要求に対する基本方針

(1) 演習場一二、五五八町の内七、六八〇町歩(七割)

の町村有地並個人有地について何等損害に対する補償もなされず所有権並に使用権が蹂躪されることは個人経済並に町村財政に破綻を斉らすこととなつて敗戦の責苦が独り演習場周辺の町村民にのみ荷せられるが為其の損害に対しては当然補償が為されるべきものであること、

(2) 昭和二十二年度演習場に対する損害補償問題が不

幸にして訴訟沙汰となつたが私共は飽迄も其の妥当性を

信ずるが為昭和二十二年度以降連合国軍が使用している

間は当然補償せらるべきものであること

二、損害補償等に関する重要指令

(1) 静岡三一一号の調達要求書(地方P・D)を以て演

習場使用の命令を受けた

(2) 昭和二十三年十二月三十一日SCAPIN六二四

七―Aによつて連合軍施設は国有のものは勿論公有私有のもの凡て旧軍事施設として占領の対象として処理されることとなりローカルP・D三一一号も当然廃止となり占領となつた

更に昭和二十二年四月九日附蔵財第九三四号大蔵省特

殊財務部長通牒が廃止された

(3) 昭和二十五年九月十九日在日兵站司令部よりJP

NR―四五八六の調達要求書と以つて一定の条件を附与

して接收した

一、接衝経過の概要

第一期(絶望期)自昭和二十四年二月至同年六月

昭和二十四年二月其の当時の損害について関係村損害調書を作成して特別調達庁へ申請した処「昭和二十三年十二月三十一日SCAPIN六二七四―A」によつて軍事占領であるから無賠償である旨判明し且ローカルP・D静岡三一―号も廃止となつたことが明らかとなる

岐阜第二四連隊と名古屋特別調達局を陳情する

第二期(混迷期)自昭和二十四年六月至昭和二十五年二月

演習場の七割が民有地である為「SCAPIN六二七

四―A」の適用を除外する様内閣官房長官、外務省連絡局長、横浜連絡調整事務局長を通じ米第八軍司令部へ陳情する(演習場の沿革書、現況調書共添付する)

更に国会へ請願す

等凡ゆる施策を尽したので特別調達庁に於て現況視察の為来麓

第三期(黎明期)自昭和二十五年二月至昭和二十五年九月

米第八軍へ陳情の件について司令部より横浜特別調達局へ演習場土地の調査並に被害の状況調査の命令があつ

て関係町村調書作成の上提出す、米第八軍司令部より日本政府の責任に於て処理することの回答と国会より本会議に於て採択の上内閣へ廻付した旨回答があつた

六月横浜特別調達局が中心となつて被害並に土地の現地調査を実施し岐阜第二四連隊大阪二五師団へ調達要求書の発出方申請する

第四期(損害補償処理期)自昭和二十五年九月

第一P・D発出と損害補償申請 自昭和二十五年九月

至同年十二月

九月十九日在日兵站司令部(前米第八軍司令部)よりJPNR四五八六を以て調達要求書(P・D)が発出される
P・Dについて民有地に対する土地借上料が規定せられ昭和二十二年五月十五日より交付される

損害について更に十月現地調査をなし十二月二十五日横浜特別調達局十項目に亘る損害一四六、四七九、五二四円を申請する

第二期横浜特別調達局審理 自昭和二十六年一月至同

年五月

横浜特別調達局不動産契約課にて補償申請書を受理せられた結果更に立木補償の書式変更により修正する

二月各項目について量的確認書を作成し不動産評価課に於て損害の評価に着手し評価の為県林務部、森林組合連合会現地木材業者、現地の材積等の調査を実施し町村に於ても必要資料を提供する

次に不動産審議会委員代表二名と管財部長等の一行が現地視察をなす

必要手續完了 四月二十一日開催の不動産審議会に諮り本件原案通り承認議決される

依つて在日兵站司令部(JLC)へステートメントとして英訳し提出する

第三在日兵站司令部(JLC)処理 自昭和二十六年六月至同年八月

JLC参謀長ドノバン大佐に演習場の被害状況を述べ補償についての善処方陳情する

JLC不動産課に赴き提出中の補償に関するステートメントに対して意見を求めたが本書は未着であったが「イニシャルコスト」と「クレーム」についての説明があり前者については接収後直ちに後者については接収解除後適正な基礎の下に補償がなされるべき旨説明あり

不動産課ライヤン中尉の来籠並にJLCに赴き等の往來あつて全項目について「イニシャルコスト」として処理することに努めたが、立木補償、離作補償、建物工作物除却補償、動産移転費、の四項目については「イニシャルコスト」として認めるが残余については解除後補償すると云うことに帰した

残余の補償について農林省官房長総務課長林野庁林務課を介してGHQ天然資源局林政課カンニング中佐、二世佐々木囁官に「イニシャルコスト」として処理願度旨陳情した処JLCと接衝の結果既定通りにて結局四項目についてのみ処理し残余の補償については別途処理することに決す

第四横浜特別調達局再処理、特別調達庁別途審理 自
昭和二十六年八月至同年九月

四項目について別途調書作成の為関係者横浜に於て必要書類を調整し英訳をなし其の原稿に依りライヤン中尉と予備的交渉をなす

其の結果離作地について算出の方式等了解したが国有地の離作について疑義が生じて来た

更に立木等の補償については本庁に於て終戦処理費業務費の追加予算を昭和二十六年補正予算に計上すべく農林省、大蔵省へ接衝す

第五補償問題処理の転機 自昭和二十六年九月至

離作地について農地調整法等の権原マツに基く正規の農耕地であることに立脚し名古屋財務局沼津出張所並静岡県知事の夫々の証明を得て横浜特別調達局へ呈示し更にJLCライヤン中尉と接衝したが満足な回答得られず、遂に民有離作地のみ申請することに決し手続に移る

前記補正予算に於て十三億円の解除物件処理費(終戦

処理費)の追加予算が計上された

十一月八日東京本庁に於て管理部長、同次長、不動産補償課長と共に補正予算の件について審議した結果

- (1) 東富士の立木補償はこの内に計上されている
- (2) 残余の補償と最近までの立木補償については極力

中間補償にて解決する様閣議決定に持つて行きたい旨

結論が出た

十月末の予算委員会に於て本件について国会請願採択の上内閣へ廻付した爾後の処理に関し糾明された為神奈川県地方経済調査局の現地調査となり更に大蔵省、農林省の接衝の結果中間補償にする様決した其処で農林務部に於て更に被害調査、評価をなし知事の証明農林大臣の奥書を添え大蔵省、特別調達庁へ申請し目下大蔵省と特別調達庁と其の処理について接衝中である

「イニシャルコスト」の四項目については更に三転してSPAに於て法務府に照会した処国内法的に明確な根拠もあり且最近GHQよりの通牒もあって民有、国有の

離作地については共に処理出来る見透しがある旨回答あり、早速其の旨文章による回答を得た(意見書)ので横浜特別調達局に於て英訳した一件書類としてこれを取纏めTLC不動産課と正式に接衝するものである

(裾野市役所 富岡支所所蔵「東富士演習場関係係」)

1235 生存権侵害の実際問題
昭和28・7・1

須山村 生存権侵害の実際問題

事件	原因	関係住民	実状
農地の喪失	立入 農耕の禁止	一七〇戸	総耕地の六〇%、一七六丁歩が接収され、大部分の農家は経営が出来ない現状である接収前の平均耕作反別は一・二反程度であつたが現在は五反歩位である尚本村は水田が皆無であり全部畑作であるのでその影響は殊に甚大である

製炭業の潰滅	立木 焼被 減失 弾失	養蚕業の潰滅	立入 農耕の禁止
立入禁止	砲爆撃施設 の建設	共有権 一三〇	一七〇
共有権 一三〇 ものが全然生産出来なくなつた	全 村	養蚕は農家の副業として現金収入の最たるものであつたが接収により約五〇丁歩の桑園を失なひ、約五〇〇貫程度生産減となり現在では年間一五〇〇貫程度で最盛期に比して二〇%しか生産出来ない現状である	実弾射撃による被弾、折損等により立木価値が著るしく減少し、山林経営に大きな打撃を受けて居るのであるが、何等補償されて居ない現状である

第6節 基地問題のゆくえ—村と戦争

鉄砲弾散下 実弾射撃	水源並水利権 の侵害	入会権の喪失	芝根 〔販売〕 〔生産〕 業潰滅
全村	砲爆撃、軍 行動	立入禁止	立入 〔採取〕 の禁止
全村	全村	村	村
重車輛殊に戦車の通過 により道路、橋梁の破 て居る現状である	本村はキャンプの反対 側に在るので常に射方 向にあり常に危険な状 態にある。去る昭和二 十五年八月村内への被 弾により火災を生じた 例もあり村民は演習に 対して常に脅威を感じ て居る現状である	立入禁止による採草不 能	立入禁止の為芝根採取 不能

養蚕業の潰滅	農地の喪失	事件	農道、河川、橋梁 の破壊	その他	生活環境の悪化	軍行動	損が著るしく牛馬車の 通行に非常に困難を来 たして居る又、交通を 遮断される場合もある
立入禁止 農耕禁止	立入禁止 農耕禁止	原因	軍行動	米軍駐留上の 従属的關係	全 村	全 村	
一 一六戸	一 一七戸	関係住民	全 村				
反当取繭量が八貫、総取 量四、四四六貫減取とな	旧軍より借地面積八三三 反六一六歩であつて昭和 二十五年一月一日より立 入禁止の聯合軍の指令に 基き農耕不能となつた為 関係住民一八七戸の内農 業喪失戸数七九戸、五〇 %離作者一〇八戸	実 状					

静岡県駿東郡富岡村 生存権侵害の実際問題

第7章 戦後復興から高度経済成長へ

	入会権の喪失	芝根〔生産〕 販売業潰滅 採取	製炭業の潰滅	立木 被焼 減弾 失	
	立入禁止	立入禁止 採取禁止	立入禁止	破壊 施設の 建設	
	三九六戸	三九六戸	九戸	八二戸	
勿論堀井戸の每きはなく	本村地帯は一面に富士燔岩（名八里石）が広がり	旧軍より借地面積二二九丁三反〇一四歩であつて昭和二十五年一月一日より立入禁止指令に基き関係住民の家畜飼料並に干草等による生活の基本となる経済に甚大なる損害を及ぼした	総採取量一八三、二九〇坪であつたが接収（立入禁止）依り全部採取不能	接収地内に於て製炭業者九戸あつたが接収により生活力の喪失四戸	り養蚕業不能となつた戸数九五戸 立木の損害は被弾面積四六町歩であつて減失面積は三〇％である

農道河川橋梁の 破壊	銃砲弾の散下	水源並水利権の 侵害	砲爆撃軍の 行動	
軍行動	実弾射撃			
九八六戸		三六五戸		
本村の中央に沼津須山線県道あり現在幅員四米にて駐留軍六〇屯タンク他諸車の往復の為め橋梁並に道路民間施設物等に損傷甚大で、尚沼津小山間行政道路開設に伴ひ迴道となり人命其他の侵害大	地下水は数百尺の熔岩の下部にあつて湧出せず従つて本村東方に位する黄瀬川の流水を飲用水として従来より使用して居つたが駐留軍によるS、C（駒門兵舎）の糞尿その他不淨物を一米以上の管にて黄瀬川上流河川へ放出して居る様な次第であつて、この潜水を飲用する該住民は水道設備を施し以外の経費に困難しその侵害損失は甚大である			

生活環境の悪化	米軍兵士駐留上の従属的關係	全村	特殊接客婦等により風紀衛生上或は教育上清純なる生活環境が破壊せられる
---------	---------------	----	------------------------------------

(裾野市役所 須山支所所蔵「演習場対策委員会関係綴」)

1236 東富士演習場関係資料文書の「は 昭和30・7・20

しがき」・「解説」

はしがき

現村長は昭和二十二年村長就任爾来今日に及んでゐるが、演習場関係事務は主として前任者前々任者によつて扱はれたものであり、且つ本村に於ては旧来、演習場の事務は各部落の総代が之にあたり、村当局は総括的対外的の事務にあたつてゐた実情にあり、而も部落の中心となつてゐる村内金沢区の(八名)なるもの火災にあひ、ために関係書類の焼失に逢ひ之に関する古文書を失ひ、役場内の文書又散失したるものがあるが、明細を詳かにす

ること出来ない事を遺憾とする。たゞ先人の遺した文書によつて大綱を確かめ以て補償の場合の原拠としたのである。以下部類別に重要書類の書写を提出し併せて簡単な解説を附することとする。

昭和三十年七月二十日

静岡県駿東郡富岡村長 遠藤佐市郎印

解説

昭和二十一年四月二十日調査(文書1)によれば、演習場総面積は三百九十一町六反七畝歩であつて、その内訳は、

畑 八三三反六一六

原野 三〇四三反〇一四

山林 四〇反〇〇〇

これが原形であつて既に終戦当時の実情は

畑 八三三反六一六

開墾地及びその可能地 七五〇反〇〇〇

山林 四〇反〇〇〇

原野

二二九三反〇一四

と云ふ状態であり、これは国有地のことでの他民有地一町七反一畝〇四歩があったのである。

一、採草地について

採草地借受のこと、起源は詳かでない。明治年間より年を限って下草の料金を納め(反六錢)てゐた。而して当初より富岡村地先内のみにて二二二五反三二〇の反別で陸軍と契約されてゐた。(文書2)この内には深良村分一二一反五〇九が含まれてゐる。(文書3)その他に本村は須山村地先に四五〇反〇〇〇を使用し(文書1)、なほ富士岡村地先に拾九戸分約九五反〇〇〇の権利を持てゐた。(これは申告による)即ち約二百五十余町歩が富岡村民によつて富岡村地先内須山村地先、富士岡村地先に亘つて採草を営むことが出来たわけである。

採草地は大体五反歩を単位とし何戸分と称し、而も部落別に何々分として分野されてゐた。大体に於て葛山区分は岩佐重雄以下六二名約三十一町歩、御宿区分富士岡地

先を含め西川省一以下四三名持、二十一町五反歩、上ヶ

田区勝又弁蔵以下四五名二十二町五反、金沢区勝又森作以下三三名十六町五反、今里勝又春夫以下四名四十一

町歩、下和田区杉本由蔵以下八七名、須山村地先を合せ

百二十二町歩といふ分布になつてゐたのである。而しこれは原形基本的な区分であり実際には様々に移動が行はれて現在に及んでゐるのである。その理由は、各戸の権利は自由に売買され一戸に於て二戸三戸分を併合することも自由であつたのであり、その中にはこれを自由に開墾して農耕地として使用する者も続出したのである。かくして正規に農耕地として借用してゐたものの外かくして採草地を開墾した農耕地も相当多かつたことが推定されるのである。この採草地も東亜戦争の終末に陸軍より演習の必要上とて部落の区分の移動を強制されその分担区劃も一時滅茶苦茶にされたものである。それと共に食糧増産の必要上開墾も著しくなるは必定、ことに終戦の

年には農耕隊と称する鮮人部隊本村学校に駐在し専ら演

習場を開墾して甘藷大豆の栽培にあたってゐたのである。それが終戦と同時にこれらの新墾地は放置され、農民は之を継承して農耕し増産につとめたのである。昭和二十一年四月の調査(文書1)によれば終戦後開墾面積として三十町歩を数へてゐるが、終戦前より終戦後の二十三、四年頃迄に於ては富岡村地先内にも旧来の農地に新墾を加へれば決して百五十町歩を下ることはないと思ぜられるのである。

一、農耕地について

農耕地については文書(4)及び文書(5)によれば当初は文書(4)によって明かの如く準貸付地として四五一反五一六を借受け年々これを継承して来たのである。戦争烈しくなつたためかその後食糧増産の必要上更に空闲地を借田(文書5)その面積三八二反一である。

この二口合計八三三反六一六歩これが正規の基本の農耕地である。この内訳は次の通りである。

- 1 富岡村民分 五一八反三一六(補償済)

- 2 深良村民分 四一反〇〇〇(補償済)
 3 富士岡村民分 九九反一〇五(補償済)
 4 富岡村民払下地 一七五反一二五(無補償)
- 以上の通りであつて、昭和二十八年最後の借地料を東海財務局に納入した(文書1011)反別の内訳は次の通りである(文書89)

- 1 富岡村民分(富岡村地先) 五一八反三一六(補償済)
 2 深良村民分(同右) 四一反〇〇〇(補償済)
 3 富岡村民分(同右) 一五八、三一六

右の他に

- 1 富岡村民分(須山村地先) 一二五、三一九
 内 六七反〇〇〇(補償済)
 〔五八反三一六(無補償)〕

2 富岡村民分(富士岡村地先) 三七反二〇〇(補償済)
 以上二口の合計八八〇反二二一これが既に借用料を納入した総反別である。

右の内須山村地先分は事實は耕地二十五町歩も耕作して

るるのであるが、約その半分にあたる十二町五反三畝十九歩分を納入したのであるが、補償申請に於て村長の証明を必要としたのであるが、その場合須山村長は自村の供出関係のもののみに限定する方針であったので、約その半を証明したのみで、残余の五町八反三畝十九歩が補償もれとなったのである。

一方本村内に於ける補償申請にあたっては従来より畑として借地してゐたもの供出に係したもので、而も区長、区の役員近隣者の承認を得たものに厳選限定して申請したものであることを附言する。

一 農地法より払下げた国有地について

昭和二十七年自作農創設特別措置法に基き演習場の一部所謂赤線外の一部の農耕地及び採草地が解放されて農民がこれを買受けた(文書12)その内訳は文書には未墾地八〇八反二一七農地二七反〇〇〇とあるが、これは実測前の許可反別であつて実測実施の反別は文書13に見る如く七〇七反八〇二である。

而して大蔵省より農林省に移管しそして農地として解放された正式のものには既墾地二町七反未墾地六十八町八畝二歩といふ立前になつてゐるが、この払下地の中には以前より農地として陸軍より借用してゐたものが含まれてゐるのは当然であつてその反別は十七町五反一畝二十五歩である。残余の採草地も実は殆んど開墾されてゐて、実際に村の農業委員会に於て個人に分割分譲するにあつて旧来の十七町五反一畝二十五歩の外新墾農地として三十三町九段を畑の部類に入れて処理し残余の十九町三段二畝〇三步を真の採草地として取扱つてゐるのである。(文書14)

而してさきに農耕地として、昭和二十八年最後の使用料を財務局に納入した時には補償に係なき払下げ地内の使用料は全部にまはらず拾七町五反一畝二十五歩の内十五町八反三畝十六歩だけ納入済となつてゐるが、その残部老町六段八畝九歩は未納と云ふわけである。文書(5)に明細報告の通りである。

(裾野市役所 富岡支所蔵「東富士演習場関係資料文書
控」)

1237 基地農業再整備に関する計画の 年月日不詳

基本方針

基地農業再整備に関する計画の基本方針

東富士演習場接収地域農民生存権確立期成同盟

特別再整備法案に於ける再整備計画の具体的内容

一、計画樹立の基本方針

演習場のための農業用地の接収は天災による一時の生活の脅威であるよりも農業経営には反復的に生ずる半永久的な打撃であつて根本的に農民の生活を脅やかし且地域社会全般の疲弊を招来せしめるものであるが為に当該法案成立によつて接収地域農業の再整備振興計画を具現し以つて再生産体制を確立して再生産即補償と云う形態を形成して真の補償に立脚した基地農業の自立を達成せしめてこそ接収によつて土地(農業用地)を失つた地域

住民の生活の再建である。

二、再建計画の性格

演習場による土地接収は天災による生活の脅威よりも半永久的な農業経営の打撃であつて根本的に農民の生活を脅やかし町村を疲弊に導くものであるが為本再建計画もこれが打開策に主眼を置くと同時に社会的経済的変移にも活眼を開かしめる事が必要である。

- (1) 本再建計画は再整備の指示によつて各自が自己の再建計画を樹立して以て基本方針の実現に努める事
- (2) 特に基本計画に於て各自の自発的創意に基き其の生活意欲の昂揚に努め自立経済の達成をなさしめる様努めるものである事
- (3) 計画は総て総花的な配列主義を避け客観状勢の変化にも順応出来得る弾力性を保ち必要可急的なものから重点的にこれを実施に移行せしめる様策定し且農業協同体的態勢を確立して相互に有機的関連性を充分に考慮に入れたものであること

(4) 計画樹立の要素は各農家の創意を生ず様に自然発生的な地域別部門別の実行組合の組織に於てこれを実現せしめる事

(5) 本計画の目標は自然的条件及社会経済的条件を充分に考慮に入れ経営の立体制の元に其の有機的構成を^な崇め以て農業経済の合理化を計る事を目標として尠くとも二年間はこれが達成せられる様努めるものである

三、再建整備計画

第一部門(耕地事業)

接収により農地の大半を喪失した本地域農業は本計画に於て策定された基本線を基礎に耕地の開発は不可欠の要諦である。特に水源の開発は限定された耕地の質的開発に寄与する所大なるものがあつて、土地改良と相俟つて農業の基礎的要件である。即ち第一部門に於て推進せらるべき事業の重点は次の通りである。

(一) 水源開発事業 (略)

(二) 土地改良事業 (略)

(三) 農地の調整事業 (略)

(四) 耕地拡張事業 (略)

(五) 農業土木振興事業 (略)

第二部門(耕種改良事業)

従来の農家質的充実を計るため特に健全なる農家の在り方としては食糧の自給体制を確立する事であり且同時に農業生産物の商品価値の増大即ち換金作物の増産を計り農業経営の安定化を促進せしめるものである。

これが為には(一)の事業の基礎の上に立つた次の事業を重点的に推進するの必要がある。

(一) 普通作物増産事業 (略)

(二) 茶業振興事業 (略)

(三) 園芸振興事業 (略)

(四) 自給肥料増産事業 (略)

(五) 作付体系改善事業 (略)

(六) 植物防疫事業 (略)

第三部門(農村工業振興事業)

農家の現金収入の増加を計り農閑期利用と云う労力の再配分を考え竹行李を中心に椎茸栽培、ホーキ草の製造並に薬工業等の導入をなし一企業として振興を図る

(中略)

第四部門 養畜、養蚕振興事業

有畜農家創設を主眼に置き且酪農経営を発展せしめ農業経営の多角化に意を注ぎ以て経営の合理化を図る為家畜導入計画を策定してこれが振興施策を講ずる、特に自給飼料の増産対策は養蚕並に畜産振興には不可欠の要諦である。

一、養蚕振興事業

嘗つては養蚕地帯として生きて来た東富士一帯は接収による農地の喪失は実に致命的な打撃を受けたが国に於ける蚕糸価の安定方策の実施に伴いこれが育成振興を計る、即ち桑園の造成に亦これが改良に重点を置き桑葉の質的且量的増産を計り養蚕立地条件

の改善に努めること

(一) 優良桑園の拡充並に育成事業 (略)

(二) 桑苗の増産事業 (略)

(三) 養蚕飼育改善事業 (略)

二、畜産振興事業 (略)

第五部門(経営合理化事業)

用地接収による農業経営条件の悪化に基地農業をして崩壊に導き農民生活の不安を助長せしめているがこの不安を解消せしめ農民個々の生活を真の姿に戻し、土地の接収と云う世紀の悲劇を超越して希望を持つた農民魂を扶植して^{つち}明るい基地農業を建設するがためには前四ヶ部門の事業を強力に推進し且之等を有機的に結合せしめると共に経営技術の効率を崇め以て其の合理化を図り経済情勢の変化に対応出来る弾力性のある組織にする必要がある。

(一) 経営の綜合指導事業 (略)

(二) 農業関係試験研究事業 (略)

(三) 生活指導関係事業

(イ) 基地労務者の就労対策事業、(ロ) 基地に於ける児童
 □の補導強化事業、(ハ) 環境衛生の健全化事業、(ニ) 公
 民館設置と活動の充実化事業、(ホ) 社会教育施設の充
 実に関する事業

(裾野市役所 須山支所所蔵「演習場対策委員会関係綴」)

1238

裾野町での自衛隊「市街戦」への
(一九五七)
 昭和32・9・13
 声

裾野 自衛隊市街戦への声

農道に車は困る だが大部分は無関心

陸上自衛隊第一管区の練馬駐留第一普通科連隊が十二
 日、裾野町を中心に遭遇市街戦を演じたが、一部には
 この演習に対する不満も聞かれるので、今後のことも
 あり、地元町民の賛否両論を集めて見た。結論からい
 うと、極く一部の苦情を除き、無関心のためか、これ
 といった不満はなかつた。

同演習部隊から立入許可の要請をうけた裾野町役場はこ
 れまで数回行われた演習の様子から軽く許可し、関係町
 民には、場所、日時、注意事項などを回覧板で通知して
 いる。

演習地域にあたる同町下宿付近の町民に自衛隊の演習
 場外地域での演習について意見を聞いてみたが、一樣
 に今度の演習がどんな型式で行われるのか判らぬが、
 今まで行われた程度の演習なら心配ないでしょう。自
 衛隊が市街地を演習に使用することに反対する理由な
 どもち論ないと極めて協力的。しかし農道などせまい
 道路に大きな車を長時間停車させたりすることには反
 対だと語っていた。

また町当局者も演習で道路が壊されたとか、農作物が荒
 されたなどという苦情が今までに出ているのなら考え方
 も違ってくるだろうがそんな事実もないし、演習そのも
 のに反対する理由もないので口頭で許可したといつてい
 る。

なお富士調達事務所では米軍が演習場外地域を使用する場合と自衛隊が使用する場合と現在は同じケースであるから、口頭だけの許可では違法になると思う。もち論事後に文書の取りかわしを行つてもいいのだが、といつている。

(岳麓新聞)

1239

キャンプ汚水で操業停止の富岡澱
昭和^(一九五七)32・10・16
粉工場、補償申請へ

富岡澱粉近く補償申請

キャンプ汚水で操業中止

年産二五〇〇袋がフイ

裾野町御宿、富岡澱粉工場経営者湯山芳太郎氏は、近くキャンプ・フジから流れ出る汚水のため操業不可能となつた同澱粉工場の損害補償を調達庁に申請する。

同氏は、もし損害補償が出た場合は、この金を工事資金にあて現在工事中断中の鑿井工事を行い、水源の確

保が出来たら採算を度外視しても工場を再建したいといい、畑作地帯である同地区民の期待は大きい。

工場は昭和二十二年富岡農協が建設、二十九年まで操業していたが、汚水の流れ込みが甚しく、製品の品質が低下、ついに市場からボイコットされたため操業を中止したもので、同氏は何んとか再開したいと、これを買取り、使用水を井戸水から得ようと鑿井工事を行つたが、岩磐層が厚いため工事が難行、資金調達の目やすがつかないまま、ついに工事を中断、現在に至つている。

湯山氏は原里澱粉工場と同水系のため補償申請する気になった。もし補償料が得られれば鑿井工事ができ用水の確保が出来れば採算を度外視しても操業を再開したい。食料事情が好転するに従い、ますます食用甘藷の販路はせまくなる。こうした営農の行き詰りを打破するには原料をそのまま市場へ出すのではなく加工して市場へ出すのがより有利ではないかと思ひ再開を考えた。二千坪の敷地と工場を眠らせておくのは国家の損失でも

ある、と語っている。

東富士演習場対策協議会梶本氏の話Ⅱキャンプに近い原里澱粉工場でさえこれ以上詳細な調査は出来ないと思える程科学的な調査資料をつけて提出したのに一度は却下されている程で、非常にむつかしいのではないか。

(岳麓新聞)

1240 自衛隊誘致の是非についての関係 (一九五七) 昭和32・11・9

者の意見

自衛隊 誘致の是非

須山富岡の反対は一部農民

キャンプ・フジ駐留の米軍が撤退したあとの広大な東富士演習場の処置問題がクローズアップされている。そこで裾野町須山、富岡地区の一部農民に接收農耕地の返還を叫ぶ声が聞かれるので、関係者の意見をレポしてみた。

須山地区の接收地は六百二十六町歩(うち農耕地百八十二町)富岡地区は二百九十町歩(農耕地八十三町)で、

ほとんど国有地。民有地は、わずかなため須山地区に

毎年支払われる補償料は、二十〇三万円だという。

農耕地を失った農民のほとんどは、離作補償料として支払われた金を資金に薪炭材の山林を買い、炭焼業に転業した。しかし伐採が進むに従って限りある原木の値は上る一方。現在では、ほとんど採算を度外視しなければ操業できない程になっているという。

このためどうしても接收された農耕地を返還してもらわねば、生活がおびやかされるという声が切実に叫ばれることになり自衛隊誘致には反対するという結論になつたといつている。

一方町当局者は、同町としては、直接の利害関係はないものと思つている。政治的掛け引きで自衛隊誘致に反対するようなことが若しあつたとしたら、嘆かわしいことだ。我々の税金である防衛費を自分だけの利益のために獲得しようとすることは許されないといつている。

裾野町長の話Ⅱ須山、富岡から申入れがあれば住民の

要望がとげられるよう努力する。自衛隊誘致に反対する意志はない。

(岳麓新聞)

1241

米軍撤退後の東富士演習場地区接

昭和32・11
(一九五七)

収農民救済に関する請願

請願書

一、請願の要旨

合衆国軍の撤退に臨んで、東富士演習場設定当初より農地、採草地等の接収により被害を受けた地域農民の救済のため

(1) 接収並演習により蒙った損失に関する諸懸案事項の速かな解決

(2) 演習場及不要施設の返還と諸権益の復活

(3) 破壊された土地、施設並地域経済の原状回復完全

実施

(4) 国有財産の解放による農業生産体制の再編成

等の各種施策を推進される様請願致します。

二、請願の理由

設定以来十有余年に亘る東富士演習場は、最近急速に行われた合衆国軍隊の撤退により、漸く大きな変貌を現わしつつあります。

この間所謂基地経済の浸透により、本来の姿であるべき当地域の生産経済体制は破壊的打撃を蒙り、何ら基礎的再建策を講ぜられることなく放置されています。

この様な状況下に於いて合衆国軍の撤退の及ぼすべき影響はきわめて容易ならぬものがあり、地域経済各分野の困乱は必至であります。斯る困乱は招来せしめた要因は、い迄もなく我国の政治にあり、政府は国家的施策により、これを收拾すべきは論を俟たないところであります。

(1) 接収並演習により蒙った損失に関する諸懸案事項の速かな解決。

長い接收の期間に合衆国軍の演習行為により私共は幾多の被害を直接経験してまいりましたが、これが損失の回復のため、今日まで多大の日子ひびと努力を費しているにも不拘いまだ解決されない多くの問題が残されて居ります。場内の悪水氾濫により場外農業諸施設並農作物に蒙つた損失恢復のための特損工事然り、採草地損失の補償又然り、その他有形無形の各種損失は枚挙に遑がなく、今次軍の撤退を迎えるに当りこれらの損失は何物にも優先して解決されなければならぬ懸案の課題であります。

(2) 演習場及び不要施設の返還と諸權益の復活。

広茫一万町歩に及ぶ土地、施設の接收は地域生産体制をゆるがし、演習場内に於ける住民の諸權益は極度に制限されるか若しくは停止されてまいりました。そのため東富士地域の産業、特に農業は麻痺状態に置かれております。

「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第

三条に基く行政協定」第二条、第三項の定めるところにしたがい、合衆国軍の撤退は即ちこれらの接收地域、施設の返還となるべきは勿論、抑圧された各種權益の復活を求めなくてはならないと信じます。

(3) 破壊された土地、施設並地域経済の原状回復の完全実施。

当地域経済の基礎はいうまでもなく生産経済であらねばならず、生産の主体は農業に在ります。農業生産力の消長は当地域経済の動向を支配し、ひいては地方財政の死命を制するものであります。接收によつて農業は破壊的損失を受けたが、私共は新たな東富士地域農業対策樹立の方針を明確にしなければなりません。

こゝ十年の間に農業生産基礎は広い部分に於て損害を受けました。昭和二十七年七月四日閣議了解に成る「駐留軍の用に供する土地等の損失補償要綱」第二章第四節第三二条による如く、返還に当つて私共

はこれらの原状回復策を政府をしてとらしめなくてはならないと考えます。

原状回復は破壊された農地、原野、山林等の再造成、農林地、水源地の復旧等自然的形状の修復のみならず、衰退した農業経営体形の整備回復も重要視されるべきであります。

(4) 国有財産の解放による農業生産体制の再編成

東富士農業の再編成は前記權益復活並に原状回復と共に遂行されなくてはならない重大な要訣であります。

今日当該地方の人口は累増し、消費経済は益々膨張しつゝあり、他面近代社会に於ける各種産業の生産様式は飛躍的な発展を遂げつゝあります。斯る情勢の中に在つて当地域の農業がより拡大、改良された生産規模を要求するのは当然のことであり、再編成による効率的な計画が速かに実行されなくてはなりません。

東富士地域の多くの農家は旧来国有土地に依存しており、自ら経営すべき土地をもたない細民であります。又、今日基地労務より失業しつゝある人々の大部分は、これら農家の子弟であり、帰農すべき行方は国有地のそれ以外にあり得ません。

東富士の国有地は古来よりの農業地であり、或は農耕地として、或は入会山野として父祖相継ぐところの貴重な農民の財産であります。私共はいついかなるときと雖もこの土地をはなれて生活しえたためしはなく、明治六年地租改正により偶々国の所有するところとなつたとはいへ、国有地上に於ける農民の収益権は厳然として将来共に存在するのであります。今日農業再編成のときに當つて、まづ私共は国有地の解放を求めなくてはなりません。これが解放の下に入会小農民と失業労務者とを編成し、国の全的能力を以て岳麓農業開発の途に就こうと念願してやまない次第であります。

何卒哀情御採択相成ります様関係者一同連署を以て
右請願致します。

昭和三十二年十一月 日

静岡県駿東郡須山

杉山喜平^印

外三二〇名

裾野町議会議長

鈴木格殿

(裾野市役所所蔵「受請願陳情書綴」)

1242

東富士演習場須山地区雑産物補償

(一九五八)
昭和33・2

金配分委員会規約

東富士演習場須山地区雑産物補償金配分委員会規
約

第一条 この会は東富士演習場須山地区雑産物補償金配
分委員会(以上配分委員会)と謂ふ

第二条 配分委員会事務所は須山支所内に置く

第三条 配分委員会は雑産物補償金を被補償者の意見を

基礎に極めて公平に処理し配分を完了するを目的と

する

第四条 配分委員会は左の者(名)をもって組織する

一、各組選出代表 二十四名

二、正副区長 七名

三、参与 支所長 農協組合長 十三名

四、東富士演習場林野雑産物処理実行委員 六名

第五条 配分委員会は委員の互選により左の役員を置く

一、委員長 一名

二、副委員長 三名

三、小委員 名

四、事務係 一名

五、会計係 一名

六、監査委員 三名

二、委員長は委員会を代表し会務を統理し会議の議長

となる

三、副委員は委員長を補佐し委員長故ありたる時はその職務を代理する

四、小委員は全体委員の同意を得て必要事項を審議する

五、事務係は配分委員会のすべての事務を担当する

六、会計係は配分委員会及び個人配分までのすべての会計を管掌する

七、監査委員は会計及び業務執行状況を監査し委員会に報告する

第六条 配分委員会委員の任期は配分事業完了迄とする
但し欠員を生じたる時は直に補充し後任者は前任者の任期を引継ぐものとする

第七条 配分委員会は委員長が招集する所により委員が半数以上出席する事によって成立し委員会の議決は出席委員の三分の二以上の同意を必要とする

但し代理人の選人又は書面表決を妨げない、それ以外の場合の欠席は棄権とみなす

第八条 会議は議事録を作成し議事録署名人二名を必要とする

第九条 配分に関する費用及び受領迄の経費は委員会が決める処により次によって充当する

寄付金及び負担金 雑収入

第十条 事務係は委員長の指示に従い服務する

第十一条 此の規約に定めるもの外必要事項は委員会で別にこれを決める

第十二条 委員会は配分事業完了と同時に解散するものとし此の規約も共に効力を失うものとする

第十三条 配分委員会解散のときの残余財産は委員会の決議に基いてこれを処理する

附則

第十四条の此の規約は昭和三十三年二月 日から施行する

(裾野市役所 須山支所所蔵「演習場関係綴」)

廢による河川道路の浸食と他方灌漑水の枯渴

2、農業經營の基礎である国有・民有農地の喪失による農民生活の崩壞

3、農業經營上或は生活上絶対に必要である採草地芝生地の荒廢

4、砲弾並に軍車輛の通行による農林道の損壞と沿線水路の破壞或は軍用水確保の為灌漑用水の強制引水による用水の不足

5、駐留軍基地から誘発される生活環境の悪化等關係住民の生活を脅かす数々の重大問題が山積している。政府当局は關係被害住民の生存權擁護のため之等犠牲を緩和し且各種被害の清算並びに原状への回復の措置を採り更に積極的な根本的救済対策を講ずる事が駐留軍の撤退した演習場の問題としては最も緊要なものである。東富士演習場地域住民は斯様に政府当局の一方的な所為に対し強く猛省を促すと同時に左記事項を緊急に処置するよう当局の良識に訴え強く要望するものである。

然し之等被害に対する最善の償いをなしても被害の

發生原因の性質によっては、駐留軍基地が撤去されても、被害は半永久的に継続する場合があつて單なる損失補償要綱による補償制度・特損法に基く補償制度の枠の内文で解決する事なく關係住民に対し永続的な犠牲を負わせている事を更に銘記して置かなければならない。

記

一、駐留軍が東富士演習場地域から撤退した今日直ちに民有地の返還と国有地の權利回復を断行し同時に過般要望した原状復帰を実行する事

二、防衛庁が演習場の使用を必要とする場合は、地元民の了解なしに一方的に措置しない事

三、数度に亘り要望している十里木街道以南の工作適地は速やかに解放する事

四、駐留軍使用の未解決事項は即時処理する事
五、接收による演習場地域住民の半永続的被害(接收に

よる後遺症)を解決する為の根本的な救済再建措置を講ずる事。

昭和三十三年二月十二日

東富士演習場対策委員長 勝 又 春 一

殿

(裾野市役所所蔵「東富士演習場関係諸資料綴」)

1244 南部大野原農民会議連合会規約

(一九五八) 昭和33・8

南部大野原農民会議連合会規約

第一条 この会は南部大野原農民会議連合会と謂い、事務所を東富士会館内に置く。

第二条 この会は南部大野原依存農民代表者で組織し、南部大野原解放運動を推進し団体農民の生活安定向上を図り、以て郷土産業発展に資するを目的とする。

第三条 この会に各地区農民集団単位による地区農民会議を置く。

地区農民会議は更に部落農民集団単位による支部を置

く。

第四条 この会に次の役員を置く。

連合会役員

委員長 一名

副委員長 二名

書記長 一名

委員 若干名

監査 二名

地区会議役員

議長 各一名

副議長 各一名

支部長 各一名

副支部長 各一名

各支部に組又は班毎に連絡員一名を配置する。

役員の任期は一ケ年とし再選を妨げない。

第五条 委員長は会を代表し会務を統轄する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは

これを代行する。

書記長は会計並事務一切を司る。

委員は委員会を組織し、□□事業の□□、実施に当
る。

監査は会計を監査する。

議長は当該地区会議を代表し、地区会議員等を統轄
する。

副議長は議長を補佐し議長事故あるときはこれを代
理する。

支部長は当該支部を代表し、支部業務を司る。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは
これを代理する。

連絡員は支部長の指示に基き必要業務に当る。

第六条 委員は各地区会議正副議長がこれに当り、正副
委員長、書記長、監査は委員の中から互選する。

正副議長は当該地区会議内支部長の中から互選する。
連絡員並に正副支部長は当該部落民中より選出する。

第七条 この会に次の機関を置く。

連合会機関

総会

委員会

地区会議機関

役員会

支部には適宜機関を置くこととする

第八条 総会は各支部正副支部長以上全役員、委員会は
連合会役員で構成し必要あるとき委員長が招集する。

役員会は当該地区会議内各支部正副支部長で構成し、
必要あるとき議長が招集する。

連合会地区会議、支部は夫々必要により所属農民に
よる大会を開催する。

第九条 会議は何れも構成員過半数の出席で成立し、議
決は多数決による。

第十条 この会の費用は地区会議、支部、並、会員の拠
出する負担金其の他寄付金によつてこれに充てる。

第十一条 この会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

附 則

第十二条 この規約の改廃は総会で行う。

第十三条 この規約は昭和三十三年八月 日から施行する。
以上

(今里区所蔵「東富士演習場関係文書」)

1245 雑産物補償料分配についての佐野 昭^(一九五八)和33・8・30

富岡の紛糾

雑補償分配の仲介

富岡区長町当局へ要請

裾野町富岡地区の区長らは二十九日、東富士演習場雑産物補償料分配が佐野地区と一部富岡地区関係者との話し合いがつかず遅延している、何とか仲介の労をとつて欲しいと町当局へ要請した。

同問題は昨年十二月支払われた雑補償料の関係国有地

の中に佐野地区関係者の旧権利地七十八町六反歩があり、これが一括富岡地区に支払われていることと、同地区の一部を旧陸軍当時富岡地区民が軍の許可で開墾したのでこの離補償料も富岡地区に支払われているため、佐野地区民が旧権復活を主張、紛糾している

(岳叢新聞)

1246 東富士演習場地域農民再建連盟 昭^(一九六三)和38・3

『東富士開発農業協同組合設立に

関する解説書』より

(一) 東富士開発農業協同組合を何故設立するか

(1) 東富士演習場周辺農業整備事業の構造

① 農業整備事業の起点

東富士演習場周辺農業整備事業は、昭和三十四年一月十六日「第一次閣議了解」及び閣議了解事項の実施手続である同年六月二十四日東富士演習場地域農民再建連盟と国との間の「合意議事録」によって創設され、

更に昭和三十六年九月五日「第二次閣議了解」を経て、今日に及んでいる。

㊦ 農業整備事業の性格

農業整備事業は、昭和二十五年一月一日東富士演習場設定に伴ない、土地等を接収された被害農民の民生安定のために実施される、国の「補償事業」である。したがって、事業の規模は、接収被害によつて農業所得が減つたものを補うことを限度とし、原則として、標準以下の農家の再建のために、集中的に実施するものである。

㊧ 農業整備事業の種類および規模

① 国有地解放事業

農業整備事業用地として解放されるものであり、基本計画は五六〇ヘクタールであるが、うち、当初計画は、三八〇ヘクタールである。

② 土地改良事業

A 基幹工事 開田事業に必要な水源開発を基

幹とし、用排水路、溜池、農道等を建設する。

B 開田工事 解放国有地および演習場周辺民

有土地に対して行なうものであり、基本計画は、九四七ヘクタールであるが、うち、当初計画は六〇〇ヘクタールである。

C 老朽田改良工事 開田工事の基本計画の部

分として実施されるものであり、用排水路、農道、畦畔等の改良工事を実施する。

③ 畜産事業

採卵鶏二五万羽、豚二、二〇〇頭、乳牛四五〇頭を目標頭羽数とし、次の事業を実施する。

A 指導センター事業 「東富士畜産指導所」

に関する事業

B 経営センター事業 共同利用施設としての

「集乳集卵施設」「種

豚施設」「育雛施設」

「食鶏処理施設」「飼

C 家畜飼養施設事業

料生産調整施設」等に
関する事業

家畜を飼養する施設に
関する事業で、共同管

理施設と、個人施設と
がある。

D 草地造成改良事業

酪農事業に附帯して実
施する事業で、解放国

有地または民有地に対
して行なう。

E 特別融資事業

家畜導入費および家畜
飼養施設補助残資金の

融資について、債務保
証を行ない、利子補給

を実施する。

④ 農用林造成事業

解放国有地一四〇ヘクタールの地域において、農用

林を経営する。

⑤ 国有林解放事業

南山国有林等の林木を払下げて、薪炭事業等を振興
する。

② 農地整備事業の地区

御殿場市、裾野町にかかる東富士演習場周辺地区

⑥ 農業整備事業の実施期間

国有地解放事業当初計画、土地改良事業当初計画、畜
産事業、農用林造成事業、国有林解放事業について昭

和三十六年度より向う五ヶ年間を用途として実施する。
ただし、土地改良事業については昭和三十四年度から

一部着手している。

(裾野市役所 富岡支所所蔵「東富士開発農業共同組合関係

綴」)

1247

東富士演習場補償金問題に関する

昭和39・12・6

申合事項(案)

東富士演習場補償金問題に関する申合事項(案)

昭和三十九年十二月六日午後七時より佐野人民総代宅に於て下記の者は懇談会を開き大字佐野区農民代表三十六名の名儀により交附を受ける東富士演習場補償金の取扱について次の通りの申合せをし佐野大字の協議委員会承認を求むることにした。

- 一、補償金の取扱について協議する為、農民代表三十六名中より選ばれた 名と大字佐野区協議委員会より選ばれた正副人民総代を含む 名の委員会を以て補償金関係協議会(以下協議会といふ)を組織し(前後各半期の二回定期に開催する他必要に応じて開催する)
- 二、この協議会の議長は人民総代として人民総代事故ある時は副総代が代理する。

三、交附を受けた補償金は大字佐野区公有金として人民総代が管理するも其の使途については東富士演習場関係各種負担金(組合費)等及び之に関連する諸雑費等の支出は人民総代に於て専決支出することが出来るが其の他の支出については協議会の議を経なければならぬ。

四、収支の決算は前後各半期毎になし協議会に報告し承認を求めると共に大字佐野区の協議委員会にも報告して承認を経なければならぬ。

五、今後補償金の交附を受け得られる間は農民代表三十六名の方々に対し一人につき年額 円を責任料として贈る。

六、農民代表者(役員を含む)が東富士演習場の関係にて出張出勤等したる場合には旅費実費並日当を支給する(日当は別に定める)

ただし、本部より費用弁償の支給あつた場合は支給しない。

七、農民代表三十六名の方々に對しては過去五ヶ年間の責任に對し感謝の意を表する為め大字佐野区協議會に承認を求めて一人に對し金 円の記念品を贈る。

八、部農會其他等の大衆負担に属する負担金については協議の上適當と思はれるものにも對しても支出することが出来る。

昭和三十九年十二月六日

(元町区所藏「佐野区関係綴」)

1248

岳麓建設隊・パトロール隊行動要

領 (一九六八)
昭和43・4・8

領

パトロール隊行動要領

1、目的

東富士演習場に於ける陸上自衛隊の演習行為は昭和四十三年四月一日以降、東富士演習場使用協定の手続きが終り正當に使用出来る状態になるまでは一切の演習

は認めず、当連盟は今後自衛隊の演習行為について嚴重な監視を行なうと共に住民の安全を計る事を目的とする。

2、構成

連盟役員及び東富士開発協會職員をもつて構成し、三箇班を編成する。一箇班は連盟役員二名、協會職員一名計三名を以つて編成するものとする。具体的編成計画は別紙の通りである。

3、パトロール地域

東富士演習場全域及演習場内外主要道路並びに主たる地点(行動計画面表参照)

4、期間

自 昭和四十三年四月八日より当分の間

平日午前八時より午後五時まで

土曜日午前八時より正午までとし日曜は休務とする

5、方法

①各班毎に自動車を使用し担当区域内を巡視し、米軍

及び自衛隊の演習行為に注意し、演習行為を発見し

た場合は直ちに急行し、相手方に対し身分証明書を

提示し、隊員の所属、階級、氏名等を聴取すると共

に演習者を撮影する。この場合写真に日附を入れる。

②警告書(黒板使用)

警告書には年、月、日、時を記入の上隊員に渡すと

共に直ちに演習を中止する様説得する。

③以上の結果を遅滞なく本部に急報すること。

6、報告

別に備えるパトロール日誌により本部に報告する(班

毎に)

備考

1、携行品

① 連盟監視員の腕章

② 身分証明書

③ 写真機

④ 望遠鏡(第二班のみ)

⑤ 警告書

⑥ 黒板

⑦ 案内図

2、昼食 十二時〜十三時とし、会館に於いてとる。

この際責任者に中間報告する。

3、役員費用弁償

当日中に支弁する。

パトロール隊行動計画

1、責任者 組織動員部長 鮎沢恵蔵

2、使用車輛 第一班 開発農協 ワゴン車

第二班 改良区 ジープ車

第三班 水産部 サニー車

3、運転者 事務局三名(監視員兼務)

4、監視員 連盟役員六名

5、期間 昭和四十三年四月八日より当分の間

6、監視時間 毎日(日曜日を除く)午前八時〜午後五時

迄

7、監視要領

(イ) 東富士演習場全域

第一班 ①区域 駒門キャンプ〜須山県道入口

迄

②拠点 駒門監的

③主要道路①駒門キャンプ〜須山県道入口

口下(軍道)

②須山県道

③場内戦車道(須山県道下)

第二班 ①区域 須山県道入口〜滝ヶ原キャンプ

プ迄

②拠点 畑岡監的

③主要道路①須山県道入口〜滝ヶ原キャンプ

ンプ迄(軍道)

②畑岡〜山口線

③御胎内〜砂沢川迄

第三班 ①区域 滝ヶ原〜大日堂迄

②拠点 三味線林山(けん銃射場)

③主要道路①滝ヶ原〜大日堂迄

②一木塚〜馬返し線(大塚迄)

③滝ヶ原〜五本松

(ロ)主たる地点

(ハ)主たる監視事項

(1) 米軍の演習実施の有無

(2) 自衛隊の演習実施の有無

その他

8、連絡事項

監視事項(1)(2)について演習等実施している場合は直

ちに責任者に連絡すること。

尚、毎日の状況を報告する(別紙報告書による)

9、パトロール隊の編成

別紙の通り。

(裾野市役所 須山支所所蔵「東富士演習場周辺農民再建連

盟関係綴)

1249

遠藤佐市郎口述・東富士演習場問題の解決について

昭和44・10・30

題の解決について

昭和四十四年十月三十日

東富士演習場問題の解決について

静岡県駿東郡裾野町長

三首長協議会会長

遠藤佐市郎口述

(一) 経過

一、従来、東富士演習場に関する一切の業務は、農民再建連盟がこれにあたっていた。

再建連盟は政府に対して、唯一の交渉団体となつていたのである。

然るに、御殿場市長、裾野町長が新任するにいたつて、御殿場市長、小山町長、裾野町長の三首長は従来、再建連盟に一任していた演習場関係の一切の業務を、

自からの責任において、直接その業務にあたることにした。これは三首長にとつては、当然のことである。

のみならず、再建連盟が政府に対して代表権、交渉権を喪失して、純然たる民間団体に変質してしまつた以上、再建連盟が長く取り扱つていた業務を三首長が引継ぐべきことも又当然である。

そして又、三首長が自から演習場問題を各自自治体の行政の一面として取り扱う以上、日本政府が自治体以外の団体を相手として、たとえ一部分たりとも取り引きをするということは、有り得べからざることであり、三首長にとつては許容できない。

以上述べた演習場問題の処理について、三首長が自からこれにあたることと、日本政府をして演習場問題の処理に関する限り、三首長の所管以外の団体に対して、一切の交渉を行わせないということが、三首長の演習場問題に関する基本的な態度であり、方針である。二、三首長は先に、東富士演習場地域三首長協議会を結

成した。これも、三首長の演習場に関する基本精神を、強化する為の手段にすぎないのである。

三首長協議会は協力して、一丸となつて政府に対するのが主なる狙いであつて、各自自治体の内政に、干渉するものではない。

各首長は、根本精神に従つて、地域内における演習場問題をそれぞれの特性に従つて、独自の方策を持つて、処理することになつてゐる。

三、先に、協議会は三首長協議会の基本精神に基づいて、有線放送事業の正常化にあつた。

有線放送協会のごとき、御殿場市、裾野町のいづれにも属しない事業団体に、政府が従来のままさらに再許可を与え、事業を行わせるということは、地方行政上有り得ないことであるから、その存続を否定せざるを得ない。

演習場問題について、防衛庁に対する基本精神と同様、東海電波監理局に対して、むしろ有線放送協会の

解散を要請したものである。

その結果、放送協会を二分して、加人者に従つて、市営、町営すなわち、行政ルートにおいて、事業が継承されることになつたのであります。

四、六月に演習場使用協定を締結した。

これは、一ケ年以内に本協定を結ぶまでの暫定協定である。

従来、連盟と政府との間に結ばれた使用協定を改めて、三首長それぞれの名において、防衛庁次官と締結したものである。

当初は、三首長がそれぞれの地域を代表して、演習場使用協定のみならず、いわゆる権利部会等一切を包含して、使用協定を締結することを、三首長協議会は合意決定したものであつた。

然るに、御殿場、小山地域においては、三首長の決定に対しては、すこぶる難色あり、むしろ一切を御殿場市、小山町再建連盟三者によつて、使用協定を結ば

うとする意向がすこぶる強かつた。防衛庁もこれに同調していた。

協議会長は、演習場に対する基本精神に戻り、地域行政を乱すものとして、これに反対せざるを得なかつた。

しかし、日時が迫つていて、調整すべき余裕は無かつた。

そこで、防衛庁当局と妥協して、御殿場市における権利部会を、使用協定より分離し、防衛庁をして、権利部会と直接権利部会の代表と締結させることにしたものであつた。

会長がこれを容認したのは、暫定協定であり、本協定締結の際には、これを市長の名において、締結することを前提として、容認することにしたものであつた。

五、我々、三首長協議会が堅持している、基本方針は、防衛庁首脳陣もそれを了承し、歓迎してくれるところであつて、当初以来、この精神に従つて、総てのこと

を、具体的に進めてまいつたのであるが、その間防衛庁の末端の事務局までは、上層の意向は必ずしも徹底しているとは、考えられないところがあるようであつた。

そこで、八月二十八日防衛庁長官並びに主要ポストに対して、裾野町長及び三首長協議会会長の名において、公文書をもつて改めて民間の団体と交渉することは止め、民間の団体を援助して、補助金を出し、事業を助成するときこと及び、自治体の首長を経ないで、補償金を支払うようなことは、今後絶体にしてはならない。

もしも、我々の要望を無視して、地方行政を乱すようなことをするならば、国法にたらしてまでその黒白を、明らかにするという申し入れをしたのであつた。

六、十月十一日農民からの情報によれば、御殿場市において、防衛庁の職員、県職員、再建連盟の首脳部の人々が御殿場市において、演習場問題を協議し、その

問題の処理に当らうとしている。

しかも、十月十三日に会合を開くことになっているから、これを制止してもらいたいという申し出があつた。

そこで、会長の名において、そのような会合を開くことは、穏やかでないので、会長としては承服できない。

今後、演習場問題については、必ず三首長を相手としてもらいたいという意味の長文の電報を、発送した。

十月十三日の会合は流会になつたようであつた。

七 十月十三日以後、数日を経過して今度は、新施設課長より電話があつた。それによれば、印野地区の一部の農民が、米軍及び自衛隊の演習に反対し、着弾地に坐りこんで演習を妨害している。緊急にこれを処置しなければならぬので出来るか、出来ないか、直接防衛庁として手を下して、お山の連中を引き下さなければならぬ。そのことを是非了承してもらいたいとい

う意味の電話であつた。

私は、総てを行政ルートにのせる前提として、一時的な処置として、これを容認したものであつた。

印野の問題は、まもなく治まつたようであつたが、その反面、演習場内正統派、行政派の農民に大きな反響をよびおこしたのである。その反響は今後新たに、大きな波紋をよびおこすことになる。

八、東富士演習場の問題は、長く再建連盟がこれにあつていたのであるから、それを行政ルートに移すということは、簡単にいくことではない。

しかし、我々三首長が基本精神を堅持していく限り、日本政府がこれを、同調している限り、必ず解決して平静、安定に達することができると思つてゐる。

急ぐことなく、一ケ年も経過すれば、自然に解決していくものと思つてゐる。

その間に、三首長はそれぞれ地域内の問題を、具体的に処理していけば良い。裾野町の例によれば、部分

的に問題を解決し、従来開発農協のやつていた事業も引継いでいくことにし、補償料の問題も裾野町だけを解決し、演習場使用協定も本協定を結ぶ準備も進めている。他の御殿場市、小山町も地域的に、具体的な問題の処理に、取り組んでいるのであろう。

かようにして、一ケ年くらいを目標して、自然に総てを解決していくのが、最も穏やかな方法であると思つていたが、印野問題をきっかけにして、事態は急激な変化をあらわしてきたので、自然回復の療法によつてばかりはいられないことになつた。

そこで、演習場問題解決の為に、不本意ながら応急の処置をこうじなければならなくなつた。

もし、この応急手術が成功しなければ、本来の自然回復をまてばよいのであるから、応急処置も決して、無意味でないと思うので、大方の各位の協力を得て、応急処置を試みることにしたい。

(二) 応急対策

一、裾野町の農民は、大多数再建連盟から脱退している。だが、約二〇％位は尚、連盟員となり、連盟と行動を共にしている。この残数の人々が、裾野町に復帰すれば、裾野町は一本化することが出来て、演習場問題は、完全に解決し、政府に協力する体制が、完備することになる。

たから、裾野町としては、その幾人かの人々を裾野町に復帰される運動に、早急に取り組まなければならぬ。

連盟があくまで、裾野町の住民を包含して、それと政府との交渉団体となろうということは、できないこととて、連盟が連盟として、職能を保持しようとするならば、まず、いやでも裾野町の住民を除外しなければならぬ。

あくまで、裾野町の住民を包含しているというならば、裾野町の住民と、無理心中をするという結果になるから、連盟の指導者はそんな愚かなことはしない

であろう。

二、再建連盟においては、前項に述べたように、裾野町住民を裾野町に復帰させ、次には、小山町の住民は小山町に復帰させることである。

そして、連盟はたとへ小型になつてもそのまま、御殿場市民だけの結集になるのであるから、そのまま、御殿場市長の傘下に入ることである。そうすることによつて、連盟としての団結もできその主張も統一して、御殿場市長を通して政府に対して、主張を貫徹することもできるのである。連盟としての機能を發揮するということは、この生き方に従うという他に、道はないのである。

この形式が実現するならば、連盟か、行政ルートかの問題は解消する。今後は、自治体の内部の問題になつてくる。

御殿場市は、連盟と、行政派の二本立になるのであるが、その調整は、いつに市長の政治力にかかると

ある。

連盟にしてみれば、その為に自己の権益を守り、そうして、その主張を、政府に貫徹することができるのであるから、少しもさしつかえなく、将来の生き方においては、御殿場市民は、総て連盟員となつてもさしつかえないことであるし、又いわゆる行政派が連盟と一本となつて、全部を行政派としてしまうことも、不可能ではないであろう。

要するに、御殿場市の問題となるのであつて、そうなつた以上は、三首長協議会としても、又他の二町長もこれに干渉することは出来ない訳である。

三、政府並びに県の関係指導者に望む。

演習場問題は、複雑多岐であるから、その具体的処理に当つて、もしも、根本義を忘れて、ただ目前の問題だけを、処理しようとして姑息手段を弄すると、かえつて問題を大きくする結果になることを忘れないようにして、欲しいのである。

問題をおこすのは、従来の連盟であると考えて、問題を処理することは、連盟自身を調整することだと考えると、連盟以外の農民の方が数においても多いのであるから、連盟を相手にするということは、それだけでも、連盟以外の農民を憤らせ、反対させるように、導くことになるから、特に、その点に留意して欲しいのである。

政府が、印野の一部の農民と妥協して、演習妨害を始末つけたが、その反面には、いわゆる行政派の農民を刺激して、大問題を引きおこしてしまつたのは、そのよき例である。

四、行政ルート派の農民に望む。

再建連盟は強い団結力で結びついているようであるが、それに反して、市長派、行政派の人々は、ばらばらである。これらの人々の要望は、なかなかつかみきれない。

だから、市長、町長を鞭撻する意義を持つて、早急

に団結を計り、意志の統一、要望の統一を計つて、それを市長、町長を通じて、国家に反映させなければならぬ。

そして、かつての連盟がしてきた以上に、正しいルートによつて、より以上の成果を上げるよう、努めてもらいたいものである。

しかし、この団体は自治体以外の団体となつては、駄目だ。

三首長の統制のもとに、三首長と表裏一体の関係にある団体でなければならない。

(三) 要望

一、以上の文章は、これを防衛庁長官を初め、演習場関係における、重要なポストにおられる方々、県知事初め、県の指導的立場におられる方々、三自治体の関係方々、農民再建連盟の指導者の方々、演習場関係農民の代表の方々、等以上の皆様方に配布して、それぞれに関係ある事柄に対して、反省、自覚、協力をお願い

して、演習場問題が一日も早く解決するよう、深甚の御配慮をお願いする次第であります。

(裾野市役所所蔵「演習場関係綴」)

1250

東富士演習場裾野地区対策委員会

昭和33・3・22
(九五八)

規約(抄)

(名称)

第一条 本会は東富士演習場裾野地区対策委員会(以下単に会と称する)という

(目的)

第二条 本会は東富士演習場関係地域に於ける入会慣行、土地等に対する権利を維持確保し農業経営に必要な措置を講じ事務調整を計り以て関係地域の総合開発を図り以て関係地域住民の生活安定に資する事をその目的とする。

(中略)

(事業)

第四条 本会は前条の目的を達成するため左の事業を行

う

一、土地等の賃貸借契約に関する事業

1 土地借上料に関する事項

2 面積、境界、使用条件、立入等に関する事項

3 賃貸借契約の解除又は開始等契約に関する事項

4 使用廃止、停止等に関する事項

二、損失補償に関する事項

1 中間補償に関する事項

2 林野特産物損失補償に関する事項

3 特別損失補償に関する事項

4 行政協定第十八条に基く補償に関する事項

5 その他の諸損失補償に関する事項

三、総合的開発に干渉する事項

四、その他本会の目的達成に必要な事項

(中略)

(委員)

第六条 委員は演習場に関係を有する左の者をもつてこれに充てる

自衛隊協力会設立趣旨

◎目的

この協力会は自衛隊と地域住民との共存共栄の実を具現することを目的とする。

◎事業

- 一、講演会、研究会、座談会等の開催
- 二、機関紙、パンフレット等の発行
- 三、映画会、音楽会、展示会等の開催
- 四、基地部隊、演習等の見学、体験入隊
- 五、青少年活動に協力する事業
- 六、自衛隊に協力する事業

2 委員は非常勤とする

(後略)

この規約は昭和 年 月 日より施行する

(裾野市役所所蔵「昭和33年東富士演習場関係綴」)

1251 裾野町富士裾野演習場地域自衛隊

(一九六九) 昭和44・7

協力会

裾野町富士裾野演習場地域

- ア、演習場周辺各駐とん部隊が行なう行事の協力
- イ、隊員の激励、慰問
- ウ、隊員の就職援護
- エ、じゅん職隊員の弔問及び遺族の就職援護
- オ、地域内にある自衛隊協力団体への協力
- カ、自衛隊が行なう民生安定協力作業等(部外工事)

行事支援への協力

七、会員の相互の親睦を計る事業

八、その他本会の目的達成に必要な事業

◎会員

会員は本会の趣旨に賛同する個人、法人及び団体とする。

記

裾野町富士演習場地域自衛隊協力会活動状況報告
自衛隊協力会昭和四十四年度に於ける活動状況下
記の通り報告します

◎会費

一、個人 一口年 金一〇〇円以上

二、法人 “ “ 一、〇〇〇円以上

三、団体 “ “ 五〇〇円以上

二・二八 桃園地区に鶏のニューカッスル病発生し防除のため自衛隊(車輛一、人員 三十二人)の応援あり

四・九 駒間^(ママ)自衛隊第六大隊宇都宮より移駐歓迎会を町民館にて開催

参加者 第一師団長
自衛隊幹部

◎今回の規約改正の要員

一、協力会の活動を更に活発にするため各種団体及び

御殿場市、裾野町長

青少年、婦人部を組織の中にとり入れました。

御殿場市、裾野町、自衛隊協力会

二、自主積極的な活動を行なうため会費を徴収するよ

五・一 裾野町泉幼稚園庭砂入作業自衛隊車輛 四十

うにしました。

五台、隊員 二十人

◎七月二十日を目標に加入の取まとめをお願い致します。

五・三〇 自衛隊第一師団軍楽隊による音楽教室、町民

館にて行う

参加隊員 五十二名

六・一 駒間自衛隊創立九周年記念式典に参加会長、

佐野子供会

六・一一 関東自動車富士工場新規社員一四〇人、駒

七・九 間自衛隊体験入隊(二泊三日)

六・二〇 裾野町須山青年団員二十二二人(役場職員六

六・二一 人)富士学校体験入隊(一泊二日)

六・七 御殿場市自衛隊協力会総会に参加(副会長以

上)

緑町第三六号

昭和四十四年七月十一日

町内各位様

緑町区長 神戸良市

富士裾野地域自衛隊協力会加入について(お願い)

首題の件に関し先般区長会の席上町当局および協力会

長(星野区長会長)より特に依頼がありましたので一人で

も多くの方々の御賛同を得たく、よろしくお願い申し上げます。(会費は一戸当り年額一〇〇以上となっております)

記

(趣旨の概要)

一、世界の情勢および歴史に鑑みて自分の国を護ることを他国の力にのみ頼るといふことは成り立たないこと
で矢張り分に応じて最少必要限の自衛隊は必要欠くべからざるものであり、これを日陰的存在にあらしめてはならないと思われる。

二、自衛隊は国防の第一線に活躍するためばかりでなく災害発生時は勿論日頃広く民生安定事業にも協力体制を布いており、特に駒門駐屯隊は裾野町の担当部隊として従来も種々好意を以って協力に預ることが多かった。

三、明一九七〇年は安保改訂期に当り一部に暴動的不則の事態も心配されない訳では無いが当裾野町において

はすぐ近くに駒門駐屯隊が控えていてくれるので万

の場合にも町民の生命財産の保護について心強く安心

して生活に励んでもらうことが出来ると思う。

以上の様にお世話になることばかり考えても矢張りふだ
んから相互信頼の上に立ってこちらでも激励したり協力
したりする体制を整えて、意志の疎通を計っておくこと
が必要である。

以上

(緑町区所蔵「発送文書 綴」)

1252 東富士裾野町入会組合規約(抄)

(一九七〇)
昭和45・3

東富士裾野町入会組合規約

(名称)

第一条 この組合は東富士裾野町入会組合(以下組合と
いう。)という。

(事務所)

第二条 この組合の事務所を静岡県駿東郡裾野町佐野七

八四番地の五に置く。

(組織)

第三条 この組合は旧来より入会慣行を有する、須山・

富岡・深良・佐野の各地区権利者をもって組織する。

二 前項の各地区に支部を設けることができる。支部
の規定は、この規約に準じて支部毎に定める。

第四条 この組合は東富士地域国有地内の裾野地域で裾

野町地区権利者が入会慣行を有する地域(以下東富
士裾野町地区国有地という。)について入会慣行を
維持確保し組合員の農業経営上必要な入会土地の利
用ならびに当該土地における各種林野雑産物採取の
適正を期する。

(事業)

第五条 この組合は前条の目的達成のための次の事業を
行なう

一 東富士裾野町地区国有地内における入会慣行の

維持確保に関すること。

- 二 農業振興に関する諸施策を講ずること
- 三 その他目的達成に必要な事業

(中略)

(組合員の資格および加入)

第十三条 この組合設立当初の組合員は別紙組合員名簿に記載されたものとする。なお組合員の権利義務を継ぐ者はその家計を継ぐ一人とする。

二 この組合に新たに加入しようとする者は次の各号の一に該当するもので委員会の承認を経なければならぬ。ただし、それでも東富士裾野町地区国有地に依存するものでなければならぬ。

- (1) 従来裾野町に居住し、主たる収入を農業に求めるもの、又は新たに農業を経営し、二ヶ年以上一戸を構え独立の生計を営みかつ永住の見込みある者

- (2) 組合員の分籍者で二ヶ年以上一戸を構え独立の生計を営みかつ永住の見込みのある者

- (3) この組合の組合員になろうとする者は予めその所属する地区の支部長又は代表役員の保証連署を得て所定の申込書を委員会に提出しなければならぬ。

(4) 組合員は別に定めるところにより東富士裾野町地区国有地における入会権を行使し又はこの組合の施設を利用することができる。

(組合員の資格喪失)

第十四条 組合員は次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 禁治産者および準禁治産者の宣告又は団体の解散

(2) 死亡・又は失踪の宣言

(3) 除名

(4) 相続のあったとき

(5) 組合員が希望し委員会が承認したとき

(6) 廃絶家したとき

第七節 村の戦後処理と「戦争の記憶」

1253

終戦事務協議会々議事項

(一九四五)
昭和20・12・12

終戦事務協議会々議事項

二〇・一二・一二

於テ御殿場町国民学校

一、軍事扶助ノ適正徹底ヲ期スル件

(イ)戦争ノ終結ニ伴ヒ多数ノ召集解除者又ハ除隊者ヲ生
ジ扶助ノ廃止又ハ変更ヲ要スルモノ相当アルベキニ付之
ガ処理ノ迅速適正ヲ期スルト共ニ特ニ法第十三条ノ二ノ
適要用ニ付テハ実情調査ヲ基礎トシ濫給漏給ナキ様意ヲ
用ヒラレ度

(ロ)終戦後国内産業ノ一大轉換ニ伴ヒ国民生活ニ至大ノ
影響ヲ及ボシツ、アリテ扶助ノ新規ノ開始又ハ増額変更

ヲ要スルモノモ発生スベキニ付対象者ノ実情ヲ把握シ之
ガ扶助ノ適正徹底ヲ期セラレ度

二、一般軍人援護事業ニ関スル件

時局ノ轉換ニ伴ヒ之ガ事業ニ改変ヲ要スルモノアルベ
キニ付既定計画ニ根本的檢討ヲ加ヘ夫々□地方ノ実情ニ
応ジ施設ノ移転轉換等速カニ適切ナル措置ヲ講セラレ度
三、召集解除者生業援護事業ニ関スル件

現下ノ国内事情ニ鑑ミルトキハ召集解除者又除隊者ノ
生業復帰ハ今後相当困難ヲ予想セラル、ヲ以テ之ガ援護
ニ当リテハ慢然資金ヲ給与スルガ如キコトナク常ニ産業
界ノ趨向並地方事情ヲ仔細ニ洞察シ関係機関トモ緊密ナ
ル連絡ヲ保持シ生業ノ選定並ニ経営維持ノ積極的指導ニ
努メラレ度

四、恩賜財団軍人援護会並銃後奉公会ニ関スル件

(イ)恩賜財団軍人援護会ハ其ノ名称ヲ恩賜財団遺族傷兵
援護会ト改ムルト共ニ新タニ市区町村ニ分会ヲ設置シ
其ノ体系ヲ整備シテ組織的活動ヲ促進スルコト、ナリ

タリ

(ロ) 銃後奉公会ハ時局ノ転換ニ伴ヒ使命ノ一半ヲ喪失シタルヲ以テ之ヲ廃止シ聖旨ヲ奉戴スル恩賜財困遺族傷兵援護会ノ市区町村分会ヲ設置シ隣保相扶ノ道義ヲ基調トシ専ラ軍事援護ニ当ラシムコト、シタリ

五、戦歿者遺族職業補導ニ関スル件

戦歿者遺族数ハ著シク増加シ且終戦後社会経済事情ノ変化ニ伴ヒ職業補導ヲ要スル者相当増加スベキヲ以テ補導者ノ調査発見ニ努ムルト共ニ職業補導事業ノ拡充強化ヲ図リ以テ補導ノ万全ヲ期セラレ度

(裾野市役所 須山支所所蔵「軍人軍属援護業務関係書綴」)

1254 皇后陛下御下賜品に関する件

(一九四六)
昭和21・5・31

駿地厚第一六六号

昭和二十一年五月三十一日 駿東地方事務所長 印

市町村長殿

皇后陛下御下賜品に関する件

曩に支那事变以降の戦死又は殉職の陸海軍将校以下及関東局並に外務省警察官吏及国立療養所に於て療養中又は地方長官の□ふ傷痍軍人の委託療養又は居宅医療中死歿したる傷痍軍人に対し畏くも 皇后陛下より御歌復本、御菓子下賜の有難き御沙汰を拝し居りました処、今般諸種の事情に因り御菓子下賜の儀は廃止せらるゝことゝなり今后御歌復本のみ下賜せらるべき旨厚生次官より通牒がありましたから今后本件処理に關しては左記事項御留意の上之が取扱に關し特段の御配意ありたい。

記

一、御歌復本は今後も下賜せられますので該当者ある場合は従来通り速に報告のこと
二、戦災等により御歌復本の伝達を受くべき遺族の住所の移動も相当ありますので其の住所を適確に把握し置くこと。

(裾野市役所 富岡支所所蔵「戦没者御下賜品関係書綴」)

1255 戦後の村葬での弔辞

(二九四六)
昭和21・8・5

(前略)

君等将兵ノ一身ヲ国家ニ殉ジテノ愛国ノ至情モ空シク不
運帝国ハ敗戦トナリ、今ヤ満一年ヲ迎ヘントス、終戦ニ
当リテノ畏クモ凌ビ難キヲ凌ビ堪エ難キニ堪エトノ御
詔書ニモ不拘、国家ノ前進ヲ自ラ悲観シテ自暴自棄ニ陥
ル者、階級闘争ニ雷動スルモノ出テ、加ハルニ深刻ナル
食糧問題ヲ初メ内憂続出シ帝国ノ前途容易ナラザルモノ
アリ斯克テハ帝国ノ再興ハ全ク困難ニシテ一億同胞ハ大
東亜戦争中ノ団結力ヨリ更ニ相和ス強固ナル団結心ヲ示
スニ非ザレバ絶対復興ハ至難也ト信ズ、ヨシ更ニ難苦加
ハルモ決然ヨク堪ユルノ覚悟必要也、同様敗戦国ノ独逸
ノ国民中ニハヒットラーの悪口ヲ云フ者殆んど無キと聞
く、この国民にして初めて国家再興の力あり、稍々もす
れば我国民中には今尚戦争の敗因ヲ責むるに急なる者
多々あり敗因を究明して将来国家発展の□□に資するは

基より必要なれ共最早責むる時に非ず只お互に自覚して
協力するにあり、帝国は既に世界永遠の平和の為め武器
を棄て真に民主国家として平和国家として世界に其の声

明を発したり、而れ共如何に平和国家と雖へ共、国家の
為めには何時にても一身ヲ捧げる至誠が国民に横溢せざ
れば決して国家は繁栄するものに非ず況んや指導者に於
て然り君が死ヲ鴻毛ノ輕キニ比シテ大陸ニ骨ヲ埋メラレ
タル愛国ノ至情ハ大和民族ノ子々孫々ニ伝ハリ永久不滅
必ズヤ君ノ靈ニ酬ユル日アルヲ信ジ吾々村民ハ益々協力
一致シテ難局打破ニ突進セム事ヲ堅ク誓ヒテ訣別ノ辞ト
ナス冀クバ享ケヨ

昭和二十一年八月五日

富岡村長 真田平吉

(裾野市役所 富岡支所所蔵「(兵事関係綴)」)

1256 警察予備隊員の募集について

(二九五二)
昭和27・7・28

(回覧用)

警察予備隊員の募集について

昭和三三、七、六富岡村役場

一、募集の対象となる警察官

二等警査として採用する警察予備隊の警察官で、二年を任期とし概ね警査長となつて(勤務成績による)離隊する者、但し志願により継続任用の方途もあること

二、応募資格

(1)原則として昭和二年十二月二日生れから昭和九年十二月一日生れまで(満十八歳以上満二十五歳未満)の男子で新制中学卒業と同程度の学力を有する者で、心身健全にして独身者であること(必ずしも新制中学卒業者に限らない同程度の学力のあるものはよい)

(2)左の各号の一に該当する者は応募資格を有しない。

- (一)日本の国籍のない者、(二)禁治産者及び準禁治産者、(三)禁錮以上の刑に処せられた者、(四)法令の規定による懲戒免職の処分を受けその処分の日から二年を経過していない者、(五)日本国憲法またはその下に成立した政

府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはそれに加入した者

(3)前回迄に応募して不採用となつた者も応募できるものとする。

三、募集実施日程

(中略)

四、駐屯部隊の募集担当区域は次の通りである。

豊川部隊(静岡県、愛知県、岐阜県)

(後略)

(御宿区所蔵「御宿区役場関係綴」)

1257 財団法人静霊奉賛会富岡村支部規 (一九五二)
昭和27・10・24

約

財団法人静霊奉賛会富岡支部規約

(名称及び事務所)

第一条 この支部は静霊奉賛会富岡支部と称し事務所を

富岡村役場におく

(目的及び事業)

第二条 この支部は財団法人静霊奉賛会寄附行為に定め

る目的を達成するため左の事業を行う

一、区域内会員の勧誘募集及び連絡に関する事

二、拠出金及寄附金品の取纏めに関する事

三、其の他支部において奉賛会の目的及び事業遂行の

ため必要な事項

(役員)

第三条 支部に次の役員を置く

支部長 一人 村長遠藤佐市郎

副支部長 二人 議長杉山幸一

助役真田平吉

理事 富岡村各区長全員

評議員 富岡村会議員全員

(支部長及副支部長)

第四条 支部長及び副支部長は評議員会において選任す

る

2、支部長は支部を代表し支部の事務を統轄する

3、副支部長は支部長を補佐し支部長事故あるときは

予め支部長の指命する副支部長がその職務を代理す

る

(理事)

第五条 理事は評議員会において選任し理事会を組織し

て支部の事業執行にあたる

(評議員)

第六条 評議員は富岡村会議員を以てこれに充て評議員

会を組織して支部の重要事項を審議する

(役員任期)

第七条 役員任期は二年とする但し再任をさまたげな

い

2、補欠又は増員によつて就任した者の任期は前任者

又は現任者の残存期間とする

(会議の招集及び議決方法)

第八条 会議は支部長が招集してその議長となり議事は

構成員の二分の一以上出席し出席者の過半数をもつて

決する

(事務職員)

第九条 支部に管掌事務を処理するため事務職員を置く

ことが出来る

2、事務職員は支部長がこれを任命し支部長の命を受

けてこれを処理する

(経費)

第十条 支部の必要なる経費は寄附行為及びその他の収

入をもつてこれに充てる

(会計年度)

第十二条 支部の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三

十一日をもつて終る

(準用規定)

第十三条 この規約で定めるものゝほか必要なことは財団

法人静霊奉賛会寄附行為及び同会員規程等の関係条項

を準用して行う

(附則)

第十三条 この規約は昭和二十七年拾月式拾四日より施行

する

(御宿区所蔵「財団法人 静霊奉会富岡村支部規約」)

1258

裾野町郷友会設立関係資料・結成

昭和33(一九五八)

趣意書・規約草案

深郷第一号

裾野町郷友会

昭和三十三年二月六日

深良支部設立準備委員

区長10名旧在郷軍人会17名

婦人会役員29名青年団14名 殿

部農会16

謹啓厳寒の砌り御貴台益々御清祥の事とお悦び申し上げます

ます。扱て裾野町も昭和三十二年に於いて中駿の大同団

結漸く成り本年は愈よ／＼その建設の年として、町民皆

様方の抱負と理想に依り明るい住みよい郷土「町造り」

を致し度く老若男女を問はない志を同じくする方々を以

つて郷友会を結成し、精神的結合の団体の力を以つて現下急務と目される道徳教育に、或は産業振興のため、又郷土発展の事業達成に寄与致し度く、御繁忙の処誠に恐縮に存じますがこの趣旨に御賛同をお願いしこの活動を一般に弘報しより良き会を作り度きため左記に依り篤と懇親会を開催致し度く御参集願ひ度く御通知申し上げます。

二月九日(日曜日)午後六時三〇分 深良支所会議室

裾野町郷友会(仮称)結成趣意書

終戦後早やくも十二年がすぎ世の中は漸く落ち着いた平和な社会となりつゝありますが嘗て祖国の人柱となり若い生命を捧げた多くの人々があり、杖柱と頼んだ家族を亡くした遺族のあることが時として忘れられようとし又終戦後思想の混乱期を経て迷う向もなしとせざる現情勢下に於て当町の志を同じくする方々を以つて郷友会を結成し精神的結合の団体の力を以つて明朗な郷土の建設

を計りたいと思ひまして左記規約案のような会を作りたく有志相図り設立準備を進めて居りますので何卒町民各位御賛同御入会の上、明るい住みよい町造りに御協力いただきますよう御願ひ申し上げます。

設立準備委員長 星野国俊

裾野町郷友会規約草案

第一章 総則

第一条 本会は裾野町郷友会と称し本部を裾野町役場内に置き各地区に支部を置く

第二条 本会は会員の親睦団結を図り明朗なる郷土の建設と祖国の再建に寄与することを目的とする

第二章 会員

第三条 本会の会員は正会員及特別会員を以て構成する
1、正会員は本会の趣旨目的に賛同して入会し年額百円の会費を納入するものとする

但し遺族に対しては会費の納入に就て考慮することが出来る

2、特別会員は本会に特に功労のあった者で理事会の推薦した者

第三章 事業

第四条 本会は第二条の目的達成の為左の事業を行い又はこれに協力する

- 1、英霊の顕彰
- 2、戦争犠牲者国家補償の確立、未帰還者戦争受刑者遺骨送還に関する事項
- 3、会員の親睦向上、互助に関する事項
- 4、内外の情勢特に国民精神作興並に独立防衛精神に関する調査普及

5、思想の善導教育の刷新政治の浄化郷土開発産業の振興に関する事項の調査普及

6、青年団、婦人会その他有^(マ)好団体との連絡提携

7、講演会の開催機関紙の発行出版物の配布

8、其他本会の目的達成に必要な事業

第四章 役員

第五条 本会に左の役員をおく

1、会長一名 副会長一名 理事若干名 監事三名
役員は正会員及び特別会員たることとする

2、会長、副会長、理事及監事は総会で選任するものとす

3、支部長及班長は支部に於て選任する

4、役員の任期は二年とする、但し重任を妨げない

5、役員の欠員を補充した場合の任期は前任者の残任期間とする

第六条 役員の職務権限は左の通りとする

1、会長は本会を代表し会務を総理する

2、副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長が予め定めた順序に従いその職務を代行する

3、理事は会長の指示を受けて会務を掌る

4、監事は会務の運営及会計を監査し結果を総会に

報告する

5、支部長は会長の指示を受け支部の会務を掌る

第七條 本会に名誉会長顧問及相談役を置くことが出来る

1、名誉会長、顧問及相談役は理事会の推薦により
会長より委嘱する

2、顧問及相談役は本会の重要事項に関し会長の諮問に応ずる

第五章 会議

第八條 会議は総会の理事会及支部長会とし必要に応じ
会長之を招集する

2、総会は通常毎年一回会長之を招集する 但し必要ある場合は臨時総会を開くことが出来る

第九條 総会の議決は出席構成員の過半数で之を決定し
可否同数の場合は議長の決するところによる

但し規約の改正は三分の二以上で之を決定する

第六章 事務局

第十條 本会の事務を執行する為事務局を設けることが出来る

第七章 会計

第十一條 本会の経費は会費、寄附金及その他の収入を以て充てる

第十二條 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終る

附則

本規約は昭和三十三年三月二十一日より施行する

昭和三十三年三月廿八日

裾野町郷友会設立準備委員 芹澤 亢一

殿

拝啓 陽春の御御尊台いよいよ御健勝およろこび申上ます

終戦以来はやくも十有余年世はようやく落ちつきをとり
もどし平和な姿とならうとしておりますがその陰には祖
国の危急存亡にはせ参じ幾山河遠い戦地で若きいのちを
捧げて散った人々、恋しいわが父、夫、いとしいわが子、

兄弟を亡くした遺族が忘れられようとしておりますとき、これら英霊の顕彰と遺族をお慰めし会員相互の親睦その他明朗な町づくり等のため先般裾野町郷友会設立のことがおこり小生出席趣旨に賛同し、深良地区の取まとめの依頼を受けましたが微力でありますので御尊台の御力を借りたく存じますので御迷惑乍ら亡き戦友のため郷土のため設立を準備委員を御引きうけ下さいませよう御願ひ申し上げます。

つきましては四月六日設立総会もありますので突然で甚だ恐縮に存じますが左記により深良地区準備委員会を開きますから何卒御出席下さいませよう御願ひ申し上げます

敬具

記

日時 本日(三月二十八日)午後七時

場所 深良支所会議室

(裾野市役所 深良支所所蔵「裾野町郷友会綴」)

1259 裾野町戦没者忠霊録編さん助成に
昭和33・3

ついでに陳情

陳情書

裾野町遺族会長 日吉茂作

裾野町長渡辺義夫殿

裾野町戦没者忠霊録編纂助成方陳情

裾野町遺族会に対しましては町長殿始め町議会議員皆様方の温情を忝けかうして毎年遺族金助成金を町予算に織り込まれ会事業に助成いたゞきますことは裾野町遺族六百有余名の深く感激しておるところで厚く御礼申し上げます。私共遺族といたしましても御厚情に応える為に懸命の努力をいたし一日も早く立ち上がりたいのであります。遺族の中には種々複雑な家庭事情もあり又生活様式も異りましま会員の過半数は老齢に達し自活力もおとろへ残りは未亡人、遺児でありまして全般的に立ち遅れておる現情でありますことは真に憂慮に堪えないものがありま

す。御賢察の通りであります。従いまして、日本遺族会におきましては、全国遺族から切なる要請により今国会へ公務扶助料、並びに、遺族年金制度の改正審議方を要請中ではありますが政府といたしましても限りある国費で遺族にのみ増額を認められる筈もあり得ないと考えられます。顧みまするに遺族以外の方で国家の犠牲になられた多数の方もありますので共に協力して一日も早く明るい生活に進むことに自覚を以て努力したいと思っております。上何卒公私共に心からなる御指導と御支援を賜わりますよう只管御願ひする次第であります。

裾野町戦没者の忠霊録編纂は会創立頭初から主たる事業として掲記してあり今日に至るも継続になっております。終戦後既に十三回忌に相当するも今尚、呼び声だけで未完成でありますことは誠に遺憾とする次第であります。当会は旧泉村、旧小泉村の遺族会の合併、深良村の合併、更らに又富岡村、須山村の合併に伴ないまして会事業自体といたしましても右往左往し只流れ事業に終始したよ

うな結果に過ぎたのであります。然るに隣接する駿東郡下の小山町、清水村、長泉村、原町等にありましては数年前に忠霊録が完成されておりますのでその過程に付きまして研究をいたしましたところ町当局、村当局が編纂委員会を組織されましたところ町当局、村当局が編纂見事完成し忠霊録は各遺族に一部宛無償或るいは一部負担にて交附されてある事実を確認したのであります。其の身でなければそれ程に感じないのは人情の常とか同じ国家の犠牲者でありながら当遺族会の戦没者が今以て其の線に到達しなかった事は遺族会として町当局へかゝる御協力にすがらなかつた責任は大きく又誠に口惜しく断腸の思で明けくれております、会員全員からの切なる御願であります当会は昨年末に役員会に諮り其の事情を町当局に進言することに意見一致したのであります。差し当って各遺族親族から編纂資料を集め昨年十二月二十五日を期し一応取りまとめた次第であります、この事を察知されました町傷痍軍人会、元郷軍関係者、其の他の

有志から資料も不十分なから消滅しないし、出征後の行動や応召当時の村長様区長様達と幸に御健在であれば当局の助成を仰ぎこの際完成を期すべきだとの御声援もありますので私達も霊魂不滅かと慰霊の大きな途も近きにあると確信し益々意を強く盛り上がった次第であります。是非共助成方御高配を賜われますように御願いたします。裾野町長、裾野町議会議長、裾野町議会厚生委員長に前記事情を報告し助成をいただき忠霊録編纂促進方を裾野町遺族六百有余名を代表して会長の役を負う日吉茂作前記事情具申いたします 誤字脱字、文意の通じない点は御判断下さいまして何卒事情御賢察の上格別の御詮議賜われますよう重ねて御願申し上げます

昭和三十三年一月 日

以上。

(裾野市役所所蔵「受請願陳情書綴」)